

平成 25 年度  
包括外部監査結果報告書

「過年度の包括外部監査に対する措置状況について」

平成 26 年 3 月  
熊本県包括外部監査人  
星野誠之



## 目 次

第1章 外部監査の概要	1
Ⅰ. 外部監査の種類	1
Ⅱ. 選定した特定の事件	1
Ⅲ. 特定の事件を選定した理由	1
Ⅳ. 監査対象年度及び対象部局	1
Ⅴ. 外部監査の着眼点	2
1. 包括外部監査制度をとりまく熊本県の協力体制について	2
2. 過年度における各部局の対応状況	2
Ⅵ. 主な監査手続	3
Ⅶ. 監査実施期間	3
Ⅷ. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格	3
Ⅸ. 利害関係	3
第2章 熊本県における包括外部監査制度の概要	4
Ⅰ. 包括外部監査制度の概要	4
1. 外部監査の目的	4
2. 外部監査の種類	5
3. 包括外部監査契約の締結	5
4. 外部監査契約を締結できる者	6
5. 包括外部監査人の義務等	6
Ⅱ. 熊本県における包括外部監査の概要	7
1. 法令の整備状況	7
2. 包括外部監査の年間スケジュール	8
3. 包括外部監査に対する関係部局の役割分担	9
Ⅲ. 過年度における熊本県の包括外部監査のテーマ	12
第3章 外部監査の結果及び意見（総論）	14
Ⅰ. 他県の対応状況	14
Ⅱ. 今後の改善	17
1. 規定、マニュアル等の整備状況について	17
2. 担当者間の引継ぎについて	17
3. 措置方針のモニタリングについて	18
4. 包括外部監査を受検する際の姿勢について	19
5. 包括外部監査人による措置状況に対するフォローの必要性について	19
6. 包括外部監査の結果として報告される「指摘」と「意見」について	20
第4章 外部監査の結果及び意見（過年度の総論部分に対する措置状況）	22
Ⅰ. 過年度における総論部分の監査結果及び意見	22
Ⅱ. 平成19年度「主要施設の管理運営について」	24

1. 監査結果（総論）の内容 .....	24
2. 監査結果（総論）に関する現状 .....	25
<b>III. 平成 20 年度「基金の財務事務について」 .....</b>	<b>27</b>
1. 監査結果（総論）の内容 .....	27
2. 監査結果（総論）に関する現状 .....	31
<b>IV. 平成 21 年度「未収金の財務実務について」 .....</b>	<b>33</b>
1. 監査結果（総論）の内容 .....	33
2. 監査結果（総論）に関する現状 .....	35
<b>V. 平成 22 年度「商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について」 .....</b>	<b>38</b>
1. 監査結果（総論）の内容 .....	38
2. 監査結果（総論）に関する現状 .....	44
(12) 中小企業振興について .....	49
<b>VI. 平成 23 年度「公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について」 .....</b>	<b>51</b>
1. 指摘事項の内容 .....	51
2. 監査結果（総論）に関する現状 .....	55
<b>第 5 章 外部監査の結果及び意見（各論） .....</b>	<b>61</b>
<b>I. フォロー監査の対象とした指摘事項 .....</b>	<b>61</b>
<b>II. 監査の結果と意見 .....</b>	<b>61</b>

## 第1章 外部監査の概要

### I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定による包括外部監査

### II. 選定した特定の事件

過年度の包括外部監査に対する措置状況について

### III. 特定の事件を選定した理由

包括外部監査制度は、外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化し、地方公共団体の監督機能に対する住民の信頼を高めることを趣旨として、平成9年の地方自治法の改正により施行（平成10年10月1日施行）された。その監査は、「財務に関する事務の執行」と「経営に係る事業の管理」に主な視点がある。

熊本県も平成11年度より同制度を導入しており、平成25年度で15年目を迎えている。毎年外部監査人から出される監査結果に対して、熊本県は関係部局に対して措置を求め、その状況を熊本県のホームページにおいて公開している。

同制度は15年目を迎えたが、過去その措置状況について包括外部監査人として顧みることがなかった。監査人の出した監査結果に対して、熊本県側が適切な対応をとっているのか顧みることが、同制度による地方公共団体の監督機能に対する住民の信頼を得るとともに、今後の包括外部監査のありかたを検討するうえでも有用であると判断したことから、当該テーマを選定した。

当該監査を実施するにあたっては、直近5年間（平成24年度は措置途中であることから、平成23年度以前5年間を選定）の措置状況について、その内容、対応としての適切性、適時性等を監査の視点とするとともに、合わせて熊本県の包括外部監査に対する協力体制等、包括外部監査を有効かつ効率的に実施するために必要な体制がとられているかについても監査を実施する。

### IV. 監査対象年度及び対象部局

部	課	指摘数	一覧表番号
企画振興部	文化企画課	20	平成20年度：28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43 平成23年度：100、101、102、103
	交通政策課	6	平成20年度：44、45、46、47、48、49
健康福祉部	健康福祉政策課	1	平成20年度：50
	障がい者支援課	3	平成20年度：51、52 平成21年度：54
環境生活部	環境立県推進課	1	平成23年度：104
	自然保護課	4	平成23年度：105、106、107、108

商工観光 労働部	商工振興金融課	5	平成 21 年度 : 55 平成 22 年度 : 72、73、74、75
	労働雇用課	1	平成 21 年度 : 56
	産業人材育成課	2	平成 19 年度 : 5、6
	産業支援課	21	平成 22 年度 : 76、77、78、79、80、81、82、 83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、 96、97、98、99
	エネルギー政策課	2	平成 22 年度 : 93、94
	企業立地課	1	平成 22 年度 : 95
	くまもとブランド推進課	8	平成 19 年度 : 1、2、3、4 平成 23 年度 : 109、110、111、112
農林水産部	団体支援課	4	平成 21 年度 : 57、58、59、60
	農村計画課	1	平成 21 年度 : 61
	漁港漁場整備課	5	平成 21 年度 : 62、63 平成 23 年度 : 113、114、115
土木部	都市計画課	3	平成 20 年度 : 53 平成 23 年度 : 117、118
	下水環境課	5	平成 23 年度 : 119、120、121、122、123
	河川課	1	平成 21 年度 : 64
	港湾課	1	平成 23 年度 : 116
	住宅課	7	平成 21 年度 : 65、66、67、68、69、70 平成 23 年度 : 124
教育委員会 事務局	体育保健課	7	平成 19 年度 : 7、8、9、10 平成 23 年度 : 130、131、132
	文化課	10	平成 19 年度 : 11、12、13、14、15、16 平成 23 年度 : 126、127、128、129
	社会教育課	11	平成 19 年度 : 17、18、19、20、21、22、23、 24、25、26 平成 23 年度 : 125
	高校教育課	1	平成 21 年度 : 71
警察本部	会計課	1	平成 19 年度 : 27
		132	

## V. 外部監査の着眼点

### 1. 包括外部監査制度をとりまく熊本県の協力体制について

- ①担当部局の役割
- ②マニュアル等の存在
- ③包括外部監査の流れ
- ④包括外部監査の結果に対する対応

上記の視点について、熊本県における監査体制をヒアリングし、改善すべき点があれば指摘する。

### 2. 過年度における各部局の対応状況

平成 19 年度から平成 23 年度の 5 年間について、「指摘」（又は「改善」とされた事項について、その措置状況をヒアリングする。視点としては、措置の適時性、

指摘の理解度、措置内容の妥当性、十分性等を検証する。現在熊本県のホームページにより公開されている措置状況については、全て措置済みとはされているものの、その内容についてはレベルの差がある。よって、指摘事項の趣旨を理解し、十分な措置がなされているか慎重に判断する必要がある。

## VI. 主な監査手続

- (1) 過年度の「包括外部監査の結果等に係る改善措置」を査閲し、措置状況を把握
- (2) 所管課に対するヒアリング
- (3) 措置状況を確認できる資料の検証
- (4) 他県の対応状況に対するアンケートの実施
- (5) 包括外部監査に関する法令、条例等の検討

## VII. 監査実施期間

平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

## VIII. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格

職 務	氏 名	資 格
包括外部監査人	星 野 誠 之	公認会計士
補 助 者	河喜多 保典	公認会計士
	吉 川 栄 一	公認会計士
	飯 村 光 敏	公認会計士
	入 江 佳 隆	公認会計士
	本 吉 幸 雄	公認会計士
	平 井 孝 道	公認会計士試験合格者

## IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 本報告書の記載金額は、端数処理の関係で合計欄の金額と内訳の合計額が一致しない場合がある。

## 第2章 熊本県における包括外部監査制度の概要

### I. 包括外部監査制度の概要

#### 1. 外部監査の目的

外部監査制度は、外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することで、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化し、地方公共団体の監督機能に対する住民の信頼を高めることを目的として、平成9年の地方自治法の改正により創設（平成10年10月1日施行）された制度である。

地方自治法では、外部監査契約は地方自治法第2条第14項又は第15項の規定の趣旨を達成するため外部監査人の監査を受けるとともに、監査の結果の報告を受けることを内容とする（地方自治法第252条の27）と規定されている。

注：これ以降、「地方自治法」は「法§」と略記する。

第二条 地方公共団体は、法人とする。

～ 中略 ～

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

～ 以下省略 ～

第二百五十二条の二十七 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。

2 この法律において「包括外部監査契約」とは、第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であって、この法律の定めるところにより、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものをいう。

3 この法律において「個別外部監査契約」とは、次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各号に掲げる請求又は要求があった場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であって、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

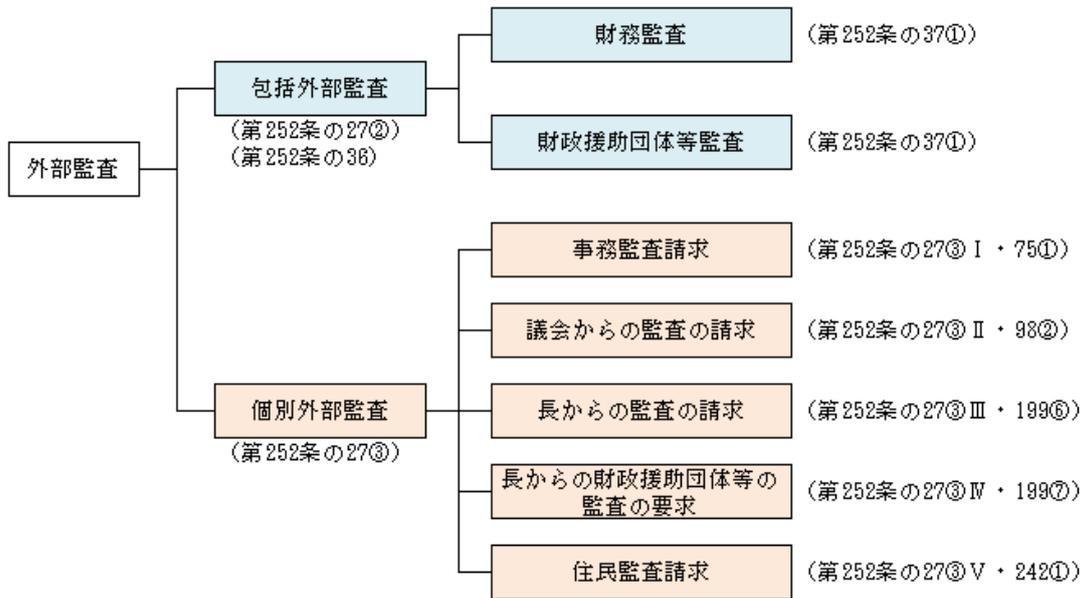
一 第二百五十二条の三十九第一項に規定する普通地方公共団体 第七十五条第一項の請求

二 第二百五十二条の四十第一項に規定する普通地方公共団体 第九十八条第二項の請求

三	第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体	第百九十九条第六項の要求
四	第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体	第百九十九条第七項の要求
五	第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体	第二百四十二条第一項の請求

2. 外部監査の種類

地方公共団体が導入している外部監査制度には、以下の種類が存在する。



注：番号は地方自治法上の規程の番号を示している

上記のうち、包括外部監査は、外部監査の目的を達成するため、毎会計年度一回以上「外部監査人が必要と認める財務その他の事業を特定して」監査するものであり（法§252の27）、その監査の範囲は「財務に関する事務の執行」と「経営に係る事業の管理」に分けられる。

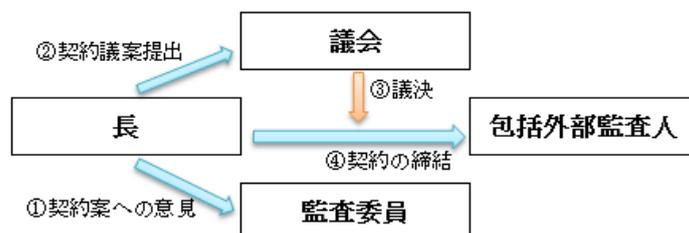
監査の結果は、包括外部監査人が長、議会及び監査委員等に報告し、監査委員が公表することになっており、都道府県、指定都市、中核市（人口30万人以上で、面積100k㎡以上で、指定を受ける旨の申し出をした市）には、実施が義務付けられている。

3. 包括外部監査契約の締結

包括外部監査契約については、以下のように規定されている。（法§252の36①等）

- ① 都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結（連続して4回、同一の者と契約を締結してはならない）。

- ② 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。



#### 4. 外部監査契約を締結できる者

地方自治法では、外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体が財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次に該当するものが規定されている。(法 § 252 の 28①②)

- ① 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む）
- ② 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む）
- ③ 税理士（税理士となる資格を有する者を含む）
- ④ 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で、監査に関する実務に精通しているもの

#### 5. 包括外部監査人の義務等

地方自治法では、包括外部監査人の義務として、以下のような内容が規定されている。

- ① 外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を実施する義務（法 § 252 の 31①）
- ② 常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査を実施する義務（法 § 252 の 31②）
- ③ 外部監査人は、監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人でなくなった後であっても、同様とする。（法 § 252 の 31③）
- ④ 前項の規定（法 § 252 の 31③）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。（法 § 252 の 31④）
- ⑤ 外部監査人は、監査の事務に関しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（法 § 252 の 31⑤）
- ⑥ 特定事件（自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件）については監査をすることができない（法 § 252 の 29）

## II. 熊本県における包括外部監査の概要

### 1. 法令の整備状況

熊本県では、包括外部監査制度に対して、以下の条例を制定している。

熊本県外部監査契約に基づく監査に関する条例

(制定 平成 11 年 3 月 16 日条例第 3 号、改正 平成 16 年 6 月 17 日条例第 44 号)

包括外部監査に関して制定されている条例としては上記のみであるが、これは多くの他の自治体においても同様の状況と考えられ、包括外部監査の実施面については地方自治法の規定を根拠として、各自治体の判断で運用されることになる。しかし地方自治法は包括的な規程であり、詳細な部分については明確に規定していない。また、地方自治法施行令、地方自治法施行規則において規定されている内容は地方自治法に規定されている内容を補完するものであり、包括外部監査の運用に関する部分の規定は存在しない。よって、実際の運用における分担等は関係部署との協議により調整してきたものとする。

なお、監査委員事務局の事務を管理するために、監査員事務局独自で「熊本県監査委員包括外部監査関係事務処理要領」(平成 11 年 4 月 14 日制定)を制定している。

なお、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則における、包括外部監査に係る規定は以下のとおりである。

#### ・「地方自治法」 第十三章 外部監査契約に基づく監査

法令	条文番号	内容
第一節 通則	第 252 条の 27	外部監査契約
	第 252 条の 28	外部監査契約を締結できる者
	第 252 条の 29	特定の事件についての監査の制限
	第 252 条の 30	監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮
	第 252 条の 31	監査の実施に伴う外部監査人の義務
	第 252 条の 32	外部監査人の監査の事務の補助
	第 252 条の 33	外部監査人の監査への協力
	第 252 条の 34	議会による説明の要求又は意見の陳述
	第 252 条の 35	外部監査契約の解除
第二節 包括外部監査契約に基づく監査	第 252 条の 36	包括外部監査契約の締結
	第 252 条の 37	包括外部監査人の監査
	第 252 条の 38	

・「地方自治法施行令」 第九章 外部監査契約に基づく監査

法令	条文番号	内容
第一節 通則	第 174 条の 49 の 21	外部監査契約を締結できる者
	第 174 条の 49 の 22	外部監査契約を締結してはならない普通 地方公共団体の職員であつた者の範囲
	第 174 条の 49 の 23	地方自治法第二百五十二条の三十二第一 項の規定による協議の手續
第二節 包括外部 監査契約に基づく 監査	第 174 条の 49 の 24 第 174 条の 49 の 25	包括外部監査契約の締結の手續等
	第 174 条の 49 の 26	包括外部監査契約を締結しなければならない市
	第 174 条の 49 の 27	包括外部監査契約で定めるべき事項
	第 174 条の 49 の 28	包括外部監査契約を締結したときに告示 すべき事項
	第 174 条の 49 の 29	地方自治法第二百五十二条の三十八第一 項の規定による協議

・「地方自治法施行規則」 第十七条の二～第十七条の十五

2. 包括外部監査の年間スケジュール

熊本県における包括外部監査の一年間のスケジュール及び担当課は概ね以下のようになっている。

時期	業務内容	根拠条文	担当課	備考
12月～ 1月ごろ	契約意見照会	法 § 252 の 36①	総務部人事課	
	契約意見回答	法 § 252 の 36①	監査委員事務局	
2月～ 3月ごろ	契約議案の提出・ 議決	法 § 252 の 36①	総務部人事課	
4月	包括外部監査契約	法 § 252 の 36①	総務部人事課	
6月	補助者協議回答・ 告示	法 § 252 の 32②	監査委員事務局	
8月～ 翌年2月	外部監査人の監査 への協力	法 § 252 の 33①	監査対象団体	
	外部監査人の監査 への協力	法 § 252 の 33②	監査委員事務局	外部監査人の求めに 応じて、監査事務に支 障のない範囲で協力し ている。

翌年 3 月	監査結果の報告	法 § 252 の 37⑤	総務部人事課 監査委員事務局	総務部人事課が日程調整のうえ、外部監査人が直接知事、監査委員に提出し、県議会他関係部局等に対しては監査委員事務局が代理で提出している。
翌年 3 月 下旬	監査結果公表	法 § 252 の 38③	監査委員事務局	熊本県のホームページにおいて公表している。
翌年 3 月 下旬	監査結果報告に対する意見	法 § 252 の 38④	監査委員事務局	外部監査人の報告書に対する監査委員独自の意見を述べる権利であり、必要に応じて実施。
翌年 4 月	措置状況の照会	—	監査委員事務局	報告書の提出を受けた次年度の 4 月に、関係部局に措置状況を報告するよう任意で照会している。
翌年 7 月 ～ 9 月	措置状況の公表	法 § 252 の 38⑥	監査委員事務局	報告を受けた措置について、熊本県のホームページにおいて公表している。

注 1：上記表中の「法 §」は地方自治法上の条文番号を示している。

注 2：措置状況の公表については、指摘又は意見を付された所管課から措置内容の報告を受け次第公表することとなっており、上記措置状況の公表の時期はあくまでも目安であり、必ずしも上記の時期に公表されるわけではない。

### 3. 包括外部監査に対する関係部局の役割分担

熊本県においては、包括外部監査を受ける側として、各課で以下のような分担をしている。

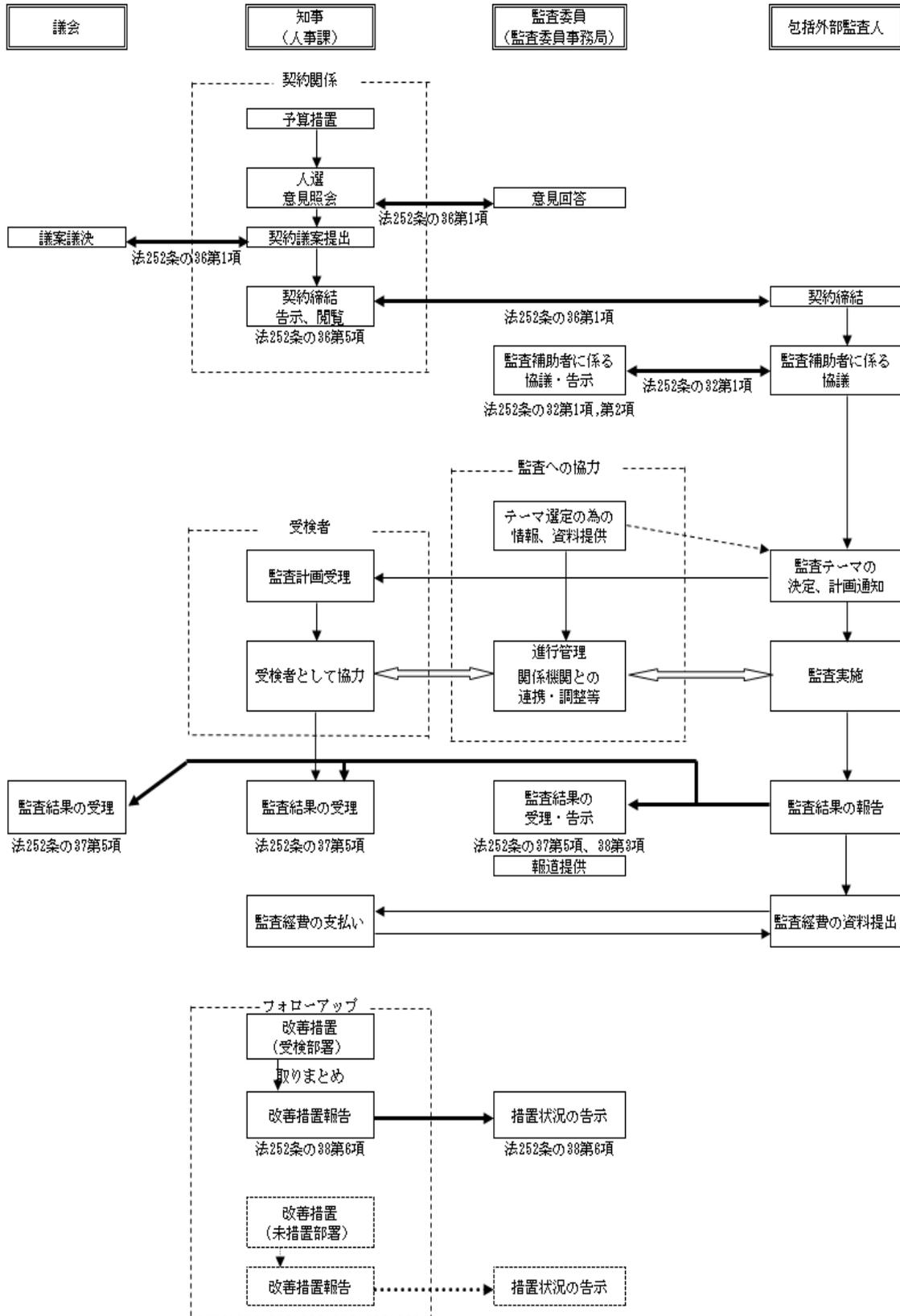
担当	業務内容
監査委員事務局	① テーマ選定のための情報、資料の提供 ② 監査実施の日程調整 ③ 報道対応 他
総務部 人事課	① 包括外部監査人との契約事務 ② 知事部局の受検日程調整 ③ 知事部局の措置状況のとりまとめ
教育委員会事務局 教育政策課	① 教育委員会の措置状況のとりまとめ
警察本部 会計課	① 警察本部の措置状況のとりまとめ

総務部人事課と監査員事務局との役割分担については特に明文化されたものは存在しない。分担に関する判断の大まかな基準としては、地方自治法で主語が「監査委員が」となっているところは監査委員事務局が担当し、「知事が」となっているところは総務部人事課が担当している。

包括外部監査人より受けた指摘事項及び意見については、監査委員事務局が一覧表を作成し、各筆頭課（知事部局については総務部人事課、教育委員会については教育委員会事務局教育政策課、警察本部については会計課）に照会し、さらに各筆頭課が指摘又は意見を付された所管課に対して措置方針の提出を求めている。

また、監査委員事務局監査においては、包括外部監査の前年度の指摘事項について措置状況の報告を求めている。また、包括外部監査の指摘及び意見を監査委員事務局監査に生かしているとのことである。

包括外部監査の事務の流れ



(総務部人事課作成フローチャート図より)

### Ⅲ. 過年度における熊本県の包括外部監査のテーマ

上述のような包括外部監査制度に基づいて、熊本県においても平成 11 年度より包括外部監査制度が導入されており、平成 25 年度で 15 年目を迎えた。

過去においては、5 名の公認会計士が包括外部監査人に就任し、合計 23 のテーマを選定し、監査を行ってきている。

年度	テーマ	包括外部監査人
平成 11 年度	県の財産及び県債の管理状況について	公認会計士 石見 敏行
平成 12 年度	貸付金の運用と管理状況について	
	特別会計としての病院事業について	
平成 13 年度	土地建物の運用と管理状況について(但し行政財産を除く)	公認会計士 千歳 睦男
	財政援助団体に対する監査 (財団法人グランメッセ、財団法人熊本テルサ)	
平成 14 年度	補助金の監査	公認会計士 山元 修一
	公社及び財政援助団体に対する監査 (熊本県道路公社、財団法人熊本県雇用環境整備協会)	
平成 15 年度	業務委託契約の監査	公認会計士 荒木 幸介
	公社及び財政援助団体に対する監査 (豊肥本線高速鉄道保有株式会社、熊本県林業公社、熊本県農業信用基金協会)	
平成 16 年度	熊本県賦課徴収事務に対する監査	公認会計士 河喜多 保典
	熊本県住宅供給公社に対する監査	
平成 17 年度	(1) 旅費	公認会計士 山元 修一
	(2) 使用料及び手数料の徴収事務	
	(3) 熊本県立大学に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
平成 18 年度	(1) 企業局	公認会計士 河喜多 保典
	(2) 財政援助団体 (社団法人熊本県畜産協会・財団法人くまもとテクノ産業財団)	
	(3) 人件費	
平成 19 年度	主要施設の管理運営について (委託契約及び施設の管理運営等に係る関連団体等を含む)	公認会計士 荒木 幸介
平成 20 年度	・出資団体等に対する監査 (1) 財団法人熊本県立劇場	
	(2) 天草エアライン株式会社 ・基金の財務事務	
平成 21 年度	未収金に関する財務事務について	公認会計士 河喜多 保典
平成 22 年度	商工観光労働部(商工振興関係)における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について	
平成 23 年度	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について	
平成 24 年度	公有財産(土地建物)の管理と有効活用について	

分野別監査テーマ

	予算執行に関するもの				公の施設に関するもの	その他公有財産に関するもの	物品に関するもの	債権に関するもの	財政援助団体に関するもの		その他
	補助金に関するもの	委託料に関するもの	特別会計に関するもの	その他					公社に関するもの	その他	
平成11年度								●			
平成12年度			●					●			
平成13年度						●				●	
平成14年度	●								●	●	
平成15年度		●							●	●	
平成16年度									●		●
平成17年度				●							●
平成18年度				●						●	●
平成19年度					●						
平成20年度			●							●	
平成21年度								●			
平成22年度	●	●						●			
平成23年度					●						
平成24年度						●					
平成25年度											●

上記の区分は、総務省が包括外部監査に関して実施した調査の区分を参考としているが、熊本県の包括外部監査についてもほとんどのテーマを2回以上実施している。

「物品管理に関するもの」については、直接のテーマとしては選定されていないものの、公の施設や財政援助団体の監査において物品の管理状況を監査しており、概ね全てのテーマを網羅しているものとする。

### 第3章 外部監査の結果及び意見（総論）

#### I. 他県の対応状況

他県の包括外部監査に対する対応状況について、九州各県及び熊本県と人口の規模が近い県、15 県に対してアンケートを実施した。その結果は以下のとおりであった。

質問事項	回答	熊本県の現状
質問1. 包括外部監査の各作業を所管している部署はどこですか？	契約事務 監査委員事務局・監査事務局… 6件 総務部各課… 6件 行政改革推進課等… 1件 その他… 2件（職員課、職員研修課）	総務部人事課が所管。
	テーマ選定への協力 監査委員事務局・監査事務局… 6件 総務部各課… 4件 行政改革推進課等… 1件 その他… 1件 所管なし… 4件  複数課で対応している県が1県あり。	包括外部監査人が選定するにあたって、情報提供等を監査委員事務局が適時協力。
	日程調整 監査委員事務局・監査事務局… 7件 総務部各課… 5件 行政改革推進課等… 1件 包括外部監査人が直接調整… 2件 その他… 2件  複数課で対応している県が1県、外部監査人と分担している県が1県あり。	包括外部監査人が決定した日程を監査委員事務局に通知。監査委員事務局は総務部人事課、教育委員会教育政策課、警察本部会計課に連絡し、各筆頭課が関係部署への調整を行う。
	報告書の取りまとめ補助 監査委員事務局・監査事務局… 4件 総務部各課… 6件 その他… 1件 所管なし… 4件	包括外部監査人が作成した報告書のドラフトを監査委員事務局に送付。監査委員事務局は総務部人事課、教育委員会教育政策課、警察本部会計課等の筆頭課に送付し、各筆頭課が内容の調整を行う。
	議会等への報告書の提出 監査委員事務局・監査事務局… 6件 総務部各課… 6件 行政改革推進課等… 1件 その他… 1件 所管なし… 2件  複数課で対応している県が1県あり。	<u>長への提出</u> ：包括外部監査人が直接手渡し <u>監査委員への提出</u> ：包括外部監査人が直接手渡し <u>上記以外の報告書(冊子)の管理</u> ：包括外部監査人に代わって監査委員事務局が議会等へ配布

	指摘事項等への対応の照会	<p>監査委員事務局・監査事務局… 3件          総務部各課… 9件          行政改革推進課等… 1件          その他… 2件          所管なし… 1件</p> <p>複数課で対応している県が1県あり。</p>	<p>監査委員事務局が指摘及び意見を一覧表にし、総務部人事課、教育委員会教育政策課、警察本省会計課に配布。各課より関係部署に措置方針を照会する。</p>
	措置状況の確認	<p>監査委員事務局・監査事務局… 5件          総務部各課… 7件          行政改革推進課等… 1件          その他… 1件          所管なし… 2件</p> <p>複数課で対応している県が1県あり。</p>	<p>監査委員事務局の定期監査において、公表した措置内容について、対応の進捗状況等を確認している。</p>
質問2. 包括外部監査人との契約時期はいつごろですか？		全県が4月ごろと回答	3月から契約の準備に入り、4月1日付で契約。
質問3. テーマの選定時期はいつごろですか？		<p>5月ごろ… 1件          6月ごろ… 9件          7月ごろ… 4件          8月ごろ… 1件</p>	6月にテーマの選定を行っている。
質問4. ヒアリング等の現場作業はいつごろ終了しますか？		<p>10月ごろ… 3件          11月ごろ… 4件          12月ごろ… 5件          1月ごろ… 3件</p>	8月から監査手続を開始し、12月ごろまで各課へのヒアリングを行う。
質問5. 最終版の報告書の提出時期はいつごろですか？		<p>1月ごろ… 1件          2月ごろ… 2件          3月ごろ… 12件</p>	1月から2月にかけて報告書のまとめ作業を実施。3月初旬に確定させ、3月下旬に成果物を提出する。
質問6. 包括外部監査人による指摘事項について、指摘を受けた部署に対して措置の方針の報告を求められるのはいつごろですか？		<p>当年度末まで… 5件          翌年度4月～9月… 4件          翌年度10月～年度末… 6件</p>	監査を受けた翌年度の4月ごろ。
質問7. 指摘を受けた部署の措置の方針に対して、事後的に措置状況の確認を実施していますか？	実施の有無	<p>実施している… 10件          実施していない… 4件          その他… 1件</p>	実施している。
	実施部署	<p>監査事務局… 2件          総務部各課… 5件          行政改革推進課等… 2件          その他… 1件</p>	監査委員監査において措置内容の対応状況を確認している。

	実施時期	翌年度実施… 5件 翌々年度実施… 1件 随時実施… 2件 定期監査時… 1件 その他… 1件	翌年度の監査委員監査で確認している。
質問8. 指摘を受けた部署の措置の方針又は措置状況について、包括外部監査人がその内容の確認を行う制度はありますか？		全県が「制度がない」と回答	熊本県においても制度がない。
質問9. 包括外部監査報告書は誰に対して提出されていますか？		全県が知事、議会、監査委員会、関係各所と回答	熊本県においても知事、議会、監査委員会、関係各所に提出・配布している。

指摘を受けた所管課の措置方針に対して、事後的に何らかの措置状況の確認を実施している県について、その実施方法は以下のようなものであった。（一部を抜粋）

- ・「検討中」として報告したものを進行管理項目に指定し、指摘を受けた部署から、その後の措置内容について報告を受けている
- ・指摘事項については、措置状況の報告がなされるまで、半年～1年おきに現在の状況を確認している。
- ・毎年5月に前年度の監査結果（指摘事項及び意見）についての改善措置の報告を求めているが、その際に「対応予定」や「検討」としたものについては、毎年6月に過去の監査結果も含め、対応措置が決定するまでフォローアップ調査を行う。
- ・包括外部監査の結果報告に対して、知事（所管は財政課）等は原則として翌年度中に監査委員に措置内容を通知することとしている。しかし、当該措置通知に未措置の事項がある場合、監査委員事務局が当該未措置事項を「未措置台帳」（過去実施した包括外部監査等においてなお未措置となっている事項を整理した台帳）に記載するとともに、当該未措置の部署に対しては措置が終了するまで監査調書に措置状況を記載させ、定期監査で改善状況の把握・確認を行っている。
- ・監査結果のフォローアップ実施基準に則り、措置状況の確認基準で「C」及び「D」となった事項についてフォローアップを実施している。

上記をみると、多くは措置内容が報告されるまで定期的にフォローアップを実施するところが多いようであったが、中には措置状況について確認基準を設け、低い評価を受けているところについて、特にフォローアップを行う等の工夫をしている県もあった。

また、アンケートを実施した県の中には、「包括外部監査運用要領」を設けていると

ころもあった。要領には、包括外部監査における「監査の結果」及び「意見」の定義、包括外部監査における「措置」の定義、部等において措置を講じるための意思決定の手続、事務処理スケジュール等が明記されており、包括外部監査に関するルールを定めていた。

包括外部監査制度は平成 11 年度より開始されているが、制度の詳細な運用は各県の対応に任されていることから、ルール作りの面で対応が分かれているようである。

## II. 今後の改善

### 1. 規定、マニュアル等の整備状況について

前述したとおり、熊本県においては包括外部監査に関する条例として「熊本県外部監査契約に基づく監査に関する条例」が存在する。また、監査委員事務局内では「熊本県監査委員包括外部監査関係事務処理要領」が制定されている。

しかし、受検側で共有されている実際の運用に関するマニュアルは存在しておらず、総務部人事課において作成された簡単なチャート図等が存在しているのみである。

毎年実施している作業については、慣習的に流れや分担ができていることから、特に支障は発生していないが、過去無かったような包括外部監査人からの作業依頼があった場合は、どの部署が補助するか等、作業の調整から必要となってくる。

また、包括外部監査人、監査委員事務局及び総務部人事課との間では年間スケジュールを作成し、これに基づいて作業管理を行っているが、所管課がスケジュールを十分把握していないケースが見受けられる。

#### 【指摘】

包括外部監査に関してどのような作業をどこが分担するかについて、熊本県で共有されている具体的なマニュアルが存在しない。対応可能な部署が柔軟に対応するという面では好ましい点もあるが、「どの部署に依頼してよいのか」といった困惑する場面も発生する。また、受検する所管課側も包括外部監査の年間スケジュールを把握しておいた方が、作業が円滑に進むことから、大まかなスケジュールを所管課も把握しておくことが望ましい。

今後年間計画を含めた事務マニュアル等を整備することが望まれる。

### 2. 担当者間の引継ぎについて

包括外部監査報告書の熊本県に対する提出時期は、ここ数年 3 月下旬となっている。これは過去の経緯からこの時期になっているものと考えるが、包括外部監査報告書が提出された後、翌年度 4 月に入ってから監査委員事務局が指摘事項及び意見を一覧表にし、総務部人事課、教育委員会事務局教育政策課、警察本部会計課に措置の照会を行っている。

照会の時期が年度をまたぎ、4 月に入ってなされることから、人事異動が発生し

た部局については、包括外部監査における監査人とのやりとりの経緯を把握していない職員が措置方針を検討するケースが発生しているようである。

このため、指摘の趣旨を十分理解しないまま措置方針を公表し、その後対応をとっていることから、十分な対応がとれていないケースが存在した。

知事部局（総務部人事課）においてはこのような事態が発生しないよう、できる限り3月中に大まかな措置方針を聴取するようにしているとのことである。しかし、異動時の担当者間の引継ぎにおける連絡不足等も懸念される。

#### 【指摘】

今後、監査人側としても包括外部監査報告書の提出時期をできるだけ早める努力をし、照会時期が年度を跨がないよう配慮する必要がある。しかし、状況により照会の時期が年度を跨ぐ可能性もあることから、担当者の異動が発生した場合は、包括外部監査における監査人とのやりとりや、措置方針の内容について十分引継ぎがなされるよう指導が望まれる。

#### 3. 措置方針のモニタリングについて

過年度においては、包括外部監査報告書が3月に提出され、その後7月～9月にかけて措置状況がホームページにおいて公表されている。直近6年間の包括外部監査報告書の提出から公表されるまでの期間は、以下のような状況である。

	報告書提出日	改善措置の公表日	経過期間
平成19年度	2008年3月28日	2008年6月30日 2009年7月14日	— 5か月
平成20年度	2009年3月30日	2009年7月14日	4か月
平成21年度	2010年3月29日	2010年8月30日 2011年9月20日	5か月 18か月
平成22年度	2011年3月28日	2011年9月20日	6か月
平成23年度	2012年3月29日	2013年3月19日	12か月
平成24年度	2013年3月28日	2013年9月26日	6か月

注1：平成19年度及び平成21年度は、改善状況を2回に分けて公表している。

注2：平成24年度は、措置がなされたものを先行して公表している。

包括外部監査人から提出された報告書及び報告書において記載された指摘事項及び意見に対する措置内容については、平成17年度分よりホームページで公開している。また、平成17年度から平成19年度及び平成21年度については、その措置内容が複数年に渡って公表されているが、平成22年度から平成23年度までは一時期にまとめて公表されている。

これは、あくまでも「所管課からの措置方針の報告を受けた時に公表する」という方針は変わっておらず、平成22年度から平成23年度までは措置内容の報告が遅れる部署がなかったためである。

平成 24 年度は、措置がなされたもののみ先行して公表されており、未措置のものについては公表されていない。

地方自治法では、監査委員事務局は各所管課が指摘事項に対する措置を講じたときは公表する必要がある旨の規程が存在しているのみで、各所管課に対して措置を督促する権限は有していない。このため、所管課における措置方針の策定が遅れた場合、ホームページにおける公表も遅れることとなる。

#### 【指摘】

措置方針の策定状況のモニタリングについて、どの部署がとりまとめを行うか責任を明確にし、各部署の理解を得る必要があると考える。

現在それぞれの筆頭課がモニタリングしているとのことであるが、この点についてもルール化を進め、今後の円滑な措置内容の公表につなげる必要があると考える。

#### 4. 包括外部監査を受検する際の姿勢について

多くの部署は、初期のヒアリングにおいては実際の作業を担当している職員のみで包括外部監査に対応している。その後ヒアリングが進むうちに、指摘を受ける可能性が高くなった段階で上席者がヒアリングに同席するケースが多い。

指摘を受けた場合、その後監査委員事務局による監査においても改善状況の確認が行われ、長い間モニタリングを受けることとなるため、指摘を受けなくてすむように追加説明を行うためである。この場合当初担当者からヒアリングをした結果に基づいて報告書を作成していることから、追加説明により当初の説明が事実と異なることが判明すれば、報告書の大幅な修正が必要となり、不効率な作業が発生している。

#### 【指摘】

できる限り初期のヒアリング段階から事実を最も理解している職員が同席することが望ましく、また監査の進捗状況等について所管課内で情報の共有化を図り、組織的なコンセンサスをとったうえで監査人に回答することが望まれる。

#### 5. 包括外部監査人による措置状況に対するフォローの必要性について

包括外部監査は地方自治法第 252 条の 27 に基づいて実施されているが、この地方自治法においては、包括外部監査人が指摘した、又は意見を付した事項については、事後的にその措置状況を検証するところまでは規定されていない。

このため、多くの自治体においていわゆるフォロー監査は実施されておらず、包括外部監査人は指摘又は意見を述べるに留まっている。

このような状況のなか、今回過去 5 年分について措置状況の監査を実施したが、概ね妥当な対応がとられていたものの、中には「指摘」として改善を求めたにもか

かわらず、改善されないまま放置されていたものもあった。

熊本県としては、措置内容が監査委員に報告されれば、そのままホームページで公表されている。過年度においては、措置内容が指摘又は意見の趣旨を理解しているかチェックする作業について、特に所管が明確にされていなかったことから、所管課が報告した内容がそのまま公表されていたようである。

#### 【意見】

「2. 担当者間の引継ぎについて」でも記載したが、指摘又は意見の趣旨を十分理解しないまま措置方針が策定・公表される可能性があることから、公表前に措置内容が指摘又は意見の趣旨を十分理解したものとなっているか、対応として妥当であるか等のチェックをする必要があると考える。

本来この作業については、指摘又は意見を付した包括外部監査人が実施することが適当である。しかし、以下のような点について、検討の必要がある。

- ① 地方自治法上、包括外部監査人が措置内容までチェックすることは規定されていないが、これは法律に反しないか。
- ② 包括外部監査契約の内容に当該作業まで織り込むことができるか。
- ③ 包括外部監査契約は単年度契約であるが、当該作業は翌年度にズレ込む可能性があり、その場合誰がチェックするか。
- ④ 包括外部監査人がチェックする作業について、熊本県側のどの部署が連絡調整、補助等の作業を所管するか。

これらの検討が必要な事項は存在するが、今後の包括外部監査の実効性を上げるためにも、是非措置内容をチェックする制度の導入が望まれる。

#### 6. 包括外部監査の結果として報告される「指摘」と「意見」について

包括外部監査の報告書において記載される事項として、「指摘」（過年度においては「改善」という区分で記載されていた年度もある）と「意見」という2つの区分で記載してきた。「指摘」は監査の結果において、特に改善を求めるべき事項の要点を強調するために付された見出しであり、「意見」は監査の結果に関する報告に添えて提出された、組織及び運営の合理化に資するための記載に関する見出しである。

熊本県においては、地方自治法上でいうところの監査の結果にあたる「指摘」だけでなく、「意見」についても各所管課より措置内容の報告を求めており、報告を受けた後はすべてホームページで公表していることから、望ましい対応であると考えられる。

しかし、受検側の担当者の中には、「指摘」から「意見」に見出しを変更できないか打診してくるケースもあり、「指摘」と「意見」に関する理解が十分ではない印象

を受ける場合がある。

「意見」は監査人が組織及び運営を合理化するために必要と認めて報告書に添えて提出するものであり、法令違反又は著しく適切性を欠くと判断された「指摘」とは性質を異にするものである。

**【指摘】**

「指摘」を含む監査の結果とこれに添えて提出される「意見」の性質の違いを、受検者側が十分理解してもらうことは、その後の措置方針に重要な影響を与えるものとする。

今後、「指摘」及び「意見」の違いについて、適切に受検者が理解したうえで措置を講じていくことが望まれる。

## 第4章 外部監査の結果及び意見（過年度の総論部分に対する措置状況）

### I. 過年度における総論部分の監査結果及び意見

平成19年度から平成23年度の5年間において総論において指摘又は意見とされたものについて、フォロー監査を実施した結果は以下のとおりであった。

年度	テーマ	名称	件名	指摘又は意見
平成19年度	主要施設の管理運営について	施設ごとの行政コスト計算の実施について	施設全体のコスト管理	意見
			適正な人員配置及び構成によるコスト削減	
			コスト面を考慮した料金の見直し	
			利用者一人あたりの行政コストまたはキャッシュ・フロー等を参考にした料金の見直し	
		指定管理者制度について	熊本県立図書館及び近代文学館、熊本県立青少年教育施設における指定管理者制度の早期導入	
			熊本県保健環境科学研究所が行っている検査業務の市場化テスト	
平成20年度	基金の財務事務について	基金の積極的活用について（果実運用型基金から取崩型基金への転換等）	「ふるさと・水と土保全基金」の活用	意見
		適正な基金規模の検討（最低積立額の見直し）	「介護保険財政安定化基金」における規模の検討	意見
		類似基金の一元管理（統廃合）について	「ふるさと・水と土保全基金」及び「中山間地域等直接支払基金」等の一元管理	意見
		基金の廃止について	「国民健康保険広域化等支援基金」及び「障害者自立支援対策臨時特例基金」の廃止	意見
平成21年度	未収金の財務事務について	個人住民税（個人県民税と個人市町村民税）について	地域版滞納整理機構の設立等	意見
			個人住民税の特別徴収の普及拡大	
		未収金管理の一元化（個人住民税を除く）について	回収業務を専門に行う組織を横断的に設け、一元的に整理回収することの検討	意見
		滞納者の利便性に配慮した納付制度の拡充について	コンビニでの収納等、支払う側の利便性に配慮すること	意見
		徴収業務の外部委託について	滞納者件数が多い案件に関する、サービスの利用	意見
		回収業務の迅速化について	未収金管理の一元化又は回収業務の外部委託による、回収率の改善	意見

平成 22 年度	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について	補助事業検討の必要性について	商工観光労働部の商工振興に係る補助事業	意見
			熊本県信用保証協会に対する中小企業金融総合支援事業における県制度融資に係る損失補償金及び保証料補助金	
			財団法人くまもとテクノ産業財団（現公益財団法人くまもと産業支援財団）に対する補助金	
		補助金運用の適正性について	補助金要項等における消費税の取り扱い明確化及び補助金運用の徹底した理解	意見
		補助事業の効果の測定と検証について	補助金交付の効果の合理的な測定	意見
		延滞の発生と不納欠損処理について	回収不能先債権について、早期の債権放棄手続きによる不納欠損処理	意見
		県融資制度について	融資制度を拡充し中小企業者がより利用しやすく、低利で資金供給が可能となるような制度への改善	意見
		貸付事業の有効性について	「企業立地促進資金融資事業」について、現状より有利な条件での融資が受けられるよう改善	意見
		契約締結の透明性・競争性の確保について	随意契約とすることの合理性を十分説明できるよう判断根拠を明確にする必要性	意見
		委託料の合理性・経済性・効率性について	委託することによる経済性及び効率性の検討	意見
		業務完了後の委託料の精算、検査について	委託事業の経費が適正に支出されているかを確認するための、証憑、帳簿との確認・検査	意見
		委託業務の効果の測定について	個々の委託事業における効果の測定及び現在実施している委託事業の必要性の再検討	意見
		(財)くまもとテクノ産業財団（現 公益財団法人くまもと産業支援財団）	1. 財団として実施事業の見直し及び、より効率的な事業への取り組み	意見
			2. 設備貸与事業における貸倒引当金の計上不足や貸倒損失の処理	
中小企業振興について	販売不振のため業績改善が遅れている中小・零細企業の一層の効率的・効果的な支援施策	意見		
	農商工連携に関して更なる積極的な取り組みの実施			
	若者や女性が起業を起こす支援及び地域のリーディング企業の育成支援			

			東アジアなど海外への販路拡大における積極的な支援	
		企業誘致の推進について	熊本の魅力を生かし地域の総合力を高めての企業誘致の推進	意見
平成 23 年度	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について	事務の執行に関する事項	審査基準の類型化について	意見
		募集期間、参加資格について	募集期間について	意見
			参加資格について	意見
		指定管理者の選定について	選考委員の選任について	意見
			提案価格の得点の算定方法について	意見
			選考委員の採点方法について	意見
		モニタリングについて	事業報告における管理経費の収支決算について	意見
			実地調査について	意見
		施設の運営管理に関する事項	熊本県における公の施設の見直し状況について	意見
			施設の運営について	意見

## II. 平成19年度「主要施設の管理運営について」

### 1. 監査結果（総論）の内容

平成19年度包括外部監査において、主要施設の管理運営について、以下の点で意見が述べられている。

#### < 監査結果のまとめ >

国の保護による全国一律の自治体運営は既に過去のものとなり、これからは独自の視点での自治体運営が求められる。その自治体運営には、住民の暮らしを良くするための戦略と戦術を展開していくために、自治体を経営するという経営的発想が必要である。また、このような自治体経営を実現するためには、構成員ひとりひとりが意識を持って業務に取り組むことが必要である。

今年度の監査では、公の施設の管理運営に関し、コスト意識を持って業務に取り組んでいるか検証するために行政コスト計算書を作成した(熊本県警察署を除く)。

また、県の行財政改革の基本的な考え方のなかで「受益者負担の見直しを行う」としているため、利用料金等の見直しが適正に実行されているか検証した

#### < 主な監査結果 >

各施設はそれぞれがおかれた状況下で経費の削減に努めているが、施設ごとの行政コスト計算は実施されておらず、施設全体のコスト管理が十分ではなかった。

各施設の行政コスト計算書を参照すると、特に人に係るコストが大きな金額を占めている。この人に係るコストは、人員を適正な配置及び構成に変えることによりコストの削減を図る余地は十分あるものと思われる。また、利用料金等に対しても、コスト面を考慮しての料金の見直しは行われていない。利用者一人当たりの行政コストまたは利用者一人当たりのキャッシュフロー・コスト等を参考に入れながら料金の見直しを行い、適切な受益者負担を達成することが必要と思われる。

今後、県においても施設の行政コスト計算を実施し、施設の適切なコスト管理に役立てることが望まれる。

指定管理者制度については、監査対象の2施設(熊本県伝統工芸館、熊本県民総合運動公園)は既に導入済みで、一定の成果をあげている。一方、今回監査対象とした「熊本県立美術館および分館」、「熊本県立図書館および近代文学館」、「熊本県立青少年教育施設」は、利用者一人当たりの行政コストが予想していた以上に高い結果となっている。これら施設についても、管理経費の削減を図るために指定管理者制度の早期導入が望まれる。

収入面については、熊本県保健環境科学研究所が行っている検査業務は、民間でも同じ業務を行っている。そこで、サービスの質の維持および向上、管理経費の削減を図るために市場化テストの実施が考えられる。市場化テストにより競争環境を作り出し、民間と競争するなかでサービスレベルの向上、管理経費の削減を図ることも検討すべきである。

## 2. 監査結果（総論）に関する現状

### (1) 施設ごとの行政コスト計算の実施について

- ①「各施設とも経費削減に努めているが、施設ごとの行政コスト計算は実施されておらず、施設全体のコスト管理が十分ではなかった」という点について
- ②「各施設の行政コスト計算書を参照すると、特に人に係るコストが大きな割合を占めており、この人に係るコストは、適正な人員配置及び構成に変えることでコスト削減の余地は十分にあると思われる」という点について

上記の点について、人事課組織班に対してヒアリングを実施した。

その結果、現状では、施設ごとに行政コスト計算は行われていないものの、財政再建戦略に基づき、全庁として定員管理を行うことでコスト削減に努めているとの回答を得た。

全庁として全体的にコスト削減に努めていることから、改善が認められた。

また、以下の点について、主要施設の中から、熊本県立青少年教育施設を抽出し、社会教育課に対してヒアリングを実施した。

- ③「利用料金等に対しても、コスト面を考慮して料金の見直しが行われていない」という点について

- ④「利用者一人あたりの行政コストまたは利用者一人あたりのキャッシュ・フロー等を参考に入れながら料金の見直しを行い、適切な受益者負担を達成することが必要」という点について

熊本県立青少年教育施設については、指定管理者制度の導入に際し熊本県立青少年の家条例を改正（平成20年10月3日）する中で、使用料金体系の見直しを行い、全利用者の有料化と料金区分の変更を実施しているとのことである。

また、人件費及び管理運営費に見合う収入の確保に配慮しつつ、公共の青少年教育施設であること、及び従前は無料同然の料金だったことから、利用者離れを防ぐための料金設定をしているとの回答を得ている。

コスト面を考慮して料金の見直しが行われていることから、改善が認められた。

## （2）指定管理者制度について

- ①「指定管理者制度については、監査対象の2施設（熊本県伝統工芸館、熊本県民総合運動公園）は既に導入済みで一定の成果をあげており、熊本県立図書館及び近代文学館、熊本県立青少年教育施設について、経費削減のために指定管理者制度の早期導入が望まれる」という点について

これらの点について、人事課組織班に対してヒアリングを実施した。

青少年教育施設5施設については、指定管理者制度が導入されており、また、熊本県立図書館及び近代文学館は指定管理の検討はされたが、図書及び重要文献の管理といった、中央図書館としての役割があるため導入されていない。

以上、青少年教育施設5施設については、指定管理者制度が導入されており、またその他の施設については検討を行ったうえで、合理的な理由により指定管理者制度の導入を見送っていることから、改善が認められた。

- ②「収入面について、熊本県保健環境科学研究所が行っている検査業務は、民間でも同じ業務を行っている。市場化テストの実施により、民間と競争しながらサービスの提供、経費管理の削減を図ることも検討すべき」という点について

この点について、検査業務のうち、環境保全課（水質保全班）及び健康危機管理課（食品衛生班）においてヒアリングを実施した。

環境保全課水質保全班では、公共水域の調査において、河川の調査は緊急性が必要とされ、また行政処分もからむことから、熊本県保健環境科学研究所に検査業務を依頼することが妥当であると判断している。反対に、緊急性や行政処分のからまない調査（例えば海水調査など）については、外部の検査機関に依頼しているとの回答を得た。

また、健康危機管理課食品衛生班では、食中毒調査のような食品衛生法や政令

に基づいて行われる調査で、自治体として慎重な対応が求められる検査については民間の検査機関への委託は想定されていないとのことである。ただし、遺伝子組換え食品検査業務といったものについては県外の民間検査機関に委託しているとの回答を得た。

行政処分が関わらない検査業務については、民間検査機関への外部委託も実施されていることから、改善が認められた。

### Ⅲ. 平成 20 年度「基金の財務事務について」

#### 1. 監査結果（総論）の内容

平成 20 年度包括外部監査において、基金の財務事務について、以下の点で意見が述べられている。

##### <監査結果のまとめ>

熊本県の財政状況は、平成 3 年のバブル経済崩壊後における経済の低迷に対処するため、県債を増発し、数次にわたり公共投資を積極的に行った結果、多額の県債残高を抱えることとなった。また、長期の景気低迷により県税収入も低迷したことも影響し、極めて厳しい財政状況を迎えてしまったこのような状況に対処するため、平成 13 年度から 5 年間を取組期間とする「熊本県財政健全化計画」等を策定し、行財政改革に取り組んできた。

そのような中、県の財政状況は、平成 16 年 11 月に全体像が示された国の「三位一体の改革」等の影響により、さらに急速に悪化したため、行財政改革への取り組みに加え、基金の取り崩し、追加的な起債、公債費の繰り延べ等あらゆる財源対策を実施し、なんとか財政収支の均衡を図ってきた。しかしながら、財政調整用 4 基金の期首残高については、行財政改革の取り組みのなか平成 13 年度以降わずかながら増加してきたが、平成 19 年度から減少に転じ、平成 20 年度 6 月の補正予算編成後は約 53 億円まで減少し、枯渇寸前の状況となってきている。そこで、本年度の包括外部監査では、財政調整用 4 基金を含む特定目的基金について、今後の財政需要に見合った適正な基金規模を検証しながら、運用方法や基金規模等の制約を見直し、特定目的基金の設置趣旨に沿った積極的な運用が図られているか検証した。

主な監査結果は、下記のとおりである。

##### <主な監査結果>

#### (1) 基金の積極的活用について(果実運用型基金から取崩型基金への転換等)

県は、平成 17 年度より特に次の 6 基金を挙げて基金の積極的活用に取り組んできている。

環境保全基金	条例を改正するとともに環境省の承認を得て取崩型基金へ転換し、積極的な活用ができるよう努力しているが、環境保全の重要性が高まる中で事業規模が十分とはいえない。
県立高等学校実習基金	平成16年度に 8,995 千円の取り崩しを行ったが、その後は取り崩しが行われておらず、十分な活用ができていないか疑問である。
ふるさと・水と土保全基金	その事業目的は国土の保全、自然や文化資源等を維持するなど多様な公益的機能を果たし、近年、注目を集めている環境問題にも関連し、実施する事業の重要性は非常に高いと思われる。しかし、現在の低金利状況においては、運用益のみでは必要な事業資金の確保は難しく、果実運用型基金から取崩型基金への転換を行うことを検討する必要がある。
林業担い手育成基金	その事業目的は森林の適正な管理を確保するため、林業の担い手を育成することにある。また、森林の適正な管理により、木材の生産以外に 水資源のかん養等の公益的機能を果たし、県民生活の向上に大きな役割を果たしている。平成 18 年度に取り崩しの上限を撤廃し、より積極的な 事業への活用を行ってきている。今後の課題としては、より効果の上がる利用の仕方を模索する必要がある。
地域福祉基金 幹線道路整備基金	平成 17 年度から「行財政改革基本方針」に基づく基金の積極的活用による基金の取り崩しが行われている。しかし現状水準の取崩しが行われれば近い将来に基金の残高がゼロとなる可能性があることから、今後の事業展開、基金のあり方について検討する必要がある。

上記のように、限られた財源をもとに事業を展開していることから、各年度で使用できる財源は限られたものとなり、十分な事業が実施できていないことが懸念される。また、現状水準での取り崩しを継続した場合、近年中には基金の残高がゼロとなる可能性が高い基金も存在している。基金の残高がゼロとなった時点で事業を中止するのか十分な検討を実施し、今後の対応を取る必要がある。

(2) 適正な基金規模の検討(最低積立額の見直し)

美術品取得基金	平成 19 年度末の基金残高は 568 百万円であるが、過去 5 年間の美術品の購入実績は最高額で年約 29 百万円程度で、購入実績に対して基金残高が大きい。過剰に積み立てられていると判断される部分については、取
---------	--

	り崩しも検討する必要がある。
介護保険財政安定化基金	平成18年度、平成19年度と2年続けて貸付及び交付が発生していない。基金の造成に関して、国庫原が1/3 繰り入れられていることを考慮しつつ、適正な基金規模の検討が必要であると思われる。

上記基金については、現状の使用実績に比して基金の残高が過大となっていると判断されるものである。熊本県の財政が逼迫している現状においては、各基金が預金的に財源を確保し、部分最適化することは望ましくなく、熊本県の財政全体としての均衡を図る必要がある。今後10年以内に使用する見込額を超過する部分は一般財源に繰り入れる等、適正な基金残高の規模を再度検討する必要がある。

### (3) 類似基金の一元管理(統合)について

環境保全基金(環境政策課) ふるさと・水と土保全基金(農村整備課) 中山間地域等直接支払基金(農村整備課) 森林整備地域活動支援交付金基金(森林整備課) 水とみどりの森づくり基金(農林水産政策課) 緑の基金(都市計画課)	<p>6 基金は県土の自然環境を保全することにより、水源かん養機能や洪水防止機能などの多様な公益的機能を果たし県民の福祉の向上に役立っている。</p> <p>この6基金については、基金設置の理念が共通している部分が多くあり、基金の目的をより柔軟なものにすることで、一元的な管理が可能になると考える。</p> <p>事業の重複を避け、より効率的かつ効果的な事業の推進を行うため、各基金の所管課の話し合いによる一元的な管理が有効であると思われる。</p>
災害基金(財政課) 災害救助基金(健康危機管理課)	<p>災害基金は災害の復旧に要する経費その他災害に係る経費の財源に充てるための基金であり、災害救助基金は災害の救助に要する費用の支弁の財源に充てるための基金である。両基金の違いは、「災害の復旧」と「災害の救助」ということであると思われるが、両基金とも災害関連の基金であり、救助と復旧は災害時に同時進行するもので、区分管理する必要性はないように思われる。両基金については、一元的管理又は統合して管理する方が効率的と思われる。</p>

<p>財政調整用基金(4基金)</p>	<p>平成13年度以降、財政課所管の財政調整基金、職員等退職手当基金、県有施設整備基金及び県債管理基金の4基金を「財政調整用基金」とし、予算編成の中で年度間の財源調整を図っている。よって、財政調整基金と県有施設整備基金及び県債管理基金の3基金を区別する積極的な理由はなく、基金の管理上は3基金を一元的に管理する方が効率的であると思われる。</p> <p>しかし、職員等退職手当基金は、債務的な要素がある県職員の退職手当に対する積立金で、他の3つの財政調整用基金とは性格が異なり、本来は財政調整用基金としての位置づけは適切ではないと思われる。</p> <p>また、職員等退職手当基金に関しては、早急に、退職手当の支給に備え退職手当債の発行に替えて、将来世代の負担を軽減するための財源等の対策を検討すべきである。</p>
---------------------	--

上記の基金については、それぞれ設立の趣旨が異なることから、使用目的も区別され、別々に管理されている。しかし、事業分野をより大きく捉えることで同じ目的の範疇で管理できるとも考えられる。より大きな財源とすることで、より大きな事業展開も可能となる。また、基金の管理に関する手間も省けることから、コスト面のメリットも期待される。今後基金を一括管理することを検討する必要がある。

#### (4) 基金の廃止について

<p>幹線道路整備基金</p>	<p>平成17年度から熊本県行財政改革基本方針に基づく基金の積極的活用により、平成21年度には枯渇することが予想される。幹線道路整備基金条例に規定されていない幹線道路整備事業は一般財源等が充てられていること、現在進行中の行財政改革において財政調整用基金として当基金の取り崩しが行われていること等を考慮し、当基金の存続は残高が枯渇するまでが相当と考えられる。</p>
<p>用品調達基金</p>	<p>熊本県行財政改革基本方針に基づく平成19年度実施計画における特定基金の見直しの中で、用品調達は一般会計での調達に移行するとしている。平成20年度までに物品調達システムの構築を進め、平成21年度以降において用品調達基金は廃止予定である。</p>

熊本港周辺海域漁業振興基金	平成33年度をもって終了することが決定している。
国民健康保険広域化等支援基金	平成14年度の基金設置以来、当基金事業は一度も実施されていない。基金の造成に対して国庫原資割合が 1/2 繰り入れられているが、事業の実施がないことを考慮し、基金の廃止を検討する必要があると思われる。
障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成 18年度に全額を国 から交付された交付金を財源として、平成20年度までの特別対策事業を実施するための基金である。なお平成20年度に平成23年度まで事業が延長された。よって、基金は、平成23年度終了後精算し平成24年12月末に廃止予定である。

基金については、過去設立時に存在した基金を必要とする環境が、時代の変遷とともに変化してしまい、現時点では基金の存在意義が低くなってしまっているものである。現代のように環境の変化が著しい時代にあっては、どうしても基金を必要とする環境も変化してしまうことは避けられない。上記基金については今後廃止を検討するか、残高がゼロとなった時点で事業を中止すべきと考える。

また、その他の基金についても、定期的に設立時に必要とされた環境が変化し、現状では存在意義が低下していないか、定期的に見直す必要がある。

## 2. 監査結果（総論）に関する現状

### (1) 基金の積極的活用について（果実運用型基金から取崩型基金への転換等）

列挙されている6基金のうち、「ふるさと・水と土保全基金」をサンプルとして抽出し、農林水産部むらづくり課にてヒアリングを実施した。当該基金については、運用益から交付されるのが原則であるが、現在は、運用利回りの低下から取崩型基金として利用しているとの回答を得た。果実運用型基金から取崩型基金への転換が行われているため、改善が認められた。

なお、同課では平成 26 年度から多面的機能支払制度の導入が予定されているが、この多面的機能支払制度では全ての事業をカバーできないと考えられるため、カバーできない事業について当該基金を利用することを検討している。

農業の多面的機能とは、水路、農道等を含め、農地を農地として維持することにより発揮される、国土の保全、水源かん養、景観形成等の機能のことであり、多面的機能支払制度はこの機能を支えるための交付金支払制度である。

(2) 適切な規模の検討について（最低限積立額の見直し）

列挙されている2基金のうち「介護保険財政安定化基金」について、健康福祉部認知症対策・地域ケア推進課に対してヒアリングを実施した。

当該基金は、貸付額が近年大きく低下してきており、本来の目的に必要な積立額を確保しても、なお一定の取崩しが可能な状況にあるとして、平成24年4月施行の改正介護保険法により、都道府県財政安定化基金の取崩しが行われている。この法改正により、熊本県では36.6億円の取崩しが行われ、現在では20億円強の基金残高に減少している。

介護保険法が改正され、これに則って基金の取崩しが行われ、適正な規模で積み立てられていることから、改善が認められた。

(3) 類似基金の一元管理（統廃合）について

列挙されている9基金のうち、「ふるさと・水と土保全基金」及び「中山間地域等直接支払基金」を抽出し、農林水産部むらづくり課にてヒアリングを実施した。

「中山間地域等直接支払基金」は平成22年度に廃止されている。また、その他の基金についても、それぞれ趣旨及び根拠となる法令が異なるため、県の判断で統廃合することはできず、使途に応じて別々に管理している。

目的を達成した基金については廃止され、また運用については会計課で一元的に管理する体制がとられていることから、改善が認められた。

(4) 基金の廃止について

列挙されている5基金のうち、「国民健康保険広域化等支援基金（国保・高齢者医療課）」及び「障害者自立支援対策臨時特例基金（障がい者支援課）」を抽出し、健康福祉部国保・高齢者医療課及び健康福祉部障がい者支援課にヒアリングを実施した。

国民健康保険広域化等支援基金については、平成22年度において大津町に3,750万円、多良木町に3,000万円の資金の貸出しが行われている。

また、市町村の国民健康保険の財政状態が厳しいことから、国民健康保険法の改正により、広域化の推進を国が進めている。このような状況を踏まえ、当該基金についてはその必要性が高まっており、廃止は検討していないとの回答を得た。

障害者自立支援対策臨時特例基金については、平成25年3月で事業を廃止している。

国民健康保険広域化等支援基金については、現時点で基金の必要性が高まり存続する方針とし、また、障害者自立支援対策臨時特例基金については廃止されていることから、改善が認められた。

#### IV. 平成 21 年度「未収金の財務実務について」

##### 1. 監査結果（総論）の内容

平成 21 年度包括外部監査において、未収金の財務事務について、以下の点で意見が述べられている。

###### <監査結果のまとめ>

未収金解消にあたっては、今回の監査で各部署の担当者が、真剣に未収金回収に取り組んでいるのが理解できた。しかし、未収金の回収業務が県全体として一元化されておらず、部署ごとに管理されている現状を考えると、未収金回収が効率的に行われているとは言えない。より経済的、効率的に未収金回収を図るには、県全体で一元的な未収金回収の取り組みが必要と思われる。

また、滞納者の便利性に配慮した納付（支払）環境を用意することも重要と思われる。

###### <未収金対策に対する参考意見>

###### (1) 未収金の分類について

未収金は、県が徴収する未収金とそれ以外の未収金に分類される。

まず、個人県民税の賦課徴収は、市町村が当該市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされている（地方税法第 41 条第 1 項）ため、県は個人県民税の徴収は行わない。よって、個人県民税の未収金（滞納金）の徴収も独自では行わない。

次に、県が独自で徴収する個人県民税以外の未収金は、法的性質により①差押えなどの自立執行が可能な債権（強制徴収公債権）と②差押え等には裁判所への申立て等の手続きが必要な債権（非強制徴収公債権、私債権）に分類される。

未収金のより経済的・効率的な回収を図るには、市町村が賦課徴収を行う個人県民税と県が独自で徴収する個人県民税以外の未収金とに分けて回収方法の対策を考える必要があると思われる。また、個人県民税以外の未収金も、法的性格により回収手続きが異なるため、未収金の管理も異なるものと思われる。

###### (2) 個人住民税（個人県民税と個人市町村民税）について

地方分権の推進に伴い、平成 19 年度より、国から地方へ税源移譲が行われ個人住民税が大幅に増加した。市町村は増加した個人住民税を徴収するが、徴収率が上がらないために滞納額が増加傾向にある。

平成 20 年度の個人県民税の未収金（滞納額）は 36 億 3 千万円で、平成 19 年度の 29 億 9 千万円より 6 億 4 千万円増加している。また、個人県民税の未収金は、県全体の未収金（82 億 8 千万円）の約 43%を占め、県税の未収金（52 億 2 千万円）の約 68%を占めている。個人県民税の未収金徴収は、未収金解消にとって最も重要な課題であるが、賦課徴収は市町村が行い県には直接の徴収権はない。

そのため県は、平成 20 年に税務課に地方税徴収特別対策室を設置するなど滞納整理強化のため市町村に対し様々な支援策を実施し、一定の効果をあげているが個人県民

税の滞納額は増加している。これに対処するために、県と市町村が連携し、徴収率の向上、専門性の向上、事務の効率化などを図る対策が必要となっている。

このような現状を踏まえ、次の様なさらなる対策を検討する必要があると思われる。

#### ①個人住民税の滞納整理に向けた新たな取組み

各市町村の個人住民税の徴収が困難な案件について、これまでの取組みをさらに進め、地域版の滞納整理機構や全県型の滞納整理機構の設立などを行い県職員と市町村職員とが協力しながら徴収業務に当たることにより、県税の徴収業務で蓄積してきたノウハウ等を市町村職員と共有することで個人住民税のより効率的な徴収実績を上げることが期待される。(詳しくは、「個人県民税について【意見】1」P40参照)

#### ②個人住民税の特別徴収の普及拡大

個人住民税の特別徴収の普及拡大を図ることは、徴収コストを削減し、徴収率を上げる有効な対策である。(詳しくは「個人県民税について【意見】2」P41参照)

#### (3) 未収金管理の一元化(個人県民税を除く)について

現在、未収金は部署ごとに管理されている。税務課は、未収金(滞納金)の徴収業務に精通しているが、それ以外の部署においては人事異動等により、未収金の回収業務に精通している職員が育ちにくく、ノウハウの蓄積も難しい。未収金回収業務の経済性・効率性を考慮して、回収業務を専門に行う組織を横断的に設け、そこに未収金を集め一元的に整理回収することを検討する必要があると思われる。

さらに、未収金は法的性質により回収手続きが異なるため、次の2つの債権に分類し管理する必要がある。

#### ①裁判所等の力を借りずに、差押えなどの自力執行が可能な債権(強制徴収公債権)

##### 【主な例】

- ・県税(個人県民税を除く)・児童保護費負担金・国営土地改良事業負担金
- ・港湾使用料 ほか

#### ②自立執行権がなく、差押え等には裁判所への申立て等の手続きが必要な債権(非強制徴収公債権、私債権)

##### 【主な例】

- ・生活保護費返還金・児童扶養手当返還金(不正受給分を除く)・県営住宅使用料
- ・母子寡婦福祉資金貸付・中小企業高度化資金貸付 ほか

#### (4) 滞納者の利便性に配慮した納付制度の拡充について

現在、県税のうち自動車税については、コンビニエンスストア(以下「コンビニ」という)等による納付ができる。また、平成21年4月より、公金(使用料・手数料等)を「Pay-easy」(以下「ペイジー」という。(注1)収納サービスを利用して納付できるよ

うになったが、財務会計システムと連動して納入通知書が発行される債権以外については未だ金融機関での納付又は直接県庁の窓口で納付する方法しかない。

一人暮らしの方や、夫婦共働きの家庭は、支払う金銭的な余裕はあるものの、実際に窓口 に足を運ぶ時間的な余裕がない場合が多い。24時間開いているコンビニでの収納や、ペイジーの利用範囲を拡大する等、支払う側の利便性に配慮すれば、今よりも回収率は高くなるもの と考える。

#### (5) 徴収業務の外部委託について

現在、「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)」に基づき、法務大臣の営業認可を得て、債権管理回収を専門に行う民間の会社(以下「サービサー」という。)がある。最近では、地方自治体によっては、サービサーに一部の債権回収業務を委託する例がある。自動車税や育英資金貸与などの滞納者の件数が多い債権回収の案件に関しては、マンパワーや専門知識の不足等を補い、回収率の向上を図る一つの対策としてサービサーの利用も検討する必要があると思われる。

#### (6) 回収業務の迅速化について

強制徴収公債権については、滞納が発生した場合、督促状を発送し、その後任意納付を促すための催告状の郵送、電話又は面接等を行い、最終の納付意志を確認するために最終催告を行い、それでも納付がない場合は滞納処分の執行決定を行うという手続になっている。

ところが、多くの担当者は日常の業務に追われ、督促状を発送した後の任意納付を促す手続き及び滞納処分を行う手続きに遅滞が見られる。未収金は、現年度分の回収率は高いが、過年度分の回収率は極端に低くなる。また、担当者は回収率の低い過年度分の未収金の回収に多くの時間を費やしている傾向がある。未収金管理の一元化又は回収業務の外部委託により、回収業務を迅速に行うことで現年分の回収率が上がり未収金全体としても回収率の改善が期待できると思われる。

## 2. 監査結果(総論)に関する現状

### (1) 個人住民税(個人県民税と個人市町村民税)について

- ①「個人住民税の滞納整理に向けた新たな取り組みとして各市町村の個人住民税の徴収が困難な案件について、地域版の滞納整理機構や全県型の滞納整理機構の設立などを行い、県職員と市町村職員とが協力しながら徴収業務に当たることにより、県税の徴収業務で蓄積してきたノウハウ等を市町村職員と共有することで個人住民税のより効率的な徴収実績を上げることが期待される。」という点について

この点について総務部税務課に対してヒアリングを実施した。

滞納整理に向けた取り組みとして、平成22年4月から現在までに市町村(7地

域 31 団体) において地域版滞納整理機構が立ち上げられ、県としてこれら地域版滞納整理機構への支援を行っているとのことであり、改善が認められた。

②「個人住民税の特別徴収の普及拡大を図ることは、徴収コストを削減し、徴収率を上げる有効な対策である。」という点について

この点について総務部税務課に対してヒアリングを実施した。

熊本県及び熊本県内 45 市町村は、平成 23 年 2 月 18 日に開催された「熊本県地方税収確保対策連絡会議」において、個人住民税の特別徴収の全県の推進について協議し、「平成 25 年度までに特別徴収対象事業者への完全実施を目指す」ことに合意している。その後、「地方税収確保対策研究会」に「特別徴収推進部会」を設置し、県内各地域から選任された市町村の個人住民税担当課長等により、平成 25 年度までの完全実施に向けた広報計画等具体的な施策展開等について検討を行うなど、県内全市町村での実践に努めているとの回答を得た。

特別徴収の普及拡大に向けた努力を進めており、改善が認められた。

(2) 未収金管理の一元化（個人県民税を除く）について

「未収金は部署ごとに管理されているが、回収業務を専門に行う組織を横断的に設け、そこに未収金を集め一元的に整理回収することを検討する必要がある」という点について

この点について総務部財政課に対してヒアリングを実施した。

現状では回収業務を横断的・一元的に整理回収する組織は設けられてはいない。

しかし、平成 15 年度から財政課が事務局となり、未収金の未収金対策連絡会議を設け、この会議体において未収金に関する情報や回収業務のノウハウを共有するよう継続して努力しているとの回答を得た。

未収金を一元的に整理回収する組織は設けられていないが、未収金の未収金対策連絡会議による情報の共有化の努力は継続しているため、改善が認められたが、今後回収のための組織の立ち上げについて検討が望まれる。

(3) 滞納者の利便性に配慮した納付制度の拡充について

「財務会計システムと連動して納入通知書が発行される債権以外については未だ金融機関での納付又は直接県庁の窓口で納付する方法しかない。コンビニでの収納や、ペイジーの利用範囲を拡大する等、支払う側の利便性に配慮すべき」という点について

この点について総務部税務課及び総務部財政課に対してヒアリングを実施した。コンビニエンスストアでの納付が利用できるのは、以前は自動車税だけであっ

たが、費用対効果を検討し、平成 25 年度から個人事業税等についてもコンビニエンスストアで納付できるようにしているとの回答を得た。

費用対効果を考えなければいけないため、すべての納付に導入はできないが、個人事業税など導入できると判断できるものについては対応していることから、改善が認められた。

#### (4) 徴収業務の外部委託について

「自動車税や育英資金貸与など滞納者の件数が多い案件に関しては、回収率の向上を図る一つの対策としてサービスの利用も検討する必要がある」という点について

この点について総務部税務課に対してヒアリングを実施した。

サービスの利用といった外部委託について、その費用対効果を検討し、税務課では、回収業務ではなく、納付の確認について民間のコールセンターを利用しているとのことであり、徴収業務の外部委託について、改善が認められた。

#### (5) 回収業務の迅速化について

「強制徴収公債権について、多くの担当者は日常業務に追われ、督促状を発送した後の任意納付を促す手続き及び滞納処分を行う手続きに遅滞がみられる。未収金管理の一元化又は回収業務の外部委託により、回収業務を迅速に行うことで年分の回収率が上がり未収金全体としても回収率の改善が期待できると思われる。」という点について

この点について、警察本部の放置違反金に関する未収金の管理状況について、警察本部交通部交通指導課に対してヒアリングを実施した。

回収率改善のための施策については、初期段階での納付を促すため、督促状の発送から概ね 1 ヶ月後に催告状を発送し、その後は定期的（概ね半年ごと）に催告状を再発送する等を行っている。

また、回収業務の外部委託については現時点で実施されていないものの、交通指導課では平成 21 年度から緊急雇用制度による非常勤職員を採用し、電話督促を主たる業務として専従させることにより、未収金対策を実施しているとのことである。

なお、同職員の採用により次年度の収入率については、それまでの 40%前後から 60%以上に改善しているとの回答を得た。

以上のことから、未収金の回収率改善のため督促状の定期発送や非常勤職員の利用などの施策が施されているため、改善が認められた。

## V. 平成 22 年度「商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について」

### 1. 監査結果（総論）の内容

平成 22 年度包括外部監査において、商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について、以下の点で意見が述べられている。

#### <監査結果のまとめ>

監査対象とした商工観光労働部の商工振興関連の各課における補助金、貸付金、委託料等の財務事務については、県の商工振興策に沿った実施、運用がなされていることが理解できたが、まだ各項目には以下のような改善すべき事項、課題等が見られた。

これら補助金等の支出については政策目的を達成できるよう効率的かつ適正に支出することが必要であり、再度検討を加えることが望まれる。

### 1. 事務執行に関する事項

#### (1) 補助金

##### ①補助事業検討の必要性について

補助金は、県の商工振興策の柱となる商工団体と連携した中小企業の支援及び企業誘致という方針に基づき、商工団体に対する補助金 23 億円、企業立地補助金 28 億円が主たる交付であり、上記の補助金で一般会計の商工費の補助金 67 億円の 77% を占めている。

商工観光労働部の商工振興に係る補助事業として、小規模事業者・中小企業への経営指導や支援等は中核をなすものであり、商工団体との連携は必要なものと考えられる。この商工団体に対する補助金は、その大半は指導員やプランナー等の職員設置に対する人件費補助である。また、研修や調査といった実施事業に対する補助もあるが、同じ内容の事業を複数の団体が実施している例が見られた。県は財政再建戦略の中で、地域経済への配慮を念頭に置きながら商工団体の補助金の圧縮見直しを行うこととしており、商工団体に対する補助金も経済的・効率的であることが求められている。職員設置に対する人件費補助については小規模事業者数等に応じた設置基準を満たすよう努めていき、指導員等が小規模事業者・中小企業のニーズに応じた的確な支援を実施して行く体制を確立していく必要があり、また、長年慣習的になっている実施補助事業等の内容を見直し、商工団体間での連携や協働を進め、実施支援事業のメニューの統一化・共同開催、経済情勢の変化に的確に対応した支援の実施などより一層の効率化を行う必要がある。

また、熊本県信用保証協会に対する中小企業金融総合支援事業における県制度融資に係る損失補償金及び保証料補助金は、県の財政事情等から毎年補填率の引き下げ、保証料補助率の引き下げによりそれぞれの支出額の圧縮が図られている。熊本県信用保証協会においては公庫補填等の信用補完制度の活用によりリスクの分散

や低保証率がなされており、県の財政状況を考慮して熊本県信用保証協会に対する補助等の必要性について今後慎重に検討すべきであると考え。

次に、財団法人くまもとテクノ産業財団に対しては様々な補助金が交付されているが、財団が実施している事業内容は同じであるが対象業種・対象企業の規模等により異なる補助金制度となっており、事業内容を見直し、整理し効率化することが必要であると考え。

## ②補助金運用の適正性について

補助事業の内容には問題がないものの、補助対象金額算定において交付要項等に照らして補助金額が適正なものか疑問が残る事業、消費税の課税業者に対する補助金において補助対象経費に消費税を含めて交付している事業などが一部に見られた。

商工観光労働部の各課においては、消費税の取り扱いに関して補助金要項等において明確に規定されていない補助金制度もあり、現状では各担当部課が適切に対応することが求められている状況である。今後、補助金要項等において消費税の取り扱いについて明確に規定する必要があり、消費税の過大精算分については返還請求を行うことが必要である。

再度、補助金運用の徹底した理解を行い、適正な補助金制度の運用に努めることが必要である。

## ③補助事業の効果の測定と検証について

補助事業による補助金交付に当たっては事業完了後実績報告書が提出され、実施事業の内容の検証・確認がなされており、補助金が適正に使用されたかの検討がなされている。

しかし、事業の効果については、補助事業の内容により指導件数、研修会開催件数等で把握されていたり、実施事業の翌年度以降の事業展開まで把握されていたりするものもあるが、実施事業の効果を経済的な尺度として把握しているのは少なかった。実施事業の内容によっては補助事業の効果を経済的な尺度として把握することは困難な面も考えられるが、可能な限り目標値を設定し実績と分析比較するなどして補助金交付の効果を合理的に測定することが必要であり、補助事業実施により県にどのようなフィードバックがあったかを検証する必要があると考え。

## (2) 貸付金

### ①延滞の発生と不納欠損処理について

貸付金のうち商工振興金融課高度化支援班の中小企業高度化資金貸付金及び中小企業設備近代化資金貸付金については、過年度において執行した貸付金が償還期限を経過しても回収できず未収金となっており、平成21年度末現在の高度化資金貸付金残高17,413百万円のうち2,097百万円、設備近代化資金貸付金残高41百万円の

うち36百万円が未収金となっている。この未収金に関しては平成20年度包括外部監査において詳細に記載しているため、改めての意見は差し控えるが、高度化資金貸付金に関しては平成20年度よりも件数が2件、未収金額でも195百万円増加している。延滞が生じた場合、時間が経過すればするほど回収が困難となることが多く、回収が滞った際には速やかな対応を行い回収に努めることが適切な債権管理事務の観点からも不可欠であり、特に債権管理マニュアルに沿って回収不能先として分類している債権については、早期の債権放棄手続きによる不納欠損処理を行う必要がある。

## ②融資制度について

県融資制度を利用した新規融資件数は平成19年の4,687件から年々減少し平成21年度では3,787件となり、また、新規融資金額においても平成20年度の363億円から平成21年度の301億円に減少しており、中小企業者の活用が低迷している感がある。

県では景気情勢や事案に応じた資金需要に迅速・的確に対応すべく融資対象、融資条件等の見直しを行っているが、県の中小企業振興策の柱ともいえるべき融資制度を拡充し中小企業者がより利用しやすく、また、中小企業者にできるだけ低利で資金供給が可能となるような制度へ改善し、利用促進を図っていくことが必要である。

## ③貸付事業の有効性について

中小企業金融総合支援事業としての県融資制度の利用状況については上記(2)において触れたとおりであるが、金融機関に預託を行うことにより金融機関による低利の融資が可能となり、中小企業の負担軽減、円滑な資金調達には有効な制度であり、更に多くの中小企業の利用に向け施策を推進していく必要がある。

また、企業立地促進資金融資事業については、平成17年度以降の新規融資件数が1件と利用がなされていないのが現状であるが、企業立地促進の観点から必要なニューでもある。県は金融機関に資金の預託を行っており、資金の有効活用の観点からも利用件数が増加することが望ましく、企業誘致の推進のため進出企業が現状より有利な条件での融資が受けられるよう改善していく必要がある。

## (3) 委託料

### ①契約締結の透明性・競争性の確保について

今回監査対象とした商工振興関係の委託契約についても、そのほとんどが随意契約であり、しかも他社からの見積りを徴収していない単独随意契約が多く見られた。契約方式の原則は一般競争入札であり、透明性を確保するには可能な限り一般競争入札を導入するよう改善することが望ましく、随意契約の場合は特に契約する合理性が十分に説明できなければならない。商工振興に係る事業を委託するに当た

っては必ずしも一般競争入札により低価格を提示した業者と契約することが妥当でないことは考えられる。したがって、随意契約とすることの合理性を十分説明できるよう判断根拠を明確にする必要があり、委託目的に対して実施した事業の効果が十分得られていることが確認できれば結果として合理性があるとの判断ができると考える。

また、一般競争入札による契約を行っているが、入札資格を委託業務内容から一部異なる業務を含んでいたため結果として入札参加者が少なく、契約締結した業者も専門外の業務について下請けに出している業務も見られた。このようなケースでは1社単独の契約ではなく、業務を区分して入札し、より多くの競争性が確保されるよう配慮する必要がある。

#### ②委託料の合理性・経済性・効率性について

今回監査対象とした委託料の一部に委託業務とする合理的な理由、実施業務の経済性及び効率性の観点から疑問が残る事業があった。委託しようとする事業内容がそもそも外部に委託すべき業務なのか、委託理由に合理性があるのか、委託することによる経済性・効率性がどの程度あるのかを慎重に検討し、適正な委託料の支出を図る必要がある。

#### ③業務完了後の委託料の精算、検査について

委託業務については、委託業務完了後、委託業務実績報告書や精算書に基づき検査が行われ、委託業務契約の業務が効率的・経済的に実施され、業務に必要な経費が適正に支出されているかを確認することになっている。

しかし、一部委託料において、委託事業の経費としては疑問が残る支出が含まれていたり、事業年度末での実費とは考えられない立替旅費の不自然な精算がなされていた委託事業などもあった。委託事業の経費が適正に支出されているかを確認するため、報告書等だけでなく証憑、帳簿との確認・検査が必要である。

#### ④委託事業の効果の測定について

委託事業については、上記（1）契約締結の透明性・競争性の確保についても述べたように、委託目的に対して委託事業の効果が得られているかを把握することが必要であり、県としても個々の委託事業につき効果の測定を行っていく必要がある。効果測定の過程において、現在実施している委託事業の必要性を再検討し、効果がまだ十分に認められない事業については整理統合を行うとともに、効果が得られない事業については廃止をする必要がある。

#### （4）財団法人くまもとテクノ産業財団

「第4章 外部監査の結果及び意見（各論）」の「Ⅶ 財団法人くまもとテクノ産業財団」にも記載しているとおり、同財団は県の商工政策、産業振興政策を推進する行

政補完機関であり、県の施策を実行する部門とも位置付けられる。このため同財団の実施事業の成果は県の商工政策の成果につながり、有効かつ効率的であることが求められる。

同財団については、平成18年度包括外部監査での財政援助団体の監査において、「効率的な経営資源活用のために同財団の事業の見直し」の提言がなされているが、まだ途上であり抜本的な取り組みはなされていない。県は平成21年度において、同財団に対し補助金172百万円、貸付金70百万円、委託費107百万円を支出し、また、平成20年度においては新たな施策として地域中小企業応援ファンド融資事業へ貸付金2,010百万円を支出するなど事業活動の支援をしている。

しかし、現在でも同財団は多くの事業を抱えており、限られた経営資源の中ではサービス水準の低下、ノウハウの蓄積ができないなどの問題も発生し成果につながりにくい事業もあると考えられる。財団として実施事業の見直しを進め、より効率的な事業へ取り組む必要がある。

また、設備貸与事業においては多くの延滞債権・不良債権が発生しており、貸倒引当金の計上不足や今後の貸倒損失計上が見込まれており、これらの処理も具体的に進めていく必要がある。

このように同財団が実施する事業にはまだ解決しなければならない課題が見られ、県としても同財団の事業内容を再検討し、運営費補助金を含めた同財団への補助金支出について支援の見直しを行い、同財団に産業支援に係る技術やノウハウが蓄積され、支援企業に対し十分な支援ができる体制を構築していく必要がある。さらに、県、財団及びその他の中小企業を支援する機関との間で事業の役割分担を明確にしていくとともに、より実施施策の効果を上げるため連携の強化を検討していく必要がある。

## 2. 商工振興に関する意見

熊本県の商工振興策については、「第2章 外部監査の対象」のⅢに記載のとおりであり、その中核をなすのが、中小企業振興への施策とリーディング企業の誘致推進である。

### (1) 中小企業振興について

県は平成19年3月に県内事業所の多数を占める中小企業の発展と地域経済の活性化を目指して「熊本県中小企業振興基本条例」を制定し、社会全体で意欲ある中小企業を育て支援していく取り組みを進めている。中小企業の技術・経営・販路開拓の支援については、中小企業の資金繰り支援、商工団体と連携した中小企業の経営革新及び新事業展開の支援、産学行政連携による新事業の創出、農商工連携による県産品の開発などの施策が展開され、金融円滑化法や緊急保証制度などの政策効果もあり企業倒産件数は前年比減少し、有効求人倍率の改善も見られる状況から取り組みの成果を上げていると考えるが、販売不振のため業績改善が遅れている中小・零細企業もまだ多く、一層の効率的・効果的な支援施策が必要であると考え。県の基幹産業は農林水産業であり、農商

工連携に関しては更に積極的な取り組みを実施し、新商品の開発・販路開拓を支援していくことが必要であり、熊本大学との連携を進め、農林水産業に従事する県民を含め地域全体の活性化を図っていく必要がある。

また、新事業の創出、企業化に関しても少子高齢化が進むなかで若者や女性が企業を起こす支援を県としては充実していく必要がある。中小企業の中には優れた技術力・開発力をもつものも多く、地域のリーディング企業の育成支援を実施し、リーディング育成企業としての認定や販路拡大への取り組みを引き続き実施していくことも必要である。県の人口も少子高齢化により減少傾向にあり、国内及び県内のマーケットは縮小傾向にあることは疑問の余地もなく、平成 22 年度において実施されているが、熊本の地理的な優位性を発揮し東アジアなど海外への販路拡大には積極的な支援を行っていくことが一層必要であると考ええる。

## (2) 企業誘致の推進について

平成 21 年度の具体的に取り組み施策として目標 25 件の企業誘致と新たな大規模工業団地の開発に係る候補地の選定が掲げられ、特に企業立地に関しては平成 20 年 12 月に策定された「くまもとの夢 4 カ年戦略」の経済分野「経済上昇くまもと」において 4 年間で 100 件の企業誘致を目標としている。

しかし、平成 21 年度における立地協定締結は 17 件と目標値 25 件を達成することができていない。平成 20 年 9 月のリーマンショック以降の厳しい経済環境下であって企業の投資意欲減少が顕著となっていることが要因と考えられる。

企業誘致を推進するには、知事によるトップセールス、立地 PR 活動、補助金や貸付制度の充実、税制上の優遇措置、インフラ整備などはもちろんのこと、進出企業にとって魅力ある地域であることが重要である。その意味では県として技術力のある地場中小企業の支援と集積を図り、優秀な労働力の育成・確保の施策を実施し、豊かな水資源、文化、歴史など熊本の魅力を生かし地域の総合力を高めて企業誘致を推進していくことが必要であり、市町村との連携がますます重要であると考ええる。

「活力があり雇用を創出する商工業」を目指すにあたっては、まず中小企業や小規模事業者の具体的なニーズを把握し、そのニーズに応える施策は何かを慎重に検討して施策の選択と集中を行い実施していくことが必要である。

県のビジョンに掲げられているソーラー産業をはじめとして県内企業を牽引するリーディング産業を育成していくことは重要な施策であり、その施策を達成するためには県の厳しい財政状況から限られた財源を基に経済的・効率的な商工振興策を実施し、地域経済の活性化、雇用の場の確保、更には県税収の確保という取り組みを実現していくことが望まれる。

## 2. 監査結果（総論）に関する現状

### <補助金>

#### (1) 補助事業検討の必要性について

##### ①商工観光労働部の商工振興に係る補助事業について

「研修や調査といった実施事業に対する補助もあるが、同じ内容の事業を複数の団体が実施している例が見られた。職員配置に対する人件費補助については小規模事業者数等に応じた設置基準を満たすよう努めていき、指導員等が小規模事業者・中小企業のニーズに応じた的確な支援を実施して行く体制を確立していく必要がある、また、長年慣習的になっている実施補助事業等の内容を見直し、商工団体間での連携や協働を進め、実施支援事業のメニューの統一化・共同開催、経済情勢の変化に的確に対応した支援の実施など、より一層の効率化を行う必要がある。」という点について

この点について商工観光労働部商工振興金融課に対してヒアリングを実施した。

平成 22 年度は補助対象職員削減の計画途中であったものの、平成 23 年度末で見直しが実施され、現在は設置基準を充たしているとの回答を得た。また、商工団体間の連携を図り、商談会などは共同開催し、事業実施にあたっては対象者を実施団体の会員のみ限定せず、広く対象とすることで、支援実施の一層の効率化を図っているとのことである。

職員配置に対する人件費補助について設置基準を満たしており、また商工団体間での連携も進められていることから、改善が認められた。

##### ②熊本県信用保証協会に対する中小企業金融総合支援事業における県制度融資に係る損失補償金及び保証料補助金について

「県の財政事情等から毎年補填率の引き下げ、保証料補助率の引き下げによりそれぞれの支出額の圧縮が図られているが、県の財政状況を考慮して熊本県信用保証協会に対する補助等の必要性について慎重に検討すべきである。」という点について

この点について商工観光労働部商工振興金融課に対してヒアリングを実施した。

現状は県制度融資に係る保証料補助はまだ行っているとのことであるが、平成 21 年度以降損失補填率は段階的に引き下げられており、平成 23 年度からは 100 分の 40 を維持しているとの回答を得た。

支出額圧縮のため補填率を 100 分の 40 まで引き下げていることから、改善が認められた。

##### ③財団法人くまもとテクノ産業財団（現公益財団法人くまもと産業支援財団）に対する補助金について

「財団が実施している事業内容は同じであるが対象業種・対象企業の規模等により異なる補助金制度となっており、事業内容を見直し、整理し効率化することが必要である。」という点について

この点について、商工観光労働部産業支援課に対してヒアリングを行った。

所管課として、県庁職員が当財団の理事や評議員を構成しており、モニタリングや事業内容の見直しは毎年行っているとの回答を得た。事業の見直しについて、見直しの状況を確認したが、平成 23 年度から平成 24 年度への見直しについては、地域企業の事業革新にタイムリーかつスピーディーに対応するためとして、「農林漁業者ニーズ製品化支援事業」の廃止や「大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業」の分割・再構築を確認した。

財団が実施している事業内容について、毎年の見直しや整理を実施していることから、改善が認められた。

## (2) 補助金運用の適正性について

「商工観光労働部の各課においては、消費税の取り扱いに関して補助金要項等において明確に規定されていない補助金制度もあり、今後、補助金要項等において消費税の取り扱いについて明確に規定する必要がある。再度、補助金運用の徹底した理解を行い、適正な補助金制度の運用に努めることが必要である。」という点について

この点について商工観光労働部企業立地課に対してヒアリングを行った。

消費税の取り扱いについて、平成 22 年度に補助金取扱要項を改正し、対応しているとの回答を得た。また、職員研修を通じて補助金運用の理解を促し、適正運用に努めているとのことである。

補助金要項等の改正及び職員研修を通じての補助金運用の理解に努めていることから、改善が認められた。

## (3) 補助事業の効果の測定と検証について

「事業の効果については、補助事業の内容により指導件数、研究会開催件数等で把握されていたが、実施事業の効果を経済的な尺度として把握しているのは少なかった。可能な限り目標値を設定し実績と比較分析するなどして補助金交付の効果を合理的に測定することがひつようであり、補助事業実施により県にどのようなフィードバックがあったかを検証する必要がある。」という点について

この点について商工観光労働部商工振興金融課に対してヒアリングを実施した。

同課が所管する「消費者参加型商店街づくり事業」では、補助事業の効果の測定について、事業計画書にできる限り検証可能な数値目標を設定し、実績報告書では

事業実施による成果や今後期待される効果を具体的に記載するよう指導を行い、効果の測定や検証を行っているとの回答を得た。

実施事業について、可能な限り目標値を設定し、実績との比較が行われていることから、改善が認められた。

#### <貸付金>

##### (4) 延滞の発生と不納欠損処理について

「延滞が生じた場合、速やかな対応を行い回収に努めることが適切な債権管理事務の観点からも不可欠であり、特に債権管理マニュアルに沿って回収不能先として分類している債権について、早期の債権放棄手続きによる不納欠損処理を行う必要がある。」という点について

この点について商工観光労働部商工振興金融課に対してヒアリングを実施した。

平成 24 年度より、県のマニュアルだけでなく所管課独自のマニュアルを作成し、当該マニュアルに従って管理しているとの回答を得た。また、平成 23 年度 10 月において、不能欠損処理を行っていることを議案により確認した。

所管課独自の債権管理マニュアルが作成され、その後不能欠損処理が実施されていることから、改善が認められた。

##### (5) 県融資制度について

「県の中小企業振興策の柱ともいえるべき融資制度を拡充し中小企業者がより利用しやすく、また、中小企業者にできるだけ低利で資金供給が可能となるような制度へ改善し、利用促進を図っていく必要がある。」という点について

この点について商工観光労働部商工振興金融課に対してヒアリングを実施した。

現状、融資実績は昨年と比べ伸びていない状況であり、金利引き下げの措置も講じられていないとの回答を得た。しかし、保証協会に対して保証料補助や損失補償を行うことで中小企業者の負担軽減を図るとともに、原則担保不要の制度とすることで中小企業者が利用しやすい制度となっている。

また、利用促進については、周知方法としてホームページに掲載し、また金融機関の方でも案内してもらうようにすることで、より利用者の目につくよう努力しているとのことであり、改善が認められた。

##### (6) 貸付事業の有効性について

「企業立地促進資金融資事業について、資金の有効活用の観点からも利用件数が増加することが望ましく、企業誘致の推進のため進出企業が現状より有利な条件での融資が受けられるよう改善していく必要がある。」という点について

この点について商工観光労働部企業立地課に対してヒアリングを実施した。

同課では、貸出件数は平成 25 年度現在において既貸 6 件、新規 3 件の合計 9 件を想定しており、平成 22 年度監査時の 13 件よりも少ない。

ここで融資資格については、金融機関からの貸出（県の預託）であるため、金融機関の審査を受けなければならない、特に緩和していない。また、金利については市場に影響を受けるが、現在は民間の金融機関でも低利の状況が続いていることから、特に金利の緩和もしていない。

## 【意見】

企業立地促進資金融資事業については、利用件数が想定された件数になるよう、利用件数増加のための更なる融資条件の改善や周知の徹底などを継続して検討することが望まれる。

### <委託料>

#### (7) 契約締結の透明性・競争性の確保について

「商工振興関係の委託契約について、そのほとんどが随意契約であり、しかも他者から見積もりを徴収していない単独随意契約が多く見られた。契約方式の原則は一般競争入札であり、随意契約の場合は特に契約する合理性が十分に説明できなければならない。随意契約とすることの合理性を十分説明できるよう判断根拠を明確にする必要がある。」という点について

この点について商工観光労働部商工振興金融課に対してヒアリングを実施した。

監査時に単独随意契約であった「消費者動向調査集計分析業務」については、平成 24 年度から競争入札により行われるよう改善されている。しかし、その他の随意契約は今でも残っている。これらの随意契約については、随意契約でなければならない合理的理由を公表するようになっているとの回答を得た。

随意契約における合理的理由を公表するようになっており、改善が認められた。

#### (8) 委託料の合理性・経済性・効率性について

「委託料の一部に委託業務とする合理的な理由、実施業務の経済性及び効率性の観点から疑問が残る事業があった。外部に委託すべき業務なのか、委託理由に合理性があるのか、委託することによる経済性及び効率性がどの程度あるのかを慎重に検討し、適正な委託料の支出を図る必要がある。」という点について

この点について商工観光労働部エネルギー政策課に対してヒアリングを実施した。

委託費は、緊急又は突発的な事業以外は、予算を組む段階で経済性・合理性について検討するようになっており、また緊急又は突発的な事業では「業務委託検討フロー」を利用して判断を行っている。

外部委託すべき業務について、委託することによる経済性や合理性の検討が行われていることから、改善が認められた。

(9) 業務完了後の委託料の精算、検査について

「委託業務完了後、委託業務実績報告書や精算書に基づき検査が行われ、業務に必要な経費が適正に支出されているかを確認することになっている。しかし、事業年度末での実費とは考えられない立替旅費の不自然な精算がなされていた委託事業などもあった。委託事業の経費が適正に支出されているかを確認するため、報告書等だけでなく証憑、帳簿との確認・検査が必要である。」という点について

この点について商工観光労働部産業支援課に対しヒアリングを実施した。

業務に必要な経費については、出納局の経理事務マニュアルに基づき、すべての経費を証憑と突合するようにしているとのことで、改善が認められた。

(10) 委託業務の効果の測定について

「委託目的に対して委託事業の効果が得られているかを把握することが必要であり、県として個々の委託事業につき効果の測定を行っていく必要がある。現在実施している委託事業の必要性を再検討し、効果がまだ十分に認められない事業については整理統合を行うとともに、効果が得られない事業については廃止する必要がある。」

この点について商工観光労働部商工振興金融課に対してヒアリングを実施した。

同課が所管する「消費動向調査集計分析業務」について、数値での効果測定はできないが、消費動向調査結果を市町村等に周知することで、市町村における課題の把握や事業を行ううえでの基礎資料として活用されており、効果が上がっていると認識しているとのことであり、この点について改善が認められた。

**【意見】**

平成 22 年度の報告書でも述べられているとおり、資料の分布数や貸出回数等を記録することで、資料の利用度に基づき有効性を評価することは可能である。委託事業の効果測定は様々な角度から行ってみることを検討してみるべきである。

(11) (財) くまもとテクノ産業財団 (現 公益財団法人くまもと産業支援財団)

- ①「現在でも同財団は多くの事業を抱えており、限られた経営資源の中ではサービス水準の低下、ノウハウの蓄積ができないなどの問題も発生し成果につながりにくい事業もあると考えられる。財団として実施事業の見直しを進め、より効率的な事業へ取り組むことが必要である。」という点について

この点について商工観光労働部産業支援課に対してヒアリングを実施した。

所管課である産業支援課の職員が同財団の理事や評議員を構成しているため、実施事業の見直しは毎年実施しているとのことであり、改善が認められた。

- ②「設備貸与事業においては多くの延滞債権・不良債権が発生しており、貸倒引当金の計上不足や今後の貸倒損失が見込まれており、これらの処理も具体的に進めていく必要がある。」という点について

この点について商工観光労働部商工振興金融課及び公益財団法人くまもと産業支援財団に対してヒアリングを実施した。

延滞債権や不良債権の把握と管理については、東京商工リサーチの信用情報等を活用しながら、延滞債権や不良債権の把握がなされており、債務者等の実情に応じた管理方針を定め、管理が行われているとのことである。

また、貸倒処理については、「公益財団法人くまもと産業支援財団未収貸与料債権管理規程 第11条」の規定に基づき貸倒償却が行われている。設備貸与事業においては、平成24年度で2件(35,631,777円)の貸倒償却が実施されていることを確認した。

さらに、貸倒引当金の計上基準については、平成22年度までは、正常先については残高の100分の2、未収先及び契約解除先については100分の50を貸倒引当金として計上されていたが、平成23年度からは、債権を4つに分類し、分類ごとに引当率を設定し、貸倒引当金を計上しているとのことである。

なお、平成24年度からは債務者を個別に査定し、回収困難な金額を算出しているとの回答を得た。

以上のことから、延滞債権・不良債権の把握と管理が適切になされており、貸倒処理の実施や引当金の計上基準の変更等がなされていることから、改善が認められた。

## (12) 中小企業振興について

- ①「中小企業の技術・経営・販路開拓の支援について、中小企業の資金繰り支援、商工団体と連携した中小企業の経営革新及び新事業展開の支援、産学行政連携による新事業の創出、農商工連携による県産品の開発などの施策が展開されているが、販売不振のため業績改善が遅れている中小・零細企業もまだ多く、一層の効率的・効果的な支援施策が必要である。」という点について

この点について商工観光労働部商工振興金融課及び商工観光労働部産業支援課に対してヒアリングを実施した。

商工振興金融課では、中小企業の資金繰り支援及び経営革新について担当しており、これらのうち経営革新については、企業から申請があった場合に、経

営革新審査会において審査のうえ経営革新企業として承認するという形で進めている。

また、産業支援課においては産学行政連携による協議会（熊本県健康サービス産業協議会等）を設け、支援をする施策をとっているとのことである。

協議会等を設けて一定の支援施策が施されていることから、改善が認められた。

- ②「農商工連携に関しては更に積極的に取り組みを実施し、新商品の開発・販路開拓を支援していくことが必要であり、熊本大学との連携を進め、農林水産業に従事する県民を含め地域全体の活性化を図っていく必要がある。」という点について

この点について商工観光労働部産業支援課に対してヒアリングを実施した。

支援のための連携強化については（財）くまもと産業支援財団の「くまもとプラットフォーム」により、大学や金融機関、専門家等による総合的産業支援体制をとっているとのことから、改善が認められた。

- ③「新事業の創出、企業化に関しても少子高齢化が進むなかで若者や女性が起業を起こす支援を県としては充実していく必要がある。地域のリーディング企業の育成支援を実施し、リーディング育成企業としての認定や販路拡大への取り組みを引き続き実施していくことも必要である。」という点について

この点について、商工観光労働部産業支援課に対してヒアリングを実施した。

新規事業の創出や起業支援については、県からの委託事業として、一般財団法人熊本起業化支援センターによるインキュベータ事業やビジネスのマッチングを支援する「くまもとベンチャーマーケット」の後援等を実施しているとの回答を得た。

また、リーディング育成支援事業により、リーディング育成企業の認定を行い、認定企業には集中的に支援を行っているとのこと、改善が認められた。

- ④「熊本の地理的な優位性を発揮し東アジアなど海外への販路拡大には積極的な支援を行っていくことが一層必要である。」という点について

この点について商工観光労働部産業支援課に対してヒアリングを実施した。

産業支援課では輸出で海外に進出しようとする企業の販路開拓や市場調査の経費補助を行っており、国際課の方ではシンガポールと香港等に常設のアドバイザーを置いているとのこと、改善が認められた。

(13) 企業誘致の推進について

「企業誘致を推進するには、知事によるトップセールス、立地 PR 活動、補助金や貸付制度の充実、税制上の優遇措置、インフラ整備などはもちろんのこと、進出企業にとって魅力ある地域であることが重要である。その意味では県として技術力のある地場中小企業の支援と集積を図り、優秀な労働力の育成・確保の施策を実施し、豊かな水資源、文化、歴史など熊本の魅力を生かし地域の総合力を高めて企業誘致を推進していくことが必要であり、市町村との連携がますます重要であると考え。」という点について

この点について商工観光労働部企業立地課に対してヒアリングを実施した。

現在は、企業誘致を推進するため「企業誘致連絡協議会」を設置し、市町村との情報の共有を図るようにしているとのことで、市町村との連携をとっていることから、改善が認められた。

## VI. 平成 23 年度「公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について」

### 1. 指摘事項の内容

平成 23 年度包括外部監査において、公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について、以下の点で意見が述べられている。

#### 1. 審査基準の類型化について

運用指針の中の審査基準において、施設の規模及び専門性を基にして、施設を 4 つの分類に類型化し、審査基準の配点を定めている。施設の規模は、管理経費の所要額・委託費の額等が 50 百万円以上の施設は大規模、50 百万円未満は小規模とされる。また、専門性の基準は、業務の定型性・技術性、ソフト事業のノウハウ及び民間事業者の代替性等を考慮し、専門施設か定型施設かに区分されている。

この審査基準の類型化では、Ⅰ分類は小規模専門施設、Ⅱ分類は大規模専門施設、Ⅲ分類は小規模定型施設、Ⅳ分類は大規模定型施設と分類され、それぞれの配点が定められている。

専門性が大きい小さいかは各部局で判断しており、施設が大きくなれば、必然的に専門性も多様化することは理解出来るが、施設の持つ専門性があくまで相対的に高いかどうか総合的に慎重に判断すべきである。

#### 2. 募集期間、参加資格について

##### (1) 募集期間について

指定管理者の募集に関しては、運用指針において、募集に当たり県公報への登載や県ホームページ・県広報紙等への募集概要の掲載を行い広く周知させること、周知期

間として原則として1ヵ月程度とすることが定められている。

平成22年度に指定管理者の選定を行った施設は14施設あり、各施設の募集期間は運用指針で示す1ヵ月弱であり、特に年末年始の期間を含むケースでは、実質的な申請書類提出までの期間が20日程度となり極端に短いと言わざるを得ない。

このような募集期間の設定は、到底広く募集概要を周知させるに十分な期間とは考えられない。

現在指定管理者に選定されており改めて応募する事業者と新規で応募する事業者では、施設に関する情報には大きな差があると考えられ、応募者が施設管理に関する十分な情報を入手できる期間の確保は不可欠である。

指定管理者制度の導入には民間能力を活用する目的があり、指定管理者の応募にはより多くの民間事業者等が参加でき、競争性が発揮できるよう十分な周知期間を設けることが不可欠であり、少なくとも実質的な募集期間を1ヵ月以上確保する必要がある、適切な運用とその運用状況の検証が必要である。

## (2) 参加資格について

運用指針の参加資格例に「県内に事業所を有すること」が示されており、ほとんどの施設においてこの要件が付されている。

県内に事業所を有することを参加資格とすることは、本来限定的になされるべきであり、このような参加要件を限定することは、指定管理者選定過程における競争性を妨げる要因ともなる。したがって、この要件については極力排除する必要がある。

また一方で、施設の内容によっては、施設の管理運営に不可欠となる特殊な技能・技術・資格を求められるケースもあり、それぞれの施設の性質を十分検討したうえで、安全で住民への質の高いサービスを提供するための参加要件は募集要項に明示すべきである。

## (3) 指定管理者の選定について

### ① 選定委員の選定について

平成22年度までの選定委員会は、内部委員と外部委員の7名以上で構成され、外部委員が過半数とされており、ほとんどの施設において外部委員には有識者3名、財務専門家1名の4名が選定され、また、部局長を含む内部委員3名が選定されていた。この内部委員の中には、指定管理者に応募した団体の理事等の役員に就任しているケース、役員ではないが応募団体の評議員に就任しているケースもあり、一部の施設の候補者選定委員会ではそれらの内部委員が採点に参加しているなど、外観的に選定委員会の公平性を欠く事例が見られた。

この点については、平成23年8月に改正した運用指針において、選考委員会（平成23年8月運用指針改正により選定委員会より選考委員会へ変更）は5名以上の外部有識者で組織し、内部委員は排除する措置がなされている。また、委員本人及び委員の親族関係者が応募団体の役員等に就任している場合には当該施設の審査

に参加できない旨を明記し、選考委員会の公平性を確保する取組みがなされている。

ただし、改正後においても、指定管理候補者選定に当たっては、選考委員会における選考経過や選考理由等を明確にし、また、再審査が実施された際には再審査の過程及び結果も含め、選定理由を公表した上で指定管理者を選定する必要があると考える。

また、外部委員に関しても、財務専門家1名を除く有識者3名が施設の特異性や専門性等を考慮した選定になっていないケースも見られた。施設によっては利用者代表や施設の特性を熟知した委員を選定し、指定管理者が計画するサービス向上への取組みを検討していくことが重要であり、有識者といえども形式的な基準による専門性が薄い委員の選定は行うべきでない。

## ②提案価格の得点について

審査基準の管理業務に係る経費の縮減に関して、審査基準の類型化での4分類すべてについて提案価格の得点が15点から30点までの採点枠がある。

この提案価格の得点は運用指針において下記で示す算定方法が規定され、各施設とも算定方法に基づき得点が計算されているが、この提案価格の得点の算出方法では配点に対する得点が結果として僅少な点数となり、経費削減への取組みが反映されない結果となっている。

提案価格の得点＝

$$(1.0 - (\text{提案価格} / \text{基準価格})) \times \text{提案価格に配点された得点} (\text{※})$$

(※) 施設類型化の分類により15点～30点の得点

現行の算定方法では、仮に指定管理者の提案価格が基準価格の50%で提案されたとしても配点の50%の得点しか採点されず、提案価格と基準価格の差が余程大きくならない限り算定得点が上がらない算式になっており、結果として他の審査項目の得点が相対的に高くなる結果となっている。

特にIV分類の大規模定型施設（配点30点）では指定管理者の提案価格差がほとんど反映されず、運用指針での大規模定型施設の審査基準の配点視点である「経費削減効果が最も期待できる施設であり、経費の縮減を重視」としている内容とは矛盾する。

公の施設においては管理経費削減がすべてではないが、応募者の経費削減に対する取組みが評価される配点に改めるべきである。

## ③採点方法について

選定委員の審査項目の採点方法が、ある施設では3段階での評価を行い、1段

階では配点がゼロ、2段階では配点の50%、3段階では配点の満点となっていた。また、別の施設では5段階での評価を行い、段階ごとに係数を設定し採点をしているなど、所管課により採点方法に相違が見られた。このような段階評価を基にした評価の場合、点数の開きが大きくなり、また、選定委員の細やかな判断が反映できないことになる。

したがって、審査に当たって、所管課は選定委員に対して十分に各審査項目に対する採点基準を説明したうえで、選定委員が配点枠で採点を行える運用方法にすべきであり、各選定委員間で審査項目の採点結果に相違等が生じた場合には選定委員間での意見の調整等を行いその結果を文書化して保存するなど、公正かつ客観的な採点方法に統一して実施すべきである。

#### (4) モニタリングについて

##### ①事業報告における管理経費の収支決算について

協定書や仕様書に基づいた施設の管理運営に要する経費支出であるか、内容の点検・確認が不十分な点が見られた。県は指定管理者からの管理経費の収支決算について、必要な支出であるか、不必要な支出であるかを調査・分析し、適正な情報を入手することにより、指定管理者の業務の遂行状況を評価すべきであり、次回の指定管理料の算定の基礎となる情報として活用していくことが不可欠である。

また、県の外郭団体が指定管理者になっている施設の管理経費の収支決算報告では、法人全体の収支決算が報告され、協定書や仕様書で要求されている指定管理者の他の事業と区分した管理経費の収支報告となっていないものも見られた。指定管理者には施設の管理運営に関する経費の収支を報告させるべきであり、県の指導が必要である。

このように、今後県が実施する事業報告のモニタリングは、報告された管理経費の収支内容を十分に点検・確認するものとなる必要がある。

##### ②実地調査について

県のモニタリングの重要なものとして、管理業務の実態を把握するため毎年度実地調査を行うことが運用指針に示されており、指定管理者制度を導入している施設については多くの施設で実施されてはいるが、実地調査の結果を記録した文書が作成されていない事例も散見されるなど、形骸化したものとなっている。

今回の監査の実施過程においても、実地調査が適切に実施されていれば発見できた内容が多く見られ、所管課におけるチェック体制が十分機能しているとは考え難い。

また、実施した実地調査の結果は必ず文書化し保存しておく必要がある。調査結果の内容によっては指定管理者に対し改善を求めていく必要があり、指定管理者制度が有効に機能するためにも充実した実地調査が行われることが望まれる。

## 2. 監査結果（総論）に関する現状

上記の指摘事項のうち、募集期間、選考委員の選任、選考委員の採点方法及び提案価格の得点の算定方法に関する事項については全庁的な対応が必要と考えられ、指定管理者制度の取り纏め部署である総務部人事課組織班において検討がなされた結果、以下の対応策が取られ、各所管部署に通知され、事務執行がなされるよう措置がなされている。

### ア. 平成 24 年度の指定管理者選定に係る留意事項について

人第 158 号

平成 24 年 6 月 29 日

各指定管理者制度導入施設所管課長様

人 事 課 長

#### 平成 24 年度の指定管理者選定に係る留意事項について（通知）

平成 24 年度に指定管理者の選定を行うにあたっては、「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」（平成 16 年 9 月策定、最終改正平成 23 年 8 月）（以下「指針」という。）を事務処理の標準例とし、下記事項に留意のうえ、適切な事務処理を実施されますようお願いいたします。

なお、指針については、本年度の実施状況を参考に必要に応じて改正を行うことといたします。

#### 記

##### 1 募集スケジュールについて

本年度から 11 月（12 月）議会に提案するため、募集開始を 7 月からとし、概ね1 ヶ月以上の応募期間を設けるよう努めること。（具体的スケジュール（案）別添）

##### 2 選考委員の選任について

指針第 6（1）に定める指定管理候補者選考委員会の委員選任にあたっては、各部の委員会設置要項に定めるとおり、利害関係を有しない外部の有識者から選任すること。

利害関係の有無を確認するため、現指定管理者が次期指定管理者に応募すると考えられる場合は、委員候補者が現指定管理者の役員等でないことや団体からの助成等を受けている者でないことを確認し、選任すること。

また、選考委員会の審査にあたっては、設置要項に定める親族関係等以外の関係であっても、委員からの申し出等により応募者との利害関係が認められる場合には、審査から排除するなど適切な対応を行うこと。（確認様式例別添）

3 審査における選考委員の採点について

配点の枠内で直接選考委員が採点を行う方法とする。(採点にあたって、3段階評価や5段階評価は行わない)

4 提案価格の得点の採点方法について

指針第6(3)の算定方法によらず、次の算定式を試行する。ただし、業務内容により、別の方法による必要がある場合には、この限りではない。

提案価格の得点 = {基準価格 - (申請者の提案価格 - 最低提案価格)} / 基準価格 × 配点

※提案価格及び基準価格は消費税を含んだ金額

※下線は監査人が加筆

イ. 熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部改正について

人第509号

平成25年3月18日

各部(公室)長

教 育 長

総 務 部 長

熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部改正について(通知)

このことについて、指定管理者選定手続における一層の公平性、透明性を確保する観点から、熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

主な改正内容は、下記のとおりとなっていますので、各部(公室)、教育委員会事務局においては、改正の趣旨を踏まえ、適正な事務処理をお願いします。

記

1 改正の趣旨

指定管理者選定手続におけるより一層の公平性、透明性を確保する観点から、関係規定の一部改正を行うこととした。

2 主な改正内容

(1) 指定管理者の選考における提案価格の得点の算定式について

本年度の指定管理者の選定手続から、応募者の経費削減に対する取組みをより適正に評価するため、選考審査における提案価格の得点の得点率が高くなる新たな算定式を試行し、審査を行ったところ。

今回、この算定式を標準的な算定式として採用することとした。

指針本文 第6 指定管理者の選定に関する事項（抜粋）

(3) 提案価格の得点

提案価格の得点 = { 基準価格 - ( 当該申請者の提案価格 - 申請者のうち最低の提案価格 ) } ÷ 基準価格 × 提案価格に配分された配点

※提案価格及び基準価格は消費税を含んだ金額

(2) 選考委員会の委員と応募者との利害関係の確認について

選考委員会の委員については、審査と利害関係を有しない外部の有識者から選任することとしているが、選定過程における一層の公平性、透明性を図る観点から、審査にあたって応募者との利害関係を確認し、利害関係が認められる場合には、審査に参加できないこととした。

準則例5 ○○部指定管理候補者選考委員会設置要項（抜粋）

(会議)

第6条 会議は、委員長が承認し委員長が議長となる。

2～3 (略)

4 委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者が応募者の役員等に就任している場合、その他、委員選任後に応募者との利害関係が確認された場合は、当該委員は当該施設の審査に参加できない。

(3) その他の見直し

指定管理者が管理業務を再委託することについては、制度の趣旨から一括して管理業務を再委託することは認められないが、主要な管理業務以外については、業務の一部を第三者に委託することは認められていることから、再委託に係る規定を整理した。

準則例9 ○○センターの管理運営に関する協定書（抜粋）

(管理業務の再委託)

第18条 乙は、あらかじめ甲の承認を得て、管理業務の一部を他者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、管理業務の全部を他者に委託し、又は請け負わせてはならない。

※点線枠内は監査人が加筆

(1) 措置の適時性について

上記の留意事項の通知は包括外部監査の報告書提出後3ヵ月、また、指定管理者制度に係る運用指針の一部改正は包括外部監査の報告書提出後1年で措置されており、指摘事項に対する改善は速やかになされている。

## (2) 指摘への理解度について

また、上記以外の指摘事項である①審査基準の類型化、②参加資格、③事業報告における管理経費の収支計算及び④実地調査に関しては以下の措置を公表し、運用している。

### ① 審査基準の類型化

審査基準の分類の適用にあたって、それぞれの施設の特性等を踏まえた上で、総合的な検討を行うとともに、募集方針を検討する中で、個別の適用における考え方を確認することとした。

#### (ア) 参加資格

参加資格については、施設の特性に応じた要件等とするように各所管課に要請し、平成23年度募集を行った施設につきそれぞれ検討が行われ、1施設については「県内に事業所を有する」要件を排除するなどの措置を講じた。

#### (イ) 事業報告書における管理経費の収支決算

管理経費の収支決算の報告については、管理経費の収支が適切に把握できるよう事業報告書の点検や実地調査を適正に実施するよう、各施設所管課に対し説明し、徹底を要請した。

#### (ウ) 実地調査

指定管理者の管理運営状況を評価し、指定管理者制度が有効に機能するよう、適切な実地調査の実施を各施設所管課に対して指導した。

これらについては、指針の改正等を行われていないため、今後も運用が適切になされているかの検証が必要である。

## (3) 措置の妥当性について

### ① 募集期間に関して

指摘した「指定管理者の応募にはより多くの民間事業者等が参加でき、競争性が発揮できるよう十分な周知期間を設けることが不可欠であり、少なくとも実質的な募集期間を1ヵ月以上確保する必要がある。」という点に関しては、留意事項の通知において「本年度から11月(12月)議会に提案するため、募集開始を7月からとし、概ね1ヶ月以上の応募期間を設けるよう努めること。」としており、改善が認められる。

### 【意見】

なお、運用指針(最終改正平成25年3月改正)については、「第5 指定管理者の募集に関する事項(1) 募集方法⑥」の「原則として1か月程度とする。」の記

載は改正されておらず、留意事項としての通知にとどまっており、その強制力などの程度あるか疑問である。

また、募集開始を7月からとする場合においても8月の盆休み休暇が含まれることが想定されことから、運用上実質的な募集期間が1ヵ月以上確保されていることを引き続き検証することは必要である。

#### ②選考委員の選任に関して

指摘した「外観的に選定委員会の公平性を欠く事例が見られた。」という点に関しては、平成23年8月に改正した運用指針において、選考委員会は5名以上の外部有識者で組織し、内部委員は排除する措置がなされた。また、委員本人及び委員の親族関係者が応募団体の役員等に就任している場合には当該施設の審査に参加できない旨を明記し、選考委員会の公平性を確保する取組みがなされた。さらに、留意事項の通知において外部有識者の利害関係の有無の確認様式を示すなど、改善がなされている。

また、「施設によっては利用者代表や施設の特性を熟知した委員を選定し、指定管理者が計画するサービス向上への取組みを検討していくことが重要であり、有識者といえども形式的な基準による専門性が薄い委員の選定は行うべきでない。」という点に関しては、「今後も施設の特性に応じた適切な選考委員の人選に努めていく。」としており、運用上適切な選考委員が人選されているか注視していくことが必要である。

#### ③選考委員の採点方法に関して

指摘した「審査にあたって、所管課は選定委員に対して十分に各審査項目に対する採点基準を説明したうえで、選定委員が配点枠で採点を行える運用方法にすべきである。」という点に関して、留意事項の通知において「採点にあたって、3段階評価や5段階評価は行なわず、配点の枠内で直接選考委員が採点を行う方法とする。」とされ、これまで段階評価を採用していた所管課においては、委員が配点枠内で直接採点しており、細かな判断を反映でき改善されている。

#### ④提案価格の得点の算定方法に関して

指摘した「この提案価格の得点の算出方法では配点に対する得点が結果として僅少な点数となり、経費削減への取組みが反映されない結果となっている。」という点に関しては、留意事項の通知及び運用指針の一部改正の通知にあるように提案価格の得点の算定式を見直し、応募者の経費削減に対する取組みをより適正に評価できるように改めている。

<改訂前の算定式>

提案価格の得点 =  $(1.0 - (\text{提案価格} / \text{基準価格})) \times \text{提案価格に配点された得点}$



<改訂後の算定式>

提案価格の得点 =  $\{\text{基準価格} - (\text{申請者の提案価格} - \text{最低提案価格}) \div \text{基準価格}\} \times \text{提案価格に配分された得点}$

上記の二つの算定式を比較すると、改訂後の算定式は応募者間での経費削減の取組みを応募者の得点に反映させることが可能となっており、審査項目の「施設の管理運営に係る経費の内容」としての「提案価格の得点」での応募者間の得点差面では改善されているといえる。

### 【意見】

一方、応募者が一団体のみであった場合又は複数応募者での最低提案価格を提示した団体には、改定後の算定式では提案価格に配分された得点が満点で計算されることになり、特に提案価格又は最低提案価格が基準価格にほぼ近似した価格となっている場合においては審査基準の「管理経費の縮減」に照らし不合理な点が発生する。

平成 25 年 3 月に改正された「熊本県公施設の推定管理者制度に係る運用指針」の 2 指定管理者の募集方針に関する事項 (2) 審査基準及び準則例 3-I、3-II、3-III、3-IV の見直しは行われておらず、審査基準「管理経費の縮減」の一審査項目である「施設の管理運営に係る経費の内容」としての「提案価格の得点」の配点が大きい IV 分類の大規模提携施設では、基準価格と応募者の提案価格との差について、評価がされない結果となる。

人事課組織班としても当該計算式には一定の限界があることは理解しているものの、現在の評価方法は、全国的に利用されている一般的なものである。指定管理者には全国展開している団体も応募してくることから、熊本県独自の評価方法を採用することには慎重になっている。このことから、できる限り収支計画書の内容の評価において、費用削減に対する工夫の評価を加味するようにしているとのことである。

しかし、客観性の高い計算式による得点に反映させた方が第三者にも理解しやすいことから、今後計算式の見直しを行う際に、算定式による得点に基準価格に対する経費軽減努力を反映できるよう、審査基準の「管理経費の縮減」における審査項目の配点を見直すなど、更なる継続的検討が望まれる。

## 第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

### I. フォロー監査の対象とした指摘事項

上記のように、包括外部監査制度が導入されて以来、多くの指摘又は意見を述べてきているが、この措置状況を確認するにあたって、直近の平成24年度の指摘事項を除き、直近5年間（平成19年度～平成23年度）の指摘について検証作業を実施した。これは、以下のような理由による。

- ① できるだけ直近の指摘又は意見の方が、担当者の記憶が新しく、十分な検証が可能であるため。
- ② 前包括外部監査期間である平成24年度については、現在措置がとられている最中であり、検証対象に適さないため。
- ③ 意見まで含めると数百件に上り、十分な監査を実施することが不可能である。また、意見は包括外部監査人からの提案事項であり、必ずしも対応を強制されないことから、指摘（改善）事項に限定した。

### II. 監査の結果と意見

平成19年度から平成23年度の5年間において指摘又は改善とされた132項目について、フォロー監査を実施した結果は以下のとおりであった。

年度	テーマ	番号	名称	件名	所管課 (現在)	監査結果				項数
						適時性	指摘の理解度	措置の妥当性	総合意見	
平成19年度	主要施設の管理運営について	1	熊本県伝統工芸館及び（財）熊本県伝統工芸館	展示室の使用料について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	○	○	○	意見あり	71
		2	熊本県伝統工芸館及び（財）熊本県伝統工芸館	物品の管理について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	○	×	×	指摘事項あり	72
		3	熊本県伝統工芸館及び（財）熊本県伝統工芸館	指定管理者の選定について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	○	×	△	指摘事項あり	77
		4	熊本県伝統工芸館及び（財）熊本県伝統工芸館	（財）熊本県伝統工芸館が熊本県伝統工芸協会から徴収している場所の使用料について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	○	○	○	特に問題なし	78
		5	熊本県立技術短期大学校	滞留している資産について	商工観光労働部産業人材育成課	○	○	○	特に問題なし	79
		6	熊本県立技術短期大学校	使用していない機械の管理方針について	商工観光労働部産業人材育成課	×	×	×	指摘事項及び意見あり	80

		7	熊本県民総合運動公園	備品の管理について	教育委員会事務局 体育保健課	○	×	△	指摘事項あり	85
		8	熊本県民総合運動公園	売店の設置許可について	教育委員会事務局 体育保健課	○	○	△	意見あり	86
		9	熊本県民総合運動公園	自動販売機収入について	教育委員会事務局 体育保健課	○	○	○	意見あり	87
		10	熊本県民総合運動公園	スポーツ事業団の会計処理について	教育委員会事務局 体育保健課	○	△	○	指摘事項及び意見あり	88
		11	熊本県立美術館及び分館	行政財産の使用許可等について	教育委員会事務局 文化課	○	○	×	指摘事項あり	90
		12	熊本県立美術館及び分館	物品の管理状況について	教育委員会事務局 文化課	○	×	△	指摘事項あり	91
		13	熊本県立美術館及び分館	美術品の収集状況について	教育委員会事務局 文化課	○	○	△	指摘事項あり	93
		14	熊本県立美術館及び分館	美術品の収集状況について	教育委員会事務局 文化課	△	×	×	指摘事項あり	94
		15	熊本県立美術館及び分館	熊本県美術館資料刊行会について	教育委員会事務局 文化課	○	○	○	特に問題なし	95
		16	熊本県立美術館及び分館	刊行会の余剰資金の用途について	教育委員会事務局 文化課	○	○	○	特に問題なし	95
		17	熊本県立図書館・近代文学館	行政財産使用許可の内容について	教育委員会事務局 社会教育課	○	△	○	意見あり	96
		18	青少年教育施設 共通事項	簿外の収支について	教育委員会事務局 社会教育課	○	△	○	特に問題なし	97
		19	青少年教育施設 共通事項	創作活動における材料代について	教育委員会事務局 社会教育課	○	△	○	特に問題なし	98
		20	熊本県立あしきた青少年の家	公有財産の取得等について	教育委員会事務局 社会教育課	○	△	△	指摘事項あり	99
		21	熊本県立あしきた青少年の家	展示品等の所有権について	教育委員会事務局 社会教育課	○	○	△	意見あり	101
		22	熊本県立あしきた青少年の家	現金及び預金の管理について	教育委員会事務局 社会教育課	○	△	△	特に問題なし	102
		23	熊本県立豊野少年自然の家	公有財産としての管理が必要な工事について	教育委員会事務局 社会教育課	○	△	△	指摘事項あり	103
		24	熊本県立豊野少年自然の家	管理業務委託契約について	教育委員会事務局 社会教育課	○	○	○	特に問題なし	104
		25	熊本県立天草青年の家	食堂前の陶器等の展示品について	教育委員会事務局 社会教育課	○	△	△	指摘事項あり	105
		26	熊本県立菊池少年自然の家	公有財産としての管理が必要な工事について	教育委員会事務局 社会教育課	○	△	△	指摘事項あり	107
		27	熊本県警察署 共通	重要備品の管理について	熊本県警察本部 会計課	○	○	○	特に問題なし	108
平成 20 年度	出資団体等 に対する監 査	28	(財) 熊本県立劇場（現（公財）熊本県立劇場）	危機管理マニュアルの内容の見直しについて	企画振興部文化企画課	○	○	○	意見あり	109

29	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	旅費交通費について	企画振興部文化企画課	○	○	△	指摘事項あり	110
30	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	委託費について	企画振興部文化企画課	○	△	△	指摘事項あり	111
31	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	入札事務の適正性について	企画振興部文化企画課	○	×	×	指摘事項あり	112
32	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	競争入札について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	113
33	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	落札率について	企画振興部文化企画課	○	×	×	指摘事項あり	114
34	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	契約方法について	企画振興部文化企画課	△	○	×	指摘事項あり	115
35	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	設備の改修について	企画振興部文化企画課	○	△	△	指摘事項あり	116
36	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	備品の管理について	企画振興部文化企画課	△	○	△	指摘事項あり	117
37	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	熊本県所有資産の取得時の登録について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	119
38	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	財団資産の固定資産台帳の登録内容について	企画振興部文化企画課	△	△	△	指摘事項あり	120
39	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	固定資産の除却処理について	企画振興部文化企画課	○	○	△	指摘事項あり	122
40	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	領収書の管理について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	123
41	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	25周年記念事業費支出について	企画振興部文化企画課	○	○	○	意見あり	124
42	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	理事会の運営について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	125
43	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	理事長の決裁について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	126
44	天草エアライン株式会社	棚卸資産の2重計上について	企画振興部交通政策課	○	○	△	指摘事項あり	127
45	天草エアライン株式会社	棚卸資産に係る会計方針の記載について	企画振興部交通政策課	○	○	○	指摘事項あり	128
46	天草エアライン株式会社	電話加入権について	企画振興部交通政策課	○	○	×	指摘事項あり	129
47	天草エアライン株式会社	開発費、およびその他の繰延資産の計上について	企画振興部交通政策課	○	×	×	指摘事項あり	130
48	天草エアライン株式会社	会計方針の変更について	企画振興部交通政策課	○	×	×	指摘事項あり	133

		49	天草エアライン株式会社	役員退職慰労引当金の計上について	企画振興部交通政策課	○	×	×	指摘事項あり	134	
	基金の財務事務について	50	災害救助基金	基金を用いて備蓄している救援物資の管理について	健康福祉部健康福祉政策課	○	○	△	意見あり	136	
		51	障害者自立支援対策臨時特例基金	執行額の返納について	健康福祉部障がい者支援課	○	○	○	意見あり	137	
		52	障害者自立支援対策臨時特例基金	執行額の返納について	健康福祉部障がい者支援課	○	△	△	指摘事項及び意見あり	138	
		53	緑の基金	運用資産について	土木部都市計画課	×	×	×	指摘事項あり	141	
		54	児童保護費負担金(こども総合療育センター負担金含む)	不納欠損処理の正確性について	健康福祉部障がい者支援課	○	○	○	特に問題なし	142	
	平成21年度	未収金の財務事務について	55	中小企業高度化資金貸付金	マニュアル整備の必要性について	商工観光労働部商工振興金融課	○	○	○	特に問題なし	143
			56	中小企業従業員住宅使用料	従業員以外に対して貸し付けていることの妥当性について	商工観光労働部労働雇用課	○	○	○	特に問題なし	144
			57	農業改良資金貸付金	未収金の管理状況について	農林水産部団体支援課	○	○	○	特に問題なし	146
			58	農業改良資金貸付金	貸付時の証拠書類の保存について	農林水産部団体支援課	○	○	○	意見あり	147
			59	農業改良資金貸付金	貸付時の手続の不備について	農林水産部団体支援課	△	○	○	特に問題なし	148
			60	林業・木材産業改善資金貸付金	未収金の管理状況について	農林水産部団体支援課	○	○	○	特に問題なし	149
			61	国営土地改良事業負担金	債権の回収努力について	農林水産部農村計画課	○	○	△	特に問題なし	150
			62	丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	未収金関連資料の管理について	農林水産部漁港漁場整備課	○	○	○	意見あり	152
			63	丸島漁港公害防止事業費事業者負担金	抵当権の設定について	農林水産部漁港漁場整備課	—	○	—	特に問題なし	153
			64	河川・海岸占用料	調定の遅れによる不納欠損の発生について	土木部河川課	○	○	○	指摘事項及び意見あり	153
			65	県営住宅家賃	保証人への請求について	土木部住宅課	○	○	○	特に問題なし	155
			66	県営住宅家賃	滞納発生後の処分実施までの期間について	土木部住宅課	○	○	○	特に問題なし	157
			67	県営住宅家賃	入金処理及び不納欠損処理について	土木部住宅課	△	○	△	意見あり	158
			68	県営住宅家賃	生活保護世帯に対する生活保護費(住宅扶助費)の代理納付について	土木部住宅課	○	○	○	特に問題なし	159

		69	県営住宅家賃	入居時の書類の保存について	土木部住宅課	○	○	○	特に問題なし	160
		70	県営住宅家賃	保証人設定の漏れについて	土木部住宅課	△	×	×	指摘事項及び意見あり	161
		71	定時制・通信制修学奨励資金貸与	未収金管理台帳の整理について	教育委員会事務局 高校教育課	○	△	○	意見あり	163
平成 22 年度	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について	72	組織化指導費補助事業	補助事業実績報告書の記載漏れについて	商工観光労働部 商工振興金融課	○	○	○	意見あり	164
		73	組織化指導費補助事業	指導員及び職員の設置事業の補助金の交付額算定について	商工観光労働部 商工振興金融課	○	×	×	意見あり	165
		74	小規模事業指導費補助事業	設置基準について	商工観光労働部 商工振興金融課	○	○	○	意見あり	167
		75	中小企業金融総合支援事業	当該制度の運用上の問題点について	商工観光労働部 商工振興金融課	○	○	○	特に問題なし	169
		76	地域プラットフォーム活動支援事業	インキュベーションマネージャーの育成事業について	商工観光労働部 産業支援課	○	○	○	特に問題なし	170
		77	ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業（次世代マグネシウム合金基盤技術開発拠点構築事業費補助金）	事業の評価について	商工観光労働部 産業支援課	○	×	△	意見あり	171
		78	知的財産推進事業（熊TLO事業補助金）	熊本県としての実態把握について	商工観光労働部 産業支援課	×	○	—	特に問題なし	173
		79	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（組込みソフトウェア教育研修事業費補助金）	補助対象経費について	商工観光労働部 産業支援課	○	○	○	意見あり	174
		80	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業（組込みソフトウェア教育研修事業費補助金）	補助金に係る消費税の処理について	商工観光労働部 産業支援課	○	○	○	特に問題なし	176
		81	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業	委託料精算金額について	商工観光労働部 産業支援課	○	○	○	特に問題なし	177
		82	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業	実績の把握について	商工観光労働部 産業支援課	○	○	△	意見あり	178
83	水素燃料電池自動車研究開発対策事業水素燃料電池自動車研究開発対策事業	当該事業の運用上の問題点について	商工観光労働部 産業支援課	○	×	×	指摘事項あり	179		

84	電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業	業者指名に関する絞り込みの過程の記録について	商工観光労働部産業支援課	○	○	○	特に問題なし	181
85	夢挑戦プラザ 21 販路拡大等推進事業	委託費用の内容について	商工観光労働部産業支援課	○	○	○	指摘事項あり	182
86	大学連携型起業家支援事業	マネージャーの件費の振替について	商工観光労働部産業支援課	—	○	—	特に問題なし	183
87	地域連携型インキュベーション施設管理運営業務	マネージャーの件費の振替について	商工観光労働部産業支援課	—	○	—	特に問題なし	184
88	農林漁業者ニーズ製品化支援事業	支出実績の精算額について	商工観光労働部産業支援課	○	○	○	意見あり	185
89	在宅勤務型ビジネスモデル支援事業	事業内容と基金制度の趣旨との整合性について	商工観光労働部産業支援課	○	△	△	意見あり	186
90	研究助成事業獲得支援事業	(1)事業の管理体制について (2)当該制度の存続の是非	商工観光労働部産業支援課	○	○	○	意見あり	187
91	新規外部資金活用事業分担金	分担金の算定について	商工観光労働部産業支援課（産業技術センター）	○	○	○	意見あり	189
92	試験研究機械等備品類移設及び据置等業務委託事業	委託契約について	商工観光労働部産業支援課（産業技術センター）	○	×	×	指摘事項あり	190
93	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽光発電関連製品研究開発支援事業)	企業化状況報告書の入手、保存について	商工観光労働部エネルギー政策課	○	×	△	指摘事項あり	191
94	太陽光発電システム設置補助金事業	検査における特例適用の確認について	商工観光労働部エネルギー政策課	○	○	○	特に問題なし	193
95	熊本県企業立地促進補助金事業	固定資産の取得の要件について	商工観光労働部企業立地課	○	○	○	特に問題なし	193
96	熊本県企業立地促進補助金事業	交付申請に係る手続の妥当性について	商工観光労働部企業立地課	○	○	○	特に問題なし	195
97	産業支援サービス業等立地促進補助事業	補助金の消費税の取り扱いについて	商工観光労働部企業立地課	○	○	○	特に問題なし	196
98	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(各論)	熊本 TL0 事業に係る特許権の資産計上漏れについて	商工観光労働部産業支援課(公益財団法人くまもと産業支援財団)	○	○	○	特に問題なし	197
99	平成 18 年度包括外部監査指摘事項の措置状況	工具備品等の固定資産への未計上について	商工観光労働部産業支援課(公益財団法人くまもと産業支援財団)	○	○	○	特に問題なし	198

平成 23 年度	公の施設における指定 管理者制度に関する事務の執行及 び施設の管理運営について	100	(財) 熊本県立 劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	募集要項について	企画振興部文化企 画課	○	—	—	意見 あり	199
		101	(財) 熊本県立 劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	指定管理者選定委 員の人選について	企画振興部文化企 画課	○	○	○	特に問 題なし	201
		102	(財) 熊本県立 劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	管理運営経費の収 支報告について	企画振興部文化企 画課	×	○	△	指摘事 項あり	202
		103	(財) 熊本県立 劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	モニタリング体制 について	企画振興部文化企 画課	○	○	○	意見 あり	204
		104	環境センター	指定管理者の管理 経費の収支決算報 告について	環境生活部環境立 県推進課	×	×	×	指摘事 項及び 意見あ り	205
		105	熊本県富岡ビジ ターセンター	展示品の備品とし ての管理について	環境生活部自然保 護課	○	○	○	意見 あり	207
		106	熊本県天草ビジ ターセンター	選定時の採点方法 について(天草 VC・ 富岡 VC 共通)	環境生活部自然保 護課	○	○	○	特に問 題なし	208
		107	熊本県天草ビジ ターセンター	展示物の管理につ いて	環境生活部自然保 護課	○	○	○	意見 あり	209
		108	熊本県天草ビジ ターセンター	展示品の備品とし ての管理について	環境生活部自然保 護課	○	○	○	意見 あり	210
		109	熊本産業展示場	当初の指定管理者 の選定結果の妥当 性について	商工観光労働部く まもとブランド 推進課	—	—	—	特に問 題なし	211
		110	熊本産業展示場	選定内容の妥当性 について	商工観光労働部く まもとブランド 推進課	○	○	—	特に問 題なし	212
		111	熊本産業展示場	提案書における類 似施設の管理実績 の記載について	商工観光労働部く まもとブランド 推進課	×	×	—	指摘事 項あり	214
		112	観光物産交流ス クエア	管理運営経費の支 出状況について	商工観光労働部く まもとブランド 推進課	○	○	○	意見 あり	215
		113	牛深漁港 漁港 浄化施設	選定委員の選任に ついて	農林水産部漁港漁 場 整備課	○	○	○	特に問 題なし	216
		114	牛深漁港 漁港 浄化施設	配点方法による評 価の逆転について	農林水産部漁港漁 場 整備課	○	○	○	特に問 題なし	217
		115	牛深漁港 漁港 浄化施設	指定管理者による 事業報告及び県に よるモニタリング について	農林水産部漁港漁 場 整備課	○	○	○	特に問 題なし	218
		116	八代港コンテナ ターミナル	指定管理料の見積 と経費発生実績に ついて	土木部港湾課	△	○	△	指摘事 項あり	219
		117	水前寺江津湖公 園広木地区	管理経費収支決算 について	都市計画課	○	○	△	意見 あり	222
118	水前寺江津湖公 園広木地区	事業報告書の提出 と所管課の管理に ついて(熊本県テ クノ中央緑地と共 通)	土木部都市計画課	○	△	△	意見 あり	223		

119	熊本北部流域下水道	下水道処理施設維持管理業の登録業者であることの確認について(球磨川上流流域下水道共通)	土木部下水環境課	○	○	○	意見あり	224
120	熊本北部流域下水道	選定委員の採点について(球磨川上流流域下水道共通)	土木部下水環境課	○	○	○	意見あり	225
121	熊本北部流域下水道	管理業務の契約相手について	土木部下水環境課	×	×	×	指摘事項あり	227
122	八代北部流域下水道	人件費に対する消費税の扱いについて	土木部下水環境課	○	△	△	指摘事項あり	229
123	八代北部流域下水道	管理業務の契約相手について	土木部下水環境課	×	×	×	指摘事項あり	231
124	熊本県営住宅	(1)選定委員の選定について (2)選定委員が住宅供給公社の役員を兼務していることについて	土木部住宅課	○	○	○	特に問題なし	232
125	熊本県立青少年の家(熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家)	(1)指定管理者に対するモニタリングについて (2)事業報告書に対するモニタリングについて	教育委員会事務局 社会教育課	○	○	○	特に問題なし	233
126	熊本県立美術館分館	指定管理料の基準価格について	教育委員会事務局 文化課	○	○	○	特に問題なし	234
127	熊本県立美術館分館	指定管理者における物品の管理について	教育委員会事務局 文化課	○	○	○	意見あり	235
128	熊本県立美術館分館	指定管理者が購入した物品について	教育委員会事務局 文化課	○	○	○	意見あり	237
129	熊本県立美術館分館	県のモニタリングについて	教育委員会事務局 文化課	○	○	△	指摘事項あり	238
130	熊本県民総合運動公園	選定委員会の内部選定委員について(体育保健課所管6施設共通)	教育委員会事務局 体育保健課	○	○	○	特に問題なし	240
131	熊本県民総合運動公園	県のモニタリングについて(体育保健課所管6施設共通)	教育委員会事務局 体育保健課	○	○	○	特に問題なし	241
132	熊本県立総合体育館	県のモニタリングについて	教育委員会事務局 体育保健課	○	○	○	特に問題なし	242

注：監査結果の欄については、以下のような内容で判断を行っている。

### 【適時性】

- ：適時に開示、対応している
- △：適時に対応しているが、開示が遅い、又は適時に開示しているが、対応が遅い
- ×：対応ができていない、又は開示及び対応ともに遅い
- －：特に措置がとられていないことから、判断不能

### 【指摘の理解度】

- ：指摘を適切に理解している
- △：一部理解ができていないが、その他は理解している
- ×：理解が不十分
- －：特に措置がとられていないことから、判断不能

### 【措置の妥当性】

- ：措置内容は妥当である
- △：一部不十分、又は不適切な対応があるが、その他は妥当な措置である
- ×：妥当な措置がとられていない
- －：特に措置がとられていないことから、判断不能

### 【総合意見】

- 指摘がある場合 ⇒ 指摘事項あり
- 意見がある場合 ⇒ 意見あり
- 両方ある場合 ⇒ 指摘事項及び意見あり
- 何もない場合 ⇒ 特に問題なし

上記のように、「指摘」（又は「改善」）を受けた 132 件について監査を実施したが、各監査項目において問題があると判断されたものを集計した結果は、以下のとおりである。

監査項目と結果	件数
適時性に問題があると判断されたもの	8 件
指摘の理解度に問題があると判断されたもの	2 2 件
対応の妥当性に問題があると判断されたもの	1 8 件

適時性については、実際には解決に至らなくても、何らかの検討を開始する等の対応がなされれば、適時に対応をとったものと判断したことから、問題があると判断された件数は少なかった。しかし、適切な対応をとられた時期を厳密にとらえれば、まだ問題があると判断される項目は増加する可能性がある。現状では適切な対応がとられ始めた時期を把握することは困難であることから、措置の方針が公表さ

れ、何らかの検討がなされた時期で判断するという点で限界があった。

指摘の理解度については、包括外部監査人が指摘した事項の趣旨を十分理解したうえで、措置について検討が行われているか、という視点で判断を行っている。この点、指摘の趣旨が十分理解されないまま措置方針が公表されたことから、趣旨にそぐわない回答をしているものが22件存在した。

包括外部監査を実施するにあたっては、その後適切な対応をとってもらえるよう、「指摘」又は「意見」の趣旨について十分説明するよう配慮しているが、相互のコミュニケーション不足により、趣旨が伝わらないままこのような状況に至っているケースが考えられる。

この点については、監査人側にも責任があり、今後より一層趣旨を理解してもらえよう努力する必要があることを感じた。

また、別な原因として、「Ⅱ. 今後の改善 2. 担当者間の引継ぎについて」でも記載したが、包括外部監査に立ち会った職員が異動してしまい、包括外部監査における監査人とのやりとりの経緯を把握していない職員が措置方針を検討しているケースが発生しており、十分な引継ぎがなされていない点で問題がある。

措置の妥当性については、多くは指摘の趣旨を十分理解していないことから、適切な措置がとられていないケースであったが、中には指摘の趣旨は理解されているものの、その後措置がとられていないケースも存在した。このような状況を放置しないためにも、筆頭課によるモニタリングが最も有効であると考えことから、当該制度をマニュアル化することが望まれる。

また、問題ありと判断された事項の大半は、出資団体、公の主要な施設、指定管理者に関するものであり、いわゆる県庁外の施設等におけるものである。当該施設については、所管課は指導をすることにより改善を求めることから、どうしても指導を受ける側の姿勢に影響を受けてしまう。

今後、このような県庁外の施設に対する指導機能、モニタリング機能の改善について検討をする必要がある。

年度及び番号	平成 19 年度 1 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県伝統工芸館
現在の所管課	商工観光労働部くまもとブランド推進課
指摘件名	展示室の使用料について
指摘内容	<p>設立当初使用料の参考としていた熊本市産業文化会館については、設立後の改定においても参考とする必要がある。その他、熊本県立劇場及びくまもと県民交流館と比較しても使用料に大きな差が生じており、これは設立目的、設立時の価格設定方法の違い等の影響であるが、利用者からすればなぜこのような価格差が生じているかは理解しにくい。</p> <p>適正な受益者負担の考えに基づき使用料の見直しを行い、運営コストの削減を図る検討をすべき。</p>
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	<p>県伝統工芸館については、行財政改革の一環として、指定管理者制度に利用料金制の導入を検討する必要性が生じている。このため、使用料の見直しについては、経済動向等も踏まえた上で、指定管理者選定期間も考慮し、平成 21 年度末までに結論を出すよう今後も引き続き検討する。</p>
適時性	<p>包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 1 年 4 か月を経過しているが、現場サイドではその間に改善に向けた取り組みがなされており、最終的には平成 22 年 6 月に見直しを行い、平成 23 年度の指定管理契約から利用料金制を導入するなどの措置がなされており概ね良好といえる。</p>
指摘の理解度	<p>生産者等への製作品発表の場としての使用料につき、指摘した事項であるが、平成 19 年度包括外部監査において別途 2 階展示室の来館者に対する観覧料に関して無料化の検討の意見を付したことから、双方の問題点につき合わせて検討しており、指摘事項等に対する理解はできている。</p>
措置の妥当性	<p>平成 21 年 7 月の措置公表段階で、平成 21 年度末までに結論を出す旨が公表され、平成 22 年 1 月に使用料及び観覧料の見直しについて、次期の指定管理期間である平成 23 年度の利用料金制度導入の検討を含め使用料及び観覧料の見直しを行い、平成 22 年 6 月の熊本県伝統工芸館条例改正に係る協議、平成 22 年 12 月の条例改正を経て、平成 23 年度から施行している。</p> <p>指摘を受け見直した結果、改定した内容は以下のとおりである。</p> <p>① 使用料について</p> <p>これまでの条例に定めある展示室、会議室、和室については、最終改定を行った年度の消費者物価指数との比較、平成 21 年 12 月に実施</p>

	<p>した近隣施設の使用料金調査等を踏まえ検討した結果、使用料の改定は実施していない。なお、下記②の2階常設展示室手前部分（66.25㎡）を貸出用展示室として一般への貸し出しを行い、使用料を展示会開催者から新たに徴収することとした。</p> <p>② 観覧料について</p> <p>観覧料を徴収していた2階常設展示室のうち、資料室的な機能のある常設展示室部分（305.8㎡）は利用者が自由に利用できるよう無料化を含め検討していたが、他の施設の状況等も検討した結果、企画展示に係る部分（484.6㎡）と区別せず従来通り観覧料を徴収することとした。</p> <p>なお、常設展示室手前部分（66.25㎡）は観覧料を無料とし、貸出用展示室として一般への貸し出しを行い、使用料を展示会開催者から徴収することとした。</p> <p>上記のように、指摘内容を踏まえた措置がなされており、熊本県伝統工芸館条例に沿った措置といえる。</p>
総合意見	<p>上記措置の妥当性で記載したとおり、平成23年度指定管理期間から指摘内容を踏まえた措置がなされており、熊本県伝統工芸館条例に沿った措置といえる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>なお、近隣施設に熊本県民交流会館パレアがあり、営利目的での使用料の1㎡当たり単価には開きが生じており、また、非営利目的での使用料も伝統工芸館の使用料に比べ高く設定されている。この料金差は熊本県伝統工芸館と熊本県民交流会館パレアの設置目的等の違いから生じていると考えられ、広く一般への使用を前提としている熊本県民交流会館パレアと伝統工芸館条例に沿った施設利用を前提としている伝統工芸館の施設の相違によるため、利用者に対してわかりやすく通知、公表し、理解を得ることは引き続き必要なことと考える。</p> <p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成19年度 2番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県伝統工芸館
現在の所管課	商工観光労働部くまもとブランド推進課

指摘件名	物品の管理について
指摘内容	<p>平成 18 年度から指定管理者制度が導入されていることから、県が作成する備品管理簿だけでなく、指定管理者による独自の管理手法の工夫が期待され、具体的には器具備品の管理手法として、以下のような内部統制の構築が望まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 取得の際、アイテムごとにコードを振り、コードを記載したシールを備品に付ける等して固定資産管理番号による 1 対 1 の管理をする。既所有の備品についてもコードを付ける必要がある。</li> <li>② 管理がしやすいよう、備品管理簿に保管場所の情報を加える。そのため、フローをできるだけ詳細にロケーション区分し、保管は決められた場所にて保管するように努める。</li> <li>③ 備品管理簿に現物の写真を添付する等して、現物の特定がしやすいよう配慮する。現状、重要備品については写真を入れた独自の管理台帳を作成しているが、これを他の固定資産に対しても実施する。</li> <li>④ 場所別に循環棚卸を実施し、備品の実在性を確認するとともに、備品管理簿の内容に見直しを加える。</li> <li>⑤ 預り品について預り品管理台帳を作成し、次のような内容を記載する。また、作品提供者に対して預り証を発行し、相互に預りの事実を確認できるようにする。(記載内容) 提供日時、提供者名、住所、連絡先、預り品名、預り期間 他</li> <li>⑥ 金額的重要性、希少性等に応じた管理方針を作成する。現在「備品管理簿」には 3 万円以上の備品が記載されているが、数万円の備品と数百万円の備品を同様の労力により管理することは効率的ではない。県の要求する管理水準を満たした上で、金額的、質的重要性を考慮し、登録単位、棚卸回数等を工夫することで、資源の有効活用を図る必要がある。</li> </ol>
措置日	平成 21 年 2 月
措置内容	<p>伝統工芸館の備品管理については、現在、指定管理者が次の事項に取り組み、改善に努めているところである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県の備品管理簿と現物の照合を行い、備品シールの貼付を行っている。なお、工芸品が約 3,000 点以上あるため、平成 21 年 3 月までに作業を完了させることとしている。</li> <li>② 保管場所を記載した簿冊を別途作成することとしている。</li> <li>③ 写真入りの管理台帳について、現在①の作業に併せて作成しているところである。</li> </ol>

	<p>④ ①～③までの作業が完了後、定期的の実施棚卸を行っていくこととしている。</p> <p>⑤ 預り品管理台帳については、平成 20 年 5 月に作成した。</p> <p>⑥ 高価な備品及び希少性のある備品については、鍵付きの収蔵庫で保管するなど改善を行った。</p>
適時性	<p>包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、現場サイドではその間に改善に向けた取り組みがなされており、概ね良好といえる。</p>
指摘の理解度	<p>個々の指摘項目の中に現場サイドでの理解が不十分な点が見られる。</p>
措置の妥当性	<p>① 及び③について</p> <p>県の備品管理簿と現物の照合を行い、備品シールの貼付を進めていたが、平成 21 年 4 月からの県の備品管理簿のシステム移行等に伴い、予定していた県の備品管理簿と現物の照合、備品シールの貼付作業が完了できず、現在も約 4,000 点以上に及ぶ工芸品につき、現物との照合、移行後の備品管理簿での備品番号を付した備品シールの貼付作業を進めている段階である。</p> <p>また、備品管理簿と現物の照合過程において、台帳（管理簿）に記載のない工芸品（備品シール貼付なし）が出てきており、県所有の工芸品か預り品かの区別を明確にしながら台帳の整備を進めている状況である。</p> <p>なお、備品シールを直接貼ることができない工芸品を除き備品シールをはり、備品台帳と備品写真の対応がとれるように別冊台帳として管理している。</p> <p>② について</p> <p>備品のロケーション図が作成されているが、備品管理簿等にはロケーションの情報はない。</p> <p>また、現在作成されているロケーション図では、ブロックや棚段の表記もなく備品の保管場所を詳細に示しているとは言えない。</p> <p>③ について</p> <p>現在、備品管理簿と現物の照合作業が継続中であり、順次写真入りの台帳を整備している段階である。</p> <p>④ について</p> <p>改善措置では①～③までの作業が完了後、定期的な実地棚卸を実施することとなっており、備品の照合は実施していた。しかし、伝統工芸館建物の耐震改修工事による休館期間中（平成 24 年 10 月から平成 25 年 3 月 31</p>

	<p>日まで)に床の張替工事等が実施され、その間に物品の移動が発生し棚卸が実施できず、現状は重要物品のみ年に一度棚卸を実施しているだけとのことである。</p> <p>⑤ について</p> <p>指摘に基づき、現在預り品を管理するために作成整備されている預かり品出納管理簿は、昭和 57 年 7 月伝統工芸館設置時の工芸家からの預り品のみの台帳となっており、伝統工芸館設置当初から包括外部監査実施後の台帳作成までに払出された内容（販売又は紛失・破損等）や、提供者の情報（住所や連絡先等）、預り期間の記載は行われておらず、また、返還年月日や展示・保管場所の欄が設けられていないなど台帳としては不十分である。</p> <p>なお、現在一時預り品が 1 件あるとのことであるが、一時預り品に関しても預かり品出納管理簿に記載し管理していくことが必要である。</p> <p>上述したように、現在作成されている預かり品出納管理簿では、預り品の展示場所や保管場所の記載がないため、現物の確認ができないものも存在している。さらには、平成 25 年 12 月に伝統工芸館の展示場の現地視察を実施した際、預り品の工芸品 1 点は製作者のもとに戻り代わりに別の工芸品が展示されているケースもあったが、預り品管理台帳には記載されていなかった。</p> <p>⑥ について</p> <p>「工芸品の展示及び保管に関する管理方針」を策定し、展示品及び展示品以外の工芸品の管理を行うこととし、展示していない高価な工芸品及び希少性のある工芸品等は収蔵庫（鍵で施錠）の奥のブロックにて管理されているが、保管棚自体には施錠できる機能はない。</p>
<p>総合意見</p>	<p><b>【指摘】①及び③について</b></p> <p>平成 19 年度包括外部監査の指摘を受け、措置内容を公表しているが、県の備品管理簿のシステム移行や伝統工芸館の耐震改修工事による休館などにより、預り品を含めた物品の管理は一部に改善が見られるものの、適正な管理がなされているとは考えがたい現状である。</p> <p>平成 25 年 9 月にヒアリングを実施した際に、物品の管理状況の改善が進んでいなかったことから、現在、指定管理者である（一財）熊本県伝統工芸館で台帳と現物の確認作業を実施している最中である。</p> <p>今後、県所有備品、預り品さらには試作品等工芸品とは別扱いするものを明確に区分整理した上で、それぞれの台帳を整備し、物品管理が必要となる県有備品、預り品については備品シールを貼り、定期的な棚卸を実施し、適正な物品管理を行っていくことが必要である。</p>

	<p><b>【指摘】②について</b></p> <p>備品のロケーション図が作成されているが、備品管理簿等にはロケーションの情報はないことから、備品と保管場所の紐付きが取れない状況になっている。今後台帳に保管場所の情報を追加する必要がある。</p> <p>また、現在作成されているロケーション図では、ブロックや棚段の表記もなく備品の保管場所を詳細に示しているとは言えない。今後はできる限りロケーションを詳細に区分し、よりきめ細やかな管理をすることが望まれる。</p> <p><b>【指摘】④について</b></p> <p>指摘した場所ごとの循環棚卸は実施されておらず、また、年に一度実施している重要備品の棚卸に関しても実施した記録、結果報告等は作成保管されていないため、実施したかどうかの確認ができない状況である。</p> <p>備品類の場所別循環棚卸の年間スケジュールを作成し、棚卸を実施するとともに、備品の実在性の確認及び備品管理簿の記載内容の検証等実施した棚卸の結果を取りまとめ報告書として作成保管することが不可欠である。</p> <p><b>【指摘】⑤について</b></p> <p>指摘に基づき、現在作成整備されている預り品管理台帳（「預かり品出納管理簿」）は、昭和57年7月伝統工芸館設置時の工芸家からの預り品のみの台帳となっており、伝統工芸館設置当初から包括外部監査実施後の台帳作成までに払出された内容（販売又は紛失・破損等）や、提供者の情報（住所や連絡先等）、預り期間の記載は行われておらず、また、返還年月日や展示・保管場所の欄が設けられていないなど台帳としては不十分である。</p> <p>また、預り品の移動が発生したものについて、移動の事実が台帳の記載に反映されていなかった。預り品の移動（受払）があった際には、必ず受渡書類を作成するとともに預り品管理台帳に記載する必要がある。</p> <p>また、預り品受入時には、工芸品の管理責任を明確にするうえでも、今後文書で損害負担等を明確にしておくことも必要である。</p> <p><b>【指摘】⑥について</b></p> <p>高額品や希少品等の工芸品を収蔵庫で保管する場合には、それらの保管は施錠ができる金庫又は棚で行うことが望ましい。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 3 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県伝統工芸館
現在の所管課	商工観光労働部くまもとブランド推進課
指摘件名	指定管理者の選定について
指摘内容	<p>指定管理者の選定採点表には、採点の透明性を確保するため、なぜこのような点数が付いたのか、どの点が評価され、どの点に問題があるのか具体的に記載しておく必要がある。</p> <p>また、公募者の今後の改善に役立てることができるよう、評価の内容については通知する必要がある。</p>
措置日	平成 21 年 2 月
措置内容	平成 20 年 6 月を目途に「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」を改正し、応募者への通知内容や県民への公表内容に採点の理由を付記することとした。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、現場サイドではその間に改善に向けた取り組みがなされており、概ね良好といえる。
指摘の理解度	指定管理者の選考過程での評価された点に関する記載等は残っているが、問題点や今後の改善要望等の記載は残されておらず、また、公募者に対する通知についても同様であり、不十分な点がある。
措置の妥当性	<p>措置内容に記載されているように、平成 22 年度の指定管理候補者の選定結果について、以下の項目を公表している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設の名称</li> <li>② 指定管理候補者</li> <li>③ 指定期間</li> <li>④ 指定管理候補者選定委員会の開催日及び委員名簿</li> <li>⑤ 選定委員会採点集計表（選定項目別の内訳含む）</li> <li>⑥ 選定結果</li> <li>⑦ 指定管理候補者の事業計画の概要</li> </ol> <p>また、他の応募者に対しても選定結果の通知がなされ、通知された内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 貴団体に対する評価（選定項目及び審査内容の得点、総評）</li> <li>② 他の申請者に対する評価</li> <li>③ 留意事項</li> </ol>

	上記のように、応募者への通知内容や県民への公表内容に採点の理由を付記するという点では改善が認められる。
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>改善点が認められる一方で、平成 22 年度における指定管理者募集に対する応募者は指定管理候補者の 1 団体のみで、特に経費の縮減に関してはほぼ基準価格での提示で指定を受けていることを考慮すると、応募者への通知においては経費の縮減への取り組みを促す総評も必要である。</p> <p>なお、選定委員会において各委員の採点に乖離が生じている項目もあり、各委員の採点後該当項目に関する意見を聴取し、そのような採点結果となったことにつき記録を残し、各委員間での意見交換・調整を行うことも必要であり、その点についてもさらに改善が必要である。</p>
	問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり

年度及び番号	平成 19 年度 4 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県伝統工芸館
現在の所管課	商工観光労働部くまもとブランド推進課
指摘件名	熊本県伝統工芸館が熊本県伝統工芸協会から徴収している場所の使用料について
指摘内容	<p>展示即売室での販売業務について、指定管理者である（財）熊本県伝統工芸館から熊本県伝統工芸協会に委託され、財団は使用料を協会から徴収しているが、県の承認が取られていない。これは、指定管理者制度を導入するに当たって展示即売室の運営を指定管理者の業務に含めたが、使用料収入についてどのように扱うか明確にしていなかったことにある。</p> <p>今後、財団と協会の委託契約において、施設利用に係る対価を徴収する場合は、県に承認をとる等の対応が必要である。</p>
措置日	平成 21 年 2 月
措置内容	<p>展示即売室での販売は指定管理業務の一つであり、その管理経費も指定管理委託料に含まれていることから、（財）熊本県伝統工芸館が展示即売室使用料を徴収することは承認できないものであるため、財団と協会との業務委託契約中の使用料を徴収する条項を改めるよう指導した。</p> <p>その結果、両者間で、平成 19 年度の契約変更を行い、財団が使用料を徴収しないこととなった。</p>
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、現場サイドではその間に改善に向けた取り組みがなされており、概ね良好といえる。

指摘の理解度	指摘事項の改善に関して、再委託時での手続きの検討等がなされており指摘内容の理解度は十分である。
措置の妥当性	財団が伝統工芸品の展示販売を協会へ再委託を行うことによる協会からの使用料の徴収は不適切であり、県としても指定管理契約の内容から使用料の徴収を承認することができないと判断した。 このため、財団と協会との販売等委託契約書を包括外部監査での現場指摘後速やかに県が指導し、平成20年2月29日付けで契約内容を変更している。
総合意見	財団と協会の委託契約において、施設利用に係る対価を徴収しないことと明確にされており、指摘事項に対する改善措置は適切になされている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成19年度 5番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立技術短期大学校
現在の所管課	商工観光労働部産業人材育成課
指摘件名	滞留している資産について
指摘内容	使用可能性の低い端材は、早期に処分を検討すべきである。処分する時期、方法、意思決定について明確な規定が存在しないことから、今後、以下のような内部統制の構築が望まれる。 (ア) 滞留資産に関する定義 (イ) 端材等の不要な資産、滞留資産が発生した場合の事務局に対する報告制度 (ウ) 報告を受けた不要な資産について、利用可能性を検討する制度 (エ) 再利用が不能であると判断された場合の処分に関する規定
措置日	平成20年6月
措置内容	「滞留資産管理台帳」を作成し、物品等ごとの未使用期間や今後の使用予定の有無、使用予定がない場合の処分方法等を把握することとした。5年間程度の未使用期間があり、今後の使用予定がないものを「滞留資産」と定義し、滞留資産については庁内LANの不要物品交換システム等を利用して再利用を呼びかけ、再利用がないことが確定したものについては、処分に関する規程を整備した上で、廃棄又は売却することとした。
適時性	翌年度にはルール作りを実施し、処分を平成21年度に実施しており、対応としては適時に実施されている。

指摘の理解度	端材については今後の使用可能性を担当教員に確認したうえで、不要と判断されたものを処分しており、指摘の内容を十分理解しているものと判断した。
措置の妥当性	端材については2トントラック2台分を処理し、使用できる端材はほとんど残っていない。その後はある程度溜まってから処分することとしており、3年間で2回処分を実施している。 鉄の市場価格ができるだけ上がっている時期に処分し、処分費用をできるだけ少なく抑える努力もしていることから、措置内容としては問題ないと考えます。
総合意見	端材の処分に関しては、指摘後に適切に対応されており、特に問題はないと判断した。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成19年度 6番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立技術短期大学校
現在の所管課	商工観光労働部産業人材育成課
指摘件名	使用していない機械の管理方針について
指摘内容	使用していない機械装置の存在を適時に把握し、別な利用可能性を調査し、利用できないと判断された場合は、処分するための内部統制の構築が望まれる。
措置日	平成21年7月に1日付で処理業者との契約を交わし、処分を進めている。
措置内容	「滞留資産管理台帳」を作成し、物品等ごとの未使用期間や今後の使用予定の有無、使用予定がない場合の処分方法等を把握することとした。5年間程度の未使用期間があり、今後の使用予定がないものを「滞留資産」と定義し、滞留資産については庁内LANの不要物品交換システム等を利用して再利用を呼びかけ、再利用がないことが確定したものについては、処分に関する規程を整備した上で、廃棄又は売却することとした。
適時性	現在は年度予算で処分できるものについては処分を進めているものの、機器の更新が優先されることから、不要と判断されたが撤去処分に多額の費用がかかる固定資産の廃棄処分は後回しとなり、一部処分が未了のままとなっている。 機器の更新はカリキュラムとの整合性をとりながら実施する必要があるが、5か年の投資計画を立てて管理しているが、現在予算の制約から機器の更新がスケジュールどおり行われていない。教育機関であることから、

	<p>教育現場の機器の更新が優先され、処分については遅れがちとなっており、指摘に対する対応は適時に行われていない。</p>
<p>指摘の理解度</p>	<p>滞留資産の定義については独自に定義することなく、熊本県で作成している物品取扱規則に準拠することで措置済みとしている。ただし、物品取扱規則にある滞留資産の定義は一般的な滞留資産の特徴を記載しているに過ぎず、具体的な記載にはなっていない。当然施設ごとに状況は異なると考えられることから、より技術短期大学校に即した滞留資産の定義は必要であるとする。</p> <p>管理については使用備品整理簿を使用している。様式 32 はこの使用備品整理簿をもとに、30 万円以上を抽出して作成している。その後は処分したものは削除し、新規取得したものは備品購入の備品異動申請書をもとに入力している。当該様式 32 の内容の見直しは、年に一度監査員監査の前にまとめて実施している。削除、追加については管理責任者ごとに分担し、台帳の内容との整合性を確認している。また、物品管理システムの登録内容との整合性の確認については、現在のところ実施していない。</p> <p>問題があるか否かの判断は、担当課に様式 32 を廻して判断してもらっている。現在問題ありとされたものについては、簡単に理由をヒアリングしているが、記録としては残していない。今後判断内容が妥当であるか第三者にもわかるように、記録を残す必要がある。</p> <p>平成 25 年度の陳腐化資産については、監査した時点では処分するか否か、方針が決定していなかった。監査した時期は次年度予算の作成時期であったことから、多額の処分費用を伴う資産の処分であれば、この時期に検討がなされる必要があるが、予算の関係上新規取得が優先され、処分は先送りにされているのが現状である。</p> <p>30 万円以下の物品の処分については、各担当課からの報告をもとに実施しているが、受動的な対応に限られており、積極的に総務企画課より実在性を確認するようなチェック体制はとられていない。今後検討の必要はある。</p>
<p>措置の妥当性</p>	<p>処分に関する証憑等を確認したが、平成 21 年 7 月 1 日に端材類、PC、プリンター、パーテーション、蛍光灯等を処分しているのみであり、大型の機械装置等の処分は実施されなかった。</p> <p>現在使用頻度の低くなった機械装置（半導体の生産設備）については、校内の一室に集められ、希望者があれば見学させることもあるとのことである。しかし、当該機器は現在生産現場で主流となっている機械装置よりも古いことから、実際に当該機器を使って学習しても有益ではないと判断</p>

	<p>されることから、生徒の指導には利用していない。</p> <p>当該機器については処分も検討されたとのことであるが、据え付け型の装置であることから、搬出するためには壁の撤去、固定された床からの切り離し、床の現状復旧工事等の大がかりな作業が必要となり、結局は予算がないことから、実現しなかったとのことである。(写真参照)</p>
<p>総合意見</p>	<p><b>【指摘】</b></p> <p>技術短期大学校においては機器の更新のための5か年計画を立案し管理しているが、現状計画通りに更新作業が進んでいない。このため、機器更新よりも優先順位の低い不要資産の処分もできない状態にあり、教室の一部が有効活用できない状態となっている。</p> <p>技術短期大学校は大手メーカーの生産拠点が集まる熊本県内において、有能な技術者を育て、誘致企業に対して即戦力となる技術者を供給することを目的に創設されている。このような目的を達成するためには、最新の技術や、即戦力となる技術を学ばせることが最も重要である。しかし、同校の教育環境は、開校以来大がかりな機器の更新は行われておらず、開校時に導入された機器を利用しているものもある。パソコンについても、保守終了期限が近づいたOSを使用しており、これは周辺環境が最新のOSに対応していないことから、新しいOSに更新できないためである。</p> <p>今後熊本県の産業の発展のためには、同校における有能な人材の育成は不可欠であり、早急に教育環境を整えるための予算措置が必要であると考ええる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>物品取扱規則にある滞留資産の定義は一般的な滞留資産の特徴を記載しているに過ぎず、具体的な記載にはなっていない。当然施設ごとに状況は異なると考えられることから、より技術短期大学校に即した滞留資産の定義は必要であると考ええる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>様式 32 の内容の信頼性については、その確認作業が十分ではないことから、今後信頼性を担保するためのチェック作業を追加する必要がある。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

稼働率が低くなっている半導体の生産機器。据え付け型のため、処分にはある程度の費用がかかるとのことで、予算確保ができない限り処分は進まないと考える。





上記機器類を搬入する際に壁に穴を開けた跡

年度及び番号	平成 19 年度 7 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県民総合運動公園
現在の所管課	教育委員会事務局体育保健課
指摘件名	備品の管理について
指摘内容	備品の一部を移動した場合は、数量等を基準として取得価格を分割し、管理する施設ごとに数量と金額を分けて管理すべきである。
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レスリングマットは、一式価格となっているため、一枚ごとの単価は不明であり、分割しての価格表記が難しい。</li> <li>・指定管理者の備品の補助台帳のレスリングマットは県民総合運動公園と県立総合体育館の備品台帳に記載されているが、県の備品台帳と合わせ県立総合体育館に記載することとし、備品の貸付承認等により処理を行うよう指導した。</li> </ul>
適時性	平成 20 年度に備品の分割修正は行われており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	一部移動した備品については分割して台帳に記載しているものの、施設間の移動の際の貸付承認までは行われていない。このため、備品の一部の貸出が行われた場合、台帳上の保管施設と実際の保管施設に差異が生じ、現物管理が不十分となる危険があることから、指摘は十分理解されていないと判断した。
措置の妥当性	<p>一部を移動した備品については、適切に分割して台帳登録がなされている。</p> <p>しかし、1セットで購入する備品の登録方法や施設間の貸出しの手続きについて、以下のような問題点があり、措置としては不十分であったと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 備品台帳への登録の仕方について、備品を1セットで購入するものであっても、分割して使用するものが存在する。その登録は1セットとして行われていることから、セットの一部が毀損した場合、一部を除却処理することが困難となる。</li> <li>② 備品の施設間の移動が発生する場合、貸出の承認手続きが採られていない。移動が発生した場合、台帳上の保管施設と実際の保管施設に差異が生じ、現物管理が不十分となる危険がある。</li> </ul>

総合意見	<p>既に発生した備品の一部貸出しについては、適切に分割して台帳登録がなされているものの、今後同様の問題が発生しないよう、貸出しの際の手続きを定めるとともに、登録の方法についても以下のような改善をすべきである。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>備品台帳への登録の仕方について、備品を1セットで購入するものであっても、分割して使用するものが存在する。その登録は1セットとして行われていることから、セットの一部が毀損した場合、一部を除却処理することが困難となる。今後は、分けて登録することが可能なものに関しては分けて登録すべである。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>備品の施設間の移動が発生する場合、貸出の承認手続きが採られていない。移動が発生した場合、台帳上の保管施設と実際の保管施設に差異が生じ、現物管理が不十分となる危険があることから、今後は貸付の際に所管課の承認を得ること、また貸出状況を総合的に管理するための貸出簿を作成する必要があると考える。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 8 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県民総合運動公園
現在の所管課	教育委員会事務局体育保健課
指摘件名	売店の設置許可について
指摘内容	公園施設の管理許可にかかる使用料には、県有施設を利用するため建物の減価償却費や維持管理費が含まれており、公園内に自前で施設を設置する場合に比べ、使用料が高く設定されている。第2休憩等の中に設置されている売店については、使用料は、1ヶ月 690 円/㎡を適用すべきである。
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	本件については、1 か月 690 円/㎡に修正した。
適時性	平成 20 年度に価格が修正されているため、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	第2休憩棟に設置されている売店について、「熊本県都市公園条例第5条第1項」の「公園施設を管理するときの使用料」に基づいて価格の訂正が行われているため、指摘は理解されていると判断した。

措置の妥当性	<p>今回の使用料の誤りについては、担当者が起案し決済をとっていたものの、課内での見落としがあったために発生したとのことである。このような人為的ミスについては、再発防止策がなければ、再び発生する可能性がある。</p> <p>さらに管理の水準を上げるために、再発防止策をとることが望まれる。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>再発防止策についてはまだ未対応であり、この点について改善すべき点がある。</p> <p>具体的には、施設の料金区画ごとに色分けをし、使用許可するエリアの利用料金がいくらであるか、ビジュアル的にも分かりやすいエリアマップを作成する等、担当者が誤った料金設定をすることを防止するとともに、決裁権者がチェックをする際も誤りを発見しやすくするための工夫が必要であるとする。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 19 年度 9 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県民総合運動公園
現在の所管課	教育委員会事務局体育保健課
指摘件名	自動販売機収入について
指摘内容	<p>年間 10 百万円程度の収益があることが指定管理者募集の際に明らかになっていれば、応募する側はこれを見込んだ低い価格で入札する可能性がある。したがって、この収入を一部の入札業者のみが知っている場合は、これを知らない応募者との間で不公平が生じる。</p> <p>指定管理者に応募する者同士の公平性を保つため、委託料以外に付帯収入がある場合には、募集要項等の事前開示情報の中にこれを公開し、応募者間での公平性を確保すべきである。</p>
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	<p>自動販売機の設置は、指定管理者の自主事業として実施されており、県の募集要項への記載はなじまないものと判断される。</p> <p>なお、指定管理者の管理運営業務等については、「指定管理者制度導入施設の管理運営に係るモニタリング指針」に基づき県民への公表を行っているが、引き続き公表のあり方について検討を行っていく。</p>
適時性	<p>平成 22 年 11 月に公表されている指定管理者の募集要項の業務仕様書に自動販売機 57 台の設置をお願いする旨の記載を追加している。</p> <p>指摘をした平成 19 年度は第 1 期の指定管理期間の途中であったことか</p>

	ら、第2期の指定管理期間の募集段階から対応をとっており、適時に対応できているものと判断する。
指摘の理解度	<p>当時の担当者の判断としては、自動販売機の設置は指定管理者の自主事業とされており、県の募集要項への記載はなじまないと考えられていた。しかし、第2期の募集のときには募集要項に自動販売機の設置を県として希望する旨を記載しており、措置内容の記載とは異なる対応をとられている。</p> <p>これについては、指定管理者に応募する業者に等しく自主事業収入の見込みに関する情報を提供すべきとする監査人の指摘の趣旨に合致する対応をとられていると判断され、望ましい対応であったと考える。</p>
措置の妥当性	<p>自主事業ではあるものの、57台の設置を県として依頼する旨の記載を追加している。金額については業者と指定管理者との契約であることから、指定管理者の募集要項には記載していない。</p> <p>事業収入額については、指定管理者の実績報告を受けたのち、熊本県のホームページで公開されている、指定管理業者の運営評価において公開するようにしている。</p> <p>事業収入額について確認する手段はあることから、応募者間の公平性は確保できているものとする。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>さらに、応募要項において「事業収入の過年度の実績については、熊本県のホームページの指定管理者の運営評価において確認できる」等の記載を追加してはどうかと考える。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成19年度 10番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県民総合運動公園
現在の所管課	教育委員会事務局体育保健課
指摘件名	(財)熊本県スポーツ振興事業団(現(一財)熊本県スポーツ振興事業団)の会計処理について
指摘内容	<p>現状では、スポーツ事業団における事業・施設別の区分経理が正確にできておらず、事業・施設別の有効性、効率性を把握できない。</p> <p>管理を行っている他のスポーツ施設の収支と運動公園との収支が明確に区分されていないことは、前述の管理業務基準に準拠していないため、合規性の観点からも早急な改善が求められる。</p>
措置日	平成20年6月

措置内容	<p>管理を行っている施設ごとに収支計算書等が作成されているが、財団全体の管理を行う総務部門等の人件費は運動公園だけに計上されていた。</p> <p>今後は、業務量等に応じ、他施設の人件費に振り分けて計上するよう指導した。</p>
適時性	<p>指摘の翌年である平成 20 年度に指導を行い、同年度より本部費用の配賦を行っていることから、適時に改善できているものと判断する。</p>
指摘の理解度	<p>本部費用の配賦を人員数等の適切な基準に基づいて配賦計算を適切に行っていることから、指摘事項の一定の理解はあるものと判断する。</p> <p>ただし、平成 20 年度～平成 23 年度の（財）熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ（株）グループの事業報告書の集計額と、同財団の決算書の金額の整合性確認を行ったところ、財団の基本金運用収益（受取利息）についても施設の収入実績に含めて報告してきている。</p> <p>当該収入は基本財産の運用収益で財団固有の収入であり、施設の収入ではないことから、報告対象に含めるべきではないと考える。所管課としても含めてきていることに気づいていなかったことから、実績数値の内容の確認が不十分であったと考える。</p>
措置の妥当性	<p>所管課は本部費用が配賦された後の「管理運営評価票」を作成し、各施設の収支差額を把握している。前回監査を実施した際には、人件費等の本部経費が配賦されないままとなっていたことから、施設ごとの適切な収支状況の把握が困難な状況にあった。</p> <p>指摘を受けた後は人件費も各施設に配賦していることから、適切な措置がなされたものと判断する。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>平成 20 年度～平成 23 年度の（財）熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ（株）グループの事業報告書の集計額と、同財団の決算書の金額の整合性確認を行ったところ、財団の基本金運用収益（受取利息）についても施設の収入実績に含めて報告してきている。</p> <p>当該収入は基本財産の運用収益で財団固有の収入であり、施設の収入ではないことから、報告対象に含めるべきではないと考える。今後基本財産の運用収益等の指定管理者固有の収支項目については、報告資料からは除外する必要があると考える。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>所管課は「管理運営評価票」を作成し、各施設の収支状況をモニタリングしている。監査人が独自に当該評価票と指定管理者の決算書の金額の整合性を確認したところ、平成 20 年度及び平成 21 年度において、自主事業収入とその他収入に差異が発生した。</p>

	<p>原因について確認をしたところ、所管課による集計ミスが原因であったとのことである。「管理運営評価票」は次回以降の指定管理料の検討にも重要な情報となるものであり、また熊本県のホームページにおいても公開されている資料であることから、正確な数値を把握する必要がある。</p> <p>今後年度末に作成される指定管理者の決算書との整合性の確認も実施することが望まれる。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

【参考資料】

(公財) 熊本県スポーツ振興事業団 平成 23 年度管理運営状況

(単位：千円)

	熊本県民 総合運動公園	藤崎台 県営野球場	熊本県立 総合体育館	熊本県 総合射撃場	合計
利用料金収入	138,016	9,407	61,817	13,400	222,641
指定管理料	409,880	37,570	121,630	32,430	601,510
その他収入	23,728	5,991	882	804	31,406
小計	571,625	52,968	184,329	46,634	855,558
管理費	545,763	52,259	179,815	46,067	823,906
収支差額	25,862	708	4,514	566	31,651

自主事業収入	15,491	803	10,316	51	26,662
自主事業費	29,136	1,153	9,378	314	39,983
収支差額	▲13,644	▲350	937	▲263	▲13,321

収支差額合計	12,217	358	5,451	302	18,330
--------	--------	-----	-------	-----	--------

年度及び番号	平成 19 年度 11 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立美術館及び分館
現在の所管課	教育委員会事務局文化課
指摘件名	行政財産の使用許可等について
指摘内容	<p>本館の一部につき使用許可取得しているものは3者ある。本館1階喫茶室及び分館4階ティーサロン、分館1階売店をそれぞれ民間業者(個人)に対して使用許可されているが、使用許可書での使用部分は喫茶室37.35㎡、ティーサロン25.16㎡及び売店19.93㎡となっているにもかかわらず、実際の使用面積は許可面積を上回っており、使用状況と異なっている。使用許可に関する管理が十分ではなく、問題がある。</p>

	行政財産の使用実態、使用状況を反映した使用許可を与えるべく見直しを実施する必要がある。
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	喫茶室の許可対象以外のスペースは、誰でも使える共用スペースであるため、一般の来館者も自由に使えるよう表示を行う。 また、分館売店においては、移動可能な展示スペースとしての利用であるため、許可面積の変更は行わない。
適時性	共用スペースの表示は、平成 20 年 4 月初旬に実施している。また、措置の公表も報告書提出後 3 か月で行われており、特に問題はない。
指摘の理解度	分館売店に関しては、下記、措置の妥当性に記載のとおり貸付面積の見直しが行われており問題はない。 本館・分館の喫茶室については、貸付面積の変更は特に行っていないが、業者が使用しているような印象を受けるスペースについて共用スペースであることを明示することで、利用者が自由に使用できるよう配慮していることから、指摘の趣旨は理解されているものと判断した。
措置の妥当性	分館売店については、消防施設の関係もあり、現在では許可面積以上の貸付は行っていない。 喫茶室の共用スペースについては、前回監査時以降も引き続き、休憩スペースと喫茶店利用者の飲食スペースとを兼ねているが、当該共用スペース部分に関しては案内をし、誰でも自由に使用できることを明示している。 しかし、現状業者が一部テーブルクロスをかける等により、喫茶店利用者しか使用できないような印象を受ける可能性があることから、さらなる改善の必要がある。
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>共用スペースについては誰でも使用できることから、喫茶店の利用者しか使用できないような誤解を受ける状況は望ましくない。今後一部のテーブルに業者がテーブルクロスをかける等の誤解を招くような行為は止めるよう、指導する必要がある。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 12 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立美術館及び分館
現在の所管課	教育委員会事務局文化課
指摘件名	物品の管理状況について

<p>指摘内容</p>	<p>重要備品台帳、重要備品現在高明細書を基に現物実査を行った結果、(中略) 監査時点で所在不明なものがあった。</p> <p>その後の追跡調査の結果、現在上記絵画は県庁知事室に飾っており、取得当初から本館には納品されず知事室に納品されたことが判明した。</p> <p>取得当初の予算措置は県立美術館で行われたと考えられ、知事室の重要備品取得であれば知事部局秘書課の予算執行、重要備品管理として処理すべきであり、適正なる事務処理がなされていない。「熊本県立美術館の美術品等取扱規則」第12条に基づき保管転換手続きを行い、知事部局での重要備品として管理する必要がある。</p>
<p>措置日</p>	<p>平成20年6月</p>
<p>措置内容</p>	<p>指摘の備品について、その後も引き続き調査したところ、平成13年9月5日付けで秘書課へ保管転換の手続きが行われていることが判明した。</p> <p>備品出納管理簿の保管転換に関する記載洩れが指摘の原因であったため、今後は、適切な書類の作成を行うよう徹底していく。</p>
<p>適時性</p>	<p>措置の公表は報告書提出後3か月で行われており、特に問題はない。</p>
<p>指摘の理解度</p>	<p>指摘された案件に関しては適切に是正されているが、下記措置の妥当性に記載のとおり、その後も他部署が所管する美術品を一時保管する事例が生じているにもかかわらず、適切な手続・規則等が定められておらず、理解が不十分であったと判断した。</p>
<p>措置の妥当性</p>	<p>当該物件については、実際には保管替えであり、これに従って重要備品台帳上すでに知事公邸(秘書課)に所管替えされており問題ない。</p> <p>ただし、その後も県庁の他部署において、保管できなくなった美術品等を美術館で一時的に保管する事例が生じているにも関わらず、備品の移動が管理できる体制が整備できておらず、措置としては不十分であったと考える。</p>
<p>総合意見</p>	<p><b>【指摘】</b></p> <p>美術館において、他部署が管理している美術品を、一時的に保管する事例が指摘後も発生しているが、財産取扱規則上、一時的に保管場所を移す場合の規程が存在しないため、備品の移動に関する情報が十分管理できていない状況である。</p> <p>一時的に保管場所を移した場合でも、備品台帳上に保管場所が変わっている旨を記載する等、適切な管理を行うべきである。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 13 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立美術館及び分館
現在の所管課	教育委員会事務局文化課
指摘件名	美術品の収集状況について
指摘内容	美術品購入基金台帳に記載漏れが見受けられた。基金台帳が適切に運用されることで、購入品の適切な管理が達成されるので、基金台帳の適切な運用・管理が望まれる。
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	台帳の記載もれがないように適切に管理運用を行っていく。
適時性	措置の公表は報告書提出後 3 か月で行われており、特に問題はない。
指摘の理解度	平成 20 年度以降の美術品の取得については、全て適切に美術品購入基金台帳、並びに運用状況調書に記載されており、指摘の理解は十分であると判断した。
措置の妥当性	美術品購入基金台帳の修正は適切に行われており、措置内容自体は妥当である。 ただし、基金の管理について、以下の通り問題と思われる点が検出された。
総合意見	<p>美術品購入基金台帳の修正については適切に改善が行われているが、基金の管理についてはさらに改善を要するものと考えられる。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>平成 19 年度以降、県立美術館において定めている経常的収集に係る美術品取得基金の限度額について、各年度で 30,000 千円以内と定めていたが、平成 20 年度及び平成 21 年度について当該定めが行われておらず、「熊本県美術品取得基金の運営について（運用方針）」における経常的収集が認められる限度額（100,000 千円）まで、購入が可能な状態となっていた。</p> <p>この結果、平成 20 年度においては、「熊本県美術品取得基金の運営について（運用方針）」において定められている、経常的収集の限度額について、知事の承認が得られていないにも関わらず、平成 21 年 2 月に収集委員会の答申により取得予定美術品が決定され、年度終了後の平成 21 年 4 月～6 月において 19,000 千円の購入が行われている。</p> <p>運用方針上は「経常的収集に運用することのできる限度については、毎年度総務部長に協議の上、知事の承認を受けるものとする。」として、事前に基金の使用可能範囲を定めた上で、計画的に使用することを求めている。平成 20 年度における取得は、当該承認が得られていないことから、不当に美術品の取得が行われていたことになる。</p>

	<p>原因として、収集を行う部署（学芸課）、限度額の設定を行う部署（総務企画課）が別となっており、連携が取れていなかったことが考えられる。</p> <p>限度額の定めを設けずに美術品の取得を認めた場合、基金にプールされている資金が早期に枯渇する恐れがあり、県にとって有益と考えられる美術品を取得するという基金の役割を、将来にわたって継続できなくなる可能性がある。</p> <p>現在は両者が一元化されており、上記のような問題が生じる可能性は低くなっているが、基金の適切な運用と維持のため、今後も適切な管理が求められる。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 14 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立美術館及び分館
現在の所管課	教育委員会事務局文化課
指摘件名	美術品の収集状況について
指摘内容	平成 18 年度の貸出品を検証したところ、美術品現品の貸出日、返還日を確認できる台帳が整備されておらず、担当者個人レベルの管理にとどまり、一元的な管理がなされていない。今後、盗難、紛失防止のためにも貸出品管理台帳の整備が必要である。
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	平成 19 年度に、所蔵美術品の貸出し及び預かり品を適正に管理するため「熊本県立美術館の美術品等に関する取り扱い要領」を定め、美術品等の貸出しやその返還確認、また一時預かりに関する決裁、報告を全て文書によって行っている。それらの文書及び貸出美術品等整理簿についても、現在一元管理を行っている。
適時性	措置の公表は報告書提出後 3 か月で行われており、特に問題はない。ただし、実際には下記の通り、措置公表時点で完全に一元管理になっていたとは認められなかった。
指摘の理解度	当初指摘の内容は、盗難、紛失の防止の意味も含め、美術品の所在が一元的に確認できるような体制を整備すべきとの趣旨であったが、下記「措置の妥当性」に記載のとおり、美術品の貸出等について管理が不十分な状況が確認されたことから、指摘内容が十分に理解されていないと判断する。

措置の妥当性	<p>貸出品の一元管理を行っているとのことであるが、実際には美術館の所蔵品（県所有品、寄託品）と預り品で管理台帳が分かれており、一元的に管理されているとはいえない。</p> <p>また、預り品の貸出しを誤って所蔵品の貸出簿に記載するといった取扱いがみられ、台帳の記載内容に関するチェック体制も不十分であると考えられる。</p>
総合意見	<p>指摘事項に関して改善は行われているが、さらなる改善が求められる。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>美術品は一点の価額が高額なものが多く、多少のコストをかけても、これらを一元的に管理するシステムを導入することが、管理上有効かつ効果的であると考えられる。</p> <p>長期的な課題ではあるが、現在保有されている所蔵品、預り品をすべてたな卸したうえで、一つの台帳で管理するようにし、預り品も含めたすべての美術品の貸出・返却等の情報をシステム化・データベース化して管理することを検討すべきである。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 15、16 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立美術館及び分館
現在の所管課	教育委員会事務局文化課
指摘件名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県美術館資料刊行会について</li> <li>・刊行会の余剰資金の用途について</li> </ul>
指摘内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美術館職員が定時業務時間内に第三者機関である刊行会の物品を販売することは問題がある。刊行会より業務委託料を徴収することを検討する必要がある。</li> <li>・刊行会の業務を美術館の職員が代行しているのであれば、美術館は刊行会から代行手数料を徴収すべきと思われる。</li> </ul>
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	<p>資料刊行会については、現在、廃止に向けて財産処分の方法、廃止後の利用者サービスの提供方法等の検討を行っているところである。早急に適正なやり方での利用者サービスに改めていく。</p>
適時性	<p>措置の公表は報告書提出後 3 か月で行われており、特に問題はない。また、下記の通り指摘の対象となった刊行会は、平成 20 年度中に解散している。</p>

指摘の理解度	指摘の対象となった刊行会を解散することで対処しており、理解度に関して問題はない。
措置の妥当性	指摘を受けて、平成 20 年度において刊行会は解散し、出版物等の残余財産については熊本県が寄付として受け入れている。指摘内容通りに改善されているわけではないが、解散することにより状況は改善されていることから、措置内容としては妥当である。
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 19 年度 17 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立図書館・近代文学館
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課
指摘件名	行政財産使用許可の内容について
指摘内容	図書館の通路側から見てもサロンを含めた部分がレストランと思える間仕切りとなっていることから考えても、行政財産の使用許可の内容はサロンを含めて使用許可を与えるべきであり、サロン部分の使用料については図書館利用者が飲食以外にも活用できることを明確にした上で、減免あるいは減額の手続きを取ることが必要である。
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	<p>サロン部分は、レストラン飲食以外でも活用（展示スペース、会議スペース等）できるため、必ずしもレストラン業者が専有使用するものではない。</p> <p>したがって、今後の使用許可については、売店、パントリー及びサロンを合わせたスペースのなかで、レストラン業者が専有使用する部分の面積を明確にしたうえで、行うこととする。</p>
適時性	<p>指摘の翌年度からの使用許可において、使用目的を明確にすることで対応をとっている。</p> <p>さらに平成 23 年度の監査員監査で、まだサロン部分の自由に利用できることを伝達する対応が不十分であるとの指摘を受け、入口の表記を変更している。</p> <p>対応の内容として十分であったかは別にして、適時に対応をとっているものと判断した。</p>
指摘の理解度	使用許可書の第 2 条（指定する用途）において、使用目的の内容を「飲食物販売」と明確に記載することで、使用を許可された範囲で上記営業活

	<p>動を実施することを明確にしている。ただし、当該対応によっては利用者がサロンをレストランの一部と誤認するリスクについては解決できていない。</p> <p>現在は入口の表記を「サロン（談話室）」に変更し、入口より中がレストランの占有スペースであるとの誤解を受けないよう配慮している。</p> <p>使用許可の内容に重要な変更はなく、使用面積も以前のままである。</p>
措置の妥当性	<p>サロンに変更してから、特に利用状況に変化はない。特にサロンの使用に関する案内をしているわけではないが、自由に利用できることを明示すると、昼寝をするなど長時間占有する迷惑行為を懸念している。</p> <p>レストランの占有エリアではなく、これについては「サロン（談話室）」との表示をしていることから、措置としては妥当であると考える。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>入口の表示変更は平成 23 年度に対応をとったばかりであり、現状特に利用状況に変化はない。当該指摘の趣旨としては、受益者負担の観点から、もしレストランとしての利用しないのであれば、レストラン業者が使用料を支払う必要があるという点にある。この意味では、表示を変更しても利用者が「自由に誰でも利用できる」ということを理解し、利用状況に変化がなければ十分ではないと考える。</p> <p>今後利用状況をモニタリングしたうえで、案内板をさらに設置する等、さらなる稼働率を上げる努力が望まれる。</p> <p>また、対応についても引継ぎ等に配慮し、適時に対応できる体制づくりも望まれる。</p> <p>なお、県立図書館は平成 26 年度に改修工事が予定されており、飲食機能は別のスペースに確保したうえで、サロンは展示室として利用することとなり、飲食ができない場所として改修計画が検討されていることから、当該問題は改修工事以降は解消される見込みである。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 19 年度 18 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	青少年教育施設共通事項
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課
指摘件名	簿外の収支について
指摘内容	<p>各施設の主催事業は、施設の主催という形式ではあるが、条例や利用規則上、各施設が単独で収支を管理する根拠はなく、県の出納を通じた会計処理を行うのが望ましい。</p>

措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	平成 20 年度については、既に予算が成立しているため県の会計を通すことはできない。21 年度以降については、指定管理者制度の導入が予定されており、会計処理についても関係課と協議しながら処理方法を決定していく。
適時性	予算の関係上、指摘の翌年度である平成 20 年度での対応は困難であったことから、報告書提出後に平成 21 年度以降での対応が検討されており、適時性に問題ないと判断した。
指摘の理解度	担当者へのヒアリングの結果、熊本県の出納を通す必要があったことは十分理解しているものと判断した。 しかし、予算作成のタイミングや指定管理者制度の導入により、指摘事項への速やかな対応はできていない。
措置の妥当性	平成 20 年度予算への反映に間に合わなかったことから、平成 21 年度の予算から対応する予定であったが、平成 21 年度より指定管理者制度が導入されたことにより、今後は上記で指摘したような問題は発生しない。
総合意見	県の出納を通す対応はとれなかったが、指定管理者制度の導入により、指摘内容のような会計処理の問題は発生しなくなった。 指定管理者制度の導入後は、指定管理者と毎月の月報提出時のヒアリングと、それぞれの代表者を含めた連絡者会議を年 2 回開催するなど情報交換を行ない、積極的に管理責任を遂行しており、特に問題はないと判断した。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 19 年度 19 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	青少年教育施設共通事項
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課
指摘件名	創作活動における材料代について
指摘内容	あしきた青少年の家、菊池少年自然の家及び天草青年の家の 3 施設について、利用者が創作活動を行う際の材料代を徴収しており、各施設で独自に管理している。平成 16 年度までは収支差額が黒字であったが、17 年度からは材料代の値下げを行った結果、赤字になっている。これは 17 年度以後の利用者から 16 年度以前の利用者に、価格転嫁が行われた形式になっており問題である。 よって、現金不正の発生防止の観点からも、県の出納を通じた会計処理を行うのが望ましい。

措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	平成 20 年度については、既に予算が成立しているため県の会計を通すことはできない。21 年度以降については、指定管理者制度の導入が予定されており、会計処理についても関係課と協議しながら処理方法を決定していく。
適時性	予算の関係上、指摘の翌年度である平成 20 年度での対応は困難であったことから、報告書提出後に平成 21 年度以降での対応が検討されており、適時性に問題ないと判断した。
指摘の理解度	担当者へのヒアリングの結果、結果的に価格転嫁が行われており、利用者間の不公平が発生しており、問題であることは十分理解しているものと判断した。 しかし、予算作成のタイミングや指定管理者制度の導入により、指摘事項への速やかな対応はできていない。
措置の妥当性	平成 20 年度予算への反映に間に合わなかったことから、平成 21 年度の予算から対応する予定であったが、平成 21 年度より指定管理者制度が導入されたことにより、今後は上記で指摘したような問題は発生しない。
総合意見	指定管理者制度の導入により、指摘内容のような会計処理の問題は発生しなくなった。 価格転嫁の問題は解消していないが、指定管理者が施設の運営及び事業の実施をするに当たり、過度な料金の増減をしないよう、県として継続してモニタリングを行なう必要がある。 なお、指定管理者制度の導入後は、毎月の月報提出時のヒアリングと、年 2 回それぞれの代表者を含めた連絡者会議を開催するなど情報交換を行ない、積極的に管理責任を遂行しており、特に問題はないと判断した。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 19 年度 20 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立あしきた青少年の家
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課
指摘件名	公有財産の取得価格等の問題点について
指摘内容	キャンプ管理棟は特別な材料を使った高価な施設ではなく坪単価 1,689 千円をかけた建物とは考えにくく、取得価格に間違いがあるように思われる。また、体育用具庫と野外炊飯棟についても、取得価格が間違っていると思われ、適正な金額への修正が必要である。 今後、資産を取得した際には、内容を十分チェックした上で計上誤りが

	ないようにする必要があり、適切な内部統制の構築が望まれる。
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	高額であるとの指摘については、建築課営繕室と協議し設計図書を確認したところ、設計金額に誤りはなかった。価格が同一であることについては、記載当時の書類等を調査したところ、算出の誤りと思われるため、今後営繕室及び管財課と協議しながら台帳修正手続きを進めていく。
適時性	平成 21 年 3 月に公有財産台帳を修正しており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	対応状況をみると、取得価格の修正はなされているが、誤りの発生した原因を調査し、今後、同様の登録の誤りを防止するための措置が不十分であり、内部統制の構築と運用が十分ではなかった。よって、指摘事項に対する理解は不十分であったと判断した。
措置の妥当性	<p>体育用具庫と野外炊飯棟の取得価格について、公有財産台帳の登録内容は適正に修正がされていることを確認した。</p> <p>しかし、取得価格登録の誤りを防止するための内部統制の整備と運用はなされていなかった。</p> <p>措置の状況としては、不十分であったと判断する。</p>
総合意見	<p>取得価格の修正は適正になされていた。</p> <p>しかし、取得価格の登録誤りを防止するための内部統制の構築は不十分である。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>今回の登録誤りの原因は、担当者の勘違いによる誤った登録が、その後の所管課内でのチェックでも見逃されてしまい、そのまま登録されてしまったことによる。人員の不足から、各担当者に業務を一任してしまい、その後、第三者が十分なチェックをする体制がとれていなかったためと考えられる。</p> <p>担当者に一任した場合、担当者の能力に個人差があることから、作業の結果にも品質の差が生じてしまう。担当者の能力に依存することなく、安定した業務の品質を確保するためにも、内部統制の構築が必要であると考える。特に教育庁においては、このような事務作業に不慣れな教職員も業務に就いていることから、「公有財産事務の手引き」に沿った適正な事務を徹底するための内部統制の構築が不可欠である。</p> <p>さらに事務作業の漏れを防止する観点から、例えば、所管課における営繕課からの新築建物等引継書供覧のときに、引継内容の確認だけでなく、公有財産台帳の登録内容を併せて確認する等の対策を講ずるべきである。</p>
	問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり

年度及び番号	平成 19 年度 21 番								
テーマ	主要施設の管理運営について								
施設名	熊本県立あしきた青少年の家								
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課								
指摘件名	展示品等の所有権について								
指摘内容	展示品に破損又は盗難等の事故が発生する可能性を考慮して展示品の所有権を明確にすべきである。展示品が貸出展示の場合は、事故の発生を予想して責任の所在を覚書等で明確に取り決めるべきと思われる。								
措置日	平成 20 年 1 月								
措置内容	<p>所内各所に展示されている絵画 82 点のうち、79 点については作者から寄附申込書等、所有権を明確にする書面の提出を受けた。</p> <p>残りの 3 点については作者及び本所に存在する経緯が不明であり、引き続き調査する。</p>								
適時性	平成 20 年 1 月には寄付者に対する確認を実施しており、対応自体は適時に実施されている。								
指摘の理解度	<p>82 点のうち 76 点については所有者に対して意思確認をし、寄付したものである旨の回答を得ている。また、寄付の意思のないものについては返却作業を実施していることから、指摘事項について適切に理解されているものと判断した。</p> <p>ただし、指摘の以後、同様の事例が発生していないことから、覚書等の作成状況については確認ができなかった。</p>								
措置の妥当性	<p>上記 82 点のうち、76 点については寄付の意思を確認できたことから、熊本県の所有物であることが確認できた。</p> <p>残りの 6 点のうち、3 点は熊本県立第二高等学校の生徒が作成したものであり、寄付する意図ではなかったことが判明したことから、指摘を受けた以後に返却している。なお、当時の調査、返却の経緯を記録した文章等は残っていなかった。</p> <p>残りの 3 点については、指摘を受けてから確認をしたが、作者が不明であったことから、それ以上の追跡調査は実施していないとのことであった。</p> <table border="1" data-bbox="512 1736 1331 1935"> <tr> <td>1. 寄付の意思を確認できたもの</td> <td>76 点</td> </tr> <tr> <td>2. 寄付ではないことが確認でき、返却したもの</td> <td>3 点</td> </tr> <tr> <td>3. 調査不能なもの</td> <td>3 点</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>82 点</td> </tr> </table>	1. 寄付の意思を確認できたもの	76 点	2. 寄付ではないことが確認でき、返却したもの	3 点	3. 調査不能なもの	3 点	合計	82 点
1. 寄付の意思を確認できたもの	76 点								
2. 寄付ではないことが確認でき、返却したもの	3 点								
3. 調査不能なもの	3 点								
合計	82 点								

	<p>当時既に存在したものに対しては、寄付の意思確認を行い、返還作業まで行っていることから、特に問題はなかったと考える。</p> <p>しかし、そもそも当該所有権の有無が明確でない展示品が発生しないようにするためのルール作りについては、その後同様の預かり事例が発生しなかったことから、整備ができておらず、措置が不十分であったと考える。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>絵画等は重要物品であるが、あしきた青少年の家で展示されるようになった経緯等は、十分情報として残せていなかった。</p> <p>その後寄付を受けた場合の手順等についても、寄付自体が稀であることから、特に整備できていない。</p> <p>社会教育課が所管する施設は複数存在し、今後同様の寄付が発生する可能性はあることから、今後は「物品管理事務の手引き」に沿った適正な事務を徹底するための内部統制の構築が必要である。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 19 年度 22 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立あしきた青少年の家
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課
指摘件名	現金及び預金の管理について
指摘内容	現金の受取・支払を行う職員と現金の管理を行う職員は区別されているが、紛失等の可能性は否定できないので、現金の収受につき所長の承認を必要とする等、適切な内部統制を構築する必要がある。
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	平成 20 年度以降の現金収支については全て伺書を作成し、所長の決裁を経ることとした。 また、現金出納簿への記録も行うこととした。
適時性	指摘のあった翌年度の平成 20 年度から、現金収支について、伺書の作成及び現金出納簿への記録を行っていることから、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	措置状況を確認したところ、現金収支について伺書の作成や現金出納簿への記録は実施されていたが、残高等の現地調査までは実施されておらず、現金の紛失等を防止するための内部統制の構築という指摘については理解が不十分である。

措置の妥当性	<p>現金の収支について、伺書が作成され、適切に承認がなされている。また、現金出納簿についても作成されていた。</p> <p>しかし、現金の実査と現金出納簿の残高との突合せまでは行われておらず、現金の紛失を適時に防止・発見する内部統制の構築が不十分であった。</p> <p>ただし、平成 21 年度より指定管理者制度が導入されていることから、現状は現金管理に関する問題は発生しない。</p>
総合意見	<p>当時の措置の内容を確認したところ、十分ではなかった点もあったが、現在は指定管理者制度が導入され、熊本県として現金を管理する状況にないことから、同様の問題は発生しない状況にある。</p> <p>今後熊本県が直接施設を管理し、現金を取り扱う状況が発生した場合は、当該指摘の発生を踏まえ、慎重な管理をすることが期待される。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 23 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立豊野少年自然の家
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課
指摘件名	公有財産としての管理が必要な工事について
指摘内容	<p>空調設備については、公有財産として管理するため、撤去工事を除いた取得価格 49,200 千円を公有財産台帳に登録すべき。また、今後公有財産台帳への登録漏れを防止するため、建築課営繕室から管財課へ適時に固定資産の取得情報が伝達されるよう改善すべきである。</p>
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	<p>建築課営繕室からの工事費用情報を基に、旧設備に係る金額を台帳から除き、新設備に係る金額のうち、旧設備撤去分を除いた金額を新たに台帳に掲載することとする。</p> <p>なお、建築課営繕室から管財課への固定資産取得情報伝達については、営繕室から管財課へ年度末に一括して提供することで台帳記載漏れを防止することとする。</p>
適時性	<p>平成 20 年度に台帳登録を行っており、この点の適時性に問題はないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>空調設備の取得価格は新たに公有財産台帳に記載されていることを確認したが、今後同様の公有財産台帳への登録漏れを防止する措置が不十分であり、この点では指摘への理解が不十分である。</p>

措置の妥当性	<p>登録漏れのあった空調設備については、適正に公有財産台帳に登録されていることを確認した。</p> <p>しかし、公有財産として管理すべき物の台帳への登録漏れを防止するための内部統制の整備と運用は不十分であったことから、措置の状況としては不十分であったと判断する。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>今回の登録誤りの原因は、20 番の指摘事項と同様に、担当者の勘違いによる誤った登録が、その後の所管課内でのチェックでも見逃されてしまい、そのまま登録されてしまったことによる。</p> <p>特に教育庁においては、このような事務作業に不慣れな教職員も業務に就いていることから、「公有財産事務の手引き」に沿った適正な事務を徹底するための内部統制の構築が不可欠である。</p> <p>さらに事務作業の漏れを防止する観点から、例えば、所管課における営繕課からの新築建物等引継書供覧のときに、引継内容の確認だけでなく、公有財産台帳の登録内容を併せて確認する等の対策を講ずるべきである。</p>
	<p>問題なし      <b>指摘事項あり</b>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 24 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立豊野少年自然の家
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課
指摘件名	管理業務委託契約について
指摘内容	<p>施設管理運營業務委託について、現在の契約者は給食業務、清掃業務、警備業務及びボイラー取扱業務を受託しているが、県の業務委託契約等入札参加資格者名簿には清掃業務、警備業務及びボイラー取扱業務の登録がなく、包括的に「豊野少年自然の家管理業務」として登録されている。登録は具体的な業務内容を記載すべきであり、現在の契約者に対して適切に登録するよう指導すべきである。また、このような包括的な業務内容の登録は改めるべきである。</p>
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	<p>契約者に対して、現在の登録方法を改め、具体的な業務内容ごとに登録を仕直すよう指導を行った。契約者側は現在登録申請準備中。</p>
適時性	<p>平成 20 年度に指導を行っており、適時に対応をしているものと判断した。</p>

指摘の理解度	<p>現在は指摘のような包括的な登録は存在しておらず、指定の内容については十分理解できているものとする。</p> <p>なお、当時は管理調達課が登録業務の内容を分ける必要はないとの指導を受けたとのことである。しかし、外部監査の指摘を受けて以降分けて登録するよう業者に指導を行っている。</p>
措置の妥当性	<p>監査当時は業務委託契約であったが、その後平成 21 年度に指定管理者制度が導入された。指定管理者の選定において指摘をした業者は選定から漏れており、また会社も廃業していることから、登録内容の修正には至っていない。</p> <p>なお、指定管理者制度においても業種の登録が必要であることから、現在の指定管理者の登録内容を確認したところ、特に問題はなかった。</p>
総合意見	<p>外部監査で指摘して以降の登録内容について確認を行ったが、登録の内容は個別具体的になっており、包括的な登録はなされていなかった。</p> <p>指摘の内容については適切に改善されているものと判断した。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘事項あり    意見あり

年度及び番号	平成 19 年度 25 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立天草青年の家
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課
指摘件名	食堂前の陶器等の展示品について
指摘内容	破損又は盗難等の事故が発生する可能性を考慮し、所有権を明確にしておくべきである。
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	各窯元へ連絡したところ、「展示品」との回答を得たため、破損、盗難等を考慮し、全ての展示品を窯元へ返却する方向で進めている。
適時性	監査を受けた直後から、各窯元に対して連絡を取っており、連絡がとれた窯元に対しては順次返還作業を行っていることから、措置の適時性には問題ないと判断した。
指摘の理解度	<p>当時の対応に関する書類は残っていなかったことから、当時の担当者を確認をとったところ、当時各窯元に電話連絡し、返却できるものは返却し、預り品の約半数は返却できているとのことであった。</p> <p>しかし、窯元が廃業や転出等により連絡が取れなくなり、返却できなかったものが現在も残っている。</p> <p>これについては展示スペースから撤去し、現在も倉庫で箱に入れて保管している。</p>

	 <p>窯元名を書いた紙を箱に貼り、倉庫で保管している。</p>  <p>箱の中は、預かった焼き物が新聞紙に包まれた状態で保管されていた。</p>
措置の妥当性	<p>当時既に預かったものに対しては、返還作業を行っていることから、特に問題はなかったと考える。</p> <p>しかし、そもそも展示品の預りに関するルール作りができておらず、措置が不十分であったと考える。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>現在も窯元の所在が判明しない等を理由に、預り状態が継続している。今後も状況の変化は期待できず、施設としては対応に苦慮されている。</p> <p>これについては、民法第162条において「取得時効」の規程が存在しており、これに照らしたうえで所有権の主張ができないか検討することが考えられる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(所有権の取得時効)</p> <p>第162条 20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。</p> <p>2 10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。</p> </div> <p>所有権が取得できれば、その後の取扱いについて自由に判断できることから、熊本県の顧問弁護士等に相談した上で所有権の取得の有無を検討す</p>

	<p>ることが考えられる。</p> <p>これらの方法も含めて、物品管理を所管する関係課と調整のうえ、問題の解決を図る必要がある。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 26 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立菊池少年自然の家
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課
指摘件名	公有財産としての管理が必要な工事について
指摘内容	<p>車椅子昇降機、増築した資産及び多目的トイレについては、撤去工事を除き按分して取得価格を算定し、公有財産台帳に登録すべきである。</p> <p>車椅子昇降機については、利用者が少なく投資の効果が十分に生かされていない。設備投資の際には、利用者の利用状況を事前に予測すべきである。</p>
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	<p>建築課営繕室からの工事費用情報を基に、撤去費を除く価格を台帳掲載することとする。</p> <p>車椅子昇降機の設置は平成 16 年度ということで、一般に知られていないこともあるため、今後、積極的に周知を図っていく。なお、19 年度の利用は前年度までに比べると利用率が上昇している。</p>
適時性	平成 21 年 3 月において公有財産台帳への登録が行われていることから、この点においては適時性に問題はないと判断する。
指摘の理解度	取得価格を算定し、新たに公有財産台帳に登録されている。しかし、公有財産台帳への登録漏れを防止するという点及び投資効果を十分に生かすという点では特に対応はとられておらず、指摘に対する理解が不十分であると判断する。
措置の妥当性	<p>登録漏れのあった車椅子昇降機、増築した資産及び多目的トイレについては、適正に公有財産台帳に登録されている。</p> <p>しかし、公有財産として管理すべき物の台帳への登録漏れを防止する内部統制の整備と運用は不十分である。</p> <p>また、車椅子用昇降機の利用を促進するための対応も特にとられていない。前回指摘の趣旨は、車椅子用昇降機が設置されているにも関わらず、利用者がその存在を認識しやすくするような案内等が不足し、投資効果が十分活かされていない点にあったが、その後、利用率の測定や案内を増やす等の対応はとられておらず、認知度が上がることによる利用状況の改善</p>

	<p>があったに過ぎない。この点でも措置は十分ではなかったと判断する。</p> <p>公有財産台帳への登録漏れは適正に修正されている。</p> <p>しかし、登録漏れを防止するための内部統制の構築と運用及び、車椅子昇降機等ユニバーサルデザインに基づく設備の投資効果を上げるための周知については改善事項がある。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>今回の登録誤りの原因は、20 番の指摘事項と同様に、担当者の勘違いによる誤った登録が、その後の所管課内でのチェックでも見逃されてしまい、そのまま登録されてしまったことによる。</p> <p>特に教育庁においては、このような事務作業に不慣れな教職員も業務に就いていることから、「公有財産事務の手引き」に沿った適正な事務を徹底するための内部統制の構築が不可欠である。</p> <p>さらに事務作業の漏れを防止する観点から、例えば、所管課における営繕課からの新築建物等引継書供覧のときに、引継内容の確認だけでなく、公有財産台帳の登録内容を併せて確認する等の対策を講ずるべきである。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>車椅子昇降機の設置目的は、障がいをもった青少年も、健常者と同様の体験学習をしてもらうことにある。そのためには、車椅子用昇降機が完備されていることを広く周知させ、障がいをもった青少年が安心して参加を申し込めるようにする必要がある。しかし、現在の同施設のホームページにはこのような設備に関する情報は開示されていない。</p> <p>今後は車椅子昇降機等、ユニバーサルデザインに基づく設備の投資効果を上げるために、施設のホームページにその案内を載せる等の積極的な周知を図るべきである。</p>
総合意見	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 27 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県警察署共通事項
現在の所管課	熊本県警察本部会計課
指摘件名	重要備品の管理について

指摘内容	<p>備品整理表記載の整理番号と、台帳記載の整理番号が一致しないことは、台帳記載事項の信頼性が低い事を意味し、帳簿管理の正確性を欠いている。備品整理表への正確な記載を徹底すべきである。また、棚卸の際に使用した棚卸リスト（備品整理表を集計したもの）は保管義務が無い為、熊本北警察署においては破棄されていた。</p> <p>棚卸の正確性を事後的に検証するためには、保管義務のある帳簿に準じて保管することが望ましい。</p>
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	<p>北署の整理番号の不一致については是正措置を行った。</p> <p>備品管理については、関係帳簿類と現物の突合を確実に実施し、配置図を作成するなど管理の徹底を図る。</p> <p>また、年度末に、備品管理システムにより、使用責任者毎、配置場所毎のリストを出力し残高確認と検証を徹底する。</p>
適時性	<p>報告書提出の 3 か月後に措置意見が提出されており、また速やかに備品番号の不一致を是正しており、適時性に問題はないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>使用備品整理簿の保管及び現物管理が適切に実施されており、指摘内容は十分理解されているものと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>使用備品整理簿は管理者ごとに現物との確認を行っている。また、年度中の物品の異動については整理簿の差替えや、手書きによる更新がなされており、常に現状と一致するよう更新が行われている。保管についても適切になされていた。</p> <p>監査委員事務局による監査等の前には物品の配置図を作成するなど、適切な管理が行われている。</p>
総合意見	<p>指摘事項に対して、適切な措置がとられており、特に問題はないものと判断した。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 20 年度 28 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	危機管理マニュアルの内容の見直しについて
指摘内容	<p>夜間も観客数の多い公演が多く行われていることから、職員数が少ない夜間の公演についても十分な危機管理がなされる必要がある。今後より実用的なマニュアルになるよう見直しが必要であると考えます。</p>
措置日	平成 21 年 7 月

措置内容	<p>① 団において、平成 21 年 9 月を目処に、夜間時の対応がより明確になるよう、現行の「危機管理マニュアル」の見直しを行う。</p> <p>② 平成 21 年 10 月 1 日に「熊本県立劇場危機管理マニュアル」を改正。</p> <p>③ 平成 20 年当時、運用としては夜間公演等の際は事務室、ホール・大会議室、警備等の職員配置を行ってきたが、監査指摘後、危機管理マニュアルが改正されたもの。</p> <p>④ 職員配置例として、両ホール及び大会議室が使用の際、事務室に 3 人以上従事、舞台 1 ホールに 3 人以上の計 6 人が従事し、中央監視要員（1～2 人）と警備室守衛（最多 3 人）が待機。</p>
適時性	<p>夜間を想定した訓練については、平成 15 年度から定期的には実施はされているが、マニュアルの作成は、指摘を受けた翌年の平成 21 年度に行っている。よって、適時性に問題はないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>夜間を想定した配置をマニュアルに組み込み、人数が減った状態での訓練を実施しているため、指摘された事の内容は理解していると判断する。</p>
措置の妥当性	<p>平成 21 年作成の危機管理マニュアルでは、夜間における火災等の危機を想定した人員の配置が検討され、班長以上が各配置場所の責任者になるようにマニュアル化されている。</p> <p>また、夜間を想定した人員で、消防訓練が実施されている。ただし、消防訓練をとおして、配置責任者が培った知識を、訓練後のアンケートや反省会で共有化されているものの、明文化までは至っていない。</p> <p>今後、マニュアルを実践的なものにするべく、訓練で得られた知識を明文化し、逐次マニュアルを改訂していくことが必要であるとする。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>夜間を想定した人員配置をマニュアルに組み込み、その想定に基づく訓練を実施している。</p> <p>しかし、現段階では、マニュアル作成後の訓練を通して得られた知識が、意見交換されるにとどまっている。実践的なマニュアルにするためには、得られた知識をマニュアルに反映させていくことが必要である。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <b>意見あり</b></p>

年度及び番号	平成 20 年度 29 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財)熊本県立劇場 (現 (公財)熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	旅費交通費

指摘内容	公共交通機関を利用した場合、券売機等を利用するため領収書の入手は困難であるが、利用区間がわかれば料金を調べることが容易である。旅費支出の内容を明瞭にする観点からも、領収書等を添付することを原則としたうえでの実費精算方法に規定を変更し、経済的かつ効率的な経費支出に努める必要がある。
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	平成 21 年 4 月に（公益財団法人「熊本県立劇場旅費規程」を改正し、第 8 条で役員等の旅費については、領収書を添付することを原則とした。そのうえで、領収書に基づく実績精算方式に変更した。
適時性	指摘を受けた翌年の平成 21 年度に「熊本県立劇場旅費規程」を改正している。また、平成 21 年度から実費精算方式で旅費交通費の精算が行われており、適時性については問題ないと判断した。
指摘の理解度	旅費精算にあたっては、領収書を添付のうえ、実費を精算しており、本人に実際負担額以上に現金が渡されることはないことから、指摘の意図を十分理解しているものと判断した。
措置の妥当性	熊本県立劇場旅費規程を改訂するとともに、領収書の添付を要請し、原則として実費精算方式が行われている。 しかし、一部①平成 21 年度、24 年度において、JR 特急券（指定席）のように、領収書を入手することができると思われるものについて、領収書が存在しない例が存在した。 また、②平成 24 年度において、領収書の日付が平成 24 年から平成 25 年へ書き換えられているにも関わらず、訂正印のないものが存在した。このことから、領収書の徴収と管理が徹底されておらず、不十分である。
総合意見	【指摘】 不正收受や改竄を防止するために、領収書を入手できると思われる旅費については、領収書の徴収を徹底し、内容について訂正された場合は、訂正印を押す等の管理を徹底すべきである。
	問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり

年度及び番号	平成 20 年度 30 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	（財）熊本県立劇場（現（公財）熊本県立劇場）
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	委託費

指摘内容	1 件の契約（契約金額 1,052 千円）について積算調書及び予定価格調書が作成されずに契約されていた。今後契約事務の再点検を実施し、規定に準拠した運用を徹底することが求められる。
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	財団において、今後、このようなことが無いよう審査を徹底することとしている。
適時性	報告書提出後 3 か月で措置意見が提出されており、またその後速やかに契約に関する審査方法の見直しが行われていることから、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	指摘後は総務課長等の上席者によるチェックを徹底することとしており、指摘後に同様の問題が発生しないよう防止的な措置はとられている。 しかし、過去に行った契約及び契約事務の再点検は行なわれておらず、十分理解しているとは言えない。
措置の妥当性	総務課長等によるチェックを徹底しているのみで、チェック体制の具体的な強化は行なわれていない。 なお、平成 24 年度に行われた契約の中から抽出した案件については、全て予定価格調書等が添付されており、特に問題はなかった。
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>現在のチェック体制は、上席者の人的能力に頼っており、上席者の能力によりチェック体制の品質が一定に保たれない可能性がある。</p> <p>誰が行なっても漏れなくチェックできる仕組みを構築すべきであり、熊本県が作成している「入札・契約の手引き」に基づいて、作成すべき調書のチェックシートを作成する等を検討すべきである。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 20 年度 31 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	入札事務の適正性について
指摘内容	指定管理者制度の下では管理業務の再委託に関して、効率性はもとより、適正性や透明性が要求されていると考える。今後入札の適切な執行がなされているか十分注意する必要がある。
措置日	平成 21 年 7 月

措置内容	<p>平成 20 年度に業務量の増加に伴って予定価格を引き上げた業務に関する御指摘であるが、2 社は 19 年度より低い入札価格を提示し、受託業者は 19 年度より高い入札価格を提示したものの最低価格であったため落札したものであり、手続きに違法性はない。</p> <p>今後とも、財団において、「財団法人熊本県立劇場会計規程」に基づき適正に入札事務の執行を行う。</p>
適時性	<p>報告書提出後 3 か月で措置意見が提出されており、適時性に問題はないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>指摘の趣旨としては、手続きに違法性があると指摘しているわけではなく、今後再委託に関して適切な契約執行を行なうためのモニタリング体制を構築することを求めているものである。熊本県の出資団体であることから、再委託に関して指名競争入札を実施しており、「会計規程に基づき適正に入札事務の執行を行う」ことは当然として、入札の適切な執行を行なうための方策については特段の措置は講じられておらず、指摘内容を十分理解しているとは言えない。</p>
措置の妥当性	<p>平成 24 年度に熊本県が行なった財政援助団体等監査において、「管理運営に関する協定書」第 21 条により再委託を行なう場合は県の書面による承諾が必要となっているが、その承諾を得ていない旨の課題照会を受けている。この点においても十分なモニタリング体制がとられていないことがうかがわれることから、改善の必要があると考える。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>今後は上記協定書に基づき、再委託契約についてその必要性の説明、契約方法の妥当性を担保できるよう、モニタリングに関するルールを検討する必要がある。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 20 年度 32 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	競争入札について
指摘内容	<p>一般競争入札ではなく指名競争入札によることから、入札参加者の選定には適正性、公平性さらには透明性が求められているものと考え。今後は、指名審査会での業者選定の適正性を保証するためにも、業者選定過程等を記録・保管しておくべきであると考え。</p>
措置日	平成 21 年 7 月

措置内容	財団において、「財団法人熊本県立劇場会計規程」に基づき指名審査会を開催し、指名業者選定を行っているが、平成 21 年 3 月の審査会から、入札参加者や選定の考え方を含む指名審査会の内容について記録を行い、保管することとした。
適時性	報告書提出後 3 か月で措置意見が提出されており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	業者選定の適正性を担保するために、その過程を記録・保管することとされており、措置内容は十分理解されていると判断した。
措置の妥当性	措置内容に記載の通り、平成 21 年 3 月に開催された指名審査会から議事録が保管されていることを確認しており、措置は妥当であると判断した。
総合意見	指摘事項に対して、適切な措置がとられており、特に問題はないものと判断した。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 20 年度 33 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財)熊本県立劇場 (現 (公財)熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	落札率について
指摘内容	昨今契約方法に関連し契約時の落札率が新聞報道等で取り上げられ、公平、透明な契約の実施が問われている。このような観点からも当財団においても契約方法の見直し検討は必要である。
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	財団においては、「財団法人熊本県立劇場会計規程」に基づき入札を行っているが、近年、経費削減等のため予定価格を引き下げていることから、結果的に落札率が上がったもの。 今後とも、予定価格の設定や指名業者の選定等については適正に執行する。
適時性	報告書提出後 3 か月で措置意見が提出されており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	現状採用されている指名競争入札制度における適正性の確保のために、予定価格の設定や指名業者の選定等について適正を確保することを検討するとしており、理解は不十分であると判断した。

措置の妥当性	上記のように、契約方法に関する見直しを実施するとしたものの、実際には検討はなされておらず、措置は不十分であったと判断した。
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>指摘を受けた後、具体的な検討は実施されておらず、対応としては不十分であったと判断する。</p> <p>現行の会計規程では、契約は指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとされており、一般競争入札は採用されていない。</p> <p>財団は指定管理業務の受託者であり、独自の裁量の余地は大きいものの、熊本県の出資団体であり、公の施設の指定管理業務を受託していることから、再委託の業務についても透明性、効率性、公平性を確保した選定手続きをとることが求められると考える。その観点からは随意契約が全体の6割を超える状況は問題であり、また適時に検討が行われていない点も問題があると考えます。</p> <p>一般競争入札の導入を含め、今後の契約方法のありかたを熊本県と協議し、今後の適切な契約執行を期待する。</p>
	問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり

年度及び番号	平成 20 年度 34 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財)熊本県立劇場 (現 (公財)熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	契約方法について
指摘内容	<p>契約事務の透明性を確保する観点からは随意契約、特に単独随意契約は好ましくなく、業務の性質が特異である等の理由がない限り、指名競争入札を実施することが望ましい。</p> <p>長年特定の業者と単独随意契約を締結している業務もあり、その業務に関する熟練度・技能等によりその業者と契約することが効率的・経済的である面は理解できるところではある。しかし、昨今の自治体が締結する委託契約において、特定業者との長年の随意契約が問題となり契約方法を競争入札方式へ見直す傾向にあることに鑑み、当財団においても単独随意契約について契約方法を見直す必要があると考える。</p>
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	財団において、「財団法人熊本県立劇場会計規程」に基づいて契約事務を執行しており、競争入札を原則としているが、舞台・音響・照明等の特殊な設備を有していることに加え、経年劣化による故障等への緊急時の対応や迅速な復旧が求められることから、契約の相手が特定される場合も多

	い。 今回の御指摘を受け、平成 21 年度内に、各業務毎に、随意契約や指名競争入札等の契約方法の在り方について、利用者の安全確保と経費の効率的な執行の両面から検討する。
適時性	報告書提出後 3 か月で措置意見が提出されているが、単独随意契約について平成 21 年度内での検討は行われておらず、適時に措置がなされていないと判断した。
指摘の理解度	今後の契約事務についてのあり方を検討することとされており、指摘の内容は十分理解されていると判断した。
措置の妥当性	従来は、随意契約で行なっていたものを競争入札へ 1 件変更されているものの、従来と同じ業者が落札し契約者となっている。 平成 24 年度においても契約総数の 6 割を超える契約が単独随意契約となっており、状況としては改善が進んでいないものとする。
総合意見	【指摘】 33 番での指摘内容と同様の状況であり、一般競争入札の導入を含め、今後の契約方法のありかたを熊本県と協議し、今後の適切な契約執行を期待する。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 20 年度 35 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	設備の改修について
指摘内容	県立劇場を安全、快適に利用してもらう上で、早急に対応を迫られている事項が多く存在している。しかし、熊本県の財政はひっ迫していることから、今後 PFI 等による財政面の課題を解決できる手法を研究し、改修の早期実施を果たす必要がある。十分アスベストの飛散状況をモニタリングし、公演のスケジュール等を勘案した上で、熊本県に強く除去工事の要請をする必要がある。
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	緊急性・危険性の高い箇所について部分改修等で対処しているが、県立劇場は建設から 26 年を経過し、施設・設備が老朽化する中で、大規模な改修も必要となっており、今後、計画的な改修について検討していく。 なお、演劇ホール舞台天井部分のアスベストについては、安定した状況にあり、県において、定期的に空气中アスベストの濃度測定を行っている。

適時性	措置意見については、報告書が出されて4か月後には出されており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	計画の作成については理解されているものの、計画の重要性について十分理解できていない。
措置の妥当性	<p>8か年の改修計画を県主導で、財団法人と協力して計画を作成している。当該計画は、劇場を設計している前川設計が作成し、これを県として見直しを行った上で、行っている。</p> <p>基本的には当該計画に基づいて行っているが、2009年11月に見直しがあったのが最後であり、その後焼き直しがなされていない。</p> <p>計画の中を見ると、前倒しで実施されている分もあるが、計画書自体はアップデートがなされていない。これについては、情報を残す意味も込めて、每期アップデートし、作成しなおすことが望まれる。</p> <p>アスベストについては、当初平成26年度に実施する予定であったが、予算措置ができたことから平成24年2月に前倒しで実施している。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>県が作成している計画書についても財団が作成しているものと同様であり、最新の状況へのアップデートができていない。同様にアップデートがなされる必要がある。</p> <p>なお、監査後に設備改修計画を最新の状況にアップデートされていることを確認した。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成20年度 36番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財)熊本県立劇場 (現 (公財)熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	備品の管理について
指摘内容	各備品について今後の使用可能性を検討したうえで、使用ができない備品については速やかに処分の手続きをする必要がある。また、使用すると判断した備品については、固定資産シールを再度貼付するなど、適切な管理ができる状態にする必要がある。
措置日	平成21年7月

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有備品については、平成 25 年 8 月 16 日付分企第 285 号により、管理の方法等について県から県立劇場へ通知した。</li> <li>・ 2, 254 点ある県有備品のうち、1 品の取得価格が 3 万円以下のもの及びそもそも備品として分類する必要のなかったカーテンや屋内案内板など 300 点については、消耗品への所管替えの手続きを行っているところ。また、陳腐化により既に使用できなくなったパソコンソフトやキャドシステム等約 100 点については、9 月を目処に売却の手続きを進めているところである。</li> <li>・ 備品シールについては、その後添付状況等について状況調査を行い、適切な管理について指導を行う。</li> <li>・ 財団所有備品については、所在場所を台帳に記載し、必要な場合は随時除却等の処分を実施するなど、適切な管理について事務指導を行う。</li> </ul>
適時性	<p>県有備品については、指摘は平成 20 年度であるが、実際に使用できない備品の処分手続きは、平成 25 年 9 月に実施される予定であり、監査時点ではまだ処分がなされていなかった。このように期間が空いたのは、備品から消耗品への所管替えや、処分する備品の洗い出しに時間がかかったとのことであり、適時性について問題があると考えます。</p> <p>備品シールに関しては、指摘後の平成 21 年度において、県有備品のシール貼り替えが行われており、適時性に問題ないと判断する。</p>
指摘の理解度	<p>備品の十分な管理のために、使用できない備品を選定・処分することを検討し、備品シールの読み取れないものについては、再貼付していることから、指摘の内容については理解されているものと考えます。</p>
措置の妥当性	<p>備品の保管状況を確認したところ、県有備品について備品シールは貼ってあるものの、一部文字が消えて内容が不明確なものが存在した。平成 21 年度に備品シールの再貼付を行っているが、すべての備品ではないためとのことである。</p> <p>備品シール貼付による管理は不十分であり、今後さらに、再度点検を実施し、シールの内容が不明確な備品については、備品シールの再貼付を進めていく必要がある。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>県有備品も財団所有備品も共に、処分手続きが遅れており、対応が不十分であった。</p> <p>また、実地調査を実施したところ、備品管理を有効に実施するために不可欠な備品シールの貼り換えが徹底されておらず、未だにシールの文字が消え、読めない状態のものが存在した。</p> <p>備品の管理についてさらなる改善の必要があると考えます。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 20 年度 37 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	熊本県所有資産の取得時の登録について
指摘内容	<p>現在資産の取得に関する報告は適切になされているものの、取得後に適切に登録なされたかまで確認することはしていない。特に、資産の取得は財団が行い、登録は熊本県側が実施するようなケースについては、その後漏れなく正確に登録がなされたか確認することが重要であると考え。速やかに固定資産の登録をしたうえで、財団側でも資産の登録内容を確認することを義務付ける必要がある。</p>
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「熊本県物品取扱規則」に基づき、県備品とすべきものは県備品とし、それ以外は財団の所有として、適正に管理を行う。</li> <li>・近年、県有備品の新たな取得はない。</li> <li>・管理委託料で購入された、取得価格 3 万円以上の備品については、現在すべて財団備品として登録されており、熊本県立劇場管理運営業務仕様書第 11(2)の規定により、県に報告されている。(第 11 財産の帰属等(2) 委託料で購入した備品について：指定管理者が管理運営に要する備品(取得価格が 3 万円以上のもの)を委託料で購入したときは、指定管理者の所有に属するものとし、速やかに熊本県に報告してください。)</li> </ul>
適時性	<p>指摘のあった翌年度の平成 21 年度において、協定書の内容を変更し、委託料による購入の場合、指定管理者の所有に属するものとし、さらに速やかに熊本県に報告することを明文化している。</p> <p>また、県側でも使用備品整理簿を作成しているため、適時性に問題はないと判断する。</p>
指摘の理解度	<p>従前は、委託料から県有物品を購入することがあり、当該資産は県所有の物品であるものの、熊本県立劇場に納品されることから、適切に報告がなされなかった物品について県側で登録漏れが生じている。</p> <p>よって、熊本県側で登録漏れが生じないように、協定内容を変更し、当該物品の購入は、指定管理者の所有に属するものとし、今後は県有物品の取得は他の物品同様に、県予算で取得するようにしていることから、指摘は十分理解していると判断した。</p>
措置の妥当性	<p>物品の管理について、以下のような改善がなされている。</p> <p>① 指定管理者が委託料で購入した物品で、取得価格が 3 万円以上のもの</p>

	<p>については、協定書の内容を変更し、熊本県の所有から指定管理者の所有に属するものに変更することで、指定管理者側で登録するようになっている。</p> <p>② 取得があったときは、速やかに熊本県に報告することを義務付け、報告があったときは、熊本県からも検品するとともに、現物と備品台帳との突合せも実施している。</p> <p>③ 現在は、熊本県所有の物品は委託料では購入されておらず、県所有の物品は県側の予算で取得することとなっている。よって、県の予算として購入伺い、支出負担行為、支出伺い、納品の際の検査を県職員が行うことが義務付けられるため、報告漏れによる登録漏れは発生しない状況にある。</p> <p>以上のことから措置は妥当と考える。</p>
総合意見	<p>協定書において、委託料で購入した物品を指定管理者所有に変更し、取得があったときは、県側からも検品するようになっている。</p> <p>また、県所有物品の購入は県予算で取得することとし、物品管理規定に基づく手続きに準拠することで、登録漏れを防止する措置を取っている。</p> <p>以上のことから、措置について問題なしと判断する。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘事項あり    意見あり

年度及び番号	平成 20 年度 38 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	財団資産の固定資産台帳の登録内容について
指摘内容	<p>固定資産の管理について、以下のような対応が必要であると考えます。</p> <p>① 今後固定資産明細と法人備品現在高明細書の登録内容を再度見直す必要がある。</p> <p>② 固定資産明細と法人備品現在高明細書には保管場所の記載または管理場所の記載を追加する。</p> <p>③ 固定資産の実査を定期的実施し、固定資産明細と法人備品現在高明細書の内容を確認する。</p> <p>④ 固定資産明細と法人備品現在高明細書への登録は経理担当者一人に任せているが、今後は経理担当者が登録を完了した後、第三者による登録内容のチェックを実施する。</p>

	<p>受託事業費の中から取得した財団所有の資産であるとはいえ、財源は熊本県の予算であることから、管理は適切になされる必要がある。今後より高い水準での資産管理が求められる。</p>
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	<p>①については、平成 21 年度に法人備品台帳及び固定資産台帳から物品不要決定を実施し、整理が行われた。</p> <p>②については、法人備品台帳には備品管理場所の掲載を実施してある。</p> <p>③については、平成 21 年度に実施されているが、今後年 1 回は実施するよう事務指導を行った。</p> <p>④については、平成 25 年度中に総務課主任（経理担当）が備品の購入、登録を担当し、総務課長が登録内容のチェックを行う体制とする予定である。</p>
適時性	<p>指摘があった翌年の平成 21 年度において、以下の対応がとられている。</p> <p>① 固定資産明細と法人備品現在高明細書の登録内容を再度見直している</p> <p>② 固定資産明細と法人備品現在高明細書には保管場所を記載している</p> <p>③ 固定資産の実査と、固定資産明細と法人備品現在高明細書の内容確認を行っている。</p> <p>しかし、④固定資産明細と法人備品現在高明細書への登録後の第三者による登録内容のチェックについては、未だに実施されておらず、一部適時性について問題がある。</p>
指摘の理解度	<p>備品管理のために、法人備品台帳及び固定資産台帳の整理、法人備品台帳における備品管理場所の追加記載がなされており、指摘の趣旨は概ね理解されている。</p> <p>しかし、備品の実査は指摘後に一度実施されているものの、定期的には行われていない。備品の現物と帳簿の記載内容を定期的に確認することで、備品の実在性の確認、台帳の記載内容の見直しが必要であることまでは十分理解されていないと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>実査が定期的には行われていないことから、帳簿上の備品金額の正確性、記載内容の網羅性の確保ができておらず、また盗難などの不正の防止・発見といった内部統制の構築ができておらず、措置としては不十分であると考えられる。</p>
総合意見	<p>備品の実査が定期的には行われておらず、また、固定資産明細と法人備品現在有高明細書への登録について第三者が内容をチェックするということが現段階では実施できていない。よって、以下の 2 点について改善の</p>

	<p>必要があると考える。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>備品の実査を定期的実施する必要がある。ただし、膨大な数にのぼる備品のすべてを毎年実査するのは困難であるため、備品の重要度によりグルーピングを実施し、重要度に応じて実査を行う間隔を定める、保管場所ごとに循環で実査を実施するなど、現実的に実施可能な方法を検討すべきである。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>固定資産明細と法人備品現在有高明細書への登録について内容をチェックする体制が必要であるが、固定資産明細と法人備品現在有高明細書への登録作業を一人に任せず、経理担当者が登録を完了した後、総務課の主任が登録作業をし、経理担当者が第三者として内容チェックを行うようにする必要がある。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 20 年度 39 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	固定資産の除却処理について
指摘内容	<p>数年前に備品管理簿を含む固定資産の登録内容の見直しを実施したとのことであるが、固定資産実査等により資産の実在性の確認及びその結果と登録内容の照合まではできていないようである。また、上記のような資産については、現物との照合を実施しなくとも、登録内容を見ただけで、その存在に疑問がわく資産であり、備品管理簿が有効に利用されていない可能性がある。</p> <p>近々固定資産管理の新システムが導入されるとのことであるため、この新システムへデータを登録しなおす際に、合わせて固定資産の実査及び登録内容の棚卸を実施する必要があると考える。</p>
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	<p>県所有の備品については、全庁的に新「備品管理システム」への移行を進めており、平成 21 年 4 月末に総点検を完了したところ。今後、備品シールの貼り替え等、新システム下において適切な管理を行う。</p> <p>なお、財団所有の備品についても、平成 21 年 7 月迄に総点検を行い、</p>

	備品台帳を整備するとともに、使用できない備品についての処分や備品シールの貼り替え等必要な対応を行うこととしている。
適時性	指摘があった翌年の平成 21 年度に県所有及び財団所有の備品について総点検を行い、備品台帳を整備しており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	総点検時に実査を行い、その結果をもとに備品台帳を整備している。このため、備品台帳による備品の管理という趣旨は理解されているものと考ええる。
措置の妥当性	現在は、備品台帳をもとに取得年月日や耐用年数等を把握し、県所有備品、財団所有備品ともに、適切な承認を得て、職員の立会のもとに除却する体制をとっているとのことである。 しかし、手続きとして、産廃業者等からマニフェスト等の最終的に処分がなされたことを確認できる証憑を受け取るような体制までは整備されていない。
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>産廃業者等からマニフェスト等の最終的に処分がなされたことを確認できる証憑を受け取ることまでは行われていないことから、処分の事実を第三者が確認できない状況にある。</p> <p>備品を除却・処分する際には、最終的に処分されたことが明らかとなる証憑の入手を義務付ける必要がある。</p> <p>なお、監査後に売却された物品については、売却された物品一覧の作成をし、物品受領書を入手していることを確認した。</p>
	問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり

年度及び番号	平成 20 年度 40 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	領収書の管理について
指摘内容	今後財団法人としてのオリジナルの領収書を作成する等して、領収書を利用した不正の余地を排除する必要がある。また、財団としての出納印を作成し、財団が受領したかを明確にする必要がある。
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	財団において、オリジナルの領収書を平成 21 年 7 月を目処に作成し、その領収書に出納印を押印して発行することとしている。同年 8 月 1 日から出納印が押印され、発行されている。

適時性	指摘された翌年の平成 21 年度において、オリジナルの領収書を作成し、財団としての出納印が押印されていることから、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	領収書を利用した不正の余地を排除するために、財団オリジナルの領収書が作成されており、受領証には財団の公印が押印されるようになっていくことから、指摘事項については適切に理解されていると考える。
措置の妥当性	<p>領収書の管理について、以下のような改善がなされている。</p> <p>① 「財団法人熊本県立劇場」（現在は「公益財団法人熊本県立劇場」という名称が印刷されたオリジナルの領収書が作成されており、市販の領収書を利用した不正を防止している。</p> <p>② 指摘以前は、領収書に営業担当者又は出納担当者の個人印が押されていたが、これを財団の公印を押印するようにしている。</p> <p>直近 1 年間に使用された領収書の控えを通査したが、上記のような運用が適切に実施されていることを確認した。</p>
総合意見	<p>財団オリジナルの領収書が作成されているおり、領収書に出納印として、財団の公印が押印されている。</p> <p>また、1 年間の領収書の発行を通査した限りでは、適切に発行されていた。これらの点を勘案し、指摘事項に関しては適切に対応されており、問題なしと考える。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘事項あり    意見あり

年度及び番号	平成 20 年度 41 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	25 周年記念事業費支出について
指摘内容	<p>財団が別途弁当を提供することは契約に反するかたちとなっている。また、本来払う必要のない支出であることから、余分な支出となっており、経費の効率的な使用の点でも問題がある。</p> <p>今後契約の内容を見直すか、契約に従って弁当の提供を止める必要がある</p>
措置日	平成 21 年 7 月

措置内容	<p>財団において、改めて、弁当を提供した団体との契約内容を確認したところ、委託料の中に弁当代は含まれておらず、当該支出は適正であったことを確認している。</p> <p>今後とも、契約内容に則した適正な支出に努めていく。</p>
適時性	<p>報告書提出後3カ月で措置意見が提出されており、適時性に問題はないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>契約内容の調査が早急に実施されており、指摘内容は十分に理解されているものと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>調査の結果、今回の指摘の件については契約内容に反していないことが判明したとのことである。</p> <p>平成20年度の監査時点で、担当者の誤解による回答がなされたとのこと、実際には委託料には弁当代は入っておらず、特に問題はなかったとのことである。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>平成20年度の監査の際に、財団担当者が誤解による回答をしてしまっている。委託契約の形式についてヒアリングをしたところ、契約によって弁当代を委託料に含める場合と、含めない場合があるとのことであった。理由としては、委託先の事情を考慮しているためとのことであった。</p> <p>このように委託契約ごとに弁当代の支給等、細部に違いがあることから、今後は契約内容に従った事務の執行ができていくか、財団及び所管課が適時にチェックする体制の構築が望まれる。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成20年度 42番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財)熊本県立劇場 (現 (公財)熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	理事会の運営について
指摘内容	<p>今後、建物の老朽化、熊本県の予算の減少等県立劇場を取り巻く環境は厳しくなることが予想されることから、法人運営に関して理事会で活発な議論を交わす必要がある。そこで、できるだけ理事会に出席いただける方を理事として選任することが望まれる。また、理事会の前には各理事に運営状況に関してこれまで以上に十分な説明を行い、活発な議論がなされるための予備知識を身につけてもらう必要がある。</p>
措置日	平成21年7月

措置内容	<p>財団において、なるべく全理事に出席いただけるような日程調整に努めるとともに、次回理事選任に向けて、理事の人選について検討を進めていくこととしている。</p> <p>また、各理事へ事前の説明をこれまで以上に十分行い、より活発な議論がなされるような議事運営に努めていくこととしている。</p>
適時性	措置意見については、報告書が出されて4か月後には出されており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	理事、評議員の出席の重要性については十分理解しており、出席率を高めるために理事と評議委員のメンバーを入れ替える等、努力されていることから、指摘の内容を十分理解しているものと判断した。
措置の妥当性	<p>(財)熊本県立劇場は公益法人化しており、役員の出席については重要であることを十分認識していることから、役員の選任については十分配慮している。</p> <p>実際には理事と評議委員のメンバーを入れ替えて、評議員の人数を5名に減数し、出席の確保をしやすくしている。結果として、評議委員の出席率は非常に高く、1年を通して欠席者は1名が1回だけであった。</p> <p>資料の事前説明としては、評議員には事前に説明にしにいくようにしており、理事については資料を事前に送付しており、一部を除き直接説明に行っている。</p>
総合意見	<p>指摘事項に対して、適切な措置がとられており、特に問題はないものと判断した。</p> <p style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/>問題なし      <input type="checkbox"/>指摘事項あり      <input type="checkbox"/>意見あり </p>

年度及び番号	平成20年度 43番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財)熊本県立劇場(現(公財)熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	理事長の決裁について
指摘内容	財団法人熊本県立劇場処務規程で決裁事項の重要性に応じて専決区分を設けている。この規定の趣旨に鑑みれば、理事長が常勤でないとしても、理事長の決裁事項に関しては理事長が決裁を行うようにすべきである。
措置日	平成21年7月
措置内容	財団において、毎年度の業務内容が同一のものや緊急の場合の予算の執行について、処務規程に従い副理事長による代決を行っていたが、御指摘を踏まえ、緊急の場合を除き、理事長の決裁をとるよう取扱いを変更した。

適時性	措置意見については、報告書が出されて4か月後には出されており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	理事長は財団の責任者であり、重要な案件について最終責任者による決裁を要求している趣旨は十分理解され、理事長による決裁を徹底されていることから、特に問題はないと判断した。
措置の妥当性	平成20年度から直近までの決裁書を閲覧した。 公益財団法人化してからは副理事長は存在しておらず、理事長しか決裁権者がいなくなったことから、現在は理事長が必ず決裁をするようになっていることを確認した。
総合意見	指摘事項に対して、適切な措置がとられており、特に問題はないものと判断した。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成20年度 44番
テーマ	出資団体に対する監査
出資団体	天草エアライン株式会社
現在の所管課	企画振興部交通政策課
指摘件名	棚卸資産の二重計上について
指摘内容	当該ソフトウェアの残高は平成20年9月末中間決算時に上書きされており、平成20年3月末時点での残高一覧は不明であったが、半年間の仕入状況から考えて上記の金額に近い数字が過大計上となっていたものと推定される。ソフトウェア上の残高を正しく修正し、適正な期末棚卸資産金額の計上を行うとともに、実地棚卸の結果をシステムに反映させた後、結果について棚卸担当者がチェックするといった内部統制の整備・運用が必要である。
措置日	平成21年7月
措置内容	資産管理・決算処理等における明白な誤りであり、平成20年度決算以降改善する。
適時性	指摘を受けた年に、管理のためのエクセル表を別途作成し、期末棚卸時に正しい在庫数を確認後、二重計上分は修正しており、適時性について問題はないと判断した。
指摘の理解度	管理システムには決算用の棚卸資産一覧表（金額入り）が表示できる機能があるが、システムの限界により一定の操作をした場合、同じ部品名が重複して出てくるという不具合が発生している。 このため、管理システムとは別に、エクセルによる一覧表を作成し、実地棚卸と二重に照合を実施していることから、指摘事項の内容については

	理解していると判断する。
措置の妥当性	<p>二重計上は人為的ミスではなく、管理システムにおいて、異なるインプット画面からデータをインプットした場合に、同じ部品であっても、システム上新たに部品名を登録するという不具合によるものであった。</p> <p>このため、指摘があった以降において、当該不具合を改修し、ソフトを修正するとともに、信頼性の観点から、システムの棚卸資産一覧表ではなく、別途、エクセルによる棚卸一覧表を作成し、管理システムとエクセル管理台帳及び現物との突き合わせをすることで、二重登録を防止している。よって、措置は妥当と判断する。</p> <p>しかし、棚卸自体を適切に行うための、実施方法や作業手順などを明文化した「棚卸資産実地棚卸要領」等はいまだ整備されておらず、棚卸資産に関する内部統制の整備という点では不十分である。棚卸資産には、整備用消耗品以外に機内で使用される消耗品や販売用のグッズもあることから、これらの物と合わせて「棚卸資産実地棚卸要領」を作成する必要がある。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>棚卸資産の二重計上を修正し、システム上の不具合を解消するとともに、棚卸資産の二重計上防止のためのエクセルによる管理表と実地棚卸による照合を実施していることから措置は適切である。</p> <p>しかし、登録作業や照合作業、棚卸自体を適切に行うために、登録方法等の作業手順などを明文化した「棚卸資産実地棚卸要領」を整備すべきである。</p>
	問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり

年度及び番号	平成 20 年度 45 番
テーマ	出資団体に対する監査
出資団体	天草エアライン株式会社
現在の所管課	企画振興部交通政策課
指摘件名	棚卸資産に係る会計方針の記載について
指摘内容	<p>整備用消耗部品についてはソフトウェアを用いた受払管理が行われており、当該部分に係る期末棚卸資産の評価は移動平均法で算出されているが、「重要な会計方針」に記載された棚卸資産の評価方法は最終仕入原価法となっており、実態と乖離している。実際の評価方法に即した会計方針の記載に改める必要がある。</p>
措置日	平成 21 年 7 月

措置内容	平成 20 年度決算以降、決算書の「個別注記表」において適正に記載する。
適時性	指摘があった翌年の平成 21 年度の決算書から注記が適正に記載されており、適時性はあると判断する。
指摘の理解度	採用している期末棚卸資産の評価方法と重要な会計方針の注記の記載が一致していることから、指摘事項については理解していると判断する。
措置の妥当性	<p>「重要な会計方針」に記載された棚卸資産の評価方法と実際の棚卸資産の評価方法との相違については、適切に訂正されている。</p> <p>また、「天草エアライン株式会社経理規定」第 14 条（1）に規定されている棚卸資産の評価基準および評価方法と決算書の「個別注記表」に記載されている棚卸資産の評価基準および評価方法が同一であることを確認した。このことから措置については妥当であると考ええる。</p> <p>本来このような誤りは、会社側で決算書の最終チェックを行う段階で発見すべきである。決算書の作成については、税務顧問に依存している部分が多く、会社側の経理担当者の会計に関する知識が不足している。このため決算書に目を通して誤りに気付くことができなかつたと考ええる。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>「重要な会計方針」に記載された棚卸資産の評価方法と実際の棚卸資産の評価方法との食い違いについては、適切に訂正されている。</p> <p>しかし、今後、このような誤りの発生を防止・発見できるよう、社内研修等を実施し、会計に関する知識を蓄積すべきである。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 20 年度 46 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	天草エアライン株式会社
現在の所管課	企画振興部交通政策課
指摘件名	電話加入権について
指摘内容	実際には、加入権の種類等により回線数＝加入権の数とはならない可能性はあるが、電話会社等と協議の上、会社名義に保有している回線と種類のたな卸を実施し、可能な限り加入権の保有状況を整理すべきである。
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	<p>電話回線・加入権の保有状況については、これまでも使用していない回線については基本料が不要となるよう休止しているところ。</p> <p>回線の使用状況についても、可能な限り調査し、未使用分は廃止や休止にするよう努めているが、電話回線に係る工事施工後 10 年以上が経過し</p>

	<p>ており、県外営業所との間の予約システムのオンライン回線等がどの回線を使用しているのか判別しにくいものもあり、現時点では完全な整理には至っていない状況。</p> <p>同社では、電話加入権の保有状況については平成 21 年度末を目途に、整理していくこととしている。</p>
適時性	<p>報告書提出後 3 か月で措置意見が提出されており、適時性に問題はないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>指摘を受けた後、電話回線の使用状況の調査していることから、指摘内容は十分理解されているものと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>指摘後の平成 20 年度に NTT に対して契約状況の調査を行っており、30 回線（うち 3 回線は休止状態）の契約があることが判明している。平成 23 年 3 月期に保有回線数に応じて減額を検討しているが、取得が段階的になっていて経緯も複雑なため、勘定明細では 1 回線が多く計上された状態となっており、完全に修正ができていない。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>契約数の 30 回線よりも 1 回線多くなっていることから、税務申告書の勘定明細に記載してある 31 回線は誤っている。現状の 30 回線に合わせる必要がある。</p> <p>過去において固定電話の契約した場合、1 回線当たり 72,800 円（手数料込）を支払う必要があったことから、この金額を 1 回線の取得価額とみなし、72,800 円×30 回線の 2,184 千円まで減額する方法が考えられる。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 20 年度 47 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	天草エアライン株式会社
現在の所管課	企画振興部交通政策課
指摘件名	開発費、およびその他の繰延資産の計上について
指摘内容	<p>繰延資産の会計処理については、当時の商法施行規則において、新市場の開拓等のために支出した費用については開発費として繰延資産としての計上が認められている。しかし、就航路線の追加・変更に伴う営業所等の開設費用の発生は、通常会社でいえば営業基盤の拡大に伴う営業所、支店の設置費用と考えられ、よほど大規模のものでない限り、新市場の開拓といえるものではない。したがって、当該費用は会社の事業遂行上、経常的に発生するものと考えられ、「新市場の開拓」といえるほどのものであるか疑問である。また、重整備費用の繰延資産計上についてはそもそも</p>

	旧商法施行規則が限定的に列挙していた繰延資産のいずれにも合致しない。
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	<p>松山営業所については、当時は天草空港を起点に福岡線及び熊本線の 2 路線しかなかった同社にとっては、初めて天草空港を発着点としない新規かつ比較的遠距離の路線の開設に伴う営業所の開設であった。</p> <p>新規路線開設を伴わない営業所の開設であれば単なる費用と考えられるが、新規路線開設に伴う営業所の開設は、まさに「新市場の開拓」というべきものであり、繰延資産への計上は妥当であったと考えている。</p> <p>一方、平成 15 年度の重整備費用を繰延資産に計上していたことについては、繰延資産への計上は不相当であったと認識しており、既に 18 年度の重整備からは、一部有形固定資産に計上されるものを除き、一括して整備費用に計上するよう修正を図ったところ。</p> <p>なお、15 年度の重整備費用に係る繰延資産については、19 年度決算をもって償却を完了しており、20 年度以降の決算には影響はない。</p>
適時性	報告書提出後 3 か月で措置意見が提出されており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	指摘を受けた事項については十分理解されているが、そもそも繰延資産の会計処理に関する理解が不十分であり、全体として会計基準の理解が不十分であると判断した。
措置の妥当性	<p>指摘を受けた後、平成 18 年度以降発生の重整備費用については、繰延資産として処理しておらず、問題はない。</p> <p>指摘後の以下の 3 件が繰延資産として計上されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 伊丹線開設 5,489 千円（平成 22 年度） <p>松山線開設と同様の考え方により、繰延資産として計上している。開発費の範囲については見解が分かれるところではあるが、会社が一定の方針をもって每期継続して同様の処理を採用することにも一定の合理性があることから、今回の処理も許容範囲であると判断する。</p> </li> <li>● 機体デザイン公募 9,523 千円（平成 24 年度） <p>デザインのコンペを実施するための費用が繰延資産として計上されている。デザインを利用してグッズ等の制作を実施しており、デザインに独立した価値を期待している。また、その効果は今後数年に渡って継続するものと期待している。</p> <p>このような場合、デザインを商標権登録としていれば、無形固定資産として計上することが妥当であるが、会社は商標権の登録を行って</p> </li> </ul>

	<p>いない。この場合、税務上の繰延資産には該当したとしても、会計上は「繰延資産」ではなく、「長期前払費用」として処理することが妥当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 整備マニュアル 3,483 千円（平成 24 年度） <p>新整備方式マニュアルの購入費用が繰延資産として計上されている。現在実施している整備方法に対するマニュアルではなく、新たな整備基準を導入するための新整備方式マニュアルであり、導入後の数年間にわたる費用削減効果が期待できる。</p> <p>当該支出についても税務上は繰延資産に該当したとしても、会計上は「長期前払費用」として処理することが妥当である。</p> </li> </ul>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>繰延資産とは、「既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用を資産として繰り延べたもの」（企業会計原則注解 注 15）をいい、換金価値のない資産である。企業会計基準委員会が平成 18 年 8 月に公表している実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い」によると、繰延資産として計上が認められる項目を、新株交付費・社債発行費等・創立費・開業費・開発費の 5 つに限定している。</p> <p>一方法人税法では、会社が支出する費用で支出の効果が 1 年以上に及ぶものを法人税法上の繰延資産として、複数年にわたって損金処理することを認めており、ノーハウの頭金、公共的施設等の負担金、資産の賃借のための権利金等が該当する。</p> <p>法人税法上は繰延資産に該当するものであったとしても、会計上は繰延資産として計上できる項目が限定されており、繰延資産として計上することができない場合がある。この場合、長期前払費用等の勘定科目で処理することになる。</p> <p>従って、上記の機体デザイン公募費用や整備マニュアルの導入費用は、その効果が支出以後数年にわたって発現することが期待できることから、法人税法上は繰延資産に該当すると判断したとしても、会計上は「長期前払費用」として処理すべきと考える。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 20 年度 48 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	天草エアライン株式会社
現在の所管課	企画振興部交通政策課
指摘件名	会計方針の変更について
指摘内容	同一の事象につき、異なる会計処理を採用しているため、会計方針の変更として計算書類に注記すべきであったが、これが行われていない。今後、同一の内容の取引について、従前と異なる会計処理を採用する場合には、会計方針変更の概要を計算書類に注記すべきである。
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	指摘のとおり、今後同様の事例がある場合には、計算書類に注記することとする
適時性	措置意見については、報告書が出されて 4 か月後には出されており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	現在顧問税理士に任せていることから、会社内では十分な知識がない。よって、措置については顧問税理士に相談の上実施している。 基本的には税理士に依拠しており、知識の内部蓄積が十分できていないと判断する。
措置の妥当性	指摘以後の計算書類について、会計方針の変更、表示方法の変更について検討を実施したが、表示科目の変更が平成 21 年度に発生していたが、これについては適切に注記がなされていた。 ただし、平成 22 年度に導入された「資産除去債務」の会計基準については検討が行われていなかった。同社は熊本県より土地の使用許可を受けており、「熊本県天草飛行場条例」第 21 条 原状回復の義務においては、土地の使用をやめた場合は現状回復をする義務が課されている。同社は土地の上に建物（整備部品庫、油脂庫）を立てており、これについては土地の使用をやめた場合、速やかに取り壊す必要があるものとする。ただし、使用許可は毎年更新しており、現時点で使用をやめる期限は明確ではない。 よって、当該原状回復がある旨の注記をすることが必要であると考えられる。
総合意見	会計に関する知識や、会計基準の改正等に関する対応状況が不十分であると考える。 <b>【指摘】</b> 同社は周辺自治体からの支援を受けており、社会の注目度も高い法人であることから、適切なディスクロージャの必要性が高いと考える。よって、

	今後適切な計算書類等の作成に必要な知識の習得が不可欠であると考え る。
	問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり

年度及び番号	平成 20 年度 49 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	天草エアライン株式会社
現在の所管課	企画振興部交通政策課
指摘件名	役員退職慰労引当金の計上について
指摘内容	<p>引当金とは、別表に記載する要件に該当する場合、費用とともに対応する負債を「〇〇引当金」として計上するものである。役員退職慰労金について、別表記載の要件を満たすかを検討した場合、以下のとおりとなる。</p> <p>アについて、慰労金の支給は役員の在任という当期以前の事象に起因して発生するため、これを満たしている。</p> <p>イ、ウについて、役員の退任時（死亡による退任も含む）には、背任等特別の事情がない限り、慰労金を支給することとなっているため、これを満たしている。</p> <p>エについても、慰労金支給規定に具体的な計算方法が明記されているため、見積もりは容易である。</p> <p>したがって、現在在職中の役員に対する退職慰労金の支給見込み額については、上記要件のすべてを満たすため、これを「役員退職慰労引当金」として計上すべきである。これにより、各年度末において負担すべき負債の額が正しく計上されるとともに、退職慰労金支給にかかる費用の計上が、在任中の各事業年度に分散されるため、損益の期間比較もしやすくなる。</p> <p>なお、平成 20 年 3 月末現在において、支給規定に基づき計算したところ、引当計上すべき金額は 1,258 千円となる見込みである。</p>
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	<p>同社の役員退職慰労金支給規程において、役員の退職一時金については、同規程に定める額を基準額として取締役会にて決定する旨規定されている。</p> <p>平成 19 年 4 月に退職した前社長等については、厳しい経営状況を踏まえ、減額支給や分割支給を行っているところであり、役員退職慰労金の額については取締役会で決定するまでは合理的な支出額の見積りができないことから、同社では、今後も当面は、「役員退職慰労引当金」の計上は見送ることとしている。</p>

適時性	措置意見については、報告書が出されて4か月後には出されており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	<p>退職慰労引当金については、取締役会で支給を決定することから、必ずしも支給するわけではないことを理由に引当金の計上を見送られている。</p> <p>しかし、実績としては過去退任した取締役に対して全員支給がされている。減額した年もあるとのことだが、支給はすべての退任取締役に行っていることから、今後も支給される可能性は高いと考える。</p> <p>この場合引当金の計上要件を満たすことから、当初の指摘どおり引当金の設定をする必要があったと考えることから、理解としては十分ではないと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>役員退職慰労金以外についても、以下のような引当金の計上を検討する必要がある。</p> <p>賞与引当金については、夏と冬に支給されており、每期安定的な金額で支給されている。今後も支給の可能性が高いことから、引当金計上の要件を満たしていると考えられ、6か月分の計上が必要になる。(夏期賞与の計算対象期間が10月～翌年3月)</p> <p>修繕引当金についても、平成20年度の包括外部監査で「意見」として記載しているが、航空機のように定期的に大型点検が要求される業種においては、修繕引当金を計上することが慣行となっている。定期修繕のときに係った費用を一括して計上した場合、期間比較性からも問題があることから、会社の実態を適切に理解してもらうためにも、今後引当金の計上を検討する必要がある。ただし、平成20年度に行われたあり方検討会において、実費の補助金による補填がなされていることから、引当金として計上した場合、補助金の支出が困難であることから、計上することによる不都合もあることから、計上しないことも認められる。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>現在社内の人材だけでは決算を行うことができず、税務顧問からの支援を受けて行っている。会社内に会計的な知識を有している社員が十分存在していないことから、会社内で発生した事象を適切に税務顧問に対して適時に説明ができていなかった可能性がある。</p> <p>今後社内に適切な人材が育つまでは研修会等に参加し、会社で注記の費用性や会計処理の方針を決定できる体制を作る必要がある。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 20 年度 50 番
テーマ	基金の財務事務について
基金名	災害救助基金
現在の所管課	健康福祉部健康福祉政策課
指摘件名	基金を用いて備蓄している救援物資の管理について
指摘内容	<p>物品の受け払いについては、当期の監査委員事務局による監査でも管理が不十分との指摘を受けており、改善を検討中とのことであった。同様に、賞味期限や使用期限の切れた物資の廃棄に際しても、管理部署以外の者が確認の上、実際に使用期限の切れた物品のみが廃棄されていることを証跡として残しておき、第三者が廃棄状況を確認できるようにする必要がある。</p>
措置日	平成 21 年 7 月
措置内容	<p>平成 21 年 3 月 18 日に「災害救助備蓄物資出納要領」を制定し、廃棄を含む物資の払い出しについて、他課職員立会のうえ出庫することとした。</p>
適時性	<p>指摘を受けた翌年度の平成 21 年度に「災害救助備蓄物資出納要領」を制定し、救援物資の管理体制を整えていることから適時性においては問題ないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>物資の受け払いの管理を十分なものとするために、「災害救助備蓄物資出納要領」を定め、物資の払い出しにおいては管理班以外の第三者が立ち会う体制をとるよう運用を変更しており、指摘事項の趣旨は理解しているものと判断する。</p>
措置の妥当性	<p>救援物資の管理を十分なものとするため、物資の受入れ、払出し、保管方法について「災害救助備蓄物資出納要領」を定め、明文化している。</p> <p>また、当該要領では物資の受入れ及び払い出しについて、他班職員 1 名以上の立会いを求め、第三者が確認する体制をとっている。</p> <p>さらに、毎年 3 月末に棚卸を実施し、「災害救助物資備蓄台帳」を作成する等、救援物資の管理に関する措置は妥当と判断する。</p> <p>ただし、物資の払出しにおける、払出先からの受領書の入手については、「災害救助備蓄物資出納要領」に明文化されているものの、物資の廃棄に関しては明文化がなされていない。</p>
総合意見	<p>救援物資に関する管理のための要領を整備し、棚卸の実施と災害救助物資備蓄台帳を整備していることから、措置に関しては概ね妥当と考える。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>物資の払出しにおける、払出先からの受領書の入手については、「災害救助備蓄物資出納要領」に明文化されているものの、物資の廃棄に関しては明文化がなされていない。</p>

	<p>廃棄についても払出しの一種であり、他の払出しと同様に証憑を残すことが望ましいことから、廃棄する場合に関する手続きを要領に加えるべきである。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 20 年度 51 番
テーマ	基金の財務事務について
基金名	障害者自立支援対策臨時特例基金
現在の所管課	健康福祉部障がい者支援課
指摘件名	執行額の返納について
指摘内容	<p>県有施設におけるオストメイト対応トイレ設備整備事業は、3か所の工事における実績額が851千円であるにもかかわらず、予算額888千円を取り崩し、37千円の過大取り崩しとなっている。</p> <p>過大に取り崩した金額は、基金に返納すべきである。</p>
措置日	平成 22 年 3 月
措置内容	執行額と取り崩し額の差額37千円について、平成21年度基金に一般財源より積み立て直し、精算する予定。
適時性	当該基金の過大取崩しについては、翌年度である平成21年度の3月末において、国からの追加交付額500,713千円とともに基金に積み立てられていることから、適時に対応がとられているものと判断する。
指摘の理解度	<p>当該過大取崩しの発生した原因については、他課への予算令達をしたものについて、年度末に予算を全額執行しているか否か確認が不十分であったことから、未執行分について過大取崩しが発生した。</p> <p>当該指摘を受けた以降は、会計システムから出力される「歳出整理表」を毎月回覧し、予算の執行状況の確認を実施している。また、当該チェックを行ったか否かを確認するため、回覧の際に各職員の確認印を入手している。</p> <p>当該過大取崩しが発生した原因についても調査し、同じ問題が発生しないよう防止策を講じていることから、指摘の内容は十分理解されているものと判断する。</p>
措置の妥当性	当課においては、上記のような予算の執行状況を確認するためのチェック体制の確立、指摘事項に関する課内での研修会の実施等、指摘事項に対して真摯な対応をとられており、措置の内容は高く評価できる。

総合意見	<p>指摘事項に対する措置としては十分な対応がとられており、特に問題はなかった。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>当該事象が他課への予算の令達といった、発生頻度の少ない事象によるミスであることから、他課への予算の令達をする際の業務の流れ、チェックの方法等を文書化し、発生した際に担当者が確認できるツールを具備する等すれば、さらに管理の品質は高まるものと考えます。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 20 年度 52 番
テーマ	基金の財務事務について
基金名	障害者自立支援対策臨時特例基金
現在の所管課	健康福祉部障がい者支援課
指摘件名	執行額の返納について
指摘内容	<p>県の使用額である旅費、一般需用費、一般役務費、使用料及び賃借料の基金の取崩し額 6,923 千円は予算額と同額となっている。実績額の内訳を把握しないまま予算額を取り崩しており、適切な処理とはいえない。実績額の内容を調査し、取り崩し額との差額を基金に返納すべきである。</p>
措置日	平成 22 年 3 月期
措置内容	<p>平成 19 年度執行分の事務費（旅費、一般需用費、一般役務費、使用料及び賃借料）について、その内容を精査した（①「明らかな基金事業分事務費」と②「旅行目的が複数ある旅費、コピー代、トナーカートリッジ、コピー用紙代、消耗品代、浄書経費、タクシー代」などの共通の事務費に振り分け、②については「総室内総事業費に占める基金事業の割合」を算出（執行額ベース）し、当該比率をもって按分した）結果、実績額が予算額を上回ったため、平成 19 年度執行分については予算額をもって取り崩し額とする。なお、平成 20 年度以降も実績額を確認のうえ、前述の考え方によって処理することとしたい。</p>
適時性	<p>指摘を受けた翌年度である平成 21 年度において、再度実績額の計算方法について確認を行っていることから、適時に対応をとられているものと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>当時の外部監査人と相談をした結果、実績の積上額に共通経費の配賦額を加算し、予算と比較する方法を採用しており、この考え方にとった検討資料が作成されていた。</p> <p>平成 19 年度の予算と実績の比較については、以下のような計算方法で</p>

再度検討を行っている。

- ① 節名ごとに費用の実績額（直接把握できる金額）を集計する。
- ② 次に総事業決算額に対する基金事業費（扶助費・法定負担金等を除く決算額）の割合を算定する。
- ③ 各節名費用ごとの共通経費に、②で求めた基金事業費割合をかけて、節名費用ごとの共通経費負担額を算定する。
- ④ ①の実績額に③の按分額を加算し、節名費用ごとの実績額を算定する。

平成 19 年度の実績額を再度計算し直した結果は以下のとおりであった。

(単位：千円)

節名	直接費	共通経費	合計	予算額	差異
旅費	917	314	1,231	1,233	▲1
一般需用費	2,216	1,871	4,088	4,630	▲541
一般役務費	772	800	1,572	1,010	562
使用料及び賃借料	—	127	126	50	76
合計	3,906	3,002	7,019	6,923	96

※ 差異 = 実績合計 - 予算額

(実績合計額が予算額を下回った場合は▲で表示)

上記のように、共通経費配賦後の実績合計額は、予算額を 96 千円上回っていることから、返納の必要はないと判断されている。項目別に見ると一般需用費は実績額が予算を下回っていることから返納の余地もあるが、当該事業としては予算額を上回る実績額であったことから、この点においても返納の必要はないと結論づけている。

既に資料の保管期限を超えていることから、当時この対応が基金の運用ルールに合致しているか検討した資料は確認できなかった。

措置の妥当性

当該基金事業がスタートしたばかりであり、事務の混乱から実績額が予算を下回っていることを看過したことに原因があった。補正予算を組むことも可能であったが、当時は事業数が多く、補正までは手が回っていなかった。

現在は以下のようなルールで実績額の計算を行い、予算額との比較を実施をしている。

共通経費負担率 = 基金事業の予算額 ÷ 課の全体予算額

	<p>上記負担率の考え方は、基金事業に係る経費の、課全体の経費に対する構成割合をもとに、共通経費を負担させるものである。このような考え方に基づいて基金事務費の執行・充当をされているが、規定化はなされていない。</p>
<p>総合意見</p>	<p><b>【指摘】</b></p> <p>当時このような状況が発生した原因は、基金の運用が始まったばかりで、経費の区分の仕方や予算実績比較の仕方等が整理されていなかったためである。</p> <p>今後同様の問題が発生しないようにするためにも、ルールを規定化する必要があると考える。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>基金事業の共通経費を負担させるための計算方法は以下の計算式による。</p> $\text{共通経費負担率} = \text{基金事業の予算額} \div \text{課の全体予算額}$ <p>上記計算式の分子については、各事業に対して直接把握可能な直接費のみを集計しているが、分母の予算額については直接費だけでなく、共通経費も含めて計算している。そのため、分母と分子で共通経費の扱いが異なることから、負担率を合計しても100%にならず、合理性のない配賦計算を行っている。</p> <p>今後は、分母についても直接費予算の合計額とするよう、改善が求められる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>現在基金事業については上記のような方法で共通経費を負担させるような運用を行っている。</p> <p>しかし、他の県単独ではない事業について、共通経費を負担させていないものも存在する。当課は80件程度の事業を有しており、事務管理だけでも相当な負担となっている。このような状況において、各事業から事務費を負担してもらうことは応分負担の考え方からも必要であると考ええる。</p> <p>国からの補助事業については、地方交付金の中に事務負担金が含まれているとは考えるが、これは各事業での事務負担額の把握できる場合は、事業費から負担してもらう方がより適切であることから、今後事業ごとの実態を検証したうえで、実態に即した事務費の負担をってもらう運用を検討する必要がある。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 20 年度 53 番																								
テーマ	基金の財務事務について																								
案件名	緑の基金																								
現在の所管課	土木部都市計画課																								
指摘件名	運用資産について																								
指摘内容	<p>約定上は元本が保証されていても、上記（※下表参照）のような状況で仮に基金を取り崩すために債券の売却が必要となった場合、基金財産が著しく毀損する恐れがある。また、基金に繰り入れられた仕組債は、「最も確実かつ有利な有価証券」という県の条例に抵触する恐れがある。</p> <p>債券の実質価値を定期的にモニタリングし、適当な時期に売却するといった対応が望まれる。また、売却後は他の基金財産と同様、会計課での一体管理に移行するべきである。</p> <p>※指摘時点（平成 21 年 1 月末）における債券の状況（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>取得金額</th> <th>契約日</th> <th>期間（年）</th> <th>時価</th> <th>評価損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕組債 1</td> <td>300,000</td> <td>2003.4</td> <td>30</td> <td>204,720</td> <td>95,280</td> </tr> <tr> <td>仕組債 2</td> <td>200,000</td> <td>2003.4</td> <td>30</td> <td>135,220</td> <td>64,780</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>500,000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>339,490</td> <td>160,510</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	取得金額	契約日	期間（年）	時価	評価損	仕組債 1	300,000	2003.4	30	204,720	95,280	仕組債 2	200,000	2003.4	30	135,220	64,780	合計	500,000	—	—	339,490	160,510
銘柄	取得金額	契約日	期間（年）	時価	評価損																				
仕組債 1	300,000	2003.4	30	204,720	95,280																				
仕組債 2	200,000	2003.4	30	135,220	64,780																				
合計	500,000	—	—	339,490	160,510																				
措置日	平成 21 年 7 月																								
措置内容	<p>基金については、その運用益内で事業を行うなど、債券の売却が必要とならないよう努めていくこととする。</p> <p>なお、債券の売却が必要な事態にも備えるため、仕組債の評価額の定期的なモニタリングを行い、売却もひとつの選択肢として検討していく。</p>																								
適時性	包括外部監査結果報告書提出から現在に至るまで、特に改善に向けた取り組みはなされていない。																								
指摘の理解度	上記の指摘事項後段の趣旨は、「リスクの高い資産で運用する場合は、その状況を適時にモニタリングし、その結果によって適切に処分・保有の判断を行うべき」との趣旨であるが、下記「措置の妥当性」に記載のとおり、実際にはモニタリングが実施されておらず、指摘の内容につき十分に理解されていなかった。																								
措置の妥当性	<p>指摘の対象となった債券は、平成 24 年 3 月に 300,000 千円、平成 25 年 3 月に 200,000 千円、それぞれ額面額で繰り上げ償還されており、以後、会計課での運用に切り替えられている。結果的に毀損は発生していないが、償還までの間、特段措置が行われていなかった点については妥当とはいえない。</p> <p>また、前回監査以降、償還までの期間における債券の管理として、不十</p>																								

	分な点が確認された。
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>措置内容として、仕組債の評価額につきモニタリングを行うとのことであつたが、定期的に時価評価資料を入手しているのみで、担当者が当該時価の状況を分析（例えば、額面金額との比較、時価評価額の推移把握等）を行った形跡がないこと、時価評価の結果につき、上席者が確認した形跡がないこと等、実際には適切なモニタリングが行われていたとは言い難い。</p> <p>当該事項に関しては、既に債券が繰上償還されており、残った基金資産については他の資産と合わせて会計課で一括して管理されていること、から、今後新たに同様の問題が生じる可能性は低い。</p> <p>しかし、所管課としては資産の運用に関してデリバティブ取引のようなハイリスク・ハイリターンの商品を購入することのないよう、金融商品に関する知識を高める必要がある。</p> <p>また、仮に今回と同様のハイリスク・ハイリターンな金融商品を寄付等により取得した場合、適切なモニタリングによる管理、処分ができるよう、内部統制の整備を進めることが望まれる。</p>
	問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり

年度及び番号	平成 21 年度 54 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	児童保護費負担金（こども総合療育センター 負担金含む）
現在の所管課	健康福祉部障がい者支援課
指摘件名	不納欠損処理の正確性について
指摘内容	債務者毎に各年度の未収金の発生（調定）、回収（収入）、不納欠損額及び各年度の未収金残高が把握できる台帳を作成し、未収金発生の年度別管理、時効による適切な不納欠損処理が行えるよう改善・整備すべきである。
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	債務者につき各年度ごとに集計した一覧表の作成により、未収金発生の年度別管理、効果的な未収金の回収ができるよう改善を行う。
適時性	指摘のあった翌年度の平成 22 年度からアクセスデータの管理を開始しているため、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	未収金発生の年度別管理や時効による適切な不納欠損処理が行えるよう、福祉システムから基本データを取り出し、アクセスによる管理を実施していることを確認した。さらに別途、行動管理表や時効管理表を作成しており、指摘の内容については理解していると判断する。

措置の妥当性	<p>指摘を受けた後、以下のような改善を行っている。</p> <p>① 債務者毎の各年度の未収金の発生(調定)、回収(収入)、不納欠損額及び各年度の未収金残高が把握できるよう、福祉システムから基本データを取り出し、アクセスで編集、集計している。このアクセスにより、債権及び収納状況の総合的な管理を行っている。</p> <p>② 債権管理調書を作成し、交渉状況等を管理するとともに、面談日、対応内容、今後の予定を管理する行動管理表を作成している。</p> <p>③ 時効中断日、中断事由、時効完成日等を管理するため、時効管理表を作成している。</p> <p>④ 四半期に一度、所管課に徴収実績等の報告がなされ、未収金に関する情報の共有、総合管理がなされている。</p>
総合意見	<p>以上のことにより、未収金発生 of 年度別管理、時効による適切な不納欠損処理が行えるように管理しており、措置は妥当であるとする。</p> <p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 21 年度 55 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	中小企業高度化資金貸付金
現在の所管課	商工観光労働部商工振興金融課
指摘件名	マニュアル整備の必要性について
指摘内容	<p>貸付に関する業務全体の水準を維持していくためにはノウハウの共有化と、純化が必要であるとする。現状は共有フォルダーにおいて個人で作成した資料等を保管し、情報の共有ができるように配慮しているが、体系的、計画的に情報及び知識の蓄積ができていない。今後貸付業務全般にかかる業務水準の確保という点からもマニュアルの作成が必要であるとする。</p>
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	<p>貸付業務に関しては、事務の流れを示すフロー図が作成されており、これに従って業務に当たってきたが、体系化されたマニュアルは存在していなかった。</p> <p>改善点で指摘を受けているとおり、今後、貸付業務に係るマニュアルの作成についての作業を進めていく。</p>
適時性	<p>指摘を受けた翌年の平成 23 年 3 月にマニュアルの作成を完了していることから、措置の適時性は良好であると判断した。</p>

指摘の理解度	マニュアルの必要性を理解し、適切なマニュアルが作成されていることから、理解度は十分であると判断した。
措置の妥当性	<p>高度化資金貸付審査マニュアルを作成し、またこれに付随する債権管理マニュアルも別途管理している。マニュアルの利用者は貸付審査2名、貸付後審査1名で、概ね3年以内でローテーションとなっている。受付、審査も同じ人間が担当することが多く、効率的に作業が行われている。また、条件変更の要件に関しても明記されていた。</p> <p>平成21年度以降、新規の貸付は無いため、作成したマニュアルの利用実績は無い。一方で、この制度による予算は毎年確保されているが、相談案件だけで実行には至っていない。</p> <p>マニュアルは貸付事務の流れをフローチャート化した上で、別途それぞれの事務の詳細をまとめてあり、引継ぎにも問題ないと考えられる。法令等の変更に伴う条文の修正についても随時対応することとしている。</p> <p>審査には(独)中小企業基盤整備機構も一緒になって取り組む形を取っており、また班内に中小企業診断士が3名(現在、資格失効者も含む)在籍し、ある程度の水準を保っている。</p> <p>担当者の変更にも対応出来る現実的な水準でのマニュアルが作成されており、妥当であると判断した。</p>
総合意見	<p>指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。</p> <p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成21年度 56番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	中小企業従業員住宅 使用料
現在の所管課	商工観光労働部労働雇用課
指摘件名	従業員以外に対して貸し付けていることの妥当性について
指摘内容	<p>事業主側が生活に困窮している状況は理解できるものの、現状のような状態を放置することは、融資を受けた事業主間の公平性を欠くものであり、問題があると考えます。また、平成20年度は9,703千円の貸付に対して122千円の返済しかなく、現在の返済状況では管理費用等のコストも発生する。現状では債権放棄も念頭に置いて、抵当権の実行等の法的手続きを検討するなど早急に対処すべきである。</p>
措置日	平成22年8月

<p>措置内容</p>	<p>該当案件は2件あり、それぞれの案件について以下の措置がなされている。</p> <p>第一の案件については、平成22年4月21日、事業主を訪問し未収金貸付額の抵当権の設定について了解を得るとともに、建物の目的外使用について調査した。</p> <p>平成22年5月20日、事業主を訪問し、未収金貸付額についての抵当権設定契約を締結した(すみやかに、抵当権設定登記を行う)。また、同日、建物の目的外使用について文書で是正指示を行った。</p> <p>今後は、返済額の増額を要求していくとともに、建物の目的外使用の是正状況を確認していくとのことである。</p> <p>目的外使用の是正については、平成23年度末までに代表者世帯以外の住人は全て退去している。代表者世帯については平成23年度末に契約解除の通知をしたが、債務者が受領を拒否したため、平成24年度に議会の承認を得て債務者に対して物件の明け渡しと金員の支払請求訴訟を提訴した。当該訴訟に関しては平成25年9月19日に判決が出ており、被告(債務者)に対して物件の明け渡しを命ずるほか、貸付債権額合計34,394千円について支払いを命ずるほか、うち11,700千円に対して年11%の遅延損害金の支払いを命じられている。</p> <p>第二の案件については、債務者が倒産し代表者が行方不明になっているため、現在住宅の利用自体はなく不正使用の問題はない。</p> <p>未収金の回収については、最終返済日から5年以上経過しており時効が成立しているため、時効の援用により債権が消滅した。このため不納欠損として処理されている。</p>
<p>適時性</p>	<p>指摘がなされた後、期間を置かず措置がなされており、適時性は妥当と考えられる。</p>
<p>指摘の理解度</p>	<p>回収に向けての抵当権設定、目的外使用の是正とも行われており、指摘事項については十分に理解されていると認められる。</p>
<p>措置の妥当性</p>	<p>第一の案件については、抵当権の設定、債務者に対する明け渡しの要求、支払請求訴訟、未収金回収の開始と段階を踏んで対応を行っており、適切な対応が取られていることから、今後さらに回収が進むものとする。</p> <p>第二の案件については、債務者が行方不明状態になっており、時効期間も経過していることから、県側で時効を援用し、その後議会の承認を得て不能欠損処理をしている。滞留債権の管理にかかる労力を考えれば、できる限りの回収努力をしてもその効果が期待できない場合は、費用対効果を考えて不能欠損処理をすることは賢明な対応であったと考える。</p> <p>以上より、措置の内容は妥当と認められる。</p>

総合意見	<p>第一の案件については、今後建物の取壊し等、熊本県の管理責任を果たしていくとのことである。</p> <p>最終的な解決までにはまだ時間を要するものと考えるが、今後も適切な対応により債権の回収が図られることを期待する。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 21 年度 57 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	農業改良資金貸付金
現在の所管課	農林水産部団体支援課
指摘件名	未収金の管理状況について
指摘内容	<p>債務者別に「償還予定表」、「貸付台帳」、「貸付残高実績表」等の管理帳票が作成されている。しかし、貸付残高実績表の残高合計と個別台帳の残高の合計額とで 1,922 千円の差異が生じている。</p> <p>回収可能な貸付金の残高は個人別台帳上の金額であるため、貸付残高実績表を訂正する必要がある。なお差異のうち、423 千円は平成 21 年 2 月 5 日に入金されたものの集計漏れであった。残額については、平成 11 年度末より差異が生じているが、当時の資料が保存されていなかったため、調査はできなかった。早急に差額の原因を調査し、金額の訂正が必要である。また、今後各補助簿の内容が整合していることを定期的に検証する必要がある。</p>
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	<p>担当課において貸付残高実績表との差異を調査したが、原因が判明しなかったため、今後、各融資機関に不突合箇所について照会し、金額の訂正を行うこととしている。なお、決算時に各補助簿との整合性を検証することとしており、平成 21 年度末については実施済みである。</p>
適時性	<p>指摘後、速やかに事実の確認を行っており、適時性は問題ないと判断する。</p>
指摘の理解度	<p>差異の内容を調査し、生じている差異を合理的に解消する必要があることは理解しているが、資料の保存年限を過ぎており原因調査ができなかったことはやむを得ない。</p>
措置の妥当性	<p>差異の発生原因自体は解明されておらず、确实だと思われる残高に合わせる形で平成 22 年度の実績報告書が修正されている。</p> <p>決算関係資料の文書保存年限が 3 年間であり、保存年限を過ぎていることから、原因を究明することができなかったことはやむを得ないものと考えられる。</p>

総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 21 年度 58 番
テーマ	未収金の財務事務
制度名	農業改良資金貸付金
現在の所管課	農林水産部団体支援課
指摘件名	貸付時の証拠書類の保存について
指摘内容	貸付時の原義書の中に、未だ返済が終了していないにもかかわらず保存年限経過を理由として廃棄されているものがある。原義書は県がどのように判断して貸付を決定したか、誰が最終的に貸付の決定をしたかの証拠を残すため、また、貸付申請書は、当初どのような理由で貸付の申請があったのかを後日調査するための重要な書類である。これを一律に「貸付決定後 5 年間保存」という形で保管し、期間経過後に破棄すると、特に長期間延滞している債権について遡って調査しようとする場合に支障が出る。延滞の残る債権については、別途保存年限を設定し(全額返済又は不納欠損処理完了まで)、適切に保管すべきである。
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	貸付関係書類については、公文書の保存年限により処理してきたが、保存期間終了時に延滞が発生しているものについては、完済又は不納欠損処理から 5 年間保存することとした。 なお、平成 24 年 4 月からは「熊本県行政文書等の管理に関する条例」に基づく新たな行政文書管理制度が施行され、貸付金の貸付決定及びその経緯に係る文書については、償還が終了する日に係る特定日以後 10 年間とされており、現在はこの定めに従い処理されている。
適時性	指摘の翌年度においては改善されており、適時に処理されていると判断する。
指摘の理解度	取扱の変更は、指摘した滞留債権に関する資料を含め、貸付金の貸付決定及びその経緯に関する資料の保存期限の延長を行っており、指摘内容を十分理解しているものと判断した。
措置の妥当性	現在は平成 24 年 4 月からは「熊本県行政文書等の管理に関する条例」に基づく新たな行政文書管理制度が施行され、「貸付金の貸付決定及びその経緯に係る文書については、償還が終了する日に係る特定日以後 10 年間」に延長されており、滞留債権に限定せず、貸付に関する資料一般が最終償還が終了した後 10 年間保存されることとなった。貸付に関しては、

	償還が終了した後も様々な係争事件等が発生するリスクがあることから、償還後も10年間保存するとして県側の対応は適切であると判断した。
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>指摘を受けた後、最初に措置が取られた時には、具体的な措置内容が文書化されておらず、担当者に対して口頭により指示されていた。担当者は「熊本県行政文書等の管理に関する条例」に準拠して資料保存業務を実施することから、特にマニュアル等までは作成されていないようであるが、口頭による担当者への指示しかなくされていないことから、準拠性に不安がある。特に制度の変更直後は担当者の認識不足によるミスが懸念されることから、できる限りマニュアル化し、担当者ごとに業務の品質の差が発生しないよう配慮が必要である。</p> <p>また、その後の管理状況は確認されていないため、時期を見て管理状況を再度確認しておくことが望ましい。</p>
	問題なし      指摘事項あり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span>

年度及び番号	平成21年度 59番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	農業改良資金貸付金
現在の所管課	農林水産部団体支援課
指摘件名	貸付時の手続の不備について
指摘内容	貸付規則に違反した貸付が実行されている。当時の貸付関係の書類は上記(1)の指摘にある通り既に破棄されており、なぜ貸付規則に反して貸付が行われたか経緯は不明である。今回調査した範囲では、この案件以外に貸付規則から逸脱するような貸付案件は見られなかったが、今後も、また、他の資金貸付制度においても、規則から逸脱した資金の貸付け等が行われないよう留意すべきである。
措置日	平成22年8月
措置内容	指摘のあった案件以外については、貸付規則及び各資金の事務取扱要項等に則って審査を行い、規則に沿った貸付けを行っている。今後とも貸付規則等に則り、貸付を実施していく。
適時性	<p>指摘以後は、各資金ともに貸付規則(要項)及び事務取扱要領等に則って、厳正に審査、貸付を行っており、良好である。また、指摘当時、この案件に対し他の規則違反についての調査もしており、特に問題は見当たらなかった。</p> <p>なお、平成25年12月貸付分からチェックリストにより適否を最終確認する予定であり、具体的な措置に至るまでは少し時間がかかった感がある。</p>

	り、適時性には一部問題があるものと判断した。
指摘の理解度	指摘以後、同様の問題は発生しておらず、理解は充分であった。なお、農業改良資金に係る県による貸付は、平成 22 年 9 月末で終了している。
措置の妥当性	<p>当該案件は、時効の援用を受けて、平成 23 年 9 月 14 日付けで、不納欠損処理を行っており、一応の解決がなされている。また書類の保存期間も、延滞が発生しているものについては完済又は不納欠損後 5 年間は保存するようルールを変更しており、今後、貸付の経緯が不明にならないよう改善されている。</p> <p>貸付規則（要項）及び事務取扱要領等に則って、厳正に審査、貸付を行う方針とことから、他の資金貸付制度（熊本県林業・木材産業改善資金貸付）で準拠性を確認したところ、特に問題が発生しておらず、妥当であったと考えられる。</p> <p>林業・木材産業改善資金の貸付の審査に関しては、地域振興局が審査した上、意見書を付して県に副申し、この際「貸付適否判定表」も作成の上添付し、林業木材産業改善資金認定・貸付審査会により、貸付資格及び貸付の是非を審査する。また「借受申請者別一覧資料」を作成し、審査会での判断材料としている。この意見を受けて最終的に決裁により貸付決定を行っており、妥当であったと判断する。</p>
総合意見	<p>指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">問題なし</span>                                  指摘事項あり                                  意見あり       </p>

年度及び番号	平成 21 年度 60 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	林業・木材産業改善資金貸付金
現在の所管課	農林水産部団体支援課
指摘件名	未収金の管理状況について
指摘内容	<p>貸付先一覧表に基づく貸付残高総額のチェックが行われていない。管理の漏れを防ぐためにも、毎年度末一覧表の残高と会計上把握している貸付金の残高とを必ず突合し、チェックすべきである。</p> <p>なお、差異の原因はデータの集計漏れによるものであり、一覧表の残高は監査実施中に担当部署に依頼して修正を行っている。</p>
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	管理の漏れを防ぐため、毎年度末貸付先一覧表の残高等と会計上把握している貸付金の残高とを突合し、チェックを徹底する。
適時性	指摘の翌年度から改善されており、適時性に問題はないと判断した。

指摘の理解度	農業改善資金貸付金に残高の相違が生じていたこともあり、差異を修正した後に、毎年度末貸付先一覧表の残高等と会計上把握している貸付金の残高とを突合するとしていることから、残高照合の重要性は理解しているものと判断される。
措置の妥当性	会計上の残高との照合が行われていることを確認できたことから、措置は妥当と判断される。
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 21 年度 61 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	国営土地改良事業負担金
現在の所管課	農林水産部農村計画課
指摘件名	債権の回収努力について
指摘内容	滞納者への督促は重要であるが、滞納者の多い地区、滞納額の大きい地区、滞納率の高い地区に重点的に人員配置をしなければ、回収効率が悪くなることが懸念される。今後滞納者への督促を行う場合は、これらの点を考慮して、臨戸訪問等を積極的に行い、効率的な回収を図るべきである。
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	<p>滞納額の大きい地区について、滞納金の効率的回収を行うために、納付通知及び臨戸訪問の時期の検討、年度当初からの接触による積極的な随時徴収、さらには差し押さえ処分の検討を行うことなどを総会及び理事会等の機会を捉え、強く指導していく。併せて、当該土地改良区が農家に対して定期に行っている臨戸訪問には本庁及び地域振興局関係職員も同行し、県の立場から確実な納付を促していく。</p> <p>また、定額納付されている土地改良区に対しても計画的納付が行われるよう催告を継続するとともに、一括償還による滞納額の早期解消を指導していく。</p> <p>なお、滞納額が大きいB土地改良区に対しては、平成 22 年 3 月から 4 月下旬にかけて、滞納額の現状及び早期の債権回収の必要性等の説明並びに徴収方法の再検討を指示し、当該土地改良区では 5 月中に臨戸訪問による随時徴収を行うことを理事会で決定している。</p>
適時性	指摘の翌年度から積極的な臨戸訪問を実施しており、適時性は問題ないと判断する。

<p>指摘の理解度</p>	<p>指摘の趣旨は単なる督促にとどまらず、臨戸訪問等の手段により<u>効率的な回収を行うこと</u>である。</p> <p>臨戸訪問については、下記のとおり実施しており、指摘の内容は一応実施されている。</p> <p style="text-align: center;">臨戸の実績（年間回数） <span style="float: right;">（単位：件）</span></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 改良区</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>（うち県が同行）</td> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> </tr> <tr> <td>B 改良区</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td>（うち県が同行）</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> </tr> <tr> <td>C 改良区</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td>（うち県が同行）</td> <td style="text-align: center;">(0)</td> <td style="text-align: center;">(0)</td> <td style="text-align: center;">(0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>未収金の残高は平成 22 年度以降減少傾向にあり、未収金の回収自体は進展が見られるものの、その回収のペースは遅い。</p>		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	A 改良区	4	4	3	（うち県が同行）	(2)	(2)	(1)	B 改良区	5	4	13	（うち県が同行）	(1)	(1)	(1)	C 改良区	12	12	12	（うち県が同行）	(0)	(0)	(0)
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																										
A 改良区	4	4	3																										
（うち県が同行）	(2)	(2)	(1)																										
B 改良区	5	4	13																										
（うち県が同行）	(1)	(1)	(1)																										
C 改良区	12	12	12																										
（うち県が同行）	(0)	(0)	(0)																										
<p>措置の妥当性</p>	<p>当負担金は強制徴収公債権にあたるため、徴収に際しては通常の債権よりも強力な回収手続きを用いることが可能である。</p> <p>しかし、直接の債務者である土地改良区自体に大きな財産はないため差し押さえるものが無く、実質的にその手続きは形骸化してしまっている。</p> <p>県では 11 月、12 月に土地改良区と一緒に臨戸訪問を実施しているが、上記の理由により強力な徴収手段を用いることができないため、回収のペースは上がっていない。現年分の賦課が終了したのから漸次、未収金額が小さくなっているような状況である。</p> <p>なお、B 改良区の新規賦課は平成 25 年度まで継続するが、A 改良区、C 改良区は新規賦課が終了している。</p>																												
<p>総合意見</p>	<p>実質的に手段が限られている中で、できる限りの検討を行い、効率的に回収できるよう努力している点は評価できる。</p> <p>今後とも臨戸訪問等を継続し、実質的な債務者である農家の状況を個別に把握し、有効な回収手段を講じることが望まれる。また、土地改良区によっては土地改良区内の農家で組織している生産組合の事務局が同居しているところもある。生産組合においては、小作料等のお金のやりとりが発生することから、当該お金から優先的に払ってもらえる等の対応も検討されることが望まれる。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">問題なし</span> <span style="margin-left: 20px;">指摘事項あり</span> <span style="margin-left: 20px;">意見あり</span> </p>																												

年度及び番号	平成 21 年度 62 番
テーマ	未収金の財務事務について
案件名	丸島漁港公害防止事業費事業者負担金
現在の所管課	農林水産部漁港漁場整備課
指摘件名	未収金関連資料の管理について
指摘内容	債務者の状況の変化は債権管理上重要な要素の一つであり、法人の解散などの場合は、債務者、もしくは清算人に要求して財産の状況や配当金の有無について十分な情報を収集すべきである。
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	毎年債務者の資産調査を行っているが、現在のところ新たな差押え可能な資産は見つかっていない。今後も債務者への配当金の有無も含め、継続的に財産の状況を調査する。
適時性	指摘後、随時債務者の状況確認等を行っており、措置の適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	<p>指摘の本旨は「『債務者である法人の解散』という重要な状況の変化があったにも関わらず、当該事実に関して十分な情報を収集していなかった」点を指摘したものである。前回監査後、同様の事例が発生していないため、重要な状況の変化があった場合に対する措置内容を確認することはできなかった。</p> <p>したがって、現在県として実施している現状把握の状況を確認したが、関連自治体、及び金融機関に対し、定期的に資産状況の調査等を行い、差押え可能な資産の有無や、債務者の収支状況を把握しており、措置の趣旨は理解されているものと判断した。</p>
措置の妥当性	関連自治体、及び金融機関に対し、定期的に資産状況の調査等を行い、差押え可能な資産の有無や、債務者の収支状況を把握しており、その結果、少額ながら債務者の年金から継続して回収を図れていることから、措置については妥当であると考えられる。
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>債務者が法人である場合、法人の解散等により債権の回収が困難になることが考えられる。今後同様な事例が生じる可能性のある場合は事前に債務者の財産につき保全措置を取る等の対策を取り、不良債権化を極力避けるための対策を取るとともに、所管課としてルールを定めておくことも検討すべきである。</p>
	問題なし      指摘事項あり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span>

年度及び番号	平成 21 年度 63 番
テーマ	未収金の財務事務について
案件名	丸島漁港公害防止事業費事業者負担金
現在の所管課	農林水産部漁港漁場整備課
指摘件名	抵当権の設定について
指摘内容	債権の回収を担保するために抵当権の設定契約を結んだとしても、登記等の処理を行わない限り実効性はない。今後同様の案件が発生した場合には、契約の締結と同時に抵当権設定の登記等を実施するべきである。
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	今後、同様の案件が発生した場合には、契約と同時に抵当権設定の登記等を行う。
適時性	指摘後、本案件と同様の事例（公害の原因企業に対する公害対策事業費の請求）が生じていないため、適時に対応されているかどうかの確認はできなかった。
指摘の理解度	実際に措置内容どおりの措置を行う事例が発生していないことから、指摘内容の理解度の確認はできなかったが、今後は契約と同時に抵当権の設定登記をする方針のことから、理解はされているものと判断する。
措置の妥当性	当該債務者の状況については、指摘事項 62 番の項目にも記載のとおり、定期的に調査を行っているが、新たに差押え可能な資産等は発見されていない。 また、措置日以降現在までの間、同様に抵当権等の設定が必要となる事例が発生していないことから、措置の妥当性を確認することは現時点ではできなかった。
総合意見	改善状況の確認はできないものの、債務者に対する資産内容の把握状況を定期的実施していることから、現状行われている対処で問題ない。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 21 年度 64 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	河川・海岸占用料
現在の所管課	土木部河川課
指摘件名	調定の遅れによる不納欠損の発生について
指摘内容	納付書の発行が遅れた原因として、担当者がたびたび変更されていることが考えられる。当該占用料の未収が発生した前後の平成 13～15 年度の期間は毎年担当者が変更となっており、業務の引継が円滑に行われていな

	<p>かった可能性があるとのことであるが、詳細な記録が残っておらず、情報の伝達という点で不備が存在する。通常、業務の引き継ぎの際には引継書などが作成されるが、収入事務にかかわる事項は特に時期と金額を明確にして担当者間で引き継ぐようにすることで、失念による調定の漏れなどが発生しないような対策を検討する必要がある。</p>
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	<p>占用料の徴収状況については、毎年 6 月に出先機関を対象とした業務ヒアリングを実施しており、占用料の未収金に関して担当係長及び担当者から状況を聴取し、収入調定の漏れ防止及び未収金の解消に努めている。今後は、業務ヒアリングに加え、定期的に状況の確認を行い、進捗状況の把握に努める。</p>
適時性	<p>指摘後速やかに、定期的に状況確認がなされ、対応としては基本的に問題がないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>サンプルとして宇城（平成 24 年度、平成 25 年度）の事務引継書を確認したが、滞納者に関して別途一覧表（収入未済一覧）を作成しており、指摘を十分理解しているものと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>指摘のあった案件は、調停時点で相手企業が倒産していたため、最終的に平成 16 年度に不納欠損に至った。24 年度末、未収金は海岸 1 件 469 千円、河川 21 件 168 千円。電話等で臨戸訪問し、未収金整理カードで管理している。未収金整理カードには担当印、所属長印の欄が設けられているが、パソコン上では、電子データのため全て空白になっている。但し、出力したものは、歳入整理表に添付し、承認を受けており、問題ないと判断した。</p> <p>国により占用が許可される案件については、国からの許可の通知が遅れると、県側の把握も遅れがちである。これに対し、県としては収入調停を行う際の占用台帳 T B L（河川占用の調定額や許可期限の一覧）から許可期限が到来しているものをリストアップし、更新対象一覧と照合することで許可済み案件を早期に把握できるよう努力しており、妥当な措置と言える。</p> <p>また、平成 16 年度当時、各担当者間において関連資料が適確に引き継がれていない、或いは当初から十分な検討資料を作成していない可能性があったが、現在は、事務引継書が作成されており、書類作成保存においては問題ないと言える。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>未収金整理カードの中に、既に納付済みの記載がなされているにも関わらず、収納状況に未収入額が残ったままになっているものが見受けられた。</p>

	<p>データ上では、確認印の欄が空白であることから、そもそも作成後チェックを受けたかも不明である。</p> <p>今後、未収金整理カード記載内容の見直しを実施するとともに、責任の所在を明らかにする上でも、データにもそれぞれの氏名と確認日時の入力は必要と考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>調停伺いの際は、占用台帳TBLを添付し、その基礎資料は占用台帳(占用者毎に手書き)で管理されている。占用台帳は、占用料金について変更があった場合、金額の訂正だけに留まっているため、その変更時期の記載まで行うことが管理上望ましいと言える。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 21 年度 65 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	県営住宅家賃
現在の所管課	土木部住宅課
指摘件名	保証人への請求について
指摘内容	<p>入居者のプライバシーを尊重して、連帯保証人に対する請求には慎重であるが、そもそも入居時点で連帯保証人としている以上、家賃の滞納の事実を保証人に知られたくないとの申し出は尊重すべきではない。また、滞納が長期間に渡り、未収額が多額にのぼった後で保証人に請求しても、支払うことができない場合が多いことが考えられる。少額であれば回収可能性が高いと考えられることから、滞納発生後早期(遅くとも3カ月～6カ月程度)に連絡、もしくは請求を行うべきである。</p>
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	<p>現在、滞納6か月で連帯保証人に請求を行っているが、今後は、滞納の長期化を防止するため、滞納4か月で連帯保証人に連絡する。また法的措置、強制執行等の機会を通じて連絡・請求を行っていくこととする。なお、今後連帯保証人への支払い請求訴訟の実施も検討しており、平成22年10月を目処に方針等を取りまとめることとしている。</p>
適時性	<p>従来から熊本県営住宅明渡し等請求訴訟提起基準、強制執行対応基準等が整備されており、さらに県営住宅家賃滞納整理事務処理フローチャートを作成し、平成22年6月には運用を開始していることから、適時性に問題はないと判断した。</p>

指摘の理解度	徴収率を上げるため、連帯保証人への連絡を滞納4か月時点と早めるなど理解も十分である。																												
措置の妥当性	<p>入居者本人への催促状の発送頻度を増やしたこと、また催告状に応じなかった者には連帯保証人への書面通知を行うことで徴収率の改善を図っており、対応としては妥当であると判断した。</p> <p>また、連帯保証人への支払い請求訴訟の実施については、費用対効果の面から断念したが、他県での実施状況を見ても必ずしも有効であると言えず、妥当な判断であったと考える。</p> <p>なお、入居者への催告状況、及び連帯保証人への通知状況は「連帯保証人の請求等実績」にて平成22年度から平成24年度まで確認しており、その状況は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="488 772 1362 952"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>催告実施件数</td> <td>568件</td> <td>530件</td> <td>379件</td> </tr> <tr> <td>(内、連帯保証人に対する通知)</td> <td>(50件)</td> <td>(25件)</td> <td>(2件)</td> </tr> <tr> <td>支払請求件数</td> <td>49件</td> <td>49件</td> <td>58件</td> </tr> </tbody> </table> <p>連帯保証人への支払請求の提訴の効果としては、回収可能性の向上や滞納に対する抑止力などが考えられるが、実態としては、連帯保証人から回収できる見込みは少なく、むしろ提訴に費用がかかり、裁判も長期化する等事務手続きの煩雑化などが考えられる。住宅課の試算では、提訴対象案件全部を仮に提訴した場合の効果は、名義人のみでは△103万円、保証人も提訴した場合△200万円と回収額より余計に費用に係る結果と結論付けた。</p> <p>強制執行の申立てに伴う連帯保証人への通知、及び強制執行そのものの実施状況は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="488 1476 1362 1655"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強制執行申立てによる連帯保証人への通知件数</td> <td>10件</td> <td>3件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>強制執行実施件数</td> <td>16件</td> <td>5件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	催告実施件数	568件	530件	379件	(内、連帯保証人に対する通知)	(50件)	(25件)	(2件)	支払請求件数	49件	49件	58件		平成22年度	平成23年度	平成24年度	強制執行申立てによる連帯保証人への通知件数	10件	3件	2件	強制執行実施件数	16件	5件	2件
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																										
催告実施件数	568件	530件	379件																										
(内、連帯保証人に対する通知)	(50件)	(25件)	(2件)																										
支払請求件数	49件	49件	58件																										
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																										
強制執行申立てによる連帯保証人への通知件数	10件	3件	2件																										
強制執行実施件数	16件	5件	2件																										
総合意見	<p>徴収率については、平成21年度では89.9%と全国27位であったが、平成24年度には95.3%、全国10位と大幅に改善されている。</p> <p>また、累積していた時効到来債権を平成21年度に不納欠損処理した他、その後の徴収強化、代理納付の導入により、未収金残高も平成20年度では239,100千円であったものが、平成24年度には88,098千円と大幅に減少した。</p> <p>監査指摘後、比較的短期間でこれだけの改善がなされたことから、今後</p>																												

	の更なる未収金の管理徴収の改善を期待したい。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 21 年度 66 番			
テーマ	未収金の財務事務について			
制度名	県営住宅家賃			
現在の所管課	土木部住宅課			
指摘件名	滞納発生後の処分実施までの期間について			
指摘内容	滞納者に対しては、滞納発生後できるだけ早い段階で面談を実施し、減免制度の利用や、他の支援制度の説明等を実施することで、いたずらに未収金が増加することを防止する必要がある。			
措置日	平成 22 年 8 月			
措置内容	これまで 2～3 か月程度の滞納者については、徴収嘱託員が訪問し、納入指導を行ってきたが、今後は、滞納者の対応状況を見ながら、滞納 3 か月以上での職員による面談指導を行うこととする。			
適時性	指摘後、翌年には対応しており、対応は適時になされているものと判断する。			
指摘の理解度	滞納者に対し早い段階で減免や支援といった制度の説明等を行い、未収金の増加防止に取り組んでおり、理解も十分である。			
措置の妥当性	<p>6 か月未満滞納者であっても、滞納が減少しない者については職員の個別指導を実施し、住宅使用料の減免、住宅支援給付金の請求、生活保護の受給（代理納付を含む）等の指導、助言を行っている。</p> <p>未収金残高も年々減少していることから、代理納付導入により生活保護者について新たな滞納が発生しなくなる等、一定の効果があると言え、対応は妥当であると考えます。</p>			
総合意見	平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、住宅使用料の減免、住宅支援給付金の受給、及び代理納付の状況は以下のとおりであり、いずれも件数が増加していることから、未収金増加防止への努力が伺える。			
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	住宅使用料の減免を受けた世帯	94 件	115 件	155 件
	住宅支援給付金の支給を受けた世帯	12 件	21 件	18 件
	生活保護費の代理納付を導入した世帯	150 件	188 件	216 件
	問題なし      指摘事項あり      意見あり			

年度及び番号	平成 21 年度 67 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	県営住宅家賃
現在の所管課	土木部住宅課
指摘件名	入金処理及び不納欠損処理について
指摘内容	債権の滞留期間が長期化している、滞納処分（裁判上の催告等）実行後も退去させずに継続して居住を認めている、1 件の債務者に対する債権の発生額が多くかつ時効の前後関係が複雑になっている場合などに、債権の入金（消し込み）順序の誤りや、不納欠損処理の漏れ、本来発生しなかった可能性のある不納欠損処理が生じるといったミスが生じやすい。既に滞留している債権については、新規滞留債権の発生状況や時効による債権の消滅状況などを定期的にチェックする体制が必要である。
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	時効到来時期を記載した未収金の管理帳票を作成するとともに、徴収する際の債権の優先順位をルール化し、ミスの防止に努める。
適時性	指摘後、翌年の平成 22 年には管理帳票の作成など実質的な対応はなされておらず、対応の適時性に問題はない。 しかし、対応に関するルールの明文化まではなされていなかった。
指摘の理解度	現在債権管理については、財政課が作成した債権管理マニュアルに準拠して行っており、債権ごとの発生時期及び時効到来日を明瞭にすることで、不納欠損に関するミスの防止に努めており、理解は十分であったと判断する。
措置の妥当性	退去滞納者時効管理表（時効到来日を記録した滞納者ごとの一覧表）を作成し、時効到来日が来たものについては、不納欠損処理を行うこととした。 指摘後の訴訟において明渡しの判決を受けた入居者については、例外なく退去させており、改善されている。 また、滞納者の入金処理と管理表の整合性についても、退去滞納者時効管理表と公営住宅システムの納付状況とを照合し検証を行ったが、これについては特に問題はなかった。 債権も発生月ごとに区分されており、債権の入金（消し込み）順序誤りの防止に努めており、対応としては妥当であると判断した。 ただし、入金順序に関しては、適時性にもある通り、徴収する際の債権の優先順位をルール化する必要があると考える。
総合意見	<b>【意見】</b> 一部入金が発生した際の入金順序に関しては、財政課が作成した債権管

	<p>理マニュアルにおいては明確にされておらず、また住宅課独自のルール作りも行われていなかった。</p> <p>債権管理については所管課ごとに事情が異なることから、県全体の共通的なルールだけでは判断に苦慮する場面も想定される。徴収する際の債権の優先順位については、所管課の事情も考慮したうえでルールを設けなければ、十分な管理ができず、担当者の交替による誤った処理がなされる恐れも高く、債権の時効消滅に至るリスクがある。</p> <p>また、生活に困窮する住民に配慮した、柔軟な対応をしていくためにも、様々な事例を踏まえたマニュアルの存在が、ひいては住民の利益になるものとする。</p> <p>今後は財政課が作成した債権管理マニュアルだけでなく、住宅課特融の事情も考慮した、独自の運用マニュアルの作成が望まれる。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 21 年度 68 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	県営住宅家賃
現在の所管課	土木部住宅課
指摘件名	生活保護世帯に対する生活保護費（住宅扶助費）の代理納付について
指摘内容	生活保護法や同法施行令においては、住宅扶助を直接生活保護対象世帯に交付するほか、家賃債権を有する者に対して直接支給することも認めている。これに基づき、各市町村から生活保護世帯に対し支給される県営住宅の家賃の扶助について、市町村から直接県に納付することを検討すべきである。
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	生活保護世帯の代理納付については、県が生活保護事務を実施している地域の県営住宅については、既に実施済である。市が生活保護事務を行っている県営住宅については、まず最も対象者が多い熊本市について、平成 22 年度（6 月開始予定）から実施予定であり、その他の市町村についても、熊本市の代理納付の実施状況を踏まえて、順次代理納付制度の導入の働きかけを行うこととしている。
適時性	指摘後、翌年の平成 22 年には対応しており、対応の適時性は問題ないと判断した。
指摘の理解度	住宅扶助を直接、生活保護対象世帯に交付した場合、そのまま生活費に充当される等により、県への入金がなされないケースがあることから、未収債権の発生防止策として代理納付の制度を利用することは有効な手段

	<p>である。所管課はこのことを十分理解しており、まずは最も入居者の多い熊本市から当該制度の導入を図っており、指摘の趣旨は十分理解しているものと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>平成 22 年度に熊本市、菊陽町の県営住宅について、代理納付制度を導入した。</p> <p>平成 25 年度からは荒尾市の県営住宅でも導入しており、平成 26 年度には合志市、水俣市でも導入予定と、順次制度の拡大を図っている。</p> <p>代理納付の導入実績は平成 22 年度末では 150 世帯であったが、平成 24 年度末では 216 世帯と増加している。</p> <p>ただし、この 216 世帯のうち 121 世帯は平成 24 年度末時点で滞納があるが、これは代理納付導入以前に生じた債権である。これについては現在、分納による住宅使用料の徴収を行っており、解消を図っている。</p> <p>これにより生活保護者について新たな滞納が発生せず、徴収率も改善され、妥当な措置であったと言える。</p>
総合意見	<p>指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 21 年度 69 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	県営住宅家賃
現在の所管課	土木部住宅課
指摘件名	入居時の書類の保存について
指摘内容	<p>書類廃棄後に保証人に対して未収債権を請求する必要がある場合に、根拠となる書類がないことで適切な処理ができなくなる可能性がある。保証人等に関する書類は、万が一保証人等に請求する必要がある際に必要な書類であり、入居中は書類取得後何年間という保存年限の設定は不適切と考える。文書の保存年限に関する規定を、「入居者が退去したのち何年間」など適切なものに改める必要がある。また、入居時の審査のみに必要な書類は公社で保管し、その他債権管理に必要な書類については住宅課で保管するといった方法も検討する必要がある。</p>
措置日	平成 22 年 9 月

措置内容	<p>平成 24 年 4 月から施行される「熊本県行政文書等の管理に関する条例」において、文書の保存期間について見直しが行われるので、その中で入居関係書類を退居から一定期間保存するなど所要の改正について調整を行うこととしている。</p> <p>なお、入居時の提出書類は管理上の必要から指定管理者で、退居後の書類は県住宅課で保存するなど保管方法についても併せて調整することとしている。</p>
適時性	<p>実際の保存期間の変更は、条例の変更時期に合わせて行っていることから、平成 24 年 4 月に実施している。実務的には指摘後すぐに対応しており、適時性に問題はなかったと判断する。</p>
指摘の理解度	<p>入居申込書、入居決定決裁文書、請書、収入調定書、家賃徴収に関する管理簿等の保存期間が「<u>入居者の退去の日に係る特定日以後一年。ただし、未収債権があるときは、債権が消滅する日に係る特定日以後一年とする。</u>」と変更された。</p> <p>上記のように、但書きにより未収債権が存在する限り、請求に必要な書類が廃棄できなくなったことから、理解は十分であったと判断する。</p>
措置の妥当性	<p>保存期間については「入居者の退去の日に係る特定日以後一年。ただし、未収債権があるときは、債権が消滅する日に係る特定日以後一年とする。」と改善されており、保証人に対して未収債権を請求する可能性がある間は、必要書類が保存されることから、妥当な措置と言える。</p> <p>書類の保管については、書庫のスペースの関係で、今後も指定管理者の方で保管することとしたが、所管課として書類の所在、管理状況の確認はしており、妥当である。</p>
総合意見	<p>県住宅課での書類の保存については、実際に書類の管理に必要となる寸法を測った上で、書庫のスペースと照らし断念した。公社にも保存期間の変更について通知しており、問題ないとする。</p> <p>また、退去後 1 年以上経過し、かつ未収債権が残っている退去滞納者の請書と管理簿を確認したが、入居時の書類の保存に関して特に問題は見受けられなかった。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 21 年度 70 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	県営住宅家賃
現在の所管課	土木部住宅課
指摘件名	保証人設定の漏れについて

指摘内容	保証人の設定漏れの案件は、いずれも数年から十数年前に入居した入居者で、最近の入居案件については、保証人の設定が漏れている案件はなかった。したがって、長期間入居している世帯を中心に保証人の設定状況をチェックし、漏れている場合には追加で書類を徴求するべきである。
措置日	平成 22 年 9 月
措置内容	平成 23 年度において、本年度保証人の設定漏れについての確認作業、設定漏れ入居者への通知等を通じて、解消に努めることとしている。
適時性	所管課としての措置は保証人設定の確認作業までにとどまっており、保証人設定漏れの解消に対し、特段措置がなされておらず、措置の適時性に一部問題がある。
指摘の理解度	古くからの入居者に対する保証人の設定依頼については、入居者からの反発が予想され、滞納者だけでなく、滞納していない入居者との信頼関係をも損ないかねないことから、慎重な対応が必要となる。 平成 25 年 11 月 1 日現在、請書が無い世帯が 183 世帯存在しており、依然として保証人の設定が漏れた状態にあることから、指摘に対する理解度は十分ではないと判断する。
措置の妥当性	設定漏れについての確認作業を行っており、この結果に基づき、設定漏れ入居者への通知等を行わなければならないところであるが、平成 25 年 11 月に至るまで行っておらず、問題がある。 所管課としては、これまで連帯保証人の設定について催告をしないまま入居を認めてきたことは、「保証人を設定しなくても入居を継続して構わない」旨の暗黙の了解があったとみなされかねず、また、これら入居者に保証人の設定を求めることは権利の濫用とされるおそれがあることや、当時の事実関係を確認することが困難なため、入居者から既に保証人を届けていた旨の主張がなされた場合、請書の再提出を依頼することが難しい側面があると考えている。 こうしたことから、保証人設定漏れの入居者に対して、滞納を訴因として明渡訴訟を行う場合には、その和解の条件の一つとして保証人を設定させるといった方向で検討がなされているが、多少の解消は期待できるものの、これだけでは対応として不十分であると考ええる。 なお、指摘以降の入居者には、適切な保証人の設定がされている。
総合意見	<b>【指摘】</b> 上述のように、平成 25 年 11 月 1 日現在、保証人の請書が無い世帯が 183 世帯存在しており、依然として保証人の設定が漏れた状態にある。 住民の中には事情により保証人を立てることが困難な方もいるとは考えるが、このような場合は別途対応を検討することとし、少なくとも県側の事務手続きの不備による保証人の設定漏れは解消すべきである。

	<p>早急に調査を実施し、適切な対応をとることが望まれる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>毎年、入居者から収入申告書の提出があり、これに連帯保証人の有無を記載する欄を追加することで、保証人の設定漏れの状況を確認しているが、熊本県営住宅条例では、第9条の4に連帯保証人の変更として、以下のように定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、知事の承認を受けて、連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は居所が不明になったとき。</p> <p>(2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。</p> <p>(3) 失業その他の事情により保証能力を著しく減少させたとき。</p> <p>(4) 死亡したとき。</p> </div> <p>上記のように、連帯保証人の状況に変更が発生した場合、速やかに報告することが求められるが、現状では積極的に情報を吸い上げる仕組みがとられていない。</p> <p>今後、収入申告書において、連帯保証人の有無だけではなく、少なくとも連帯保証人の氏名、住所又は居所も記載する欄を設けること等の対応が望まれる。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 21 年度 71 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	定時制・通信制修学奨励資金貸与
現在の所管課	教育委員会事務局 高校教育課
指摘件名	未収金管理台帳の整理について
指摘内容	未収金管理台帳の整理が不十分である。未収金管理台帳を基に、未収金の管理が適切に行われているかを、定期的にチェックする体制の整備が必要であるとする。また、完納者の資料は別にファイリングし、現在管理すべき債務者の資料のみに整理すべきである。
措置日	平成 22 年 8 月

措置内容	<p>未納者に係る資料のみを別途整理して、管理するよう改善を図った。</p> <p>また、未納者の状況について定期的にチェックすることとし、本年5月に本人及び保証人の現住所在宅の未確認者について、関係自治体に現住所の照会を行った。</p>
適時性	<p>指摘の翌年度から改善に取り組んでおり、適時性に問題はないと判断する。</p>
指摘の理解度	<p>指摘の内容については対策が取られており、理解はされているが、対応自体は遅れている。</p>
措置の妥当性	<p>未納者の状況については、担当者以外の職員が定期的にチェックする体制をとられており、適切に対応しているものと判断した。また、未納者の資料についても、完済した者の資料と未納者の資料を別ファイルとし、注意を集中すべき未納者の情報を集約していることから、これについても適切に対応しているものと判断する。</p> <p>なお、未納者の状況については電話督促を行い、年に一回は臨戸訪問を実施している。新規発生分については、滞納を発生させないことを重視し、対応している。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>平成23年度に債務者全員に対して債務残高に関する確認を実施しており（生活保護受給世帯に対しては確認書により、その他の世帯については債務名義の入手、分納誓約書の入手等）、時効は中断しているものと考えられる。</p> <p>しかし、債務者の中には連帯保証人が死亡しているケースもある。連帯保証人の変更・異動について、規定上は何ら規定されておらず、新たな保証人を求めることは難しい。今後規程を整備し、連帯保証人の情報を積極的に入手できるような仕組み（毎年の債務者の状況確認の中に、連帯保証人の現状を確認する項目を加える等）を検討すべきである。</p> <p>また、生活保護の受給が一定期間継続する、債務者が高齢である等、明らかに資力がないと認められる債務者については回収が期待できないことから、債務の免除を行うなどの検討を行うべきと考える。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <b>意見あり</b></p>

年度及び番号	平成22年度 72番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	組織化指導費補助事業
現在の所管課	商工観光労働部商工振興金融課

指摘件名	補助事業実績報告書の記載漏れについて
指摘内容	熊本県中小企業団体中央会（以下 中央会）からの平成 21 年度実績報告書において、デジカメ及び印刷機の指導用資材購入に関する資機材設置費の報告が記載されていなかった。補助対象事業として中央会の事業計画には織り込まれており、資機材設置を実施したら実績報告において適切に報告するよう中央会を指導し、また、監督する必要がある。
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	平成 23 年 3 月に中央会に対して改善指示事項を文書で通知するとともに、中央会担当職員に対し、補助事業実績報告の記載方法等の指導を行った。
適時性	実績報告書の記載については、指摘のあった翌年の平成 23 年 3 月には改善が図られており、適時性に問題はなかったものと判断する。
指摘の理解度	平成 21 年度実績報告書は訂正され、記載方法の指導としても良好であった。その後の実績報告書の確認においても事業計画書や備品管理簿、購入伺いの突合を行ったが、特に問題は認められず、措置の趣旨は理解しているものと判断した。
措置の妥当性	実績報告書を基に県の職員数名で、中央会に現地調査をし、現物だけでなく中央会作成の事業計画書等との突合を行っているため、実在性、網羅性共に問題がないと言える。
総合意見	<p>【意見】</p> <p>実績報告書と事業計画書、備品管理簿、購入伺いとの整合性を検討することで記載漏れの防止に努めている。</p> <p>ただし、訂正後の実績報告書の中で①ファクシミリ設置費②コンピューター設置費については台数のみの記載となっており、他の費用の記載との整合性から、⑥指導用資機材購入費に倣い、金額の記載も追記することが望ましい。</p>
	問題なし      指摘事項あり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span>

年度及び番号	平成 22 年度 73 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	組織化指導費補助事業
現在の所管課	商工観光労働部商工振興金融課
指摘件名	指導員及び職員の設置事業の補助金の交付額算定について

指摘内容	<p>熊本県中小企業団体中央会（以下 中央会）の指導員及び職員設置に対する人件費補助額算定において、中央会で扶養手当及び住宅手当を支給していない職員に対しても交付基準額に基づき補助金交付額を算定していることから、「平成 21 年熊本県組織化指導費補助事業の運用について」に準拠しておらず、結果として補助金交付額 が過大となっている。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	<p>指摘の運用規定は、交付後の補助金の支給方法について規定するものであって、補助金の交付額の算定にあたっては、当該運用規定別表の定めによるものである。この別表において、扶養手当及び住宅手当については、現実の支給の有無にかかわらず、標準的な人件費として補助金算定の対象とされており、これは九州各県ともに同様に運用しているところである。</p> <p>平成 21 年度の補助金の算出にあたっても、当該運用別表の規定に沿って行っており、適正に交付している。現行規定では、判りにくい点もあるため、平成 23 年度から、運用規定を改正し、表現を改めるとともに、補助金交付申請・実績報告時に運用規定に基づく支給が確認できるよう補助金交付要項を改正し、人件費調書を追加した。</p>
適時性	<p>指摘を受けた翌年度から運用規定を改めており、措置の適時性については問題ないと判断する。</p>
指摘の理解度	<p>指摘の趣旨は、支給額の算定そのものに問題があるとの意図であったが、所管課では適切な算定方法に基づいており、問題ないと認識である。</p> <p>現在は熊本県独自の事業となっていることから、必ずしも従前の算定式にこだわる必要はない。実態は人件費として支給していないのであれば、算定式に加味しないことが妥当であり、指摘の趣旨が十分に理解されていないものと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>「中小企業組織化指導業務」は「中小企業等協同組合法」の規定に基づいて実施されているが、従前は「中小企業連携組織対策」事業として国庫補助事業により運営されていたものが、平成 18 年度以降、全事業費が国から県へ委譲され、県単独の事業となっている。このため、当該補助金の交付については、県が独自に定めることができる。</p> <p>従前の交付金算定方式では計算事務の複雑化を避けるためか、毎年の人件費単価を決定し、当該単価で算定された金額で交付されていた。このような補助金の算定方法は他の補助金算定においても見受けられる。例えば中小企業庁の行う他の事業費補助金でもこのような方法がとられており、単価を用いた算定方法自体に問題はない。（参考：「平成 22 年度ものづくり基盤技術実用化促進事業費補助金」における直接人件費の計算に係る実施細則）</p>

	<p>しかし、このような算定方法を取っている中小企業庁の例においても、給与支給実績と比較して過大である場合には適用しないものと定めている。</p> <p>また、単価により計算され交付された金額が実際支給額よりも過大であり、当該過大部分が返納されなければ、結果的に人件費以外の費目に費消されたことになってしまい、補助金算定の根拠と使用実績が乖離してしまう。このような事態は補助金の他の用途への使用を禁じた「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の趣旨に結果的に反していることになるのではないかと考える。</p> <p>したがって、「算定自体は適切である」との見解は、算定は正しくとも結果として妥当なものとは言えないと考える。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>改訂後の交付要綱では、補助対象経費における、人件費の俸給と扶養手当とを明確に区分し、補助事業計画書の記載においても同様に区分している。また、補助対象職員人件費調書を新たに様式に追加し人件費の支給実績等を把握できるようになっているため、改訂後の交付要綱により算定される交付金額は実際支給額より過大になることは考えにくい。</p> <p>しかし、指摘年度では結果的に補助対象となった経費以外の支出に充当されていることになる。当該事案と同様の算定方法を採用する補助事業があれば、慎重に検討することが望まれる。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 22 年度 74 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	小規模事業指導費補助金
現在の所管課	商工観光労働部商工振興金融課
指摘件名	設置基準について
指摘内容	<p>平成 21 年度では、55 の商工会に 122 人の経営指導員が設置されており、補助対象職員の設置基準を上回っているが、職員定数に関して知事の承認を確認できる資料がなかった。各商工会の経営指導員の設置に関しては、商工会の合併や商工業者の減少により設置定数を超過しており、県では商工団体に対する補助金を見直す時期であるとの認識であるが、運用に沿った設置定数に関する知事の承認が確認できるよう決裁書類を整備する必要がある。</p> <p>調査研究費については図書費が大半を占めているが、購入図書の内容に</p>

	<p>は補助対象として適切なものか疑問が残るものもあり、逆に高度な専門書など、共同利用することで有効活用できる可能性がある。図書の情報共有化のシステムを構築することも小規模事業者の支援・指導の上では必要であり効率的である。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	<p>知事の承認を受けるべきとされている配置基準や採用計画については、当該基準、計画を策定する「人事管理委員会」に県が参加しており、当該基準等の策定段階から県が関与し、了知する体制をとっている。このため、承認する旨の決裁を改めてとってはいなかったが、今後は、承認に係る決裁書類を作成する。なお、平成 23 年度補助対象職員の採用計画については、平成 23 年 3 月に承認の決裁を行った。</p> <p>購入図書の内容については、商工会等の業務の実態を鑑み、必要性があると判断したものであるが、今回の意見を尊重して今後は対応していきたいと考えている。図書情報の共有化等については、県商工会連合会とも協議の上、検討する。</p>
適時性	<p>指摘の翌年度から承認の決裁が行われており、適時性に問題はないと判断する。</p>
指摘の理解度	<p>上記のとおり、経営指導員の設置基準・設置計画の決定について、事前に人事管理委員会において承認の手続が取られていることから、指摘の趣旨については理解されているものと判断した。</p> <p>また、商工会の合併や商工業者の減少により設置定数を超過していた状況は、平成 25 年度では全体として定数内に収まっており、現状に応じた指導員の規模となっていることから、改善が認められる。</p> <p>図書情報の共有化については、共有のシステム内の掲示板等を利用した図書情報の共有化について検討したが、情報を共有化しても実際に図書を利用するためには図書を運搬又は送付する必要がありコストが増加すること、また、必要とする図書は各商工会で異なることから、それぞれ必要と判断とした図書を各商工会で購入する方が結果的にコストを抑えることができるとの判断から、現在のところ図書情報の共有化は行っていない。</p>
措置の妥当性	<p>理解度についても記載したとおり、経営指導員の設置基準・設置計画について人事委員会の承認を受けるように変更されており、モニタリング体制の整備ができており、措置としては妥当であったと判断する。</p> <p>図書の購入については、情報の共有化は行われていないものの、平成 24 年度から調査研究費の内容を見直し、廃止した。図書購入費は事務費の中に含めることとしたため、図書購入費は実質的に使用することがなくなっている。また、定期的実施する指導監査においても、目的に沿った</p>

	<p>ものであることを厳密に確認している。併せて、商工会の上部組織である県商工会連合会における指導時にも、チェックするように体制を強化しているところである。</p> <p>したがって、指摘にあったような補助金の利用対象としてふさわしくないような図書の購入はなくなっており、指摘の趣旨は措置されているものと判断する。また、共同利用による有効活用については、コストを勘案して利用の是非を検討しており、妥当であると判断する。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>当初監査時の記載にもあるように、当該補助金は小規模企業者に対する経営指導を目的として創設されており、その効果は相談件数として把握されている。</p> <p>県の単独事業となって以来、補助金額は年々減少する傾向にあるが、中小企業の保護育成は非常に重要な事項であり、継続的に実施されるべき施策であると考え。特に金融円滑化法の廃止等、中小企業を支援する制度がなくなっている状況において、資金的余裕のない中小企業においては、自治体の支援は必要不可欠な制度であると考え。</p> <p>本当に重要であると考えるのであれば、補助金の効果についても一定の目標と成果を明らかにし、必要と考える規模の補助金を確保すべきではないかと考える。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 22 年度 75 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	中小企業金融総合支援事業
現在の所管課	商工観光労働部商工振興金融課
指摘件名	当該制度の運用上の問題点について
指摘内容	監査実施時において、平成 21 年 4 月に南日本銀行へ預託した 8,500 千円について、熊本県歳計現金余裕資金貸付規則に基づく請書が入手されていなかった。事務手続き上の不備であり、今後規則に基づく資料の整備保管の徹底が必要である。
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	事務手続き上のミスであり、今後、規則に基づく書類の確認を徹底させる。
適時性	指摘のあった翌年平成 23 年には「預金証書、請書確認票」を作成しており、良好である。

指摘の理解度	単純な不注意によるものとは言え、これをチェックする体制が十分ではなかったことが問題であり、決裁を受けるよう変更され理解も良好である。
措置の妥当性	「預金証書、請書確認票」を作成し、預金証書と請書の受領日を記載したものに決裁を受けることで手続き上の不備を抑制しており、妥当な措置と言える。
総合意見	預金証書及び請書については頭取の印鑑が必要なため、後日郵送となる場合があり、これについてのリスクが高かった。現在、決裁書に証書の受領日を記載する必要があることから、これらのリスクが軽減された。 指摘の趣旨を理解し、十分な対応がとられているものと判断した。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 76 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	地域プラットフォーム活動支援事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	インキュベーション・マネージャーの育成事業について
指摘内容	テクノ産業財団にインキュベーション施設の運営を任しているのは、財団にその能力が備わっていると判断されるためであるが、さらに施設の効用を高めるためにインキュベーション・マネージャーといった人材が必要となる。このため、熊本県として当該マネージャーの育成を推進している。 しかし、当該事業は補助事業として実施されており、テクノ産業財団の自主事業に対する補助となっている。事業運営に不可欠な人材で、熊本県として育成を求めるのであれば、契約形態は委託事業が適切であり、今後契約形態の見直しが必要であると考え。
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	平成 22 年度からはインキュベーション施設の運営管理を「委託」により実施し、当委託事業において入居企業支援の更なるスキルアップのためのマネージャー育成も行っている。
適時性	指摘後すぐに契約形態の見直しが行われており、適時性に問題はないと判断する。
指摘の理解度	インキュベーション・マネージャーの存在は、事業の目的達成のために必要不可欠な条件であることを理解し、委託内容にマネージャーの育成も含めるよう契約内容の変更を行っていることから、指摘の理解度は十分であると判断した。

措置の妥当性	指摘に沿った改善が行われており、措置は妥当と判断する。
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。
	問題なし 指摘事項あり 意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 77 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
	ものづくりフォレスト自動車関連産業推進事業(次世代マグネシウム合金基盤技術開発拠点構築事業費補助金)
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	事業の評価について
指摘内容	<p>独立行政法人科学技術振興機構(以下、「JST」という)の事業目標は材料としての KUMADAI マグネシウム合金の開発、生産基盤の確立であり、最終の企業化、製品化までは範囲に含めていない。</p> <p>しかし、熊本県としては当該合金を使用した製品の開発、これを生産する企業の誘致による産業振興までが目標であり、JST の評価をもって熊本県の評価とすることはできないと考える。JST の評価によれば、材料としての KUMADAI マグネシウム合金の開発、生産基盤の確立はスケジュールどおり進行していることになっているが、熊本県が目標としている製品化までには解決しなければならない課題も多く存在しているため、独自のスケジュールとそれによる管理・評価手法を持つ必要があるが、監査時点では具体的なものは存在しなかった。</p> <p>熊本県として、最終目標である製品化、企業化までのスケジュールを作成し、これによって事業の進捗状況の管理・評価を実施する必要があると考える。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	<p>事業化については、これまで、商品化研究会の活動、試作品の研究開発(平成 21 年度～)等を行い、企業化に向けた取組みをしているところであり、また、年に 2 回の企業化促進会議や 2 ヶ月に 1 回開催される企業化促進企画部会において、事業計画の検討や進捗管理を行っている。プログラム終了後のフェーズⅢ以降の取組みについては、これらの会議とは別に、フェーズⅢで想定している研究開発センター、加工技術センター、新事業支援・教育研修センター及びこれらの 3 つのセンター 機能の連携を図るための実用化推進本部の実現に向けて、熊本大学や(財)くまもとテクノ産業財団等と協議を重ね、準備を進めているところ。さらに、県内で KUMADAI</p>

	<p>マグネシウム合金試作工場を整備する企業も出てきたことから、操業支援をするとともに、KUMADAI マグネシウム合金加工技術を持った企業の育成を進めている。</p>
適時性	<p>平成 23 年 12 月の「熊本県地域結集型研究開発プログラム事業終了報告書」ではフェーズⅢの対応方針が述べられている。また、平成 23 年 9 月には下記のロードマップが示され、スケジュールが速やかに公表されていることから、適時性に問題はないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>指摘の趣旨としては、熊本県独自の、製品化までのロードマップ的なものの作成を求めたものである。しかし、所管課の措置内容に記載されたものは、プロジェクトの現状を述べたに過ぎず、指摘の趣旨を十分理解していないものとする。</p>
措置の妥当性	<p>熊本県では平成 23 年 9 月に「熊本県産業振興ビジョン 2011」及び「熊本県産業振興アクションプラン 2011」を策定し、県の産業振興におけるロードマップとして今後 5 年間の方向性を示した。その中で『KUMADAI マグネシウム合金フェーズⅢ（事業化）の推進』も取り組みのひとつとして取り上げられている。</p> <p>また、ロードマップとして各年度で実施する事業の内容が示されており、最終的な成果指標を「新たな材料（KUMADAI マグネシウム合金以外のものを含む）を活用した商品の市場化（販売開始）件数を平成 27 年までに 10 件」と示されている。</p> <p>ただし、スケジュールについては、「加工技術の普及、人材育成」というような表現にとどまっており、具体的に何をいつまでにというものではない。また、成果目標についても、全体で 10 件という大まかなものとなっている。しかし、これは新素材の研究・実用化という課題の特性から、やむを得ないものとも考えられる。</p> <p>フェーズⅢでの目標は「KUMADAI マグネシウム合金の拠点形成の基礎の構築」とされており、そのための方策として実用化推進本部の立ち上げ、KUMADAI マグネシウム合金試作工場（量産実証工場）の操業開始等をあげている。同工場は平成 24 年 10 月に操業を開始しており、フェーズⅢでの目達成に関する行程は着々と進行しつつあるようである。</p> <p>成果の評価については「平成 23 年度政策評価」及び「平成 25 年度政策評価」において評価対象とされており、平成 25 年度の施策評価表によれば、平成 24 年度の成果として上記の実用化推進本部立ち上げ、県補助金を活用した技術的課題解決及び実証工場稼働があげられている。また平成 25 年度の対応方針及び今後の課題と方向性も述べられており、施策に関して一定の評価とそれを受けた対応が検討されている。</p>

	<p>しかし、指摘の趣旨は、このような大学、民間企業を巻き込んだ大規模なプロジェクトについて、熊本県がいつまで関与し続けるか、どこまで関与するのかを、関係者が納得できる形で公表する必要がある点にある。自治体としては、ある段階まで事業化がなされれば、あとは民間の力に任せ、次の新たなプロジェクトを支援するといった対応が必要であり、熊本県としての支援を打ち切る目標を明確にすべきである。よって、事業評価は政策評価だけでなく、所管課として独自の評価制度をもつべきであり、この点で対応は不十分であったと判断する。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>事業の最終的な成果指標については、一定の数値目標を掲げており、比較的分かりやすいものとなっている。</p> <p>しかし、指摘の趣旨は、このような大学及び民間企業を巻き込んだ大規模なプロジェクトについて、熊本県がいつまで関与し続けるか、どこまで関与するのかを、関係者が納得できる形で公表する必要がある点にある。</p> <p>現在のところ所管課としてはフェーズⅢの期間をもって当該事業は終了する方針とのことである。ただし、フェーズⅢで目標として掲げられている「KUMADAI マグネシウム合金の拠点形成の基礎の構築」についても、まだ抽象的であり、評価について意見が分かれる可能性が大きい。</p> <p>所管課としてプロジェクトの成果を評価する独自の具体的目標（KUMADAI マグネシウムとしての事業化件数等）を持つ必要があると考える。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 22 年度 78 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	知的財産推進事業（熊本 TLO 事業）補助金
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	熊本県としての実態把握について
指摘内容	<p>特許件数、マッチング件数は報告を受けているが、実際にどの程度問い合わせがあったか、営業としてどの程度訪問しているか等の件数については、熊本県としては把握できていない。テクノ産業財団の自主事業ではあるが、補助することによる効果を期待するのであれば、結果だけでなく活動状況にも注意を払う必要があったと考える。</p> <p>なお、現在の補助要項には問合せ件数について記録・報告する規定が存在しないため、今後同様の事業を実施する場合に規定化を検討する必要がある</p>

	ある。
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	当事業は平成 22 年度で終了したが、ご指摘のとおり、今後、同様の事業を実施する場合には、活動状況等も把握できるよう規定化を検討する。
適時性	事業終了により、当該事業に関する指摘に対する措置は取られていない。今後同様の補助事業が発生した場合に、報告書の様式に反映する等、適時に対応されることを期待する。
指摘の理解度	指摘の内容については理解されているものと思量する。
措置の妥当性	熊本 TL0 は平成 20 年度から特許の出願を行わず、熊本大学が取得した特許の中から委託を受けたものだけを取り扱っている。このため、特許出願に係る補助事業は平成 22 年度で終了し、以後同様な補助事業は行われていない。
総合意見	指摘に関する措置は今後同様の事例が出来た場合に検討するというものであるため、今後適切に対応されることを期待したい。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 79 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業 （組込みソフトウェア教育研修事業費補助金）
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	補助対象経費について
指摘内容	産業支援課が発行している「補助金の手引き」によると汎用性のある機器（パソコン等）の購入は補助対象外となるが、本事業においては、パソコンリース料として年間 135 千円（3 台分）が支出されている。リース取引は実態として購入と変わらないことから補助対象経費として妥当かどうか疑問である。また、パソコン 3 台をリース契約して使用しているが、嘱託人件費は 1 名だけ計上されており、残りはくまもとテクノ産業財団の職員が手伝うために利用しているとの説明であるが、職員の補助作業にかかる人件費も計上すべきである。
措置日	平成 23 年 9 月

措置内容	<p>① パソコンは、本事業実施のために必要なものということで、対象経費として認めたものであるが、今後、リースを認める場合については、事業目的に必要な期間であるかどうかをさらに厳格に確認のうえ、必要と認められる限度に限って認めることとする。</p> <p>② 人員の配置については、補助事業者である（財）くまもとテクノ産業財団においてまずは考えるべきものと考え、御指摘の観点も踏まえ、事業実施に必要な人員の配置となっているかどうか、今後、申請内容のチェックを行う。</p>
適時性	<p>指摘の翌年より、汎用性の高いパソコンのリースは補助の対象から除外されていることから、適時性に問題はないと判断した</p>
指摘の理解度	<p>パソコンのリースは、原則として汎用性のある機器の購入と同様の経済的実態であると捉え、補助対象外とすることとしており、理解は十分である。その後、リースしたパソコンを用いた作業自体無いことから、これに伴う人件費も発生していない。実際に作業に従事している人間に対する人件費のみ補助対象としており、問題ない。</p>
措置の妥当性	<p>長期にわたるリースは、割賦による購入と同様の経済的実態であると言えることから、長期のパソコンのリースは「補助金の手引き」に準拠し、補助対象外としており、妥当である。</p> <p>一方、短期のプレゼンテーション用等のパソコンのリースは、その用途が極めて限定的であり、汎用性が高いとはいえず、法的形式としてもレンタルであることから、補助対象とすることは妥当である。また、これを用いて実際に作業に従事している人間に対する人件費は補助対象としており、問題ない。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>補助対象とすべきリース取引であるか否かの判断は意見の分かれるところであり、慎重に判断すべきである。パソコンは企業の事業活動に不可欠なツールであり、補助対象事業者は対象事業以外でもパソコンを使用することが考えられ、日常的にパソコンのリース取引を行っていると考えられるためである。</p> <p>報告のあったリース取引が購入に該当するか否かの判断は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（以下リース基準）および企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」が参考になる。リース基準においては、リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類しており、このうちファイナンス・リース取引を売買に準じた取引とし、会計処理に原則として売買処理を採用している。</p>

	<p>同基準では、ファイナンス・リース取引を以下のとおり定義している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（ノンキャンセルابل）</p> <p>② 借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引（フルペイアウト）</p> <p>上記いずれにも該当するものをファイナンスリース取引としてとみなしている。</p> </div> <p>これを踏まえ、今後報告のあったリース取引が、ファイナンス・リース取引に該当する場合は、補助対象事業のためだけでなく、その他の事業に使用するためにも購入した可能性があることから、補助の対象とすべきか慎重に判断する必要がある。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 22 年度 80 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業 (組込みソフトウェア教育研修事業費補助金)
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	補助金に係る消費税の処理について
指摘内容	<p>（財）くまもとテクノ産業財団は課税業者であるため、補助対象経費に消費税を含めてはならない。しかし、本事業においては税込金額を補助対象経費としているため、補助対象経費が過大となっている。</p> <p>ただし、平成 21 年度は補助率が 2 分の 1 を下回っているため補助金額に影響はない。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	<p>今回については、補助対象経費の 1/2 が補助上限額以上となり、消費税を含めても全体として影響がなかったが、場合によってはご指摘のとおり、補助対象経費が過大となる可能性もあるため、今後、適正な処理に留意する。</p>

適時性	指摘の翌年度から、帳票整理表において補助対象経費の対象に消費税を含めないところで算定しており、早期に改善されている。
指摘の理解度	<p>課税事業者が支払った経費に係る消費税分は、当該事業者の消費税の計算上控除され実質的な負担が無いことから、この部分について補助対象経費が過大となる可能性を理解の上、帳票整理表で明確に区分していることから、指摘の趣旨の理解度は十分であったと考える。</p> <p>ただし、マニュアル等、事務引き継ぎに資するものまでは作成されていない。</p>
措置の妥当性	補助対象経費はあくまで税抜金額であるが、敢えて税込金額を併記しており、これにより消費税込の金額が明瞭になり、補助対象となる金額が明瞭になるよう努めていることから、措置の内容としては妥当である。
総合意見	<p>消費税の取扱について、税込金額と税抜金額を併記することで、報告している経費に消費税が含まれていないことを明確にしており、適切な処置が取られていると判断した。</p> <p>なお、同事業は平成 23 年度以降、県産業振興ビジョン策定に伴い再構築が行われ、県工業連合会への委託事業の一部とされたことから、逆に消費税は委託料算定の対象となった。</p>
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">問題なし</span> 指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 81 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	委託料精算金額について
指摘内容	<p>受託者が法人内で作成している事業別収支計算書と県に提出した精算書の金額とが不整合であった。不整合となった理由は、収支計算書に計上されている勘定科目別の金額合計を、精算書で要求されている需用費等の目的別の区分に組替える際に、集計を誤ってしまったためである。</p> <p>また、精算書は税抜きで記載し最後に消費税を加算することになっているが、組替え転記する際に消費税込みの金額をそのまま記入しているため、消費税が二重に計上されている。</p> <p>委託料の精算にあたっては精算書の内容に誤りのないよう、受託者側の事務管理状況を確認すべきである。</p>
措置日	平成 23 年 9 月

措置内容	日頃から受託先の事務処理全般について指導しているところであるが、収支精算書の内訳の詳細についての確認に不十分な点があり、集計ミス及び消費税の計上誤りを発見できなかった。計上誤りについては、検査を行い、適正な額を算定のうえ、再度確定の処理を行い、平成 23 年 3 月 18 日に返納処理を完了した。また、平成 22 年度の検査においては、今回指摘の点を含め、適切に確認を行っている。
適時性	指摘のあった翌年の平成 23 年には記載方法も改善されており、適時性に問題はなかったと判断する。
指摘の理解度	集計ミス及び消費税の計上誤りがないよう記載方法が変更されており、理解は十分であったと判断する。 また、受託先でも事業担当と総務担当とで書類のダブルチェックを行うように改善されており、この点でも理解は十分であったと判断する。
措置の妥当性	制度終了のため、最終年度の平成 23 年度のみ記載方法の変更が図られていた。収支精算額にあたっては、収支精算書と内訳書、総勘定元帳と突合し、集計ミス及び消費税の計上誤り防止に役立てており、妥当な措置である。 また、過年度の計上誤りについても適正な額を算定の上、既に返納処理が済んでおり、適切である。
総合意見	平成 23 年度で制度が終了しているため、当該制度で同様の問題は発生しない。 今後、別事業を行う場合にも、各帳票書類同士の突合を行い整合性の確保による計上ミスの防止が望まれる。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 82 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	実績の把握について
指摘内容	成約金額ベースでの実績を把握して、投入した資本と比較することにより成果の測定が可能と考えられるが、県では平成 21 年度実績について成約件数ベースでの実績把握ができていない。支出効果を測る上でも事業実績の把握は不可欠であると考え。なお、平成 22 年度からは成約件数の報告を求めている。
措置日	平成 23 年 9 月

措置内容	平成 21 年度は、事業初年度であり、また補正予算に基づく年度途中からの事業開始となったため、年度末までの期間が短く、成約件数を目標として設定しなかった（マッチング件数（商談等設定件数）等を目標として設定した。）。平成 22 年度からは、指標として成約件数及び成約金額の把握を行っている。
適時性	指摘のあった翌年の平成 23 年には、実績の把握が行われており、適時性に問題はなかったと判断する。
指摘の理解度	指摘に基づき実績の把握までは行っており、指摘の趣旨は理解されているものと判断した。
措置の妥当性	<p>実績報告書の中で成約件数及び成約金額を把握し、成果の測定まで行っており、指摘に対する措置はなされていた。</p> <p>また、課内における見直し等は実施しているとのことであったが、それを資料としてまとめられたものまでは作成されていなかった。</p> <p>指摘としては成約件数等の把握を求めるところまでしか記載がないが、本来の趣旨としては成果の把握による事業の評価を実施し、その後の事業展開等のための情報収集にある。</p> <p>例えば、事業委託をした前年度と委託年度の成約件数の比較をし、成約件数が増減した原因まで分析する等、支出の効果を検討する作業まで実施することが望ましい。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>当該制度は平成 23 年度で終了しているが、今後別事業においても、実績の把握だけで終わらず、把握した内容を分析資料として残し、今後の事業展開に反映できるよう、情報の蓄積が望まれる。</p>
	問題なし      指摘事項あり <span style="border: 1px solid black;">意見あり</span>

年度及び番号	平成 22 年度 83 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	水素燃料電池自動車研究開発対策事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	当該事業の運用上の問題点について
指摘内容	当該事業の企画提案書においては、当該事業は調査事業と位置付けられており、出展だけでなく、メーカーからの聞き取り調査を行うことまで内容に織り込まれているが、業務委託契約書には調査に関する記載は入っていないかった。担当者に確認したが、調査業務自体は実施しているとのこと、契約方法について問題があると考ええる。

	<p>また、調査の結果について提示を求めたが、記録は残していないとのことであった。調査結果の記録を残していないことから、調査自体の実施意義が不明である。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	<p>委託先とは調査業務を行うことで了解済であったが、契約書上盛り込むことに漏れがあった。調査結果は記録に残しておくべきだったが、メーカーからの聞き取り結果から、次世代自動車の普及見込や課題が把握され、「EV・PHV タウン構想」作成に反映し、経産省から選定を受けることが出来た。契約書の作成については今後十分注意したい。</p>
適時性	<p>単年度事業であったことから、当該事業に対する措置は取られていない。しかし、その後同様の契約が発生した場合には、契約内容の確認と、事業終了後のチェック体制を強化しているとのことから、適時に対応がとられているものと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>契約書の内容のみを問題にしているわけではなく、調査事業を謳いながら、実質的には出展のための補助ではないのか、すなわち、企画提案の内容自体に疑念を持っているのが、指摘の趣旨である。</p> <p>企画提案書と契約書の内容に齟齬が存在し、その後調査結果も残されていないことについては、所管課内でのチェック体制が十分ではなかったことに原因があり、事業の必要性について問題はなかったと所管課は判断している。</p> <p>予算がついた経緯については不明であるが、県費を支出する以上は、その効果が得られるよう、適切な業務の執行が期待される。</p>
措置の妥当性	<p>当該事象が発生した原因としては、まず事業の計画段階においてどのような調査を実施し、どのような形式で報告をしてもらうかという、事前準備が不十分であった点が考えられる。また、通常は事業終了後に所管課内において、事業の完了について事後的なチェックを行っているとのことであるが、これについてもチェックが不十分であったようである。</p> <p>いずれの原因についても、事前又は事後の検討が十分ではなかったことが問題であり、課内におけるチェック体制の見直しが必要であった。</p> <p>この点、所管課においてはチェックを強化するよう注意は喚起されているものの、担当班以外の職員によるチェックを導入する等の対応はなされておらず、措置としては不十分であったと判断する。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>所管課の説明によれば、事業の必要性自体には問題はなく、計画段階における調査方法等の計画の甘さと、事後的なチェックの不十分さに原因があったものとのことである。</p> <p>この点、チェックリストの利用や、担当班以外の職員によるチェックと</p>

	<p>いった、チェック体制自体の見直しは実施されていない。</p> <p>同課は事業件数も比較的多いことから、今後上記のようなチェック体制自体の見直しを実施する必要がある。</p> <p>また、決裁を経て承認された企画提案書と契約書との内容が一致していない契約は、正当な内部意思決定を経たものとみることができない。この事案の場合、聞き取り調査の内容は先端技術に関するものであり、秘密保持に関して通常以上の機密保持を契約に盛り込まない限り、調査はできないと考えられ、この点に関して当初の企画に無理があったと考えるしかない。今後企画段階でより慎重に検討が行われることを期待する。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 22 年度 84 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	業者指名に関する絞り込みの過程の記録について
指摘内容	<p>県庁内にあるシステムにより交通調査業務を実施している企業のリストを作成し、そのうち今回のテーマに合う調査業務をしている企業を管理調達課が作成しているファイルを見ながら絞っている。しかし、その絞り込みの基準や過程について、明確な記録は残されていない。上記によりコンペへの参加資格があると判断された 40 社のうち、企画コンペへの参加の意思を表明したのは 19 社、うち最終的に出席したのは 9 社と 4 分の 1 以下に減少している。当初の絞り込み自体が適切な基準で行われていたか、疑問の残るところであり、判断基準等を記録として残しておく必要があったと考える。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	<p>当初の絞り込みは、管理調達課にて過去 2 年間の同様の事業を行っている企業を調査し行っている。企画コンペ参加企業の減少要因は、広範囲な調査事業のため出来ないと判断した企業、金額的に割が合わないと判断した企業等によるものと思われる。なお、本事業は平成 21 年度限りで終了しているが、今後同様の事業を実施する場合は、判断基準等を記録として残す。</p>
適時性	<p>指摘を受けた後は、同様の調査業務を実施する場合は一般競争入札又は公募形式とし、応募者に対して審査会を開催して決定することで判断過程</p>

	の透明性を高めており、適時に対応しているものと判断した。
指摘の理解度	比較的短い期間の中での事業であったため、判断基準等の記録に不備があったと考えられる。指摘を受けた後は、一般競争入札又は公募形式とし、所管課として応募する業者を事前に絞り込むことの無いよう配慮している。また応募者については審査会として審査を実施し、審査の過程も記録に残すよう変更していることから、理解は良好である。
措置の妥当性	指摘年度以降、他の事業における入札を確認したところ、「業務委託に係る企画コンペ審査表」により、審査員ごとの点数による評価に加え、評価コメントとして詳細な意見も記載されており、判断基準に関する記録の保存状況も良好である。
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 85 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	夢挑戦プラザ 21 販路拡大等推進事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	委託費用の内容について
指摘内容	<p>委託先収支精算書の旅費支出の中に、架空旅費、経費として認められない車両の修繕費等、不適切な支出が合計 133 万円含まれていた。収支精算書の旅費の支出日が、会員企業立替分の精算分として 3 月 31 日に支出として処理されており、しかも各社万単位や 5 千円単位と実費とは考えられない金額で精算されていることは不自然である。収支精算書だけでなく、立替精算の内訳までチェックすれば委託料支払前に発見できたと思われる。今後補助金や委託料等の検査については十分留意すべきである。</p> <p>また、架空経費計上の動機が平成 22 年度の本事業保証金 70 万円が準備できないことであることを考えると、委託先の選定にも問題があったと思われる。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	指摘を受け、直ちに実地検査を行い、1,336,622 円を返納させた（H22.12.10）。指摘を受け同事業は平成 22 年度で終了しているが、今後、他の事業も含めて、御意見を踏まえて対応する。
適時性	指摘後速やかに実地検査及び返納の措置が取られており、適時性に問題はないと判断する。

指摘の理解度	指摘を受けた後、速やかに実地調査を実施し、不適切な経費支出分の返納と、事業の打ち切りを実施していることから、指摘の内容は十分理解しているものと判断した。
措置の妥当性	<p>実地調査の結果判明した不適切な支出分 1,336 千円については業務実績報告書を再提出したうえで返納させている。修正内容のほとんどは旅費の計上取り消しであり、架空旅費であったことを認めたものとなっている。また、事務費の一部についても計上を取り消している。</p> <p>支出内容を十分調査したうえで、不適切と考えられる支出を多岐に渡って返納させていることから、措置については妥当であると判断する。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>委託先の財務状況に関して、熊本県の「業務委託契約等に係る業者選定要領」では、参加業者の選定において、「選定しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約が確実に履行されると認められる者である」旨が規定されている。</p> <p>指摘の事案では、事業保証金 70 万円の捻出のために架空経費を計上しており、かなり経営状況が悪化していたか、不誠実な業者であった可能性が高い。選定時点とその後の財務状況についてももう少し突っ込んだ調査がなされていれば、指摘のような事案は発生していなかった可能性もある。</p> <p>今後、委託先の経営状況の把握をどのように行うのか、示されている措置では判断できないことから、具体的な対応策を示されたい。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 22 年度 86 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	大学連携型起業家支援事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	マネージャーの人件費の振替について
指摘内容	マネージャー 1 名分の人件費の半分をプラットフォーム事業（補助事業）の人件費に振替えてあるが、この振替額については特に数値的な根拠が存在しない。振替額については妥当な数値的な根拠に基づいて行われる必要があることから、今後勤務時間数等の実績をとり、これに基づいて計算すべきである。
措置日	平成 23 年 9 月

措置内容	1名は大学連携（1/2）と夢プラ（1/2）の兼務であり、人件費も両事業で負担しているが、支払科目を統一して夢プラの事業分を大学連携に振り替えて支払った。今後、振替を行う場合には、数値的根拠を明確にする。平成22年度での振替はない（事業を整理済み）。
適時性	当該事業は平成21年度で終了していることから、特に指摘に対する措置はとられていない。
指摘の理解度	単純に折半したため、振替額に合理的な数値的根拠がなかった。指摘の趣旨は理解されており、今後は振替が生じれば、勤務時間実績など、振替の根拠を明確にするとしており、良好である。
措置の妥当性	事業を一本化したため、今後このような問題は発生しない。また他の事業においても確認したが、このような振替の必要が生じるケースが確認出来なかった。
総合意見	この事業自体は、一本化されたため、振替の必要がなく、指摘内容にある問題は発生しないが、今後別の事業において振替の必要が発生する可能性はある。その際、当該指摘事項を踏まえ、留意して欲しい。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成22年度 87番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	地域連携型インキュベーション施設管理運営業務
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	マネージャーの人件費の振替について
指摘内容	人件費のうち955千円は、熊本県インキュベーション施設管理運営業務のマネージャー1名の給与相当額（1月～3月分）の振替である。勤務状況を地域連携型事業に関与する時間が総勤務時間の4分の1と判断した処理であるが、この振替額については特に数値的な根拠が存在しない。振替額については妥当な数値的な根拠に基づいて行われる必要があることから、今後勤務時間数等の実績をとり、これに基づいて計算すべきである。
措置日	平成23年9月
措置内容	今後、振替を行う場合には、数値的根拠を明確にする。平成22年度は振替はない（事業を整理済み）。
適時性	当該事業は平成21年度で終了していることから、特に指摘に対する措置はとられていない。
指摘の理解度	単純にマネージャーの1名の給与相当額（1月～3月分）を振替えていることから、振替額に合理的な数値的根拠がなかった。指摘の趣旨は理解

	されており、今後は振替が生じれば、勤務時間実績など、振替の根拠を明確にするとしており、良好である。
措置の妥当性	事業を一本化したため、今後このような問題は発生しない。また他の事業においても確認したが、このような振替の必要が生じるケースが確認出来なかった。
総合意見	この事業自体は、一本化されたため、振替の必要がなく、指摘内容にある問題は発生しないが、今後別の事業において振替の必要が発生する可能性はある。その際、当該指摘事項を踏まえ、留意して欲しい。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 88 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	農林漁業者ニーズ製品化支援事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	支出実績の精算額について
指摘内容	テクノ産業財団から提出された支出実績の精算額と財団内部で作成している事業別収支決算書を突合したところ、人件費について 73,754 円の差異があった。当該差異の発生理由は福利費の振替もれによるものである。担当課が県に精算書を提出する決裁日が 3 月 31 日であるのに対して、財団内で決算が確定するのは 5 月中旬以降であり、県に対して提出する報告書に反映できる決算内容に限界がある。決算振替を行っている事項については、県への精算書提出時に反映させることは困難であり、事後的に決算書を追加提出することを求める等により、情報の補完をする必要があると考える。
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	当事業の委託先であるテクノ産業財団と連絡を密にし、情報の補完等を行うこととする。なお、平成 21 年度分については、過大交付分の返納を求めた。
適時性	指摘の後、再度詳細な調査を実施したが、実際には 3 月末に熊本県に対して実績報告した内容が正しく、その後決算作業の中で実績報告に即した振替伝票が漏れ、結果的に実績報告と異なった決算書が作成されたとのことである。よって、特に熊本県として修正すべき点はなく、適時性についても問題はなかった。 なお、過大交付分の返納については、平成 21 年度分の消費税過大交付分の返納であり、直接指摘とは関係ない問題であった。

指摘の理解度	<p>指摘事項の本質は、県が求める委託料に係る支出実績報告書の提出期限と、受託者の決算処理等のタイミングのずれをどのように補完するか、ということであった。しかし、実際には実績報告の内容の方が正しく、その後決算作業において振替伝票が漏れたことにより、誤った決算書が作成されたことが判明した。</p> <p>よって、今回の指摘については、実績報告がなされたものと、その後の決算書の数値を照合することにより、如何に実績報告の信頼性を確認するかという点にあったと考える。</p> <p>このような事情を理解した上で、確定情報の追加入手をすることとしており、指摘の内容については一定の理解をされているものと判断する。</p>
措置の妥当性	<p>指摘に関しては相応の措置が取られていると判断する。</p> <p>ただし、実績報告とその後入手された決算書との照合まではルール化されておらず、対応としては不十分であったと考える。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>当該指摘の本質的な問題は、実績報告がなされたものと、その後の決算書の数値を照合することにより、如何に実績報告の信頼性を確認するかという点にある。</p> <p>今後は追加入手した決算書と実績報告書を照合し、実績報告書の信頼性があるか事後的にチェックし、差異があれば原因をヒアリングにより確認する等の体制を構築するが望まれる。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 22 年度 89 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	在宅勤務型ビジネスモデル支援事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	事業内容と基金制度の趣旨との整合性について
指摘内容	<p>ふるさと雇用再生特別基金の趣旨が「(前 略) 地域における雇用継続が期待される事業において(中略) 安定的な雇用機会の創出を行う」とされていることから、単に新規雇用を生み出すだけでなく、雇用が継続されるかどうか重要な要素であると考えられる。事業の結果は、「業務完了報告書」に記載されている。ここでは新企業の成果、在宅勤務の効果、雇用の波及効果、雇用の継続可能性、次年度に向けた課題・問題点等が記載されている。この記載内容を検証することにより、在宅勤務という就業形態が新規雇用創出及び雇用継続に対してどのような効果があるのか、あるいは、ど</p>

	<p>のような点を改善すべきか等の有用な情報が得られると考えられる。基金の趣旨を達成するためにはそのような分析を行い、在宅勤務支援事業に関する今後の制度設計の参考とすることが必要である。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	<p>在宅勤務による新規雇用創出効果、雇用継続効果、改善を要する点等は、事業の成果と課題として取りまとめ、分析を行い、在宅勤務支援事業の今後の制度設計の参考とする。</p>
適時性	<p>作成の時期は不明であるが、指摘の以後事業成果のとりまとめをしたものを作成している。</p>
指摘の理解度	<p>指摘を受けた後、当該事業については成果のとりまとめを実施していることから、一定の理解はあったものとする。</p> <p>しかし、とりまとめを行うことをルール化まではしておらず、指摘後もとりまとめを行うことを求めているとのことであった。</p>
措置の妥当性	<p>上記のように、当該に事業については指摘後にとりまとめ作業を実施していることから、措置としては問題ない。</p> <p>しかし、指摘の趣旨はその他の事業にもあてはまるものであり、事業終了後のとりまとめ作業が所管課内でルール化されることを期待して指摘したものである。よって、さらなる改善に向けた対応が期待される。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>指摘の事業については適切にとりまとめ作業を実施されていることから、特に問題はないものと判断した。</p> <p>しかし、指摘の趣旨があてはまる事業は他にも存在すると考えることから、今後は所管課内のルールとして、とりまとめを求めるよう努力されることを期待する。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 22 年度 90 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	研究助成事業獲得支援事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	<p>① 事業の管理体制について</p> <p>② 当該制度の存続の是非</p>

指摘内容	<p>当該事業は個別に発信されている研究助成事業を検索できる情報サイトを開設し、研究者等が容易に情報を入手できるようにするため、公募型研究助成事業の情報に関する検索サイトの管理・運営を行う事業である。</p> <p>監査時点で熊本県の担当者は最終の更新日について把握しておらず、当該事業の管理が十分できていない可能性が高い。研究者に対して有用な情報を適時に提供するためにも、定期的に情報を更新することを徹底する必要がある。</p> <p>平成 22 年 12 月中旬時点でのホームページの最終更新日は平成 21 年 9 月 2 日であり、1 年以上アップできていない。これは緊急雇用対策の臨時職員が対応していたことから、雇用期限が切れた後がアップできていない。日本学術振興会にも同様のホームページがあり、また今後管理するにもメンテナンスの委託費、サイトをアップする人員の人件費等のコストがかかることから、今後廃止について検討する必要がある。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	同種の民間等のデータベースも充実してきたことから、当事業については平成 22 年度限りで終了した。
適時性	指摘のあった翌年の平成 23 年には事業が終了しており、早期の改善がなされた。
指摘の理解度	費用対効果の観点も踏まえ、事業を廃止していることから、指摘の趣旨は十分理解されているものと判断する。
措置の妥当性	<p>平成 21 年 9 月 3 日から平成 23 年 3 月 31 まで、当該制度の継続はあるものの、ホームページの更新はなかった。</p> <p>そもそも、予算措置された目的が雇用対策にあったことから、ホームページの作成の必要性はあったものの、事業の長期継続とその効果まで十分な検討は行われていなかったものとする。そのため、指摘を受けた後事業の存続の必要性を検討した結果、当該ホームページに代わる情報提供サイトが充実してきたことから、その必要性はないと結論づけ、事業廃止とホームページの閉鎖を行っている。</p> <p>事業自体の管理体制には疑念が残るが、監査を機に事業の継続について検討し、廃止を決定していることから、措置としては妥当であるとする。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>事業の終了と共にホームページは閉鎖され、適切に措置されている。</p> <p>事業のスタート段階ではホームページによる情報の発信等、事業の必要性は高かったものとする。しかし、その後定期的な事業の継続の必要性についての検討がなされておらず、ホームページの更新管理が出来ていなかったことから、継続中の事業に対するモニタリングが十分ではなかったものとする。</p>

	事業を取り巻く環境は刻一刻と変化することから、事業自体の必要性、ホームページで発信されている情報の適切性等、定期的にモニタリングを行う体制づくりが望まれる。
	問題なし 指摘事項あり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span>

年度及び番号	平成 22 年度 91 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	新規外部資金活用事業分担金
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課（産業技術センター）
指摘件名	分担金の算定について
指摘内容	分担者に研究費を渡す際には直接費の 30%に相当する額の間接費を渡すことになっている。しかし、平成 21 年度の分担金算定及び支出にあたっては、当該間接費部分が含まれておらず、直接費部分のみ支出されている。要項等に沿った分担金の算定及び支出を行う必要がある。
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	ご指摘のとおり、本来直接経費の 30%相当額を間接経費として算定し支払うべきであった。しかし本事業の実施に影響はなく、分担者である熊本大学からも特段の申し出はあっていないため、平成 21 年分について改めての対応は行う必要はないと考えている。なお、平成 22 年度分については要項に沿った算定及び支出を行っている。
適時性	分担金算定及び支出においては、指摘後、翌年から適切に対応しており、適時性に問題はないと考える。
指摘の理解度	従来、分担金の表示方法は合算後の金額のみであったものを、直接費と間接費を分けて表示することで、計上漏れ防止に努めており、指摘に対する理解は十分であると考える。
措置の妥当性	「平成 24 年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）における研究分担に伴う研究経費（分担金）の受け入れについて（依頼）」の中でも、直接費と間接費を分けて明記しており、改善されている。 平成 21 年分の間接費支出漏れに関しては、科研費のガイドブックにおける間接経費に係る事務の中で、「研究代表者と研究分担者の所属する研究機関間の取り決めにより、直接経費の 30%以外の額を配分しようとする場合には、その額を送金して下さい」とあり、間接費の支給が 30%以外も認められていたことが判明した。
総合意見	<b>【意見】</b> 平成 21 年分の間接費支出漏れに関しては、科研費のガイドブックにお

	<p>いて、間接費の支給が 30%以外も認められる旨を規程していたことから、結果的にルール違反ではなかった。</p> <p>そのため当時、研究参事としては、記録としては残っていないが熊本大学との合意の下、間接費の支給は行わないと結論づけたようである。</p> <p>しかし、例外的な対応をとる場合、その判断根拠が重要であることから、今後は伺い書等に例外的対応をとることの理由を記載し、記録として残すべきである。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 22 年度 92 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	試験研究機械等備品類移設及び据置等業務委託事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課（産業技術センター）
指摘件名	委託契約について
指摘内容	<p>委託業務の内容には機械装置の据付、電気の配線工事も入っているが、それぞれの作業の専門性が強いことから、単独ですべての作業をできる業者は少ないものとする。実際落札した業者は他の業者を下請けとして使用しつつ業務を実施している。本来であれば、引越し業務と電気工事は全く異なる業種であることから、引越し業者は電気工事については下請けを利用することが多いと考える。このように単独で実施するのではなく、引越し業務と電気工事業務を分けて入札するか、電気工事については他の業者を落札業者の責任の範疇で使用することを認める旨を明記し、より多くの入札参加者を確保できるよう配慮することが期待される。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	<p>以下の理由により引越・据付業務に含めて業務委託を行った。</p> <p>① 試験研究機器など特殊な機器設置の場合、運搬業務に精密さを要求され機器を動かすという作業が電気工事の内容まで影響を受けることがあるため、引越し業務と電気工事業務を分けて入札するよりも、引越し業務落札者の責任の範疇で電気工事業者を選定し、両者間の連絡調整等も含めて一括して委託した方が、引越し業務全体が円滑に行える。</p> <p>② 予定価格積算ベースで、引越・機器据付業務に対する電気工事の割合が極めて低い（3.5%）ため、引越・据付業務に付随させて業務委託するのが妥当。今後、同様の業務委託が発生した場合には、業務の分割委託も含め、指摘内容を念頭に置き対応していくこととして</p>

	いる。
適時性	今回県としては、当時の判断が妥当であったか見直しを行っており、適時に対応をしたものと判断した。
指摘の理解度	<p>指摘の趣旨は、競争入札であるにも関わらず、参加業者が2社と少なく、競争原理による価格引下げ効果が期待できないことから、より多くの業者が入札に参加する工夫を求めたところにある。</p> <p>今回の引越し業務と電気工事業務は、横断的な専門能力及び知識が必要なため、県としては分割委託が適切ではないとの見解のみで、入札における競争性の確保に対する検討が十分なされていない。このため、指摘の趣旨を十分理解しているものとはいえない。</p>
措置の妥当性	競争性確保のための検討は具体的になされておらず、措置としては不十分であるとする。
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>今回、一般競争入札への参加があったのは2社である。参加資格には、営業種目「業務委託（14）運送業務[01]運送業務」の格付等級がAであることや現地調査を実施した者等が挙げられているが、業務委託内容やこれまでの実績から鑑み、実際に受託できる業者が限られた。</p> <p>当時の時間的な制約があったこと等の事情を鑑みれば、一括契約したことはやむを得ないとする。</p> <p>しかし、一般競争入札を導入することの目的は、競争性を確保することであり、できる限りコストを抑えることにある。よって、今後入札を行う際の参考とするべく、事後的に工夫の余地があったか検討することが望まれた。</p> <p>今後、他の業者を落札業者の責任の範疇で使用することを認める旨を明記する等、より多くの入札参加者を確保できるような工夫の検討を再度行い、その情報を記録として残すことが望まれる。</p>
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 22 年 93 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業 推進事業(太陽光 発電関連製品 研究 開発支援事業)
現在の所管課	商工観光労働部エネルギー政策課
指摘件名	企業化状況報告書の入手、保存について

指摘内容	<p>交付要領第 11 条 2 項に記載された補助事業完了後 5 年間報告義務のある企業化状況報告書が保存されておらず、報告の事実があったかどうか不明である。県として実施した補助事業の効果を把握する上でも要領に規定されている企業化状況報告書は必ず入手し、内容を検証したうえで、適切に保管する必要がある。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	<p>同補助事業は、産業支援課の他の補助制度を参考に平成 19 年度から 21 年度まで実施し、「企業化状況報告書」の提出についても要領で定めていたものの、企業への周知不足により、状況報告書未提出の状況となっている。ご指摘内容を踏まえ、補助事業者に対し、過年度分も含めた企業化状況報告書の提出を指示した。</p>
適時性	<p>指摘後速やかに提出指示がなされており、適時性に問題はないと判断する。</p>
指摘の理解度	<p>指摘した内容については理解され、措置されており、企業化状況報告書は入手されている。しかし、いったん提出された報告書を散逸させてしまっており、報告書入手の必要性を理解していなかったのではと疑わせる。</p> <p>その後、監査に向けて報告書を再度入手しており、監査実施日には報告書が揃っていた。</p> <p>もともとは産業支援課が行っていた補助事業であるが、産業支援課が所管していたところから報告書の入手が行われていなかった。引き継ぎを受けたエネルギー政策課でも、報告書入手の必要性を認識していなかったようである。</p>
措置の妥当性	<p>企業化状況報告書については一応入手されており、妥当と判断する。</p> <p>しかし、当該補助事業に関して、産業財産権等の出願・取得を行った場合には交付要領の規定により県に対して届出が必要となっているが、この届出がなされていなかった。</p> <p>この点について、ヒアリング実施時に指摘したところ、平成 25 年 11 月に産業財産権等取得等届出書が提出されている。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>上記のとおり、要領に規定された届出が未提出となっているものがあり、交付要領に従った事務手続き実施が徹底されていない。</p> <p>終了した事業だとは言うものの、自ら定めた交付要領の内容は十分に理解し、適切な事務手続き実施を徹底する必要がある。</p> <p>今後同様の事業が発生した場合に備え、課内のチェック体制について規程化する必要があると考える。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 22 年度 94 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	太陽光発電システム設置補助金事業
現在の所管課	商工観光労働部エネルギー政策課
指摘件名	検査における特例適用の確認について
指摘内容	検査調書では、特例適用の有無について「県内製造」「中小企業者」の欄にマルをつけるようになっていたが、それを検証した資料等の記載がなく、事後的な検証ができない。少なくとも、県内製造であればメーカー名を、中小企業者であれば該当する要件（資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下）のいずれに該当したのか、該当した要件及び該当事実を確認した資料名の記載が必要である。
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	昨年度の確定検査時には、現場での聴取や書類検査、パネルの目視等により確認し、検査調書を作成していたが、検査調書には、「県産パネル」か「地場中小発注」かにマルをつけるだけであり、根拠を記入する箇所は設けておらず、根拠資料も徴していなかった。今年度の補助制度では、県への報告書提出に際して、設置パネルの種類や工事発注先を記載させるとともに、工事契約書の写し等を添付するようすでに制度を改めており、根拠資料も徴している。今年度の確定検査用の検査調書も該当内容を記入するよう同調書様式を改めた。
適時性	指摘後速やかに措置されており、適時性に問題はないと判断する。
指摘の理解度	確認を実施したが、検証に必要な記載、資料の入手がなされており、指摘の理解は十分であると判断する。
措置の妥当性	同上の理由により、措置内容は妥当であると判断する。
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。
	<input checked="" type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 指摘事項あり <input type="checkbox"/> 意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 95 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	熊本県企業立地促進補助金事業
現在の所管課	商工観光労働部企業立地課
指摘件名	固定資産の取得の要件について

<p>指摘内容</p>	<p>「熊本県企業立地促進補助金交付要項」上は 取得した固定資産に対して補助金を交付することになっている。ここで「取得した固定資産」とは 地方税法第 341 条(固定資産税)に規定する固定 資産をいうものとされている。ただし「取得」に関しては、立地協定締結日以前に発注したもの及び操業開始後、実地検査日までに支払が行われていないものが除外されている。このような取り扱いは一般的な企業会計でいう「資産の取得」概念と異なる。</p> <p>また、地方税法第 341 条の関係においても要項上そのような取り扱いは明示されておらず、所管課内でそのような取り扱いとしているにすぎない。</p> <p>このような取り扱いとした理由は、施設整備補助金のような施設整備の実績に対して交付する補助金と異なり、本補助金は企業立地のインセンティブとして設けられているため、進出先決定や設備の増強に関する企業の意味決定時点を立地協定日と捉え、協定締結日以前の設備投資はインセンティブに関係しないものとして補助対象としていないためである。</p> <p>しかし、このような考え方は納品及び検収終了時を資産の「取得」時点とする一般的な理解と異なっており、制度の利用者側にとっては誤解を招くおそれがある。そのような誤解を防ぐために、補助対象となる資産の取得時期について、対象となる時点はいつか、発注をもって取得とするのか、納品検収を取得とするのか等を要項上明記すべきである。</p>
<p>措置日</p>	<p>平成 23 年 9 月</p>
<p>措置内容</p>	<p>平成 22 年度に企業立地促進補助金交付要項を改正し、第 6 条で「補助金の交付対象となる固定資産は、固定資産台帳の取得年月日が第 2 条第 1 項の立地協定締結日から第 5 条の操業開始日の間に限る。」とした。</p>
<p>適時性</p>	<p>指摘後速やかに要項の改訂が行われており、適時性に問題はないと判断する。</p>
<p>指摘の理解度</p>	<p>改正された企業立地促進補助金交付要項の第 6 条では、「補助金の交付対象となる固定資産は、固定資産台帳の取得年月日が第 2 条第 1 項の立地協定締結日から第 5 条の操業開始日の間に限る。」と明記し、取得対象と取得期間が明示される改正内容となっている。</p> <p>一般的な固定資産の取得の概念と、補助金が対象とする資産の取得の範囲は、その目的により異なる可能性は十分ある。このことを理解し、対象となる資産の取得の範囲を明確にしていることから、指摘の理解度に問題はないと判断する。</p>

措置の妥当性	<p>要項変更後の補助実績は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">平成 23 年度 18 件 2,625,540 千円 平成 24 年度 18 件 1,920,530 千円</p> <p>平成 25 年度に独自の取り組みとしてマニュアルの策定を計画している。指摘に関する措置の内容としては問題ないと判断する。</p>
	<p>指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">問題なし</span>      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 22 年度 96 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	熊本県企業立地促進補助金事業
現在の所管課	商工観光労働部企業立地課
指摘件名	交付申請に係る手続きの妥当性について
指摘内容	<p>熊本県企業立地促進補助金交付要項に基づく補助の手続きによれば、適用事業所申請書は 事業開始の 30 日前までに提出することとされている。また、事業開始後 10 日以内に事業開始報告書を提出することになっている。</p> <p>平成 21 年度の熊本県企業立地促進補助金に係る書類を閲覧したところ、平成 21 年度中に当該補助金を支出した 22 件中、適用事業申請書の受付日付が 30 日未満となっているものが 4 件あった。そのうち 1 件は操業開始後 10 日を超えて 事業開始報告書が提出されている。要項上、規則の不履行による罰則等は定められていないが、期日経過に関する猶予規定も定められていない。そうであれば、上記のような提出期限経過による不利益は補助金の申請者が負うべきであり、上記の事案については補助金の支給ができなかったはずである。</p> <p>今回の事例では書類の提出時期が遅れた理由に県側の事情もあったとのことである。したがって、一方的に申請者側の責任を問うことはできず、補助金の交付が行われたことについてもやむを得ないものとする。しかし、少なくとも、要項上定められた書類の提出が期限までに間に合わなかった旨及び期限後提出を是とする内部的意思決定が行われたことを証する稟議決裁を取っておくべきであった。</p>
措置日	平成 23 年 9 月

措置内容	ご指摘のとおり、今後は要項に定められた書類が提出期限までに間に合わなかった場合は、遅延の理由を文書で確認し、その適否について課長決裁を取ることとする。
適時性	指摘後速やかに今後の方針を検討しているが、同様のケースが発生していないことから、要項の改訂までには至っていない。
指摘の理解度	指摘後は、同様のケースが発生した場合、その理由を提出させ、補助金を支給すべきかの決裁をとる運用としていることから、指摘の内容は理解されていると判断する。
措置の妥当性	指摘後の補助実績は以下のとおりである。  平成 23 年度 18 件 2,625,540 千円 平成 24 年度 18 件 1,920,530 千円  また、平成 25 年度に独自の取り組みとしてマニュアルの策定を計画している。監査後、同様の事例が発生していないため、措置の内容を実際に確認できなかったが、少なくとも指摘に沿った事務手続きを行うこととしている姿勢は認められる。
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 97 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	産業支援サービス業等企業立地支援補助事業
現在の所管課	商工観光労働部企業立地課
指摘件名	補助金の消費税の取り扱いについて
指摘内容	平成 20 年度及び平成 21 年度の補助金算定基礎の内訳によると A 社の投下固定資産額 188,969 千円だけが税抜で処理されており、他のすべての支出は税込で処理され、補助金の交付がなされている。現行の交付要項等においては消費税の取り扱いが規定されていないが、消費税の課税事業者に対する補助金の算定は税抜金額ですべきである。消費税の取り扱いについて要項等で明確に規定し、適切な補助金交付がなされる必要がある。
措置日	平成 23 年 9 月

措置内容	産業支援サービス業等立地促進補助金交付要項を平成 22 年度に改正し、第 2 条第 1 項(8)で「消費税を含まない固定資産台帳の取得価額とする」と明記した。なお、参考までに旧要項では、県の政策判断として固定資産の取得額(消費税を含んだ額)を投下固定資産額の定義として補助金を算定していたが、平成 22 年度協定分からは審査時間の短縮及び領収書等の提出書類の削減のため、固定資産台帳の取得価額を基に補助金を算定している。
適時性	指摘後速やかに要項の改訂が行われており、適時性に問題はないと判断する。
指摘の理解度	課税事業者に対する補助金の交付において、消費税の取扱いを統一しなければ、課税事業者が消費税の申告をする際に、誤った申告をしかねないことから指摘したものであり、改訂後の要項上では「消費税を含まない固定資産台帳の取得価額」と取り扱いが明記されており、指摘内容は十分に理解されているものと判断する
措置の妥当性	同上の理由により、措置内容は妥当であると判断する。
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 98 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
件名	県からの補助事業等の財務事務の執行状況（各論）
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課（現 公益財団法人くまもと産業支援財団）
指摘件名	熊本 TL0 事業に係る特許権の資産計上漏れについて
指摘内容	公益法人会計基準によれば、無形固定資産である特許権については、その取得価額で資産計上することが求められているが、知的財産推進事業（熊本 TL0 事業）に係る特許権がテクノ産業財団の決算書においては資産計上されていない。計上が漏れているとのことから、今後改善の必要がある。
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	特許権の資産計上については当財団の会計顧問と打合せ中であり、早期に資産計上基準を設け、資産計上を行うよう指導する。なお、熊本 TL0 事業については平成 22 年度で事業を終了した。
適時性	指摘を受けた後、税務顧問と資産計上に向けた打ち合わせを開始しており、平成 25 年 4 月 1 日に特許権を計上済みとなっていることから、適時

	に対応されているものと判断した。
指摘の理解度	税務顧問と計上基準について相談しており、資産計上に向けた検討が行われ、特許権を計上していることから、指摘内容については理解されているものと判断できる。
措置の妥当性	<p>財団は平成 25 年 4 月 1 日をもって特許権を計上している。</p> <p>平成 22 年度末で熊本 TLO が終了したことから、特許権の整理を進めており、平成 25 年 4 月 1 日時点計上対象となる特許権は、熊本 TLO 関連のものは 0 件とのことである。</p> <p>その他の特許権については 4 件が計上対象となるが、取得時からの減価償却を考慮すると、平成 25 年 3 月末で簿価が残っている特許権は 2 件、合計 330,125 円であった。</p>
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 22 年度 99 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
件名	平成 18 年度包括外部監査指摘事項の措置状況
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課（現 公益財団法人くまもと産業支援財団）
指摘件名	工具備品等の固定資産への未計上について
指摘内容	平成 18 年度監査による指摘を受けた後、固定資産台帳への登録作業に取り掛かったが、担当者の病気等により作業が中断したため、未登録状態のままとなっていたようである。当年度の監査修了後、すぐに登録処理を実施したことから、現時点では改善されている。今後担当者に作業をまかせきりにするのではなく、作業の進捗状況を上席者がモニタリングし、作業の完了を確認するといった内部統制の構築が望まれる。
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	今後は、担当者の作業進捗状況については上席者が確認する体制で業務を行うよう指導する。
適時性	指摘後速やかに改善のための対応がなされており、適時性に問題はないと判断する。
指摘の理解度	措置内容としては、上席者の関与によるモニタリング体制の強化であったようだが、指摘後再度詳細に調査を実施したところ、登録漏れの原因としては固定資産として登録すべき支出に関する運用ルールが明確でなか

	<p>ったことにあったことが判明した。</p> <p>そのため、実際には会計処理規程による「備品」の定義の明確化、固定資産に登録すべき支出に対して使用する勘定科目の明確化等の防止的な改善は行っており、指摘に対する理解は十分であったと判断する。</p> <p>また、登録漏れを発見するためのチェック体制については、システム上で決済された支出伺いのデータが、そのまま仕訳データとなり、会計上固定資産が計上される。また、固定資産台帳に支出伺いをもとに登録がなされ、登録内容と会計データとの照合を実施していることから、登録段階における人為的ミスについても発見できる体制ができている。</p>
措置の妥当性	<p>上述のように、登録漏れを防止するための対応としては、「備品」の定義の明確化、使用科目の統一、上席者によるチェック体制の強化等を行っており、妥当な対応であったと判断する。</p> <p>また、入力する段階で人手を介することから、この段階でのミスのリスクは回避できないことから、固定資産台帳と会計データを照合することでミスを発見できる体制をとっており、妥当な対応であったと判断する。</p>
総合意見	<p>指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘事項あり    意見あり

年度及び番号	平成 23 年度 100 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	熊本県立劇場
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	募集要項について
指摘内容	<p>現在応募の条件について、熊本県が指定管理者制度の運用指針で定めている一般的な応募条件しか設定しておらず、組織的な条件を課していない。文化事業等を実施することが指定管理者の業務として求められていることから、このような専門性を必要とする事業については募集段階でノウハウをもった人員を確保できていることが望ましいが、少なくとも指定管理業務開始前までには人員確保されていることが前提で募集すべきである。人員体制についても評価項目に入っていることから、募集時点で具備していない場合には、協定締結時に人員体制を確認する等の検討が不可欠である。今後参加資格で明確に規定して、人員体制を具備していない事業者が指定管理者とならないように防御策を講じる必要がある。</p>
措置日	平成 25 年 3 月

措置内容	<p>文化事業については、資格制度があるわけではないため、職員の経験年数、実績等から判断せざるを得ない。また、指定管理者応募時の事業計画書における組織及び人員配置、類似業務の実績等により専門性についての審査は可能と思われるため、現段階でそうした条件は付していなかった。次回選定に向けて、類似実績や経験職員等も不在の企業が安易に応募できないように、応募条件にノウハウ(類似実績、経験職員等)を持った職員の有無や確保の見通し等の明確な条件を付することも検討する。</p>
適時性	<p>措置意見については、報告書が出されて4か月後には出されており、適時性に問題はないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>現時点では特に応募要件について対応はとられていない。</p> <p>所管課としては、自主事業の企画等、専門性の高い人員については確保が難しく、競争性の確保とのバランスを考えて、応募時点で雇用していることを条件とはしていないとのことである。</p> <p>しかし、指定管理者に選定されたものの、指定管理業務の達成に重要な影響を与える人材の確保ができなかった場合のリスクを考えれば、そもそもこのような団体は応募すべきではないとも考えられる。</p>
措置の妥当性	<p>平成28年度に新たな募集を行う予定であり、現段階では具体的な検討は行っていない。</p> <p>しかし、指定管理者の応募の段階でそもそも能力の欠けている業者が指定管理者に選定されることのないよう、十分な検討が必要である。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>応募者に提出してもらった提案書の中に、現在の指定管理者からの雇用の引継ぎをできるかという項目があることから、人員の引継ぎを前提に人員配置計画を立ててくる業者もある。所管課としては、このような項目を追加することで、人員確保が現実的に可能であるか慎重に検討することで、県民へのサービスレベルが下がることの無いよう、慎重に検討することとしている。</p> <p>現在の熊本県立劇場の指定管理業務は、施設の管理業務と自主企画事業の両方が内容として入っている。この点、自主企画事業は専門性が要求され、人材の確保に苦勞するものと考えられるが、施設の管理業務については参入障壁は高くない。今後、施設の管理業務と自主企画事業とを分離し、それぞれの業務で競争性を確保するための工夫をする等、抜本的な検討が望まれる。</p> <p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 23 年度 101 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	熊本県立劇場
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	指定管理者選定委員の人選について
指摘内容	<p>評議員は理事の業務執行に対する諮問機関あるいはチェック機関であるが、財団の関係者であることから、選定委員に選出することは適切でないと考える。これは、平成 20 年度時点の運用指針においては、選定委員に指定管理者の役員等を選んではならない旨の規定が存在しておらず、明確に禁止していなかったためとのことであるが、選定委員会の第三者からの外見的独立性を確保するためには、選定委員の人選をもっと慎重にすべきであったと考える。なお、この点については、平成 23 年 8 月改正の運用指針においては明確に禁止されたことから、平成 23 年度の第 3 期指定管理候補者選考委員会においては外部委員のみの人選に改善されている。また、学識経験者ということで流通経済研究所の役員を選出してあるが、有している知識の内容としては財団の経営面等とのことから、財務専門家である公認会計士と領域が重なると考える。むしろ、利用者の代表等を選定委員に入れることで、利用者へのサービスレベルの向上につなげることが重要であると考え。なお、この点についても、平成 23 年度の第 3 期指定管理候補者選考委員会では、利用者代表を選考委員に加えるよう改善されている。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>第 2 期指定管理者の選定委員会(平成 20 年)の委員に指定管理者の役員『(財)熊本県立劇場の評議員＝県地域振興部次長』が就任していたが、これは熊本県立劇場の所管課である文化企画課が所属する部の責任者という立場で、公平・公正な審査を行うことを前提として就任したものであり、選定委員の選定に関して慎重な人選がなされなかったということではないと考えている。なお、平成 23 年度の選考委員は運用指針の改正に合わせて全て外部委員のみで構成され、そのうち 1 名は利用者代表に改善した。</p>
適時性	<p>措置意見については、報告書が出されて 4 か月後には出されており、適時性に問題はないと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>指定管理者の選考委員の独立性が確保されることの重要性を理解されており、県職員を選考委員として残すことは問題であることを理解したうえで、選考委員を選任していることから、特に問題はないものと判断した。</p>

措置の妥当性	指定管理者の選考委員の独立性が確保されることの重要性を理解されており、熊本県庁を職員が選考委員として残すことは問題があると理解したうえで、選考委員を選任しており、第3期からは全員が外部委員になっている。特に問題はないものと判断した。
総合意見	指摘事項に対して、適切な措置がとられており、特に問題はないものと判断した。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 23 年度 102 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	熊本県立劇場
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	管理運営経費の収支報告について
指摘内容	財団からの事業報告総括表に記載されている管理運営経費の収支決算は法人全体の収支報告であり、協定に基づく施設としての管理運営経費の収支を正確には表わしていない。仕様書にも記載されているとおり、協定に基づく管理運営業務と財団の他の事業及び法人運営費は区分されるべきであり、少なくとも、役員会開催経 費、役員報酬等の法人全般の運営に関する経費は除かれるべきである。財団は平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行の予定であり、平成 20 年度公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益 事業等会計及び法人会計の 3 区分により財務諸表が作成されることになる。したがって、平成 24 年度以降は法人会計部分の収支は 除かれることになり、県立劇場の管理運営経費の収支状況をより 適切に報告することになると考えられる。公の施設である県立劇場に指定管理者制度を導入したからには、所管課において本来の施設の管理運営経費の支出を把握する上でも、財団に対して仕様書に規定しているとおり事業を区分し会計処理するよう指導し、管理運営経費の収支報告の適切な報告を求めるべきである。
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	県立劇場は、指定管理業務委託契約に基づき、県立劇場の施設維持管理。貸与、使用料の徴収、文化事業等を実施している。これまで 1 法人、1 指定管理施設であり、財団法人として、区分経理もなかったため、指定管理業務に係る会計と法人会計(法人運営全般に係る経費＝理事会・評議員会、予算・決算書作成、退職金等)を区分せずに、報告されていた。平成 24 年度からは公益財団法人に移行し、会計は、公益目的事業会計(文化 振興に係る

	<p>事業)、収益事業等会計(文化振興以外に係る事業)、法人会計に3区分され、平成23年度の管理運営に係る業務報告においては、指定管理業務に係る事業〔公益事業会計、収益事業等会計〕の収支は明確になっている。なお、口座の区分については、施設使用料の収納口座と財団口座は、区分されているが、財団口座については、業務会計と法人会計には区分することができない。これは、法人会計(総務課職員の人件費など)は、机上の計算で按分されているためであり、現実に区分することは困難と考えている。</p>
適時性	<p>措置意見については、報告書が出されて4か月後には出されているものの、管理運営費の報告については、熊本県側が求める方法で適切に報告される必要があるが、現在検討中であり、対応は完了していなかった。</p> <p>これは指摘にある業務区分のレベルや、報告の詳細度についてはどこまでやるべきか判断に迷っており、対応が遅れたためである。措置はまだ完了していないことから、適時性には問題があると判断した。</p>
指摘の理解度	<p>管理運営費の報告については、熊本県側が求める方法で適切に報告される必要があるが、現在検討中であり、対応は完了していなかった。指摘の内容については理解しているものの、解決段階で結論がでていないことから、理解に関しては問題ないものと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>財団からは事業区分の案として、委託契約にある8事業に経費を区分して報告してみている。しかし、熊本県としては「貸館事業」と「公益事業」に分けて収支状況をモニタリングできれば十分ではないかと考えている。(公益目的事業：文化事業、施設貸与事業：施設貸与事業、雑収入事業)</p> <p>また、報告すべきは支出項目のみであり、財団の収入項目については報告する必要はないと考えている。県側は指定管理者の契約の段階で作成している事業ごとの予算額をもとに終始バランスが取れているか検討すれば足りると考えている。</p> <p>しかし、指定管理者の受託事業の継続性の前提として、収入と支出のバランスにも配慮する必要があることから、支出面だけでなく、収入項目の内容についても把握しておく必要がある。また、収支項目についてもできる限り詳細に把握できた方が分析には有用である。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>まだ事業区分の案が固まっていないことから、事業報告書の案は作成されていない。指定管理者の受託事業の継続性の前提として、収入と支出のバランスにも配慮する必要があることから、支出面だけでなく、収入項目の内容についても把握しておく必要がある。また、収支項目についてもできる限り詳細に把握できた方が分析には有用である。</p> <p>今後様式について考えがまとまれば、報告するとのことであるが、早急に様式を確定させ、モニタリングを実施する必要があると考える。</p>

	問題なし	指摘事項あり	意見あり
--	------	--------	------

年度及び番号	平成 23 年度 103 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	熊本県立劇場
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	モニタリング体制について
指摘内容	指定管理者については、年に一度実地調査を実施し、必要に応じて随時調査を実施する必要があるが、平成 22 年度においては実地調査を実施していなかった。指定管理者に対する実地調査と、出損団体に対する検査の二つを実施する必要があるが、本年度は時間的な余裕がなく実地調査が実施できていなかった。必ずしも両者を別々に実施する必要はなく、一度にまとめて実施しても問題ないとする。同時に実施する等して工夫することで、両者を適時に実施する必要がある。
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	県立劇場に対する調査等は、①熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運営指針に基づく実地調査(毎年度実施)、②公益民法法人に対する立入検査(少なくとも 3 年に 1 回)、③財政援助団体等に関する監査(概ね 3 年に 1 回)等があり、本来であれば調査の目的も異なるため、計画的に個別に実施すべきであるが、日程等の調整ができない場合は、まとめて同時に実施することも検討する。なお、平成 23 年度においては平成 24 年 3 月に実地調査を実施済みであり、平成 24 年度も平成 25 年 2 月に実施。
適時性	措置意見については、報告書が出されて 4 か月後には出されており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	平成 23 年度において①の実地調査を失念していたのは、人事異動のときの内部引継ぎが十分ではなかったことが原因のようであり、単純な人為的ミスであったと考える。 現在は担当者も監査の種類、頻度を十分理解しており、指摘の内容については十分理解できているものと判断した。
措置の妥当性	文化企画課に対する監査としては、①は毎年実施している。②については平成 26 年度までに実施する予定である。 ③については監査委員事務局の方で実施するものであり、前回は平成 24 年度に実施していることから、次回は平成 27 年度までに実施される予定であり、措置の状況としては特に問題はないものと判断した。 ただし、3 年に一度の監査もあることから、10 年先までのスケジュール

	ル表等は作成する必要があると考える。
総合意見	<p>平成 24 年度以降は毎年実地調査がなされており、実施漏れはなかった。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今後数年先までの監査スケジュール表を作成することで、担当者が交替となったときも調査漏れが発生しないよう、情報の残し方に工夫が必要であるとする。</p> <p>なお、監査後に 10 年後までの監査スケジュールを作成されていることを確認した。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 23 年度 104 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	熊本県環境センター
現在の所管課	環境立県推進課
指摘件名	指定管理者の管理経費の収支決算報告について
指摘内容	<p>平成 18 年 4 月から指定管理者は㈱キューネットが指定されており、平成 18 年度以降各年度の管理経費の収支決算は収支差額がゼロとして報告されている。これは各年度の収支決算を見る限り、事務員等の人件費は計画(予算額)に対して実績額とは差額が生じており、各年度ともに業務管理費で調整し収支を一致させているためである。</p> <p>平成 20 年度の指定管理者の選定時における所管課の予定価格・基準価格の算定においては保守点検、清掃、警備、植栽管理、修繕等の費用合計額に 5.3%の業務管理費を乗せて基準価格を設定しており、業務管理費部分が指定管理者の利益(インセンティブ)となっていると考えられる。</p> <p>しかし、指定管理者からなされる管理経費の収支決算においては、各事業年度において協定に基づき実施し支出した業務の経費実績を報告すべきであり、また、指定管理者において本社の管理費用等を当該業務に配賦する必要がある場合には、県に提出した事業計画時の配賦基準をもって管理経費を報告するか、管理経費の配賦基準を見直した場合はその内容を報告すべきである。</p> <p>なお、管理経費の配賦基準が見直された場合には、所管課はその内容を点検・確認する必要がある。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	指摘事項については、内容を確認し、経費の項目間の調整により委託料

	<p>の範囲内で業務が可能であったものであり、特に問題はないと判断した。</p> <p>また、これまでも、指定管理者から毎年度提出される事業報告書の中で管理経費の実績額について見直しがあった場合はその旨報告を受けているが、今後も、管理経費について計画額と実績額との相違がある場合については、その変更内容を点検・確認していくこととする。</p>
適時性	<p>包括外部監査結果報告書提出から現在に至るまで、特に改善に向けた取り組みはなされていない。</p>
指摘の理解度	<p>本件の指摘は、業務管理費の計上基準が<u>実際に支払った金額もしくは事前に指定管理者が設定していた配賦基準に従って配賦された金額であるかにつき、県として確認を行うべきである</u>、との指摘であったが、上記措置はこれに対する回答としては不十分と思われる。</p> <p>指定管理者からの平成 23 年度、平成 24 年度分の事業報告を見る限り、収支差額はゼロのままであり、人件費の予算超過分を業務管理費で調整しているように見受けられる。</p> <p>また、人件費へ振り替えた残余の業務管理費については、本社からの配賦額等ということで、説明を受けるようにはなっていたものの、項目毎の金額・配賦基準等は明らかになっていない。</p> <p>指摘内容に対し十分に対応できていなかったものと判断する。</p>
措置の妥当性	<p>業務管理費の内訳の予算と実績の差異の内容につき、報告を受けるようにした点については改善されている。</p> <p>ただし、主要な指摘事項である、実績に基づく業務管理費の計上とその内容の確認については項目毎の単価や積算基準等の確認が不十分であり、現在の措置内容は妥当とはいえない。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>前回の指摘内容のうち、収支の差額が生じた理由を指定管理者に確認している点は評価できるが、指摘内容が収支計算書に記載されている配賦基準の確認まで求めていることから、予算・実績の項目毎の金額の根拠まで確認する必要があった。その点不十分であるため、今後改善を要望する。</p> <p>指定管理者との協定書において、帳票等を備え経理状況を明らかにする旨明記されている以上、管理に要する支出は実際の支出に基づくもの、および予算段階で認めた基準によって配賦された本社経費等が計上される必要がある。</p> <p>県としては上記のような考え方にに基づき収支が記載されているかどうか、また、配賦経費等が発生する場合は、その根拠が著しく不当なものはないかどうか、予算の際に認めた配賦基準が変更された場合、その変更が合理的か、等を確認する必要がある。</p> <p>その確認にあたっては、年度によって重点的に確認する項目を定めるな</p>

	<p>ど、事務効率化にも配慮し、効率的かつ効果的にチェックする必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>前回の指摘にもあるとおり、指定管理料収入と実際の支出との間には相応の差異が生じるのが通常であり、その差額を業務管理費部分で調整し収支を一致させることは、会計報告をする上で問題があると考えます。</p> <p>指定管理者としては、収支差額が発生すると次回の指定管理料に影響を与える可能性があることから、収支差額がゼロとなるように収支を一致させて報告しているものと考えます。</p> <p>今後は、収支差額が指定管理者の経営努力によるものであれば、次回の指定管理料に影響を与えることはしないようにし、指定管理者の努力を引き出す対応を検討すべきです。このためには、業務管理費の内訳である本部費等の費用配賦のルールについても予算の際に明らかにするよう指定管理者にも求めた上で、所管課は予算及び実績報告の際に収支計算書の計算基礎まで提出させる等の努力が期待される。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 23 年度 105 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	富岡ビジターセンター（以下 富岡 VC）
現在の所管課	環境生活部自然保護課
指摘件名	展示品の備品としての管理について
指摘内容	<p>天草 VC と同様の理由で、放映装置として大型スクリーンや液晶モニターが導入されているが、これらが展示品として扱われており、県の作成する備品管理台帳には登録されていない。</p> <p>県の所有する資産の範囲を明示しないことで、管理責任の分担があいまいになる可能性があるとともに、資産流用のリスクも生じる。</p> <p>展示物の中でも、映像放映に使用する装置など高額なもの、他の用途への流用が可能なものについては、県としても備品として適切な管理を行うべきである。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>展示品については、公有財産台帳に建物付属品として一括登録し管理することとするが、個々の展示品については登録できないため、備品台帳に準じた展示品台帳を整備し適切に管理を行うこととする。</p>

適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 ヶ月を経過しているが、その間改善に向けた取り組みがなされていることから、適時性に関して問題はないと判断した。
指摘の理解度	指摘内容通りに改善が行われているわけではないが、ほぼ同等の対策が行われており、理解度に関して問題はない。
措置の妥当性	過去の工事内容から当初の取得価額等を調査することが困難であったため、展示品、映像装置については「展示品一覧表」、「展示構成リスト」もしくは「映像装置一覧表」として、作成されている。当該台帳に基づき、展示物等が実際に存在するかをサンプルでチェックを行ったが、両者は一致しており、措置内容はおおむね妥当であると判断した。
総合意見	<p>【意見】</p> <p>現状の対処は、費用対効果の観点から当初の工事内容等を遡って調査できないことから、あくまでやむを得ず行われているものとする。</p> <p>今後、建物の建築に合わせて備品等を取得する場合は、見積内容を精査して、備品に該当する部分は備品として管理するようにすることが望ましい。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 23 年度 106 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	天草ビジターセンター（以下天草 VC）
現在の所管課	環境生活部自然保護課
指摘件名	選定時の採点方法について（天草 VC, 富岡 VC 共通）
指摘内容	<p>指定管理者制度が浸透し、選定委員においても応募者からの提案内容を吟味し、それに即して採点することは可能になったものと考えられる。</p> <p>他の部署では審査委員が直接採点する事例もあることから、段階評価ではなく直接採点する方法に改めることを検討すべきである。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>人事課からの通知「平成 24 年度の指定管理者選定に係る留意事項について（平成 24 年 6 月 29 日付け人第 158 号）」において、「審査における選考委員の採点について、配点の枠内で直接選考委員が採点を行う方法とする。（採点にあたって、3 段階評価や 5 段階評価は行わない。）」という見直しを示され、これに沿った採点方法に改める。</p>

適時性	<p>包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 ヶ月を経過しているが、人事課より平成 24 年 6 月 29 日付けで平成 24 年度の指定管理者選定に係る留意事項についての通知を受け、所管課サイドで採点方法の見直しを供覧により確認しており、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。</p> <p>なお、天草 VC の平成 25 年度の指定管理者の選定から平成 25 年 3 月改正の運用指針での提案価格の得点の算式に基づき得点を計算している。</p>
指摘の理解度	<p>指摘事項に関して、人事課からの通知により所管課においても採点方法の見直しがなされており指摘内容の理解度は十分である。</p>
措置の妥当性	<p>これまでの段階評価を改め、選考委員が直接採点する方法を採用しており、指定管理者選定時の選考委員会における各選考委員の採点に客観性が担保され、選考委員の選定判断がより反映される仕組みとなっており、妥当なものとする。</p>
総合意見	<p>段階評価ではなく直接採点する方法に改めるという指摘事項に対する改善措置は適切になされている。</p> <p>また、平成 25 年度における指定管理者の選定に係る事務は、平成 25 年 3 月に改正された運用指針に則り適切に行われていた。</p> <p>なお、「平成 24 年度の指定管理者選定に係る留意事項について（平成 24 年 6 月 29 日付け人第 158 号）」の通知及び平成 25 年 3 月改正の運用指針における提案価格の得点の算出方法では、1 団体のみ応募の場合や、応募者の中で提案価格が最低の場合には、配点の満点が付される結果となっている。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 23 年度 107 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	天草ビジターセンター（以下天草 VC）
現在の所管課	環境生活部自然保護課
指摘件名	展示物の管理について
指摘内容	<p>展示物の一覧がないため、リスク分担項目における「施設、設備の損傷」「資料等の損傷」の責任があいまいになる可能性がある。</p> <p>富岡 VC の指定管理に関する協定書には、展示物の一覧が添付されているため、天草 VC においてもこれと同様に展示物の一覧を作成し、協定書締結の際にもこれを明示することで、指定管理者が管理すべき展示物の範囲を明示すべきである。</p>

措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	天草 VC の展示物一覧については、指摘のとおり協定書への添付が行われていなかったことから、第 3 期(平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月)の協定書内では、「天草ビジターセンター展示品構成リスト」として明示している。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、その間改善に向けた取り組みがなされており、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	平成 24 年 3 月に締結された、新たな協定書を閲覧したところ、備品については「施設概要書」の中において、また、展示品については「天草ビジターセンター展示品構成リスト」して内容が明示されており、理解度に問題はないと判断した。
措置の妥当性	平成 24 年 3 月に締結された、新たな協定書において指定管理者が管理すべき備品及び展示品が明記されており、熊本県との危険負担の関係が明確にされていたことから、措置内容はおおむね妥当である。
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>今後の検討課題として、指摘番号 105 番、108 番にある通り、展示品のうち備品として取り扱いが可能なものについては、備品台帳に含めて管理することを検討すべきである。</p>
	問題なし      指摘事項あり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span>

年度及び番号	平成 23 年度 108 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	天草ビジターセンター
現在の所管課	環境生活部自然保護課
指摘件名	展示品の備品としての管理について
指摘内容	<p>展示品とされているものの中には、天草の自然を紹介するビデオの放映装置(液晶モニターや、ブルーレイディスク再生装置など)が含まれているが、これらは展示品として扱われており、県の作成する備品管理台帳には登録されていない。</p> <p>理由は、「工事で設置した設備について備品登録は不要」との担当部局の見解に基づき、備品として登録を行っていないためであった。</p> <p>県の所有する資産の範囲を明示しないことで、上記 4. 展示品の管理についてと同様に責任分担があいまいになる可能性があるとともに、資産流用のリスクも生じる。</p>

	展示物の中でも、映像放映に使用する装置など高額なもの、他の用途への流用が可能なものについては、県としても備品として適切な管理を行うべきである。
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	展示品については、公有財産台帳に建物付属品として一括登載し管理することとするが、個々の展示品については登載できないため、備品台帳に準じた展示品台帳を整備し適切に管理を行うこととする。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、その間改善に向けた取り組みがなされており、適時性に問題はないと判断する。
指摘の理解度	指摘内容通りに改善が行われているわけではないが、ほぼ同等の対策が行われており、理解度に関しては問題ない。
措置の妥当性	過去の工事内容から当初の取得価額等を調査することが困難であるため、展示品、映像装置については「展示品一覧表」、「展示構成リスト」もしくは「映像装置一覧表」として、作成されている。当該台帳に基づき、展示物等が実際に存在するかをサンプルでチェックを行ったが、両者は一致しており、特に問題はなく、措置内容はおおむね妥当である。
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>現状の対処は、費用対効果の観点から当初の工事内容等を遡って調査できないことから、あくまでやむを得ず行われているものと考ええる。</p> <p>今後、建物の建築に合わせて備品等を取得する場合は、見積内容を精査して、備品に該当する部分は備品として管理するようにすることが望ましい。</p>
	問題なし      指摘事項あり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span>

年度及び番号	平成 23 年度 109 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	熊本産業展示場
現在の所管課	商工観光労働部くまもとブランド推進課
指摘件名	当初の指定管理者の選定結果の妥当性について
指摘内容	平成 17 年度の申請書類を確認したが、「人員については(財)グランメッセ熊本の人員を雇用する予定」との記載があり、申請時点では人員の確保ができていなかったことが推測される。にもかかわらず、人的能力の項目については(財)グランメッセ熊本と熊本産業文化振興(株)は他の応募者に比して高い評価を受けている。

	<p>文化企画事業等を実施することが指定管理者の業務として求められていることから、このような専門性を必要とする事業については応募段階でノウハウをもった人員を確保できていることが望ましいが、少なくとも指定管理業務開始前までには人員確保されていることが前提で応募すべきである。</p> <p>人員体制についても評価項目に入っていることから、応募時点で具備していない場合には、協定締結時に人員体制を確認する等の検討が不可欠である。</p> <p>今後参加資格で明確に規定して、人員体制を具備していない事業者が指定管理者とならないように防御策を講じる必要がある。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	次回選定に向け、参加資格条件の中に人員確保に係る規程方法を検討し、協定時にも体制を確認する。
適時性	包括外部監査結果報告書提出後現在に至るまで、措置内容に記載されているような規程内容の具体的な変更までは行われていない。
指摘の理解度	措置内容に記載されている措置が実際にはまだ行われていないことから、現時点で指摘の理解度を確認することができない。
措置の妥当性	<p>当施設に関する指定管理者の次回選定は平成 27 年であることから、現時点で上記措置内容のとおりになっているかは確認できない。</p> <p>なお、当施設と同じく、くまもとブランド推進課が所管している「観光物産交流スクエア」に関する指定管理候補者の資料を閲覧したところ、少なくとも現場管理者 1 名については候補者企業の職員を配置する旨の記載があり、その他の職員は指定管理者となった後に採用され、実際に活動していることを所管部署の職員が現場に赴き確認している。</p>
総合意見	<p>実際の改善状況については、次回の指定管理者選定状況をチェックする必要があるが、類似する施設での事例を見る限り、現時点では問題がないものと判断する。</p> <p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 23 年度 110 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	熊本産業展示場
現在の所管課	商工観光労働部くまもとブランド推進課
指摘件名	選定内容の妥当性について

指摘内容	<p>平成 22 年度の選定委員会において、外部委員は全員次点の応募者の方を高く評価している一方、内部委員は全て指定管理者となった熊本産業文化振興(株)を高く評価している。結果的に内部委員の評価結果は指定管理者が次点を大きく上回る点数を付けていることから、熊本産業文化振興(株)が指定管理者に選定されている。</p> <p>外部委員が指定管理者について高く評価していない項目についても、内部委員は高く評価しているが、どうしてこのように評価結果が分かれたか、判断根拠がわかる記録は残されていない。</p> <p>今後、評価過程、判断根拠等の記録を残し、選定過程の透明化を強化する必要があると考える。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>平成 23 年度の選定から選考委員はすべて外部委員となった。</p> <p>次回選定に向け、審査において意見が対立した場合の考え方など、選定過程が明らかになるような記録等について検討する。</p>
適時性	<p>選考委員の構成については、措置内容に記載のとおり、平成 23 年度から、全て外部委員となっており問題はない。</p> <p>審査において意見が対立した場合の考え方については、包括外部監査結果報告書提出以降、当該施設において選考事例がないため、同部署が管轄している別施設における選考状況を確認した。結果として、委員の意見等の記録に関し特に問題と思われる点はなく、適時性に関して問題はないものと判断した。</p>
指摘の理解度	選考委員から内部委員を外し、より透明性の高い選考過程となるよう留意する等、指摘事項に対する理解の程度に問題はない。
措置の妥当性	<p>当施設に関する指定管理者の次回選定は平成 27 年であることから、現時点で上記措置内容のとおりになっているかは確認できない。</p> <p>なお、当施設と同じく、くまもとブランド推進課が所管している「観光物産交流スクエア」に関する指定管理者選定過程の資料を閲覧した限りにおいては、措置内容のとおり全て外部委員が採用されており、採点の結果等についても特に問題があるような点は見られなかった。</p>
総合意見	<p>実際の改善状況については、次回の指定管理者選定状況をチェックする必要があるが、類似する施設での事例を見る限り、現時点では問題がないものと考えられる。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 23 年度 111 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	熊本産業展示場
現在の所管課	商工観光労働部くまもとブランド推進課
指摘件名	提案書における類似施設の管理実績の記載について
指摘内容	<p>熊本産業文化振興(株)はグランメッセ以外の施設管理実績がないことから、協力会社（再委託先）の管理実績を提案書に記載している。</p> <p>これは同社の実績とはみなせない。共同事業体であればこのような記載も問題ないとするが、再委託先の実績を記載することは問題があると考ええる。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>申請者の実績としてはとらえていない。</p> <p>施設運営方法として再委託を取り入れることと、その参考として説明されたものと考えているが、誤解がないよう改善する。</p>
適時性	<p>包括外部監査結果報告書提出から現在に至るまで、特に改善に向けた取り組みはなされていない。</p>
指摘の理解度	<p>指摘の本旨は、「外部の第三者が申請書類等を閲覧した場合においても、誤解を与えないよう、資料の構成等に配慮する必要がある」というものであるが、措置内容はあくまで「県として、記載事実を申請者の実績としてとらえてはならず、参考情報として認識している」との回答を行っているものであり、指摘の趣旨の理解が不十分である。</p>
措置の妥当性	<p>当施設に関する指定管理者の次回選定は平成 27 年であることから、現時点で上記措置内容のとおりになっているかは確認できない。また、同じ部署の管轄する他の施設においても、当事例のように指定管理（候補）者が一部の業務を再委託に出すといった事例は確認できなかった。</p> <p>したがって、現時点で措置の妥当性まで確認することはできなかった。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>再委託先の情報を、やむを得ず指定管理者選定の際に添付しなければならないのであれば、以下のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理候補者の提出資料に含めずに、別紙に「参考資料」と明示したうえで添付する</li> <li>・再委託先の情報は参考情報であり、指定管理者選定の直接的な判断材料とはならない旨を当該資料に明示する。</li> <li>・外部委託先と指定管理候補者との間での委託契約の確約が取れているかどうかを明示する資料を添付する。仮に確約が取れていない場合、評価</li> </ul>

	<p>点を減じる</p> <p>上記のように、申請者が実績を有しているかどうかを明確にすることで、申請時点において自社で実績を有する指定管理者と不公平が生じないよう配慮することが望まれる。</p>
	<p>問題なし      <span style="border: 1px solid black;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>

年度及び番号	平成 23 年度 112 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	観光物産交流スクエア
現在の所管課	商工観光労働部くまもとブランド推進課
指摘件名	管理運営経費の支出状況について
指摘内容	<p>毎年度の事業報告書を見ると、利用料収入の金額と管理運営経費の金額が同額となっている。</p> <p>利用料金のうちから管理経費を賄うというのは、管理運営経費を利用料金の枠でしか支出できないという趣旨ではないはずである。少なくとも収入と支出は別個に発生するのであるから、ある年度では収入超過、ある年度では支出超過となるのが通常である。</p> <p>指定管理者は当施設の他にも類似の施設を独自事業として行っている。法人会計全体では法人の独自事業と指定管理業務との費用振り分けの結果、指定管理業務では平成 22 年度で 860 千円の支出超過となっているとのことである。また、支出超過分は他の法人会計からの繰入により補填しているとのことであった。そうであれば、そのような事実を報告しなければ、事業報告書が運営の状況を正しく表していないことになる。今後は収支の実態を反映した報告書を作成する必要がある。</p> <p>なお、平成 23 年度からの事業報告書では現状を正しく反映した収支報告書を作成するよう、指導したとのことである。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	指摘を踏まえ、改善済み。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、その間改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関して問題はないと判断した。
指摘の理解度	平成 23 年度の事業報告書を確認したところ、2 百万円の支出超過として報告されており、収入と支出が一致していないことから、正しく指導されていたものとする。

	<p>また、指摘後事業報告書の内容を確認するために、指定管理者の事務所に赴き、元帳や証憑類との照合作業まで行っていることから、指摘の趣旨は十分理解されているものと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>指摘を受けて指定管理者の事務所まで赴き、確認作業を実施しており、また決算に関する指導も行っていることから、措置としては妥当なものであったと考える。</p> <p>ただし、このような所管課の対応についてルール化は不十分であり、指定管理マニュアル等を利用しているレベルである。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>指摘の趣旨は、県として指定管理者の経理実態を把握し、明瞭な会計帳簿の記載がなされているか、チェックを行っているかという点にある。</p> <p>今回の例では、指摘後適切に対応をとっているが、今後担当者が代わっても同様のチェック体制がとられる必要がある。また、担当者の経験等によりチェックのレベルに差が出ることは望ましくなく、所管課の会計的な知識の向上を図り、適切に状況把握ができる体制をつくる必要がある。</p> <p>今後指定管理者の事業報告書のチェックについて、所管課内での会計に関する知識を高める研修等を実施するとともに、チェックリストの利用等によるチェック体制の統一が望まれる。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 23 年度 113 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	牛深漁港 漁港浄化施設
現在の所管課	農林水産部漁港漁場整備課
指摘件名	選定委員の選任について
指摘内容	<p>熊本県では委員の40%を女性とする県の計画があるため、農林水産とは専攻分野が異なる教育学部の教授なども選任されている。</p> <p>しかし、学識経験者として選任するのであれば、男女の区別にとらわれることなく専門とする人材を選任すべきである。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>今回の選任からは、男女共同参画の観点から男女の比率に配慮しつつ、専門知識を有する人材を選任するよう務める。</p>
適時性	<p>包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。</p>

指摘の理解度	指摘事項に関して、選考委員会委員候補者の各種専門家枠については当該施設の管理に関連した専門分野を明確に説明した上で各専門家を選考するよう徹底されており、指摘内容の理解度は十分である。
措置の妥当性	指摘事項に関して公表した措置内容を踏まえ、平成 25 年度の指定管理者の選定手続から、選考委員会委員候補者に学識経験者、財務専門家以外に漁業関係者や環境化学専門家及び施設の維持管理の面から建築専門家の各種専門家を選任し、また、第三次熊本県男女共同参画計画（各種審議会等委員への女性登用率 40%）にも配慮しており、措置内容及び指摘後における指定管理者の選定手続における委員の選定は妥当である。
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされており、措置公表後の事務手続も適切に行われている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 23 年度 114 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	牛深漁港 漁港浄化施設
現在の所管課	農林水産部漁港漁場整備課
指摘件名	配点方法による評価の逆転について
指摘内容	<p>ある候補者の得点について委員の評価を個別に見たところ、ある委員の 5 段階評価での総評点は 7 点であり、別の委員のそれは 8 点であった。しかし、掛け目をかけた後の総得点は前者が 26.7 点であり、後者が 25.7 点となっている。</p> <p>すなわち、5 段階評価では高い評価 を付けた委員の採点が総得点では低くなるという逆転が生じている。このような逆転が生じるのは、審査項目とその配点によって 1 段階の評価で得られる得点が異なるためである。つまり、小配点ではなく一括して配点された項目は相対的に 1 段階当たりの評価が高くなり、ここで高い評点を得られた方が総得点としては高くなる。</p> <p>今回のケースでは落選した候補者に係る委員間の評点であったため、選定結果に影響を及ぼすことはないが、候補者間で接近した評点を争うような場合には選定委員の評価が正しく評点に表されない可能性もある。</p> <p>現在の評点付加方法を継続するのであれば、 審査内容ごとの配点方法について注意を払う必要がある。</p>
措置日	平成 25 年 3 月

措置内容	平成 24 年度以降の審査にあたっては、段階評価は行わず、配点の枠内で直接選考委員が採点を行う方法とするよう、全庁的に統一が図られることとなっている。次回の審査では選考委員に対して十分に各審査項目に対する採点基準を説明し、配点枠内で採点を行うこととする。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。
指摘の理解度	指摘事項に関して、人事課からの通知（平成 24 年 6 月 29 日付け人第 158 号「平成 24 年度の指定管理者選定に係る留意事項について」）により、所管課においても採点方法の見直しがなされており指摘内容の理解度は十分である。
措置の妥当性	指定管理者選定時の選考委員会における各選考委員の採点に客観性が担保され、選考委員の選定判断がより反映される仕組みとなっており妥当なものとする。 また、選考委員に対する各審査項目に対する採点基準の説明については、準則で例示されている指定管理候補者選考評価表に「主な審査書類及び審査のポイント」の欄を所管課で独自に記載し採点基準の例示等を示すことで採点基準の周知を図っており、措置は妥当なものとする。
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされている。 また、措置公表後の指定管理者の選定事務は適切になされている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 23 年度 115 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	牛深漁港 漁港浄化施設
現在の所管課	農林水産部漁港漁場整備課
指摘件名	指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングについて
指摘内容	牛深漁港 漁港浄化施設については平成 22 年度までの立ち入り調査についての記録が残っておらず、実地調査の内容及び結果についての検証ができなかった。 調査記録を適切に作成し保管するべきである。
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	実地検査の内容及び結果についての調査記録については、適切に作成し、保管する。

適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。
指摘の理解度	措置内容に記載されているとおり、平成 23 年度の実地調査から調査記録を作成しており、指摘内容の理解は十分である。
措置の妥当性	平成 23 年度から実地調査の調査記録として、調査の内容及び結果を「モニタリングについての復命書」として作成し、課長報告承認を受けており、措置の内容は妥当なものとする。
総合意見	指摘事項に対する改善措置は適切になされている。 また、措置公表後の実地調査については、「モニタリングについての復命書」が作成され、実地調査の概要が記録され、課長決裁を受けており、適切になされている。
	問題なし      指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 23 年度 116 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	八代港コンテナターミナル
現在の所管課	土木部港湾課
指摘件名	指定管理料の見積と経費発生実績について
指摘内容	<p>(1) 責任者(管理職)以外の補助者に係る時間外手当が頻繁に発生しているが、時間外の発生に当たって責任者の承認等が行われておらず、業務を効率的に実施した上での時間外勤務なのかどうか、判定できない。</p> <p>(2) 業務日誌には、役付手当が支給されている者(管理職扱い)の押印、記述等が一切ない。県のポートセールスへの協力・支援及びサービス向上の取り組みとして港湾業者とのコミュニケーションや荷主企業からの情報収集を通じた利用者意見の把握と対応という 営業的側面の活動結果を表す帳票(営業日誌等)は確認できず、事業報告書においてもそのような活動結果に関する記述はない。また、実際の利用実績にもこれらの活動の成果は現れていない。これらのことから、指定管理者の責任者が行っている業務は県が指定管理者側に期待した職能と異なっている可能性が高い。</p> <p>(3) 人件費に関する見積と実際支給額との間で相当の乖離が認められ、人件費見積積算総額 10,578 千円に対して、平成 22 年度支給実績では 9,943 千円(法定福利費を含まない)となっており、63 千円の差異(経費マイナスの有利差異)が生じている。しかし人員別の見積実績比較では責任者の給与等 1,918 千円の有利差異、補助者の給与等で 1,283 千円の不利差異とな</p>

	<p>っており、補助者に係る人件費分の負担が大きくなっている。</p> <p>以上の事項を総括すると、指定管理者の指定管理料の基準価格算定において行った人件費発生見積と人件費の実際の発生態様に大きな差異があるものと判断される。このことは、指定管理者が必要と認めて行っている実際業務のあり方と県が期待した業務内容との差異であると考えられるので、今後指定管理料の基準額見積に当たっては、実際の業務内容を正しく反映できるような見積を行うべきである。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>人件費に関する見積については、財政課が示す「指定管理者制度導入に係る 人件費の積算基準等について」により算定しているところであるが、当該基準については外部に公表しておらず、また、指定管理者である法人等の給与体系や水準もあることから、乖離が生じたものと考えられる。次回募集(平成 25 年度に募集)においては、実際の業務内容を正しく反映できるような見積りを行うべく、人員の配置基準や労務単価等の設定などを精査していく。</p>
適時性	<p>指摘事項(1)に関する対応については言及されておらず、特に対応も取られていない。</p> <p>指摘事項(2)に関する対処については、平成 25 年度に実施する指定管理者選定手続における仕様書において、ポートセールスを指定管理者の行うべき管理・運営の業務の一部に含めることで対処している。</p> <p>指摘事項(3)における人件費の見積り方法に関する指摘に関しては、改善措置を提示しているものの、同業種における一般的な職階別給与というものを算定することが困難であること等を勘案し、前回と同様、財政課が策定した人件費単価を用いて算定しており、結果として対応がとられていない。</p>
指摘の理解度	<p>指摘事項(1)に関しては、措置自体が公表されていないため、適切に理解されていないものと判断できる。</p> <p>指摘事項(2)に関する対処については、措置内容には記載されていないものの、適時性の項目で述べたとおり、業務内容の明確化を図ることで対処しており、理解度は良好である。</p> <p>指摘事項(3)についても、指摘内容の理解については問題がないが、実際の対策が行われていない。</p>
措置の妥当性	<p>上記のとおり、一部指摘に対して対応する措置が公表されておらず、対応の不足がみられる。</p> <p>また、改善措置を公表したものについても、実質的な改善に至っていない部分がある。</p>

総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>改善措置の内容について不備があるものの、労務単価の算出方法が全庁で統一されていることが原因であるため、部署ごとに指定管理者選定のためのガイドラインを柔軟に運用できるよう、全庁的に改善する必要がある。</p> <p>担当部署としても、現在運用可能な規程・規則の範囲内で、独自に効率性等が図られているかをモニタリングする努力が必要であると考えられる。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>指摘事項(1)に関しては、前回監査時以降も、人員配置等は指定管理者の判断によるところが大きいとの観点から、県として残業の管理等に関して積極的に関与はしていない。</p> <p>仮に指定管理者において、労務管理上の不備（例えば、不当な時間外労働に起因する残業代の未払や、事故の発生）が発覚した場合、そのような指定管理者に対して業務を委託した県の管理責任を問われかねない。したがって、指定管理者における残業管理に関しては効率性の面での重要性のほか、労務管理、すなわち労働関連の法規準拠性を確認するうえでもある程度県が確認する必要があると考える。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>指摘事項(3)に関しては、公表されている措置の状況通りに、労務単価の見直しが行われていない。</p> <p>財政課の公表している人件費単価はあくまでも目安であり、合理的な説明がつくのであれば、それを下回る価格での見積りは可能であると考えられる。</p> <p>一般企業における時間当たり労務単価のデータ取得が困難であるならば、せめて見積り業務時間と実際の業務時間との差異に関するデータを取得するなどして、1年あたりの人件費見込み額を算定した上で、当初見積りとの比較を行い、当初見積りとの乖離を確認し、次回の見積りの際の参考にするといった努力は必要ではないかと考えられる。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>問題なし</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> <span>意見あり</span> </div>

年度及び番号	平成 23 年度 117 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	水前寺江津湖公園広木地区及び熊本県テクノ中央緑地
現在の所管課	土木部都市計画課
指摘件名	管理経費収支計算について
指摘内容	<p>(社)熊本県造園建設協会は水前寺江津湖公園広木地区と熊本県テクノ中央緑地の指定管理者になっており、両施設を兼任する職員の人件費の配賦基準や購入車両の処理が適切でなく、結果的に収支差額が過少表示されている。収支差額が大きいからといって指定管理料の返還を要するものではないが、次回の指定管理者募集に参加する他の応募者に誤った情報を与える結果ともなりかねず、適正な収支報告が求められると同時に所管部署のチェックも必要である。</p> <p>なお、委託料で主に施設の移動に使用する車両を購入し、その支出を計上することは適切でなく、所管部署は管理経費支出の内容を十分検証することが必要である。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>指定管理者の本来業務(協会業務)と指定管理業務の経費区分を明確にし、収支を適正にするように、平成 23 年 8 月に実施した監査において指導した。</p> <p>なお、平成 24 年度からの指定管理者に対しては、備品の取扱いについて関係法令等に照らして適正に処理するように指導を実施した。</p>
適時性	<p>包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。</p>
指摘の理解度	<p>平成 23 年度においては、指摘事項に対する措置及び検証は十分なものとは言えないが、平成 24 年度からは措置内容に沿った処理及び検証がなされており、指摘に対する理解はできている。</p>
措置の妥当性	<p>平成 23 年度までの指定管理者である(社)熊本県造園建設協会の管理経費の配賦基準等の妥当性に関しては資料が十分入手されておらず、確認がなされているとは考えがたい。</p> <p>また、「平成 24 年度からの指定管理者に対しては、備品の取扱いについて関係法令等に照らして適正に処理するように指導を実施した」と措置状況で公表されているが、指導した内容を確認できる資料は保管されていなかった。</p> <p>指定管理料で購入した備品等の取り扱いに関して、指定管理業務仕様書において明確に規定してはならず、指定管理料で購入した備品等の財産の</p>

	<p>帰属については、仕様書で明確にしておくことが必要である。</p> <p>なお、平成 24 年度からは熊本県テクノ中央緑地に関しては新たな指定管理者が選定され、管理業務を実施しており、指摘事項を踏まえた所管課でのモニタリングが実施されている。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>平成 23 年度監査で指摘した財産の帰属や指定管理者の管理経費支出に関しては、当時の指定管理者が平成 23 年度をもって管理委託契約が満了したことから、その後確認、検証は行われておらず、対応として十分なものとは言えない。</p> <p>平成 24 年度から新たな指定管理者となっているため、平成 24 年度からの指定管理者に関しては、所管課でのモニタリングが実施されている。</p> <p>なお、上記の措置の妥当性においても記載しているように、指定管理料で購入した備品等の財産の帰属については、仕様書で明確にしておくことが必要である。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 23 年度 118 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	水前寺江津湖公園広木地区及び熊本県テクノ中央緑地
現在の所管課	土木部都市計画課
指摘件名	事業報告書の提出と所管課の管理について (水前寺江津湖公園広木地区と熊本県テクノ中央緑地共通)
指摘内容	事業報告書総括表が様式に従っていない年度がある。 指定管理者に対して所定の様式での事業報告を行わせるとともに、所管部署での適切な管理が必要である。
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	指定管理者から提出される事業報告書の様式等について、必ず所定の書式により提出するよう、平成 23 年 8 月に実施した監査において指導した。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。
指摘の理解度	公表された改善措置では、平成 23 年 8 月実施した監査において指定管理者に対する指導を行ったとされているが、平成 24 年 5 月に提出された事業報告には、準則例で定める事業報告書総括表は引き続き提出を受けていない。

	<p>なお、平成 25 年 5 月に提出を受けている平成 24 年度の指定管理者からの事業報告においては事業報告書総括表を入手し点検を行っている。</p>
措置の妥当性	<p>所管課での指摘内容に関する理解はなされているが、平成 23 年 8 月監査において指定管理者を指導しているのであれば、平成 24 年 5 月の事業報告の際にも事業報告書総括表の提出を受けるべきである。</p> <p>なお、水前寺江津湖公園広木地区と熊本県テクノ中央緑地の平成 23 年度までの指定管理者であった熊本県造園協会は平成 23 年度の指定管理者に応募しておらず、平成 24 年度からは、水前寺江津湖公園広木地区については熊本市へ施設管理権限の移譲が行われ、また、熊本県テクノ中央緑地については新たな団体が指定管理者に選定されている。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>指摘事項に対する理解はなされているが、改善措置として公表されている監査での指導については、実地調査の結果報告の文書を閲覧しても確認ができなかった。</p> <p>今後、実地調査の結果については、調査内容、調査結果等正確な内容を議事として作成し、保管する必要があり、指定管理者への指導を図っていく必要がある。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 23 年度 119 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	熊本北部流域下水道及び球磨川上流流域下水道
現在の所管課	土木部下水環境課
指摘件名	下水道処理施設維持管理業の登録業者であることの確認について（熊本北部流域下水道、球磨川上流流域下水道共通）
指摘内容	<p>指定管理者の選定資料において、下水道処理施設維持管理業者の登録番号の記載はあるが、登録証のコピー等の紙面での保存がなされていない。</p> <p>以前から継続して業務を受託している業者であることから、改めて確認はしていないとのことである。しかし、登録が継続されていない可能性もあることから、登録が現在もなされているか確認する必要がある。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	平成 23 年度の指定管理者選定時には、申請書の添付書類として登録証のコピーを提出させた。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好とい

	える。
指摘の理解度	指摘事項に関して、見直しがなされており平成 23 年度指定管理者選定時において、指摘を踏まえ登録証のコピーを入手しており、指摘事項に対する理解はある。
措置の妥当性	<p>平成 23 年度から登録証のコピーを入手していたが、熊本北部流域下水道では九州テクニカル・熊環技研委託業務共同企業体が指定管理者に応募し選定されており、選定時に登録証のコピーは、代表者である九州テクニカルメンテナンス(株)からのみの入手であり、構成員である熊本環境技研(有)の登録証は入手していない。なお、熊本環境技研(有)は下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づく登録は受けていない。</p> <p>また、球磨川上流流域下水道では九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体が指定管理者に応募し選定されており、選定時に登録証のコピーは、共同企業体の構成員である九州テクニカルメンテナンス(株)及び(有)球磨清掃公社の双方から登録書のコピーを入手している。</p> <p>指摘した登録証のコピー入手という点では措置は妥当である。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>指摘事項に対し、登録証コピーを入手し登録がなされていることが確認されているが、共同企業体の構成員まで入手するのか、共同企業体として代表者のみの登録確認をするのかという点の取り扱いが、「熊本北部流域下水道指定管理者仕様書」での記載と「熊本北部流域下水道指定管理者募集要項」での記載が異なっており、現在は募集要項に則り、共同企業体の代表 1 社からの登録証コピーの入手がなされていた。</p> <p>今後は、仕様書と募集要項の記載と取り扱いを統一する必要がある。</p>
	<p>問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 23 年度 120 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	熊本北部流域下水道及び球磨川上流流域下水道
現在の所管課	土木部道路都市局下水環境課
指摘件名	選定委員の採点について（熊本北部流域下水道、球磨川上流流域下水道共通）
指摘内容	<p>採点について、委員の中にはすべて 4 点を付けている委員が存在した。</p> <p>下水道管理施設は専門的知識が必要であり、応募者の専門的なプレゼンテーションの内容を理解できないまま評価がなされたためと考えられ、選定委員の人選が適切であったか疑問が残る。</p>

	<p>土木部の選定委員の人選方針は、内部委員 3 名、外部委員 4 名で、外部委員は施設区分ごとに 3 名十財務専門家 1 名であった。この施設ごとの 3 名については、施設の性質を反映させた委員の選定をする必要があるが、他の施設と共通の委員を選定しており、選定委員として十分な知識を有していなかったと考える。</p> <p>適切な選定を確保するために、今後専門的な知識を有する選定委員の確保が望まれる。また、選定委員会の開催前に、技術面について検討する専門家委員会の開催についても検討する必要がある。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>選定委員会については、平成 23 年度の選定要領改正により、選考委員会に改められ、選考委員会は外部の有識者 5 名以上で組織することと改められた。選考委員の人選については、今後とも、学識経験者等から適切に選任するとともに、選考の際の評価方法等について十分に説明を行う。</p>
適時性	<p>包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。</p>
指摘の理解度	<p>指摘事項に関して、一応の見直しがなされており指摘内容の趣旨は理解できている。</p>
措置の妥当性	<p>指摘事項に関して、平成 23 年度の指定管理者候補選定委員会の委員については、所管課を含め、土木部共通の委員 5 名で組織し、各施設の業務に精通した委員が必要と認められる場合は、その施設に限り委員を追加選定する方針が示された。これにより、当該施設の選考委員は土木部共通の委員 5 名と、下水道施設の管理運営に精通した下水道の専門家を選定している。</p> <p>土木部の施設は公園、港湾施設、下水道施設及び県営住宅と、それぞれの施設の管理運営に特有の専門知識や見識が求められる。各所管課で施設に精通した委員が必要と認められる場合は、その施設に限り委員を追加選定する方針が示されているが、財務専門家 1 名を除く 4 名の外部有識者に関して、共通委員としていることから、提案書における専門性の高い項目については、その評価に一定の限界があるものと考えられる。</p> <p>なお、選考の際の評価方法等の説明については、各委員の事前説明を実施するなど改善が認められ、各委員の採点も審査項目の配点を踏まえ行われている。</p>
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>土木部の選定委員会では、財務専門家 1 名を除く 4 名の外部有識者を共通委員とし、各所管課で施設に精通した委員が必要と認められる場合はその施設に限り委員を追加選定している。</p>

	これは様々な配慮によるものであるが、特に下水道施設のような施設特有の専門知識や見解が求められる場合においては、提案書における専門的な技術面等を検討する会議体を設置し2段階で選考する方法を含め、専門技術面を十分に判断しうる体制を検討する必要がある。
	問題なし 指摘事項あり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span>

年度及び番号	平成 23 年度 121 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	熊本北部流域下水道
現在の所管課	土木部下水環境課
指摘件名	管理業務の契約相手について（熊本北部流域下水道）
指摘内容	過去において複数の事業者で会社を設立させ、その会社が窓口となって業務を受託していた経緯は理解できるものの、契約相手となっている業者に業務を遂行できるプロパー職員が十分存在せず、大半を出向者で賄っている状況は、指定管理者としての応募条件を充たしているといえるか疑問である。また、実態のない会社が契約相手となった場合、業務に問題を起こしても、会社名を変えてまた指定管理者に応募してくるといったリスクが存在する。今後実際に業務を実施している、熊本環境技研(有)の株主である企業と直接契約を結ぶことを検討すべきである。
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	当該業者は、職員の大半が出向者となっているが、当該業者として業務を行っており、実態のない会社ではないと認識しており、職員の大半を出向者が占めることのみをもって、契約の相手方として不的確であるとは言えないと考える。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から現在に至るまで、特に改善に向けた取り組みはなされていない。
指摘の理解度	指摘の内容は、契約相手先に実態がないことのみを問題としているのではなく、「実質的に株主である企業が業務を行っているのであれば、当該株主である企業と契約を結ばなければ、契約の透明性を確保するうえで問題がある」という趣旨である。 したがって、「会社としての実態があるため契約の相手方として不適格であるとは言えない」との回答は、指摘内容を十分理解していないものと判断した。

<p>措置の妥当性</p>	<p>措置内容として公表されているが、所管課の見解を公表したものであり、指摘事項に対する具体的措置は示されておらず、措置は妥当とはいえない。</p> <p>所管課が指摘事項に対して措置を講じなかった理由として、職員の大半を出向者が占めることのみをもって、契約の相手方として不適格であるとは認識しておらず、出向元との直接契約は必要ないと判断したことによる。</p> <p>しかし、共同企業体の構成員である熊本環境技研(有)の人員構成(正職員1名と出向者17名)、からして、大半の業務が出向者で実施されており、構成員の一団体として管理業務を実施する人的な能力を具備しているか疑問である。</p> <p>また、業務の大半を出向職員が実施し、その多額の人件費が出向元企業に支払われていることから、契約の相手先として熊本環境技研(有)が適切であったか疑問が残る。</p>
<p>総合意見</p>	<p><b>【指摘】</b></p> <p>包括外部監査における指摘事項に対する措置としては、所管課での見解を公表したのみであり、流域下水道の維持管理業務を実態としてどの企業が実施しているかの調査や、実態に即した契約内容の見直し等の措置がなされておらず、対応としては不十分であった。</p> <p>熊本北部流域下水道及び八代北部流域下水道(平成23年度123番)の指定管理者は、業務の大半を出向者により行っている実態からすれば、共同企業体の構成員としては出向元企業が適切であった。</p> <p>今後、早急に契約の相手方を、適切な相手方に変更すべきである。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>また、今回熊本北部流域下水道における、指定管理者の共同体の構成員である熊本環境技研(有)への出向者18名(平成25年12月時点)の業務内容を確認した。</p> <p>出向元の企業は、熊本環境技研(有)の株主である企業2社(D、E、各50%保有)であり、それぞれから9名ずつ出向している。さらに、D社からの出向者9名はD社の株主である企業3社(A、B、C)からの出向社員である。このため、出向元企業として、これら3社(A、B、C)及びもう1つの株主企業E社の4社と、熊本環境技研(有)との出向契約書等入手し、検討した。</p> <p>この結果、出向元企業のうち3社(A、B、C)の出向料に関する資金の流れについて、以下のような取引関係が存在した。</p> <p>① 熊本環境技研(有)の株主企業D社は、出向元企業3社の間に、</p>

	<p>事務管理会社として間に入っていた。</p> <p>② 熊本環境技研（有）からD社に対して、出向社員契約に基づいて、出向者1名あたり750万円、総額で6,750万円の出向料を支払われている。</p> <p>③ またこれとは別に、熊本環境技研（有）からD社に対して運搬業務委託費14,525千円を支払っているが、これはD社の所有する廃棄物運搬車両のリース料である。</p> <p>④ D社は出向元企業であるA、B、Cの3社に対して、1名あたり600万円、総額で5,400万円の出向料を支払っている。</p> <div data-bbox="526 649 1324 1075" style="text-align: center;"> </div> <p>D社の資料では、役員3名と出向者9名の人員構成となっており、プロパー社員は1名もおらず、また、役員3名（この役員3名は熊本環境技研（有）の役員でもある）への報酬が支払われている。さらに、D社の登記簿謄本では、役員3名には出向元企業3社の代表者がそれぞれ就任している。</p> <p>このような事実関係について所管課は十分把握できておらず、今回の追加調査により上記の複雑な取引関係が判明している。指摘を受けた後詳細な調査を実施しないままこのような状況を放置した点は問題であり、所管課としての管理責任を十分果たしていないものとする。</p> <p>今後実態把握に努めるとともに、指定管理契約について現状の運用で問題ないか見直しが必要である。</p> <p style="text-align: center;">問題なし      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span>      意見あり</p>
--	---

年度及び番号	平成 23 年度 122 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	八代北部流域下水道

現在の所管課	土木部下水環境課
指摘件名	人件費に対する消費税の扱いについて
指摘内容	<p>平成 22 年度の収支実績を確認したところ、報告書において人件費を含む総支出額に対して 5 % を掛けて消費税額を算定している。</p> <p>人件費については非課税取引であることから、消費税の計算額に入れることには問題がある。指定管理者の報告書の作成に問題があり、今後改善指導をする必要がある。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	平成 23 年度以降の報告分については、御指摘のとおり改善指導を行う。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、その間改善に向けた一定の取り組みはなされており、適時性に関して問題はないと判断する。
指摘の理解度	<p>指摘の趣旨は、非課税取引を含めた「総支出額に対して 5 % を掛けて消費税額を算定している」ことについて指摘したものである。</p> <p>前回指摘の内容につき、非課税項目に対しても消費税をかけることが無いよう指定管理者とも協議を行った結果、報告書の見直しを行っているとのことであった。平成 23 年度、平成 24 年度の収支計算書を確認した結果、「総支出額に対して 5 % をかけて消費税額を算定している」項目がなくなり、各費用項目が税込で表示されるように変更されていたことから、指摘の趣旨は理解されていたものと判断した。</p> <p>しかし、実際に各項目が消費税込の価格で集計されているかどうかの確認までは行われておらず、消費税の課税・非課税取引の区分を適切に行っているか、チェック体制の整備までには至っていなかった。</p>
措置の妥当性	報告書の様式は見直されているものの、実際に各項目が消費税込の価格で集計されているかどうかの確認までは行われておらず、チェック体制の整備までには至っていなかったことから、措置としては不十分であったと判断する。
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>上記指摘の理解度に示す通り、報告書の様式の見直しはなされているものの、本来対処すべき「課税取引と非課税取引の区別が適切に行われているか確認をする」という点について対応が行われていない。</p> <p>場合によっては、課税・非課税の判断を誤って支出額を計上しているケースも考えられるため、今後は実際に各項目が消費税込の価格で集計されているかどうかの確認までは行うためのチェック体制の整備が必要である。</p>
	問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり

年度及び番号	平成 23 年度 123 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	八代北部流域下水道
現在の所管課	土木部下水環境課
指摘件名	管理業務の契約相手について
指摘内容	業種としての過去の経緯は理解できるものの、契約相手と業務を実施している実態とが異なっている点は問題である。 今後実際に業務を実施している、三協エンジニアリング(有)の株主である企業と直接契約を結ぶことを検討すべきである。
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	当該業者は、職員の大半が出向者となっているが、当該業者として業務を行っており、実態のない会社ではないと認識しており、職員の大半を出向者が占めることのみをもって、契約の相手方として不的確であるとはいえないと考える。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から現在に至るまで、特に改善に向けた取り組みはなされていない。
指摘の理解度	指摘の内容は、契約相手先に実態がないことのみを問題としているのではなく、「実質的に株主である企業が業務を行っているのであれば、当該株主である企業と契約を結ばなければ、契約の透明性を確保するうえで問題がある」という趣旨である。 したがって、「会社としての実態があるため契約の相手方として不適格であるとは言えない」との回答は、指摘内容を十分理解していないものと判断した。
措置の妥当性	上記記載のとおりであり、実質的には指摘に対する措置が行われていないため、対応としては不適切であったと考える。
総合意見	<b>【指摘】</b> 現在の措置（厳密には措置を行っていないため、指摘に対する回答）は、指摘に対する適切な措置とはなっていない。 今回の監査に際して、改めて平成 22 年度における三協エンジニアリング(有)の決算書を入手したところ、売上高のおよそ 95%が指定管理料収入であり、かつ、そのほとんどが外注費、（従業員）派遣負担金等として、同社の株主である企業に支払われていた。 指定管理料以外の収入があるとはいえ、その金額は総売上高に対し僅少であることから、同社は実質的に指定管理業務を株主である企業集団で受注するための窓口会社となっている可能性がある。 熊本北部流域下水道（平成 23 年度 121 番）及び八代北部流域下水道

	の指定管理者は、業務の大半を出向者により行っている実態からすれば、共同企業体の構成員としては出向元企業が適切であり、契約の相手方とすることを検討すべきである。
	問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり

年度及び番号	平成 23 年度 124 番
テーマ	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について
施設名	熊本県営住宅
現在の所管課	土木部住宅課
指摘件名	選定委員が住宅供給公社の役員を兼務していることについて
指摘内容	選定委員会の内部委員に住宅供給公社の役員に就任している県職員を選任するのは、選定委員会の公平性を確保するためには不適當である。選定委員の選任は、実質的及び外観的に公平性が確保できる者を選任すべきであり、当該委員が採点に参加していることは選定手続の公平性の観点からも問題である。なお、平成 23 年 8 月の運用指針の改正において、「内部委員の廃止」及び「委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にあるものが応募者の役員等に就任している場合、当該委員は審査に参加できない。」旨が措置されている。
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	平成 23 年 8 月の運用指針の改正において、「内部委員の廃止」及び「委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係がある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は審査に参加できない。」旨が規定され、当該指針に基づき、選定をおこなった。
適時性	監査の直後、平成 23 年 11 月 2 日から新しい運用指針が施行され、これに準拠して選定していることから、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	選定委員会の公平性を確保するため、内部委員の廃止等を行うなど、理解も十分である。3 年ごとに選考のため、平成 23 年度以降から利害関係のある委員は選考されていない。
措置の妥当性	熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の改正を受けて、平成 23 年度土木部指定管理候補者選考委員会設置要領の第 3 条に「委員会の委員は、委員会の審査と利害関係を有しない外部の有識者 5 名以上で構成する別表の委員をもって組織する。」、第 6 条 4 項に「委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係がある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は当該施設の審査に参加できない。」と規定され、これに基づき選定を行っている。

	<p>これにより、選定委員会の公平性が保たれ、措置として妥当であるといえる。</p> <p>なお、直近の選定委員のメンバーは、税理士、民間企業代表、一級建築士、熊本大学教育学部教授、熊本大学大学院自然科学研究科教授、日本下水道事業団西日本設計センター計画支援課長で組織されており、指定管理応募者の利害関係は委員に選定されていない。</p>
総合意見	<p>平成 23 年度土木部指定管理候補者選考委員会設置要領の第 3 条により、利害関係者が除外され、独立性が保たれていることから、公平な選定が期待できる。</p> <p>また第 6 条 4 項により、間接的な利害関係者も除外され、より透明性が増した指定管理候補者選考委員会設置要領に変更され、問題ないと考えられる。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>

年度及び番号	平成 23 年度 125 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立青少年の家 (熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家、熊本県立あしきた青少年の家)
現在の所管課	教育委員会事務局社会教育課
指摘件名	事業報告書に対するモニタリングについて
指摘内容	<p>集まれボランティアの事業について、収支報告書に不備があった。「法人補助費」がマイナスの収入として表示されている。本来であれば収入合計は総額で表示し、収入と支出の差額を表示することが正しいはずである。</p> <p>これは報告書の作成者が収支差額がゼロとならなければならないと錯誤して、報告書を作成したことにより生じた形式的なものであると考えられる。このような誤りは事業報告を適切に閲覧していれば検出できるレベルの誤りであり、指定管理者からの事業報告に対するモニタリングが十分に機能していなかったものと判断される。</p> <p>事業報告書のうち形式的にチェックが可能な個所については項目立てをし、チェックリストとしてまとめ、報告書の閲覧時にチェック漏れがないようにする等の対策が必要である。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	平成 21 年度は指定管理者制度となった初年度であり、月報報告様式の記載内容は確認していたが、ご指摘のとおり、その根拠資料(各事業の収支報告書等)の内容までは十分に確認できていなかった。

	<p>そのため、平成 22 年度から根拠資料の確認まで行うこととし、平成 23 年度には報告様式の見直しのほか、指定管理者側に根拠資料との突き合わせを徹底させ、適正な事業報告を指導してきた。</p> <p>その結果、平成 22 年度及び平成 23 年度の事業報告書には、ご指摘のような誤りは生じていない。</p> <p>平成 24 年 4 月に指定管理者の統括事務所が設置され事務処理体制が拡充されたこと、及び継続的に事務指導を実施していることから事務能力の改善が見られるが、今後、チェックリストも作成して確認漏れがないよう指導していくこととする。</p>
適時性	報告書を提出して 4 か月後にはチェック表が作成されるなど、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	チェック表の作成、指定管理者との情報交換の場を設ける等、モニタリング体制を強化していることから、指摘内容を十分理解しているものと判断した。
措置の妥当性	平成 24 年 6 月に月報のチェック表が作成され、担当者は提出された月報をチェック表により確認する体制がとられており、実施された措置は妥当であると判断した。
総合意見	協定書には含まれていないが、毎月の月報提出時に指定管理者からヒアリングを実施し、また代表者を含めた連絡者会議を年 2 回開催するなど情報交換を行ない、より深度のあるモニタリングが行えるようになっており、改善は適切になされているものと判断した。
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">問題なし</span> 指摘事項あり      意見あり

年度及び番号	平成 23 年度 126 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	県立美術館分館
現在の所管課	教育委員会事務局文化課
指摘件名	指定管理料の基準価格の算定について
指摘内容	<p>基準価格の算定において、設備管理費及び水道光熱費の委託料根拠は、価格面での競争が十分機能していない指名競争入札での実績が反映されており、結果として基準価格が高く算定されている。</p> <p>指定管理者の平成 22 年度設備管理費支出実績 19,724 千円を見ても、設備管理費の中での個々の経費支出の入り繰りはあるものの、平成 21 年度での一般競争入札での実績 19,206 千円に近似している。また、指名競争入札での 3 か年実績を見ても、平成 18 年度の 26,166 千円から平成 20 年度の</p>

	<p>24,591千円と1,575千円削減されており、県として経費削減を図っていたことが伺える。</p> <p>指定管理者制度導入の目的のひとつには管理経費の削減があり、委託料の基準価格を算定する際には十分その趣旨を踏まえ算定すべきであり、一般競争入札での平成21年度実績を基に基準価格を算定する方が合理性があった。</p>
措置日	平成25年3月
措置内容	平成24年度の公募事務に係る基準価格の算定については、できる限りの項目を平成21～23年度の実績値を基に算定することにし、財政課と協議を重ね適正な基準価格を求めることに努める。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは11か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。
指摘の理解度	平成24年度の指定管理者募集の基準価格算定においては、指摘事項を踏まえ、平成21年度から平成23年度の実績を基に算定しており指摘に対する理解は十分である。
措置の妥当性	<p>監査での指摘を受け、平成24年度の県立美術館分館の指定管理者募集に際しては、前回の募集時の基準価格算定方法を見直し、平成21年度から平成23年度の実績値を基に今回の指定期間における個別要因を加味して基準価格を算定している。</p> <p>また、平成24年度指定管理者からの管理経費収支実績と比較検討を行ったが、経費削減の取り組みも含め、今回の基準価格38,677千円の算定は妥当なものといえる。</p> <p>なお、平成24年度の募集において指定管理者に選定された団体の提示価格は36,750千円であった。</p>
総合意見	基準価格の算定は、これまでの施設の管理実績を反映したものに改善されており、特に問題はない。
	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 指摘事項あり <input type="checkbox"/> 意見あり

年度及び番号	平成23年度 127番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	県立美術館分館
現在の所管課	教育委員会事務局文化課
指摘件名	指定管理者における物品の管理について
指摘内容	県は管理運営に関する協定書第3条第1項に規定しているとおり、指定

	<p>管理者に美術館分館の財産台帳及び備品台帳を提示し、指定管理者に管理させることが必要であり、指定管理者が協定書及び仕様書に従い県所有の物品の管理がなされていることを確認すべきである。</p> <p>なお、分館の物品等については美術館本館の職員が台帳に基づきチェックをしているとのことであったが、平成 23 年 11 月 9 日の現地調査時に台帳(平成 23 年 6 月 29 日現在配置場所毎整理表)に記載されている物品の所在確認ができないもの、平成 23 年 6 月 28 日に廃棄されたビデオテープレコーダー装置が整理表では処理されていないなどの問題点も見られた。</p> <p>また、分館守衛室の監視カメラについては映像録画システムが故障しており修理が不能であった。防犯上も問題があり設備の更新を実施する必要がある。</p> <p>指定管理者は備品管理業務の実施状況を報告し、県はその内容を検討し評価すべきである。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>協定書第 3 条第 1 項の規定のとおり、指定管理者に美術館分館の財産台帳及び備品台帳を提示して管理させることにし、指定管理者において備品台帳と物品の確認を行った。</p> <p>なお、県の備品管理システムの修正については既に行われている。今後は、県でも実地検査の機会等を利用して管理状況を確認し、物品の適正な管理徹底を図るように努める。</p> <p>守衛室の監視カメラの故障に関しては、その修繕に要する経費を財政課へ要望し予算措置が図られるよう努める。</p>
適時性	<p>包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。</p>
指摘の理解度	<p>指定管理者に美術館分館の財産台帳及び備品台帳(配置場所毎整理表)を提示して管理させ、物品台帳と物品の確認を行っており、指摘事項に対する理解は十分である。</p>
措置の妥当性	<p>指摘に基づき、協定書第 3 条第 1 項の規定通り、指定管理者に美術館分館の財産台帳及び備品台帳を提示し、物件の管理業務を委託して物品等の管理がなされており、指摘事項に対する措置は妥当である。</p> <p>なお、指定管理者が財産台帳及び備品台帳に基づき実施した現品状況及び結果を所管課へ報告する手続きはなされていない。ただし、運営会議(所管課、美術館本館及び指定管理者で構成)や連絡会議(美術館本館及び指定管理者で構成)において破損等の物品状況が報告され、物品の補修等が実施されている。</p> <p>また、守衛室の監視カメラの故障に関しては、平成 25 年度にて予算措</p>

	置がなされ、平成 25 年 10 月までに監視カメラの更新がなされている。
総合意見	<p><b>【意見】</b></p> <p>指定管理者による物品台帳等に基づく管理体制は整備され管理が実施されているが、実施した現品確認等の内容及び確認結果について、指定管理者は所管課に対して報告書を提出し保管することが望ましい。</p>
	問題なし      指摘事項あり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span>

年度及び番号	平成 23 年度 128 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	県立美術館分館
現在の所管課	教育委員会事務局文化課
指摘件名	指定管理者が購入した物品について
指摘内容	<p>指定管理者からの管理業務に関する収支報告書では、備品の購入支出 1,180 千円は計上されておらず、経費としてこれら備品の減価償却費が 254 千円計上されている。</p> <p>指定管理者は事業計画及び予算において備品購入を委託料の中に織り込んでおり、今回の備品購入に関しては委託料により物品を購入したと判断できる。仮に指定管理者が自己資金で備品購入したとしても、指定管理業務 1 年目で多額の収支差額(余剰金)が収支報告書で発生しており自己資金で取得したとは考え難い。この点からも所管課は指定管理者が報告してきた管理経費の支出内容を十分検証することが必要である。</p> <p>県としては協定書第 3 条第 3 項及び管理業務仕様書第 13「財産の帰属等」に従い県の財産として管理する必要がある。なお、今後指定管理者が購入した物品の所有権の帰属に関しては指定管理者と十分協議のうえ明確にし、対処していくことが必要である。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	指定管理者が購入した物品については、協定書及び仕様書に基づき十分協議を重ねて、財産管理を明確にするよう努める。また、指定管理者の収支報告の内容についても検証を行い、改善を要する点については指定管理者に対して改善を求める。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。
指摘の理解度	財産の帰属等に対する指摘に対する所管課及び指定管理者の理解はなされており、改善措置がなされている。

措置の妥当性	<p>監査での指摘を受け、県立美術館分館管理業務仕様書の財産の帰属等に従い、委託料で購入した物品について、県と指定管理者との間で「管理業務に係る物品購入の承諾について」の物品購入承諾依頼文書を作成し、県教育長から物品購入承認通知を受けており、改善がなされている。</p> <p>また、収支内容の検証については、平成 24 年度より実施している実地調査時に経理関係帳簿の記載状況等の確認、経理関係書類との突合・確認等を実施し、収入支出に係る適正な事務処理がなされているか調査している。</p>
総合意見	<p>指定管理者が購入した物品については、協定書及び仕様書に基づき適正な処理がなされている。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>なお、管理業務仕様書の財産の帰属等に従い、当該物品については指定管理業務終了時に指定管理者から教育委員会へ寄附するとのことであるが、指定管理業務終了時での財産の帰属を明確にするうえでも、物品購入承諾の依頼文書において、「指定管理業務終了時時に当該物品を教育委員会へ寄附する」旨の記載を行うことが望ましい。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見あり</span></p>

年度及び番号	平成 23 年度 129 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	県立美術館分館
現在の所管課	教育委員会事務局文化課
指摘件名	県のモニタリングについて
指摘内容	<p>県は指定管理者のアンケート調査結果を美術館協議会に付議し、聴取した意見を基に検証することになっていたが、美術館協議会からの意見聴取を怠っていた。</p> <p>平成 22 年度は指定管理者導入初年度ということもあり、所管課における協定書や仕様書に基づく十分なモニタリングがなされていない点が見られたが、今後は十分留意する必要がある。また、実施した実地調査については運用指針に示された項目ごとに結果を文書として残し保管しておくことが必要である。</p> <p>なお、平成 23 年度から指定管理者の年間事務計画を作成し、所管課、美術館本館及び指定管理者の役割分担、各業務の実施時期等を明確にし、運用するように改善している。</p>

	<p>また、上記の「5. 指定管理者が購入した備品について」でも記載したように管理経費の収支の内容については所管課においても十分検証する必要がある。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	<p>平成 23 年 6 月の県監査事務局の定期監査で指摘を受け、その後、指定管理者の年間事務計画を作成し、所管課、美術館本館及び指定管理者の役割分担、各業務の実施時期等を明確にし、運用するように改善に努めてきた。</p> <p>平成 22 年度にできなかった美術館協議会からの意見聴取も平成 24 年 1 月に実施した。今後も美術館本館と連携し、指定管理者事務が円滑に図られるよう努める。</p>
適時性	<p>監査結果報告書提出から措置公表までは 11 か月を経過しているが、改善に向けた取り組みがなされており、適時性に関しては良好といえる。</p>
指摘の理解度	<p>平成 23 年度から指定管理者の年間事務計画を作成し、所管課、美術館本館及び指定管理者の役割分担、各業務の実施時期等を明確にし、運用するように改善されており、指摘内容の理解はされている。</p>
措置の妥当性	<p>平成 23 年度及び平成 24 年度においては、指定管理者のアンケート調査結果を美術館協議会に付議し、意見を聴取しており、美術館協議会は熊本県立美術館条例の第 21 条協議会に規定されている美術館の運営に関して館長の諮問に応じ、意見を述べるという設置目的を果たしている。</p> <p>また、県のモニタリングに関して、実地調査は平成 23 年までは実施されておらず、平成 24 年度から「指定管理者に係るモニタリング実地調査実施要領」を起案し、平成 25 年 2 月に実施し、指導を行い、調査内容・結果を文書化し所管課で課長まで閲覧に供している。</p> <p>年次報告書に関しては、平成 24 年度では指定管理者より 5 月 20 日に事業報告書を受領し、所管課では 5 月 22 日に指定管理業務に係る年次報告書の承認を行っているが、点検内容を確認できる資料が保管されておらず、どのように内容の点検が実施されたかは検証できなかった。</p> <p>なお、指定管理者から提出された「平成 24 年度事業報告書総括表」を確認したところ、「3. 管理経費収支状況」で人件費支出の金額記載を誤っていた。支出合計等の訂正が必要であり、指定管理者から訂正後の事業報告書総括の提出を受ける必要がある。また、所管課では年次報告書の点検を再度慎重に実施することが望まれる。</p>
総合意見	<p><b>【指摘】</b></p> <p>美術館協議会への意見聴取、実地調査の実施という点において県のモニタリングは改善されているものの、所管課での年次報告書の点検という点</p>

	<p>に関しては、なお不十分な点が見られ改善していく必要がある。</p>
	<p>問題なし <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指摘事項あり</span> 意見あり</p>

年度及び番号	平成 23 年度 130 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県民総合運動公園
現在の所管課	教育委員会事務局体育保健課
指摘件名	選定委員会の内部選定委員について
指摘内容	<p>応募者の団体の役員等に就任している内部職員を選定委員に選任することは、選定委員会の公平性及び透明性を確保するには不適切である。また、当該委員は利害関係者として本来採点に参加すべきではないが、採点を行っていたこと自体不相当である。</p> <p>なお、(財)熊本県スポーツ振興事業団の理事及び評議員に就任していた県職員 5 名は平成 23 年 3 月 31 日付けで辞任している。</p> <p>県では、平成 23 年 8 月に運用指針を改正し、内部委員の廃止、委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹に関係にある者が応募者の役員等に就任している場合、当該委員は審査に参加できない旨を明確化する措置がなされており、今後はこのような公平性に疑念が生じる事態はないと考える。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	平成 23 年 8 月の「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」改正により、改善済み。
適時性	<p>平成 23 年 8 月には「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」が改定され、応募者の団体の役員等に就任している内部職員を選定委員に選任することはできなくなっており、これに準拠して選定委員の選任を行う方針としている。</p> <p>なお、平成 23 年に運用指針が改定されているが、平成 22 年度以降は指定管理者の選定が行なわれていないため実績はない。</p>
指摘の理解度	平成 23 年 8 月に改正された運用指針に準拠して選定委員を選任する方針としており、指摘の内容に対して十分理解されていると判断した。
措置の妥当性	選任時点及び指定管理候補者の応募終了時点で選定委員が利害関係者でないことを確認することになっており、応募団体の利害関係者が選考委員に選任されるという状況は排除されていることから、措置は妥当であると判断した。
総合意見	平成 23 年に運用指針が改定されているが、平成 22 年度以降は指定管理者の選定実績がなく、実際に運用指針への準拠状況は確認できなかった。

	今後運用指針に準拠し、選定委員が適切に選任されることを期待する。
	問題なし 指摘事項あり 意見あり

年度及び番号	平成 23 年度 131 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県民総合運動公園
現在の所管課	教育委員会事務局体育保健課
指摘件名	県のモニタリングについて
指摘内容	<p>所管課の各施設における改修工事等が実施されたこともあり、十分な実地調査がなされていない。</p> <p>熊本県立総合体育館の「Ⅱ、監査の結果及び意見」にも記載しているとおり、実地調査は県が実施するモニタリングの中でも重要なものであり、運用指針に規定されているように実地調査を実施し、その結果につき文書で保管しておく必要がある。</p> <p>なお、所管課においては、平成 23 年度より実地調査の実施につき年 2 回（8 月及び 1 月）実施する旨の計画を立て指定管理者へ通知するなど改善を行っている。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	平成 23 年 8 月及び平成 24 年 3 月に実地調査を行い、調査結果については文書で保管している。
適時性	平成 23 年度より実地調査を実施しているため、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	実施調査について、年に 2 回実施するよう年間計画を立案するよう改善されており、またその結果も適切に保管していることから、指摘内容を十分理解していると判断した。
措置の妥当性	平成 23 年度以降は、運用指針及び指定管理者との協定書に基づき実地調査が実施され、その結果が適切に保管されていることを確認できており、措置は妥当であると判断した。
総合意見	<p>指定管理者制度の導入により運営・管理を外部委託する施設が増加してきている状況で、委託者である所管課のモニタリングによる監督・指導は重要な業務の 1 つとなってきている。今後も引き続き適切なモニタリングが実施されることを期待する。</p>
	問題なし 指摘事項あり 意見あり

年度及び番号	平成 23 年度 132 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県民総合体育館
現在の所管課	教育委員会事務局体育保健課
指摘件名	県のモニタリングについて
指摘内容	<p>平成 20 年度から平成 22 年度にかけて施設の改修工事の実施、備品購入など所管課で対応すべき事項が多く、また、平成 22 年度では所管している指定管理者制度導入 6 施設の指定管理者の選定作業もあり、担当する 2 名の職員では十分な対応が取れなかったことが考えられるが、実地調査は県の実施するモニタリングの中でも重要なものである。</p> <p>運用指針に規定されているように実地調査を実施し、その結果につき文書で保管しておく必要がある。</p> <p>なお、所管課においては、平成 23 年度より実地調査の実施につき年 2 回（8 月及び 1 月）実施する旨の計画を立て指定管理者へ通知するなど改善を行っている。</p>
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	平成 23 年 8 月及び平成 24 年 3 月に実地調査を行い、調査結果については文書で保管している。
適時性	平成 23 年度より実地調査を実施しているため、適時性に問題はないと判断した。
指摘の理解度	実施調査について、年に 2 回実施するよう年間計画を立案するよう改善されており、またその結果も適切に保管していることから、指摘内容を十分理解していると判断した。
措置の妥当性	平成 23 年度以降は、運用指針及び指定管理者との協定書に基づき実地調査が実施され、その結果が適切に保管されていることを確認できており、措置は妥当であると判断した。
総合意見	<p>指定管理者制度の導入により運営・管理を外部委託する施設が増加してきている状況で、委託者である所管課のモニタリングによる監督・指導は重要な業務の 1 つとなってきている。今後も引き続き適切なモニタリングが実施されることを期待する。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし      指摘事項あり      意見あり</p>